

今帰仁村地域防災計画



令和6年3月修正

今帰仁村防災会議

目 次

第 1 編 共通編

第 1 章 総 則.....	1
第 1 節 目 的.....	1
第 2 節 用 語.....	2
第 3 節 今帰仁村の概況.....	3
第 4 節 災害の想定.....	7
第 5 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	16
第 6 節 村民等の責務及び地域防災力の向上.....	22
第 2 章 基本方針.....	25
第 1 節 災害の想定と防災計画の基本的考え方.....	25
第 2 節 防災対策の基本理念及び施策の概要.....	28
第 3 節 本村の特殊性等を考慮した重要事項.....	32
第 4 節 防災計画の見直しと推進.....	34
第 3 章 災害予防計画.....	37
I 防災ビジョン.....	37
II 災害に強い村（むらづくり）.....	39
第 1 節 防災環境の整備.....	39
第 2 節 社会基盤施設の整備.....	41
第 3 節 地盤・土木施設等の災害予防.....	50
第 4 節 建築物等の災害予防.....	56
第 5 節 ライフライン施設等の機能確保.....	60
第 6 節 危険物施設等の災害予防.....	65
第 7 節 不発弾等の災害予防.....	68
第 8 節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進.....	72
第 9 節 防災研究の推進に関する計画.....	73
III 災害に強い村民（ひとづくり）.....	74
第 1 節 防災訓練.....	74
第 2 節 防災知識の普及・啓発.....	78
第 3 節 自主防災組織の育成.....	84
第 4 節 企業防災の促進.....	86
第 5 節 消防力の強化等.....	87
第 6 節 地区防災計画の普及等.....	89

IV 災害応急対策活動の準備（事前の備え）	90
第1節 村及び関係機関の役割	90
第2節 村の事前措置計画	91
第3節 災害ボランティアの活動環境の整備	103
第4節 要配慮者の安全確保	106
第5節 観光客・旅行者・外国人等の安全確保	111
第6節 避難体制等の整備	113
第7節 孤立化対策の強化	122
第8節 防災備蓄及び資機材の整備・点検計画	125
第9節 交通確保・緊急輸送体制の整備	128
第10節 道路事故災害の予防	130
第11節 海上災害の予防	131

第2編 地震・津波災害対策編

第1章 災害応急対策計画	135
第1節 組織動員計画	136
第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画	150
第3節 災害通信計画	158
第4節 災害状況等の収集・報告計画	161
第5節 災害広報計画	168
第6節 自衛隊派遣要請計画	170
第7節 相互応援協力計画	180
第8節 避難計画	182
第9節 観光客等対策計画	196
第10節 要配慮者対策計画	198
第11節 消防計画	200
第12節 救出計画	202
第13節 医療救護計画	205
第14節 交通輸送計画	211
第15節 公安・治安警備計画	219
第16節 災害救助法の適用計画	220
第17節 給水計画	223
第18節 食料供給計画	225
第19節 生活必需品供給計画	229
第20節 防疫計画	232
第21節 清掃計画	237
第22節 行方不明者の捜索、遺体の処置及び埋葬計画	238
第23節 障害物の除去計画	242

第24節	住宅応急対策計画	245
第25節	二次災害の防止計画	249
第26節	教育対策計画	251
第27節	危険物等災害応急対策計画	255
第28節	労務供給計画	257
第29節	民間団体協力計画	262
第30節	ボランティア受入計画	264
第31節	公共土木施設応急対策計画	267
第32節	ライフライン等施設応急対策計画	270
第33節	交通機関応急対策計画	274
第34節	農林水産物応急対策計画	275
第35節	離島支援計画	277
第2章	災害復旧復興計画	278
第1節	公共施設災害復旧計画	279
第2節	被災者生活への支援計画	281
第3節	農林漁業及び中小企業への支援計画	292
第4節	復興の基本方針等	294

第3編 風水害等災害対策編

第1章	災害応急対策計画	299
第1節	組織動員計画	300
第2節	気象警報等の伝達計画	314
第3節	災害通信計画	321
第4節	災害状況等の収集・報告計画	324
第5節	災害広報計画	331
第6節	自衛隊派遣要請計画	333
第7節	相互応援協力計画	343
第8節	避難計画	345
第9節	観光客等対策計画	364
第10節	要配慮者対策計画	366
第11節	水防計画	368
第12節	土砂災害応急対策計画	371
第13節	消防計画	373
第14節	救出計画	377
第15節	医療救護計画	379
第16節	交通輸送計画	385
第17節	公安・治安警備計画	394
第18節	災害救助法の適用計画	395

第 1 9 節	給水計画.....	398
第 2 0 節	食料供給計画.....	400
第 2 1 節	生活必需品供給計画.....	404
第 2 2 節	防疫計画.....	407
第 2 3 節	清掃計画.....	412
第 2 4 節	行方不明者の搜索、遺体の処置及び埋葬計画.....	413
第 2 5 節	障害物の除去計画.....	416
第 2 6 節	住宅応急対策計画.....	419
第 2 7 節	二次災害の防止計画.....	423
第 2 8 節	教育対策計画.....	425
第 2 9 節	危険物等災害応急対策計画.....	429
第 3 0 節	海上災害応急対策計画.....	431
第 3 1 節	労務供給計画.....	441
第 3 2 節	民間団体協力計画.....	446
第 3 3 節	ボランティア受入計画.....	448
第 3 4 節	公共土木施設応急対策計画.....	451
第 3 5 節	航空機事故災害応急対策計画.....	454
第 3 6 節	ライフライン等施設応急対策計画.....	455
第 3 7 節	農林水産物応急対策計画.....	459
第 3 8 節	交通機関応急対策計画.....	461
第 3 9 節	道路事故災害応急対策計画.....	462
第 4 0 節	離島支援計画.....	464
第 2 章	災害復旧復興計画.....	465
第 1 節	公共施設災害復旧計画.....	466
第 2 節	被災者生活への支援計画.....	468
第 3 節	農林漁業及び中小企業への支援計画.....	479
第 4 節	復興の基本方針等.....	481

第 1 編 共通編

共通編は、本計画の総則、基本方針、
災害予防計画である。

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、今帰仁村地域における気象、地勢等の特性によって起こり得る災害（台風、豪雨、高潮、津波、地震、その他大規模な災害等）に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、村民の生命、身体及び財産の保護を目的とし、本村及び防災に関わる機関、地域住民、地域事業所等が一連の防災活動を適切に実施するため、今帰仁村防災会議が策定するものである。

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

編	章	概要
第1編 共通編	第1章 総則	本村の概況及び防災に関し、村及び村域に関わる公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を示す。
	第2章 基本方針	防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項を示す。
	第3章 災害予防計画	災害の発生を未然に防止するため、大規模な地震や土砂災害、洪水、火災等を想定した治山治水事業等による村土の保全、防災教育及び訓練、災害用食料及び物資、資材の備蓄、救助施設、防災施設等の整備、その他災害についての予防実施を示す。
第2編 地震・津波 災害対策編	第1章 災害応急対策計画	地震・津波災害に関する組織や体制、災害情報等の収集、避難、消防、救助、衛生、文教、交通輸送、その他災害応急の対策を示す。
	第2章 災害復旧復興計画	地震・津波災害からの復旧及び復興に関し、本村における対応事項を示す。
第3編 風水害等災 害対策編	第1章 災害応急対策計画	風水害等に関する組織や体制、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教、交通輸送、その他災害応急の対策を示す。
	第2章 災害復旧復興計画	風水害等からの復旧及び復興に関し、本村における対応事項を示す。
資料編		各編に係る資料・様式

第2節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- ① 基本法 : 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
- ② 救助法 : 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
- ③ 村防災計画 : 今帰仁村地域防災計画をいう。
- ④ 県防災計画 : 沖縄県地域防災計画をいう。
- ⑤ 村災害対策本部 : 今帰仁村災害対策本部をいう。
- ⑥ 県本部 : 沖縄県災害対策本部をいう。
- ⑦ 県現地本部 : 沖縄県現地災害対策本部をいう。
- ⑧ 県地方本部 : 沖縄県災害対策地方本部をいう。

第3節 今帰仁村の概況

1. 沿革

「今帰仁」のことを古くはオモロや辞令書においては「みやきせん」とうたわれ、また『海東諸国紀』（1471年）には「伊麻寄時利」と記され、近世になって「今帰仁」と表記されるようになった。

〔伊麻寄時利（海東諸国紀）→みやきせん（おもろそうし、辞令書）→今帰仁（琉球国高究帳など）〕

琉球三山鼎立時代は、北山王の居城である今帰仁城を擁し北部地域の政治、経済、文化の中心地であった。三山統一後も、今帰仁間切は、現在の名護市羽地、本部町崎本部までの地域と、その周辺の島々など36ヵ村を領有する本部半島の大半を占める大規模な間切（現在の村）であった。

しかし、1665年に第二監守時代の監守が首里に引き上げると、翌年1666年に今帰仁間切は今帰仁と伊野波（本部）の2つの間切12ヵ村に分割・分離し、さらに1736年には呉我等4ヵ村が羽地間切に編入され、ほぼ現在の規模となった。

また、1908年（明治41年）特別町村制施行により今帰仁村となり、運天港に所在していた今帰仁間切の番所（後に役場と改称）は、1916年（大正5年）に仲宗根に移転した。間切には地頭代をはじめ総耕作当や夫地頭、首里大屋古や提などの役職があった。間切の長は、地頭代、間切長、さらに村長への改称がなされ現在に至っている。

1945年（昭和20年）における第二次世界大戦の敗戦から米国の施政権下におかれるなど、1972年（昭和47年）の本土復帰までの困難な状況を村民と共に歩んできた。

現在、本村には19行政区があり、各種の伝統的行事や老人会、婦人会、青年会などの広いコミュニティ活動がなされてきている。社会生活に直接的に結びつき、各区民の連帯意識も強い。

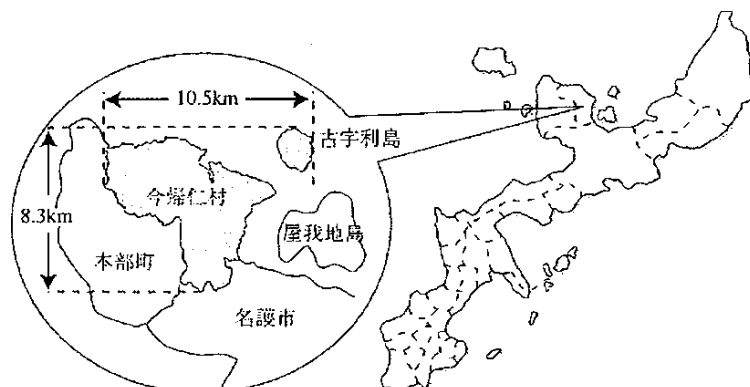
2. 位置・面積

本村は、県都那覇市から約85km北上した沖縄本島北部、本部半島の北東部（北緯26°40′43″、東経127°58′29″）に位置している。

東から東南部にかけては名護市、南西部から西は本部町、北は東シナ海に面し、北東約1.5kmには古宇利島（古宇利区）がある。

面積は、本島部において36.76km²、古宇利島3.17km²であり、総面積は39.93km²となっている。

位置図



3. 地 勢

本村の南側は、乙羽岳（標高約 275m）を中心に、山並みがほぼ東西に延びている。その山麓から北及び東に向かってゆるやかな傾斜地からさらに平坦地が広がり、集落を中心に周辺へとゆたかな農耕地帯を形成している。

村内の河川は、村の中央部を呉我山から仲宗根を通り、東シナ海へと注ぐ大井川（二級河川）と今帰仁城跡の東側を流れる志慶真川（普通河川）がある。その他に4本の普通河川があり、いずれも南から北方向へと流れ、東シナ海へと注いでいる。

土壌は、山間地が国頭マーヅ土壌（赤色土の強酸性で、土層は深いが団粒性に乏しく地力も低い）でパインアップル、ミカンなどが栽培されている。平地は島尻マーヅ土壌（褐色ないし暗褐色のアルカリ性で通気や排水がよい。）で、サトウキビ、野菜、スイカ、花キなどが栽培されている。

4. 気 象

本村は、琉球列島における亜熱帯海洋性気候に属し、本土と比較すると年間を通して気温の変化が少なく比較的温暖な気候といえる。

名護観測所の過去 20 年間（平成 13 年～令和 2 年）の気象状況によれば、年間降水量は平均 2,149.0mm、日最大降水量は平均 183.8mm となっている。また、同期間中の年平均気温は平均 22.9℃、年最高気温は平均 34.1℃、年最低気温は平均 8.4℃となっている。月平均降水量は 100mm 以下になることはほとんどなく、降水は年間を通してみられ、特に5月中旬から6月下旬にかけての梅雨時期と、8月を中心とする台風期によってもたらされる雨量が多く、農作物への影響も降水量によって大きく左右される。

本村のある沖縄県は、大陸と太平洋の間にあることから夏のはじめに「夏至南風」（カーチーバー）や、秋から冬にかけて「新北風」（ミーニシ）の季節風が吹き始める。

春から夏にかけて、「小満苦種」（スーマンボースー）といわれる沖縄地方の梅雨がある。この梅雨が明けると台風期に入り、大きな被害を生じてきた反面、降水量の増加とともに水不足の解消を担ってきた。

これまで、台風災害についての各種の対策を講じてきたが、近年の異常気象等による集中豪雨や異常潮位等多種多様な災害に対応するため、日頃の予防・応急体制を整えておくことが重要なことから、今後とも災害対策の推進に努める。

※「資料編：4-1 気象」参照（p55）

5. 人口・世帯数

本村の人口・世帯数は、令和2年の国勢調査結果によれば、人口は8,894人で、国勢調査の開始以降初めて9,000人を下回った。世帯数は3,541世帯で増加傾向にあり、1世帯当たりの人口が減少し、単身世帯化や核家族化が進行している。

年令3区分別人口構成は、生産年令人口が4,538人（約51%）で、昭和60年以降初めて5,000人を下回った。高齢人口は3,019人（約34%）で増加傾向、年少人口は1,335人（約15%）で減少傾向にあり、少子高齢化が進行している。

※「資料編：4-2 人口・世帯」参照（p57）

6. 文化財

本村には、国指定の文化財で、2000年（平成12年）に世界遺産へ登録された県内屈指の名城である今帰仁城跡をはじめ、琉球松並木の仲原馬場、諸志御獄の植物群落、40有余の文化財などが分布し、歴史・文化の香り高い村となっている。

また、ウップマ地域等の美しい景観をもつ海岸線や白い砂浜、風光明媚な運天水道の内海、乙羽岳等の豊かな動植物等の自然資源にも恵まれている。

※「資料編：4-9 今帰仁村の文化財」参照（p78）

7. 交通事情

本村には、国道505号と主要地方道の県道名護運天港線、県道115号、県道123号が主要幹線道として通っており、その他村道及び農林道によって形成されている。

平成17年2月に古宇利架橋、平成22年12月のワルミ架橋の開通に伴い、村内の交通便利性が格段に向上した。

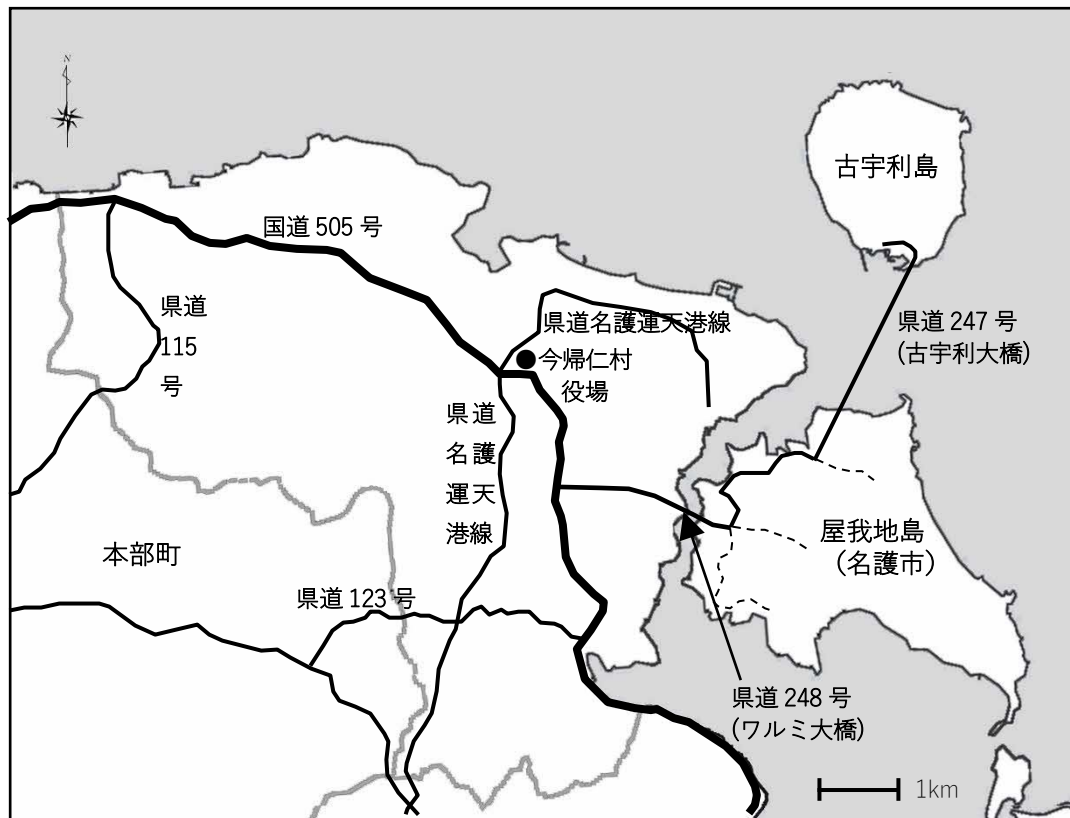
これらの道路のうち、国道505号、県道名護運天港線は、第二次緊急輸送道路（第一次緊急輸送道路で連絡された防災拠点と主要防災拠点を連絡する道路）に、古宇利屋我地線、屋我地仲宗根線は、第三次緊急輸送道路（本島とその周辺の島を連絡する離島架橋）に指定されている。

また、伊是名島、伊平屋島のターミナル港で、重要港湾となっている運天港は、救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点に指定されている。

本村の公共交通機関は、民間バス会社の乗り合いバスが運行している。自家用車の普及が著しいことからバスの利用者は減少しているが、唯一の公共交通機関として、通学

や通勤の他、地域住民の足として利用されており、重要な役割を担っている。

道路図



8. 災害の概況

※「資料編：4-3 災害の概況」参照（p 59）

第4節 災害の想定

本村において予想される大規模な災害（救助法適用制度）を勘案し、過去の災害事例や調査資料等を基に同様の規模の災害が起こり得るものとして、被害軽減を目的に策定する。

1. 台風災害の想定

台風の災害としては、「沖縄県地域防災計画」を参考に、大規模な被害を受けた3つの台風を事例に、本村においても同様の災害を想定する。

(1) 台 風

① 昭和32年台風第14号 フェイ

襲来年月日	昭和32年9月25日、26日
最大風速	47.0m/s（那覇）
最大瞬間風速	61.4m/s（那覇）
降水量	70.7mm（那覇、25～26日）
死傷者・行方不明者	193名（うち死者及び行方不明者131名）
住宅全半壊	16,091戸

② 第2宮古島台風（昭和41年台風第18号 コラ）

襲来年月日	昭和41年9月5日
最大風速	60.8m/s（宮古島）
最大瞬間風速	85.3m/s（宮古島）
降水量	297.4mm（宮古島、3～6日）
死傷者・行方不明者	41名（うち死者1名）
住宅全半壊	7,765戸

③ 平成15年台風第14号 マエミー

襲来年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s（宮古島）
最大瞬間風速	74.1m/s（宮古島）
降水量	470mm（宮古島、9～12日）
死傷者・行方不明者	94名（うち死者1名）
住宅全半壊	102棟（うち全壊19棟）

第1編 共通編 第1章 総 則
第4節 災害の想定

(2) 地すべり

発生年月日	平成 18 年 6 月 10 日
発生場所	沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内
降雨状況	先行降雨量 533mm (5 月 1 日～6 月 9 日)
集中降雨量	88mm (6 月 10 日)
地すべりの規模	平均高さ 30m (最大 42m)、長さ約 335m
移動土量	約 34 万 m ³ 、地すべり面積 5 万 6 千 m ²
地すべり幅	最大 260m
人的被害	なし
道路損壊	県道 35 号線延長 140m、村道坂田線延長 100m

(3) 河川の氾濫（浸水想定）

村内において、重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）として、大井川が指定されている

※「資料編：4-5 災害危険箇所・区域」参照（p 63）

(4) 高潮（浸水想定）

県は、来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、沖縄県津波・高潮調査（平成 18・19 年）高潮浸水区域を予測している。

調査は、平成 18 年度に本島沿岸域、平成 19 年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、本村に関する予測結果の概要は次のとおりである。

高潮浸水想定概要

対 象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

(5) 土砂災害警戒区域等

本村には、警戒避難等が必要な急傾斜地の崩壊及び土石流に対する土砂災害警戒区域等の指定箇所は 29 箇所となっている。

※「資料編：4-4 土砂災害警戒区域等の指定状況」参照（p 61）

2. 地震災害の想定

沖縄県が調査を行った「平成 25 年度 沖縄県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）」及び「沖縄県地震被害想定調査概要報告書（平成 21 年）」による被害想定の結果を参考に、今帰仁村の地震災害を想定する。

（1）沖縄本島北部スラブ内地震

① 想定地震

想定地震は、沖縄本島の中部から北部において震度が強く、村内において揺れによる建物倒壊や死傷者数が大きい地震として、沖縄本島北部スラブ内地震（マグニチュード 7.8）とする。

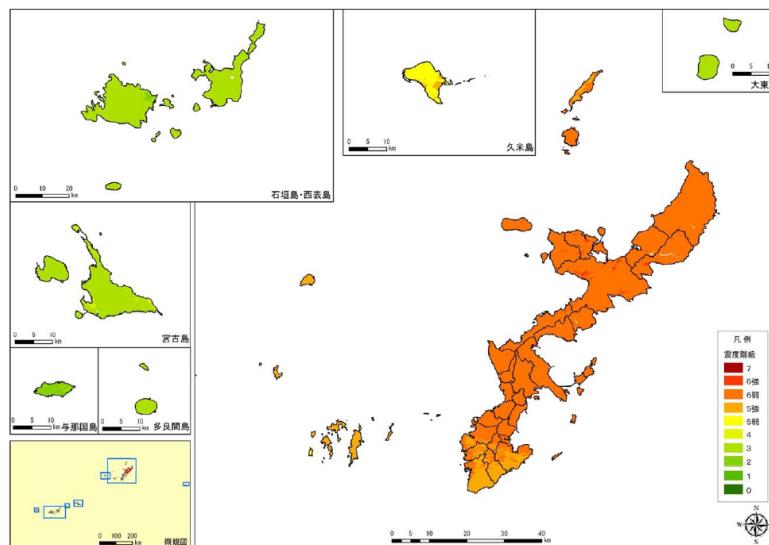
なお、沖縄本島北部スラブ内とは、人口集中地域である名護市の市街地を中心とした地域であり、平成 25 年度の調査において新たに設定された。

② 予測結果の概要

ア) 地震動の予測

沖縄本島北部スラブ内地震により、本島中北部のほぼ全域が震度 6 弱以上であり、本村内のほぼ全域が震度 6 弱で、一部地域が震度 6 強の揺れが想定される。

沖縄本島北部スラブ内地震の震度分布



イ) 被害の予測

沖縄本島北部スラブ内地震による被害予測結果は以下のとおりである。また、同調査において、沖縄本島北部スラブ内地震に次いで被害が大きくなると予測されている沖縄本島南東沖地震 3 連動についても整理した。

陸地部で発生する沖縄本島北部スラブ内地震では、揺れによる建物被害が多く、全壊及び半壊する建物が 1,200 棟に達すると予測される。人的被害では、死者はないが負傷者が 200 名を超えると予測される。

第1編 共通編 第1章 総 則
第4節 災害の想定

なお、周辺海域で発生する沖縄本島南東沖地震3連動では、揺れに加えて津波による被害が多数発生すると予測される。

沖縄本島北部スラブ内地震による被害予測結果（建物被害及び人的被害）

想定項目			沖縄本島北部 スラブ内地震	沖縄本島南東沖 地震3連動
建物被害	全壊棟数 (棟)	揺 れ	246	98
		液状化	32	32
		土砂災害	1	1
		津 波	0	117
		地震火災	2	2
		計	281	249
	半壊棟数 (棟)	揺 れ	880	498
		液状化	38	36
		土砂災害	2	2
		津 波	0	333
		計	919	868
人的被害	死者数 (人)	建物倒壊	0	3
		土砂災害	0	0
		津 波	0	41
		地震火災	0	0
		ブロック塀	0	0
		計	0	44
	負傷者数 (人)	建物倒壊	211	110
		土砂災害	0	0
		津 波	0	970
		地震火災	1	1
		ブロック塀	2	2
		計	211	1,080

注) 四捨五入の関係で、合計は必ずしも一致しない場合がある。

平成25年度 沖縄県地震被害想定調査報告書(平成26年3月)

ライフライン等の被害については、次表に示すとおりであり、上水道に係る被害や食料・飲料水の必要量が多い。

また、避難所内の避難者数は最大で1,000人程度と予測される。

沖縄本島北部スラブ内地震による被害予測結果（ライフライン等）

想定項目				沖縄本島北部 スラブ内地震	沖縄本島南東沖 地震3連動
ライフライン	上水道 断水人口 (人)	直 後		6,244	7,938
		1 日後		5,939	7,754
		1 週間後		4,208	6,413
		1 ヶ月後		897	1,644
	下水道 支障人口 (人)	直 後		0	0
		1 日後		0	0
		1 週間後		0	0
		1 ヶ月後		0	0
	電 力 停電軒数 (軒)	直 後		1,640	2,041
		1 日後		355	150
		1 週間後		251	0
		1 ヶ月後		251	0
	通信施設 不通回線数 (回線)	直 後		536	622
		1 日後		498	574
		1 週間後		138	83
		1 ヶ月後		107	42
	都市ガス 支障戸数 (戸)	直 後		0	0
		1 日後		0	0
		1 週間後		0	0
		1 ヶ月後		0	0
交通施設障害	道 路	道路（箇所）		22	22
		道路施設（箇所）		6	6
	港 湾	（箇所）		5	6
	漁 港	（箇所）		3	2
生活機能支障	物資不足量	食料（食）	1～3 日	5,940	0
			4～7 日	13,364	10,134
		飲料水（ $\frac{1}{2}$ ℓ）	1～3 日	35,510	45,113
			4～7 日	59,430	84,888
		毛布（枚）		1,956	579
災害廃棄物被害	(万トン)	災害がれき発生量		2	2
		津波堆積物発生量		14	0
避難者	避難所内 (人)	1 日後		988	301
		1 週間後		885	997
		1 ヶ月後		364	564
	避難所外 (人)	1 日後		510	201
		1 週間後		557	997
		1 ヶ月後		850	1,316
要配慮者被害	(人)	1 日後		32	10
		1 週間後		28	32
		1 ヶ月後		12	18

平成 25 年度 沖縄県地震被害想定調査報告書（平成 26 年3月）

(2) 沖縄本島南西沖地震

① 想定地震

沖縄本島に大きな被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南西沖を震源とする地震に関する想定を行う。沖縄本島南西沖の海域には近年地震活動があまり発生していない、いわゆる「地震の空白域」が存在している。

この地域では、地盤のひずみがかなり蓄積されている可能性があることから地震の規模は琉球海溝で発生した最大規模の地震であるマグニチュード（M=8.0）とする。

② 予測結果の概要

ア) 地震動の予測

沖縄本島南西沖地震（M=8.0）により、沖縄本島南部、周辺離島の一部などの沖積低地を中心に、震度6弱の揺れとなる。

また、本島南部の全域と本島中部及び周辺諸島の大半は震度5弱から震度5強となり、本村のある本島北部及び宮古島地域などでは震度4程度の揺れが予想される。

イ) 液状化危険度の予測

被害予測地震動・液状化による建物（今帰仁村）

	存在棟数	大破棟数	中破棟数	被害棟数	大破率(%)	中破率(%)	被害率(%)
木造建物	884	6	66	39	0.680	7.423	4.392
R C系建物	1,625	0	1	1	0.000	0.064	0.032
S系建物	128	0	1	1	0.000	0.896	0.489
その他建物	335	0	0	0	0.000	0.000	0.000
全構造集計	2,972	6	68	41	0.203	2.279	1.343

資料:「沖縄県地震被害想定調査概要報告書(平成22年3月)」

(3) 直下型地震の想定

ある特定の断層モデルに基づいて被害想定を実施すると、土の断層からも離れている市町村では、比較的軽微な被害しか想定されていない。しかし、現実にはどの市町村も直下型地震の震源になる可能性は否定できない。

そこで、本村の直下で地震が発生し、良好な地盤で震度5強程度の地震動が生じることを想定し、その場合に生じる被害を予測する。

① 想定地震

本村の直下で地震が発生し、良好な地盤で震度5強程度の地震動が生じることを想定した被害予測結果を参考とする。

② 予測結果の概要

ア) 地震動の予測

マグニチュード6.5、断層上端の深さ10kmにより、良好な地盤で震度5強程度を想定する。

イ) 液状化危険度の予測（被害棟数）

本村では、大井川河口周辺や海岸部とその他の一部に軟弱な沖積層による地盤が形成されていることから、その周辺では液状化による危険性が高いものと予想される。

地震動・液状化による建物被害予測（今帰仁村）

	存在棟数	大破棟数	中破棟数	被害棟数	大破率 (%)	中破率 (%)	被害率 (%)
木造建物	884	197	370	382	0.680	7.423	4.392
RC系建物	1,625	74	42	95	0.000	0.064	0.032
S系建物	884	197	370	382	0.680	7.423	4.392
その他建物	335	23	7	27	0.000	0.000	0.000
全構造集計	2,972	299	430	514	10.054	14.476	17.291

資料：「沖縄県地震被害想定調査概要報告書（平成22年3月）」

ウ) 人的被害の予測

人的被害の予測

（基盤一定入力：M=6.5、上端深さ6.6km）

	被害棟数	死者数	負傷者数	救出現場数	要救出者数	要後方医療 搬送者数	避難者数
今帰仁村	515	8	73	7	2	7	938
本部町	817	10	113	12	4	1	1,608
名護市	3,238	15	407	49	17	41	6,617

資料：「沖縄県地震被害想定調査概要報告書（平成22年3月）」

3. 津波被害の想定

（1）過去の津波被害

昭和35年（1960年）5月24日、日本列島の太平洋沿岸及び沖縄本島を襲ったチリ地震津波では、地震の震源地は南米チリ南部沖で、M8以上の最大級の地震であった。

被害は本島沿岸に集中し、本島では名護市（旧久志村、旧羽地村）、うるま市（旧石川市）等で24日5時半頃から数回にわたり津波があり、大浦湾に望む松田で385cm（平均海面上）に達した。

県全体の被害状況

- 死者3名、負傷者2名
- 住家・非住家全壊28戸、同半壊109戸
- 住家床上浸水602戸、同床下浸水813戸
- 橋梁破壊9箇所、道路決壊11箇所
- 船舶の被害（5トン未満）8隻等

資料：「沖縄県災害誌」

（2）津波の浸水想定

津波の浸水想定について「沖縄県津波・高潮想定調査業務委託（沖縄本島沿岸域）報告書（概要版）」（平成19年3月）の結果から、発生頻度の高い津波災害として本村における津波被害を以下に想定する。

① 建物被害

建物被害想定結果（全ケース最大の抽出）

	全 壊	半 壊	床上浸水	床下浸水
構造物あり	1	2	95	38
構造物なし	1	2	124	42

資料：「沖縄県津波・高潮想定調査業務委託（沖縄本島沿岸域）報告書（概要版）」（平成19年3月）

② 津波人的被害

ア）死者数

死者数想定結果（全ケース最大の抽出）

	意識高、冬夜	意識高、夏昼	意識低、冬夜	意識低、夏昼
構造物あり	1	10	2	13
構造物なし	1	11	2	15

資料：「沖縄県津波・高潮想定調査業務委託（沖縄本島沿岸域）報告書（概要版）」（平成19年3月）

※「資料編：資料－5 被害想定調査項目及び手法」参照（p80）

イ）負傷者数

負傷者数想定結果（全ケース最大の抽出）

	重傷者（冬）	重傷者（夏）	中等傷者（冬）	中等傷者（夏）
構造物あり	2	4	11	25
構造物なし	2	5	12	28

資料：「沖縄県津波・高潮想定調査業務委託（沖縄本島沿岸域）報告書（概要版）」（平成19年3月）

③ 交通支障

道路被害数想定結果（全ケース最大の抽出）

	被害延長(km)	被害区間
構造物あり	7.9	18
構造物なし	11.8	34

資料: 同上

④ ライフライン支障

ライフライン被害想定結果（全ケース最大の抽出）

	上水道	電力	電話
構造物あり	0	0	1
構造物なし	0	0	1

※単位: 施設数

資料: 同上

(3) 最大クラスの津波

本村に甚大な被害をもたらす津波想定結果（最大級の津波想定）として、「沖縄県津波被害想定調査業務委託報告書（概要版）」（平成25年3月）によれば、評価地点毎の地点最大水位、最大遡上高、津波到達時間及び沿岸最大水位は以下のとおりとなっている。

評価地点	地点最大水位 (m)	最大遡上高 (m)	津波到達時間 (分)	沿岸最大水位 (m)
今泊	3.6	4.9	25	4.8
仲尾次	4.0	5.1	24	4.6
大井川河口	4.6	6.4	27	5.8
運天	5.4	7.9	27	7.5
古宇利	4.2	5.5	28	5.2

資料: 「沖縄県津波被害想定調査業務委託報告書（概要版）」（平成25年3月）

※「資料編：資料－6 津波浸水予測図」参照（p81）

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1. 今帰仁村、消防・警察機関

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
1. 今帰仁村	① 村防災会議及び村災害対策本部に関する事務 ② 防災に関する広報・教育・訓練の実施 ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 ④ 防災に関する施設及び設備の整備 ⑤ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査 ⑦ 水防、消防、救助その他の応急措置 ⑧ 災害時の保健衛生及び文教対策 ⑨ 災害時における交通輸送の確保 ⑩ 災害廃棄物の処理 ⑪ 被災施設の災害復旧 ⑫ 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等対策 ⑬ 地域の関係団体、防災上重要な施設管理者が実施する災害応急対策等の調整 ⑭ 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進 ⑮ その他、災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
2. 本部町・今帰仁村消防組合 ・今帰仁分遣所	① 消防、水防及びその他応急措置に関すること ② 避難所の誘導に関すること ③ 人命の救出及び救急に関すること ④ 社会公共施設、危険物取扱所等の災害防止のための誘導、監督に関すること
3. 本部警察署 ・運天警察官駐在所 ・本部警察署今帰仁交番	① 災害時における住民の生命・身体及び財産の保護 ② 災害時における社会秩序の維持及び交通に関する事項
4. 沖縄県警察	① 災害警備計画に関すること ② 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること ③ 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること ④ 交通規制・交通管制に関すること ⑤ 死体の見分・検視に関すること ⑥ 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること

2. 県及び出先機関

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
1. 沖縄県	① 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 ② 防災に関する広報・教育・訓練の実施 ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 ④ 防災に関する施設及び設備の整備 ⑤ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査 ⑦ 水防、消防、救助、その他の応急措置 ⑧ 災害時の保健衛生及び文教対策 ⑨ 災害時における交通輸送の確保 ⑩ 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務 ⑪ 被災施設の災害復旧 ⑫ 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策 ⑬ 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整 ⑭ 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整 ⑮ その他、災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
2. 県立北部病院	① 災害時における医療、助産、看護活動の実施 ② 被災者の応急対策
3. 県立北部福祉保健所	① 災害時における管内の保健衛生対策及び生活支援対策・指導
4. 北部土木事務所	① 所管に係わる施設（道路、橋梁、河川、海岸保全施設等）の災害予防、災害時における応急対策や災害復旧対策、並びにこれらの指導 ② 北部管内の災害情報の収集、伝達及び被害調査
5. 北部農林土木事務所	① 所管に係わる施設（農道、農地、排水、耕地護岸等）の災害時における応急対策や災害復旧対策、並びにこれらの指導
6. 北部農業改良普及センター	① 農作物の災害応急対策及び指導 ② 村が行う被害調査及び応急対策への協力 ③ 災害時における被災農家の再生産及び生活指導等 ④ その他所管業務についての被災対策
7. 北部林業事務所	① 保安林の維持管理及び育成事業に関すること ② 林務護岸等、保安施設の整備促進及び指導 ③ その他所管業務についての被災対策

3. 指定地方行政機関・自衛隊

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
1. 沖縄総合事務局	① 総務部 ア) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること イ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること ② 財務部 ア) 地方公共団体に対する災害融資 イ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請 ウ) 公共土木等被災施設の査定の立会 エ) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む。）の査定 ③ 農林水産部 ア) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告 イ) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策 ウ) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策 エ) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策 ④ 経済産業部 ア) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策 イ) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務 ⑤ 開発建設部 ア) 直轄国道に関する災害対策 イ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策 ウ) 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策 エ) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援 オ) 大規模土砂災害における緊急調査 ⑥ 運輸部 ア) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策 イ) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請 ウ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整
2. 第十一管区海上保安本部	① 警報等の伝達に関すること ② 情報の収集に関すること ③ 海難救助等に関すること ④ 緊急輸送に関すること ⑤ 物資の無償貸与又は譲与に関すること ⑥ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること ⑦ 流出油等の防除に関すること ⑧ 海上交通安全の確保に関すること

第1編 共通編 第1章 総則
第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
	⑨ 警戒区域の設定に関すること ⑩ 治安の維持に関すること ⑪ 危険物の保安措置に関すること
3. 沖縄気象台	① 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表 ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達並びに解説 ③ 気象業務に必要な観測、予報、通信施設の整備 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
4. 沖縄総合通信事務所	① 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨時の措置、臨時災害FM局の開設など） ② 災害時における非常通信の確保 ③ 災害対策用移動通信機器の貸出 ④ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整
5. 沖縄労働局	① 災害時における労働災害防止対策 ② 災害に関連した失業者の雇用対策
6. 沖縄森林管理署	① 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備 ② 災害復旧用材の需給対策 ③ 国有林における災害復旧 ④ 林野火災防止対策
7. 自衛隊	① 災害派遣の準備 ② 災害派遣の実施
8. 九州地方環境事務所 所那覇自然環境事務所	① 災害廃棄物等の処理対策に関すること ② 環境監視体制の支援に関すること ③ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること

4. 指定公共機関・指定地方公共機関

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
1. NTT西日本(株) 沖縄支店 NTTコミュニケーションズ(株)	① 電信電話施設の保全と重要通信の確保
2. (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	① 移動通信施設の保全と重要通信の確保
3. 日本郵便(株) 沖縄支社 (今帰仁郵便局)	① 災害時における郵便事業運営の確保 ② 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱 ③ 災害時における窓口業務の確保
4. 日本赤十字社 (沖縄県支部)	① 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること ② 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること ③ 義援金の募集及び配分の協力に関すること ④ 災害時における血液製剤の供給に関すること
5. 沖縄電力(株)	① 電力施設の整備と防災管理 ② 災害時における電力供給確保
6. 日本放送協会 (沖縄放送局)	① 気象警報等の災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
7. 西日本高速道路(株) (沖縄高速道路事務所)	① 同社管理道路の防災管理 ② 被災道路の復旧
8. 琉球海運(株)	① 災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保
9. (公社)沖縄県北部 地区医師会	① 災害時における医療及び助産の実施
10. (公社)沖縄県看護 協会	① 災害時における医療及び看護活動(助産を含む。)への協力
11. (一社)沖縄県バス 協会	① 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整 ② 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
12. (一社)沖縄県女性 連合会	① 災害時における女性の福祉の増進

5. その他関係機関

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
1. 今帰仁村社会福祉協議会	① 村が行う防災及び応急対策への協力 ② 被災者の救護活動の展開
2. 村立学校給食共同調理場	① 災害時の炊き出しに関すること
3. 沖縄県農業協同組合 今帰仁支店 ・ 今帰仁村漁業協同組合	① 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 ② 農作物及び漁業災害応急対策の指導 ③ 農漁業生産資材及び生活資材の確保斡旋 ④ 被災農漁業家に対する融資の斡旋
4. 今帰仁村商工会	① 村が行う防災及び応急対策への協力 ② 救助用物資、復旧資材の確保についての協力 ③ 被災者の生活資材の確保についての協力
5. (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会	① 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援
6. 危険物等取り扱い事業者	① 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること ② 災害時における石油等の供給に関すること
7. 本部町今帰仁村清掃組合 (環境美化センター)	① 災害時におけるし尿、塵芥（ゴミ等）の処理に関すること
8. (一社) 沖縄県歯科医師会 (北部地区歯科医師会) ・ (一社) 沖縄県薬剤師会 (北部地区薬剤師会)	① 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること
9. (公社) 沖縄県トラック協会	① 災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること

6. 協力機関・団体

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
1. 自治会（村民）	① 避難誘導、避難所内の世話業務の協力に関すること ② 罹災者に対する炊き出し、救助物資の配分等 ③ その他被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関すること
2. 村内事業所等	① 普段の事業活動において本村の災害に強いひとづくり、むらづくりへの共同体制を図ること ② 従業員・来訪者の安全確保とともに、地域住民全体の安全確保に関すること ③ 行政機関の防災事業への協力等

第6節 村民等の責務及び地域防災力の向上

1. 村民等の責務（平常時及び災害時の心得）

今帰仁村民及び村内の各地域の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

（1）村民

〈平常時〉

- ① 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承（家族で避難場所の確認）
- ② 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- ③ 食料、飲料水その他生活用品等の「最低3日間、推奨1週間」分の備蓄と点検
- ④ 消防団、自主防災組織、防災訓練等への参加及び活動への協力

〈災害時〉

- ① 率先して逃げる
- ② 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- ③ 家族及び近所の要配慮者等の避難支援
- ④ 災害廃棄物の分別
- ⑤ その他自ら災害に備えるために必要な行動

（2）自治会・自主防災組織

〈平常時〉

- ① 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- ② 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害教訓の伝承
- ③ 避難行動要支援者の把握（名簿作成等）及び個別避難計画（避難支援プラン）の作成協力
- ④ 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- ⑤ 自主防災リーダーの養成
- ⑥ 自主防災活動及び訓練の実施

〈災害時〉

- ① 気象情報等の収集及び伝達
- ② 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- ③ 災害時の避難所の自主運営
- ④ 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

（３）事業者

〈平常時〉

- ① 従業員の防災教育及び訓練
- ② 事業継続計画（ＢＣＰ）の作成及び更新
- ③ 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- ④ 従業員等の食料、飲料水その他生活用品等の備蓄と点検
- ⑤ 自衛消防活動・訓練
- ⑥ 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力

〈災害時〉

- ① 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- ② 避難行動要支援者等の避難支援
- ③ 災害廃棄物の分別
- ④ 災害時の事業継続、国、県、村の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
- ⑤ その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

（４）村内事業所等

- ① 普段の事業活動において、災害に強いひとづくり、むらづくりへの共同体制を整備
- ② 従業員・来訪者の安全確保、地域住民全体の安全確保
- ③ 行政機関の防災事業への協力等

２．地域防災力の向上

村に大規模な災害が発生した場合には、行政からの支援（公助）にも限界があり、早急に支援できないことも考えられる。「自分の身は自分で守る（自助）」ということを基本に、「地域の協力による被害の軽減（共助）」が、災害からの被害を最小限にすると考えられ、地域防災力の向上が大きな課題である。

本村の地域防災力の向上を図るために、本節の「村民等の責務（平常時及び災害時の心得）」の普及啓発と併せ、以下の点について実施を推進していくものとする。

- ① 防災に関する村民意識の醸成
 - ・ 自治会への防災出前講座の開催
- ② 地域の防災リーダー及び自主防災組織の育成
 - ・ 全地区での自主防災組織の組織化
- ③ 多様な参加者による実践的な防災訓練の実施
 - ・ 年令構成や性別をはじめ、住民だけでなく、村内事業者なども含めた多様な参加者による実践的な防災訓練の実施

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1. 想定災害

(1) 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。

このため、今後の地震・津波対策では、2つのレベルの地震・津波を想定する。

1つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章の「第4節 災害の想定 3. 津波被害の想定 (2) 津波の浸水想定」に示す地震・津波である。

もう1つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)や明和8年(1771年)八重山地震による大津波などがあげられ、第1章の「第4節 災害の想定 3. 津波被害の想定 (3) 最大クラスの津波」に示す地震・津波である。

(2) 風水害等

地球温暖化による気候変動等から、大雨、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、各地で集中豪雨等の被害が多発している。

土砂災害については、土砂災害警戒区域等に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える気象状況により、大規模な土砂崩壊が発生する可能性がある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機等による大規模事故も想定しておく必要がある。

2. 防災計画の考え方

村は、県及び指定地方公共機関等と連携し、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定する。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

（１）想定する災害のレベルへの対応

- ① 最大クラスの災害に対しては、村民等の生命を守ることを最優先として、村民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。
- ② 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、村民の財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

（２）地域の社会構造の変化への対応

- ① 人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

本村は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、以下に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

ア) 集落の多くは、人口減少、集落の衰退、地域経済力の低下等がみられる。

市街地では、災害に強い地域の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

また、人口減少地域では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援等が必要である。

イ) 要配慮者（※１）が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者（※２）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

ウ) 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本村の経済力や観光を重要な地域振興策として強化する観点からも、本村の防災体制を強化する必要がある。
- ※１ 要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々で、一般的には高齢者、障がい者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

エ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

オ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

カ) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの村民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

② 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による村内の各施設への影響、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検した上で、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画については、随時更新していく必要がある。

また、業務継続計画の策定等に当たっては、災害時における災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、少なくとも村長不在時の明確な順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本村において発生のある可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要

本村は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念され、村民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、本村の自然的特性及び社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害時の社会福祉経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施に当たっては、国、県、村及び指定公共機関がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、国、県、村を中心に、村民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、県、村、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとる。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は、次のとおりである。

1. 周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

(1) 基本理念

- ① 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。
- ② 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 施策の概要

- ① 災害に強いむらづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保

- ② 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実
- ③ 村民の防災活動を促進するための防災教育等による、村民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による村民の防災活動環境の整備等
- ④ 防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的、社会的分野を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- ⑤ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、情報伝達体制の食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

2. 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施設の概要は次のとおりとする。

なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮する。

(1) 基本理念

- ① 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- ② 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に配慮するなど、被災者の年令、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 施策の概要

- ① 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、村民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動
- ② 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- ③ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交

通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動

- ④ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等、広域的避難収容活動
- ⑤ 被災者等への的確かつわかりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による村民等からの問い合わせへの対応
- ⑥ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給
- ⑦ 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処置等
- ⑧ 防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等
- ⑨ 応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害警戒区域等の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧及び二次災害の防止のための危険性の見極め、必要に応じた村民の避難及び応急対策の実施
- ⑩ ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

3. 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

(1) 基本理念

- 災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

(2) 施策の概要

- ① 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- ② 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧
- ③ 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災むらづくり
- ④ 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な廃棄物処理
- ⑤ 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- ⑥ 被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

4. その他

村は、県及び公共機関等と連携し、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関の間、村民等の間、村民等と行政の間で、防災情報が共有できるように必要な措置を講じる。

第3節 本村の特殊性等を考慮した重要事項

本村の古宇利区については、架橋で結ばれてはいるものの防災上不利な地理的条件があるほか、年間約70万人の観光客が訪れる等、防災上特別な配慮が必要な社会条件を有する。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。

このため、当面は、住民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実、自主防災組織の育成・強化等、住民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

1. 孤立危険集落の有する条件不利性

大規模災害時には県内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがあるほか、橋梁が通行不能となった場合には孤立化するおそれのある古宇利区への同時応援の困難等も予想される。

このため、県内他市町村等から本村への応援が到着するまでの間を自力で乗り切れる防災資源やネットワークを充実・強化し、村の防災体制・対策の充実・強化を図る。

- ① 古宇利区の浸水想定区域外への備蓄拠点・物資、ヘリポート等輸送拠点の確保
- ② 自衛隊、米軍等によるヘリコプター輸送体制の確保
- ③ 海上保安庁による船艇・航空機を使用した輸送体制の確保

2. 村の小規模性等の条件不利性

本村における消防団員数の人口比率は2.2%（沖縄県0.11%、全国平均0.61%）、自主防災組織活動カバー率は8.6%（沖縄県41.4%、全国平均85.4%）となっている。

また、防災対策について、本村の現状を考慮し、以下のような防災体制・対策の充実・強化を推進する。

- ① 消防団の拡充強化
- ② 自主防災組織の組織化、資機材整備等の支援
- ③ 村避難計画・ハザードマップ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（避難支援プラン）等の作成・支援、防災無線・避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備支援

※本村の消防団員数の人口比率及び自主防災組織活動カバー率は令和5年度村調べによる。

※国及び県の消防団員数の人口比率及び自主防災組織活動カバー率は消防白書（令和5年版）による。

3. 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

本村においては、一部海拔5m以下の沿岸部に存在する地区や、津波の想定結果から地震発生から10分以内に津波が到達する地区がある。

少なくとも海拔5m以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように、以下のような津波避難対策を村内全域で進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- ① 津波ハザードマップの更新・周知、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施
- ② 村の津波避難計画、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成
- ③ 高台が少ない地域等の津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備
- ④ 海拔高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標識設置
- ⑤ 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

4. 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、村内の集落、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、村内（島内）に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、村、県、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、少なくとも海拔5m以上のより高い場所へ、津波到達予測時間前に避難できるように、村内全域で以下のような対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- ① 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備
- ② 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置
- ③ 滞留旅客の待機施設等の確保

第4節 防災計画の見直しと推進

防災計画は、実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、普段から意識することで、村、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

1. 防災計画の効果的推進

村防災計画は、想定した災害の諸形態を考慮して、村内の防災に関する事項を網羅的に示している。村防災計画の見直しに当たっては、本村の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。

総務課は、村防災計画を効果的に推進するため、関係各課や防災関係機関との連携を図り、次の対策を実施する。

なお、本計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。

計画推進のための対策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた村職員への周知徹底及び検証② 計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた、関係機関との調整に必要な事項や教訓等の反映 |
|--|

2. 様々な主体の相互連携と村民運動の展開

いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による「公助」はもとより、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が必要である。

個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う村民運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。

3. 県及び指定地方公共機関等との連携

村は、果たすべき役割を的確に実施するとともに、県及び指定地方公共機関等と相互に密接な連携を図る。

また、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

4. 防災計画の修正

村防災計画は、基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針及び本村の情勢等を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、防災関係機関は、関係ある事項について修正しようとする場合（緊急を要するものについてはその都度）は、計画修正案を今帰仁村防災会議（事務局：総務課防災担当）に提出するものとする。

村防災会議は、村防災計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを村防災計画に的確に反映させていく。

また、防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

5. 地区防災計画の策定等

村防災計画は、基本法第42条の2の規定に基づき、村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）について定めることができる。

地区居住者等は、共同して、村防災会議に対し、村防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

村防災会議は、遅滞なく、地区居住者等の提案を踏まえて、村防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、村防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

6. 防災計画の整合性の確保

（1）防災計画間の整合

村は、県等の防災計画との必要な調整、県の助言等を通じて、防災業務計画、地域防災計画、水防計画その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するため、必要なチェックを行う。

また、その他の計画（総合計画、マスタープラン等）についても、防災の観点から必要なチェックを行う。

(2) 防災関係法令との整合

村防災計画には、大規模地震対策特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づける。

7. 防災計画の周知徹底

村防災計画は、村職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、基本法第42条第4項に定める公表のほか、住民に周知徹底するよう努める。

第3章 災害予防計画

I 防災ビジョン

1. 目的

村防災計画が、災害による村民の生命、身体及び財産の保護を目的とすることから、本村及び防災に関わる機関・団体、地域住民、地域事業所等が一連の防災活動を適切に実施するため、防災意識の高揚とともに周知・広報を図る目的として、防災ビジョンを定める。

2. 計画の理念

災害による村民の生命の安全・財産の確保を目的に、本村における地域特性や居住環境の整備動向等、各種の計画を踏まえた地域防災計画の策定及び実施運用の指針として次の3点を計画の理念とする。

(1) 災害に強いむら

災害に対する万全の備えを有し、次の機能を不断に維持する「災害に強いむら」を目指す。

- ① 災害発生防止機能
- ② 災害拡大防止機能
- ③ 安全ゾーン確保機能

(2) 災害に強い村民

災害対策について強い関心と深い理解をもち、災害発生時においては冷静沈着に行動できる村民の育成を目指す。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

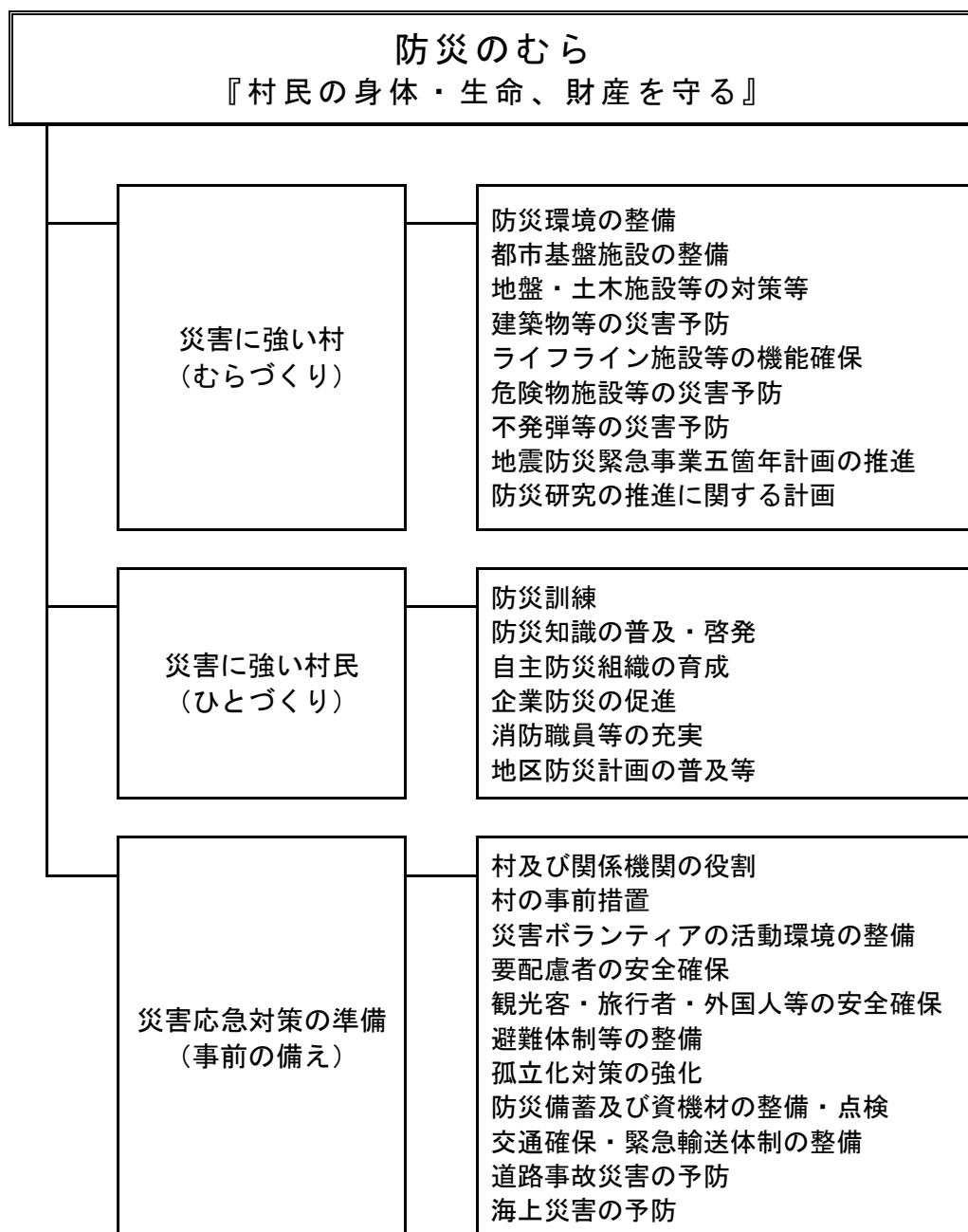
「村民の身体・生命、財産を守る」という目的を達成するため、以上の理念から必要な整備を設定し、これらの課題を災害応急対策のための事前措置と効果的に関連させつつ基本目標とした施策の実現を図る。

3. 基本目標

災害対策の理念に基づく災害予防の基本目標は、災害を未然に防止するために村を「災

害に強い村」及び「災害に強い村民」、「災害応急対策の準備」からなる「防災のむら」とすることであり、さらに、災害時の応急対策及び災害復旧対策を踏まえ、「村民の身体・生命、財産を守る」ことにある。

《防災ビジョン施策の体系》



Ⅱ 災害に強い村（むらづくり）

第1節 防災環境の整備

施策項目	実施担当
1. 防災対策に係る土地利用の推進	企画財政課
2. むらの生活基盤の防災構造化	建設課
3. 構築物等の予防対策	建設課

防災環境を整備するため、基盤施設の整備から災害の拡大を防止し、被害の軽減を目指す防災むらづくりを目的に、関係各課や関係機関別の個別事業について総合的な調整を図る。

また、村は、備蓄倉庫等の整備等の防災対策を検討する。

さらに、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画（避難支援プラン）を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

1. 防災対策に係る土地利用の推進

本村における災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な生活環境の整備を促進する。

（1）土地区画整理

既成の住宅密集地等において防災上危険な区域の解消を図り、防災拠点機能を有する公共・公益施設等との連携による防災活動上の道路、公園等の社会基盤施設を防災の観点から整備に努める。

（2）新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際し、防災の観点から総合的見地に立って調整・指導を行う。

低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成、危険斜面の周辺等での開発行為等については、液状化被害や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に実施する。

2. むらの生活基盤の防災構造化

（1）むらの防災構造化に関する基本方針

むらの防災構造化を推進するため、建築物の不燃化・耐震化等により防災空間を確保・拡充し、道路・公園、河川・港湾・砂防等の都市基盤施設の整備や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等について、必要に応じた整備事業の計画を策定し、防災化対策に努める。

（2）むらの防災構造化に関する事業実施

① むらの基盤施設等の整備

避難路、緊急輸送路、消防活動困難区域の解消等としての機能を有する道路整備を推進する。

集落・住宅密集地内道路は、防災機能の多機能性を確保した総合的な整備とする。

② 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い急斜面や軟弱地盤等について、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図り、土砂災害防止及び延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

③ 避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置

学校グラウンドを活用した広域避難地、住区基幹とした街区公園等の一時避難地を計画的に配置・整備するとともに、避難路を確保し、避難誘導標識等の設置を図りながら消防・避難活動等の対策強化を推進する。

④ ライフライン共同溝等の整備

災害時におけるライフラインの途絶被害を最小限にとどめるため、電線、水道管等の公益物件を収容するための共同溝等、地震に強い施設整備を推進する。

⑤ 防災拠点の確保

災害時における避難地、災害応急対策活動の場として、防災機能をより一層効果的に発揮させるため、バックアップ機能の確保、災害応急対策施設の充実、情報の発信基地等の機能も備えた中枢防災拠点を確保する。

例）備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備等

3. 構築物等の予防対策

看板や広告物等の構築物について、定期的及び事前に台風等の災害が予測される場合など、調査を行い危険と判断されるものについては、直ちに所有者又は管理者に通報し、改善か撤去を行うよう指示・履行する。

第2節 社会基盤施設の整備

施策項目	実施担当
1. 社会基盤施設の防災対策に関する基本方針	建設課
2. 防災上重要な道路等の整備	建設課
3. 港湾・漁港整備事業	建設課
4. 火災に強い村の形成	消防本部、総務課
5. 林野火災の予防対策	消防本部、総務課、建設課、経済課
6. 津波に強い村の形成	建設課、総務課

1. 社会基盤施設の防災対策に関する基本方針

村（建設課）は、防災構造上重要な社会基盤施設の整備を推進する。

また、災害による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき市街地部については、道路、公園、河川、砂防施設、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、市街地部における防災対策を推進する。

なお、市街地部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定める。

2. 防災上重要な道路等の整備

本村の道路は、国道 505 号の本部循環線と、県道 72 号線の名護運天港線が主な広域幹線道及び生活道として整備されている。

災害時においては、緊急輸送等、災害応急対策上重要な役割を担うことが予測され、災害に強い道路整備が重要である。

このような状況の中、国道 505 号の天底地内において、集中豪雨等から路面かん水による交通不能が予想されており、代替路線として県道 123 号線及び名護運天港線が想定されている。

今後、本村管理分における地震災害時における交通途絶が予想される道路区域の調査及び把握を行い、啓発や対策工事等の事業を推進する必要がある。

※「資料編：4-5（2）県管理道路（指定区間外国道、県道）危険区域」参照（p 63）

（1）道路、橋梁の維持補修事業

道路管理者は、所管、所轄する道路、橋梁を常時補修する。

なお、早急に補修が不可能な危険箇所については、立て札によって表示し、通行又は重量の制限を行う。

※「資料編：4-5 災害危険箇所・区域」参照（p 63）

（2）道路施設の整備

建設課は、災害時に土石流や道路施設自体の崩壊等による交通断絶が予想される箇所については、早急な補強対策を実施する。

橋梁については、耐震点検等を行い、調査結果により補修等が必要な橋梁について架替、補強、落橋防止等の整備を図る。

（3）緊急輸送の道路ネットワークの形成

道路管理者は、消防・救急・救助、災害輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、緊急輸送路としての道路幅員の拡幅、改良等を推進し、交通拠点となるアクセス道路の連絡機能を向上することによって緊急輸送道路ネットワークを形成させ、計画的な防災活動の円滑化に努める。

（4）道路啓開用資機材の確保

本村内での事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、消防・その他関係機関と連携し、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保体制を整える。

3. 港湾・漁港整備事業

本村には、入り江に奥深く位置する自然の良港として運天港があり、昔から台風時の避難港として利用してきた。さらに、古宇利漁港と運天漁港の2つの漁港があり、他に4つの船揚げ場が本村の水産業を担っており、台風・高潮対策を重点にした整備を実施している。

今後、災害時における施設整備だけでなく、港湾後背地における避難等の防災対策も考慮していく必要がある。

このため、港湾・漁港は、海上交通による避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすものであることから、災害による機能マヒを生じないように、耐震性の強化、港湾緑地や背後道路等の整備に努め、災害後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

※「資料編：4-5 災害危険箇所・区域」参照（p 63）

4. 火災に強い村の形成

（1）消防力・消防体制等の拡充強化

① 消防教育訓練の充実強化

消防教育訓練計画に基づき、消防職員及び消防団員、消防関係者の資質向上を図る。

② 消防制度等の確立

消防計画（消防本部提供）、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

③ 消防体制の充実・指導

本村において、消防体制の拡充及び消防団の体制強化を図る。

また、多くの人が入り又は勤務する施設（学校、ホテル、大型店舗、工場、事業所、危険物関係施設等）において、自衛消防団（自主防災組織等）の結成及び消防・訓練計画、消防用設備の指導を行うとともに、訓練の実施を図る。

住民への防火意識の向上を図るため、自治会・消防団をとおして春と秋の防火運動期間に消防訓練及び避難訓練の実施とともに予防査察を行う。

また、防火ビラの配布、講習会、その他防火行事を通じて防火思想の普及高揚を図る。

④ 消防施設・設備の整備促進

消防水利及び消防車両、救助資機材等、施設・設備の整備促進を図る。

（2）火災予防査察・防火診断

本村では、消防用設備（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水、消火活動上必要な施設）等及び防火管理体制の査察を実施し、火災の発生拡大を抑制・防止するとともに、確実に避難ができる体制及び環境づくりを図る。

① 特殊対象物（公共的な施設等）に対する査察

区 分	実 施 内 容
学校、官公署	防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等について、夏期休暇や年度末等の時期を利用した重点的な査察を実施する。
民宿・ホテル、娯楽施設	消火設備、避難設備、防火管理体制等について、消防計画に基づいた定期的な査察を実施する。
スーパー、商店	消火設備、避難設備、防火管理体制等について、消防計画に基づき定期的な査察を実施するための体制整備を図る。
危険物等関連施設	年間立入検査を通じ、施設の構造設備取扱い要領及び保安管理体制等を重点的に査察し、取扱い従業員の防火意識の向上を図るため、防火指導を行う。

② 一般住宅

火災の多発期となる秋季を控えた時期、及び3月の春季火災予防運動週間を通じ、一般住宅における火を取扱う器具等について、重点的な防火診断が実施できるよう整備を図る。

（３）消防施設の整備拡充

① 消防水利の多様化等

本村における防火水槽及び、耐震性貯水槽の現況から、不足若しくは拡充の必要性の高いもの、また、海水、プール、河川等の自然水利の活用及び消防水利の指定を行うことで消防水利の多様化と適正配置に努める。

② 伝達系統の整備

消防無線とともに本村地域に適正な手法による防災行政無線等の通信施設を含む情報収集機器・体制等、伝達系統の整備拡充を図る。

③ 維持更新

消防水利施設等の老朽化の状況把握を行い、適切な維持更新に努める。

※「資料編：今帰仁村の消防水利」参照（p 71）

（４）地震火災の予防

直下型地震発生等における地震火災の防止を図るため、むらの不燃化事業を推進する。

① 建築物や公共施設の不燃化の推進

本村の公共施設及び村営住宅、一般建築物の建物全般にわたり、地域性、老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化促進を実施する。

② 消火活動困難地域の解消

住宅密集地の不燃化事業等により、老朽木造住宅の密集地区及び消火活動困難地域の解消に努める。

③ その他の地震火災防止事業

耐震性貯水槽等の消防水利の整備や、防災拠点関係施設の整備を計画的に推進し、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

5. 林野火災の予防対策

本村は、南側を東西に山間地帯が延び、村域の森林面積が占める割合が高い状況となっている。このような特性から、本村の山林原野火災への予防対策は重要な事項となっている。

林野火災の原因として、入山者のタバコ、たき火等の火の不始末が多い。ひとたび山林・原野の火災が発生すると、地理的条件や気象条件等によっては広範囲にわたる等その消防活動は極めて困難となり、人命を奪う危険性や人家への延焼等、大きな被害に発展する可能性がひそんでいる。

また、森林資源の貴重な村有財産としての面からも、林野火災防止について万全の対策を図る。

林野火災を予防、警戒及び鎮圧して、火災による災害の拡大防止を図るため、県地域防災計画に準じて次の対策を図る。

（１）林野火災対策の推進

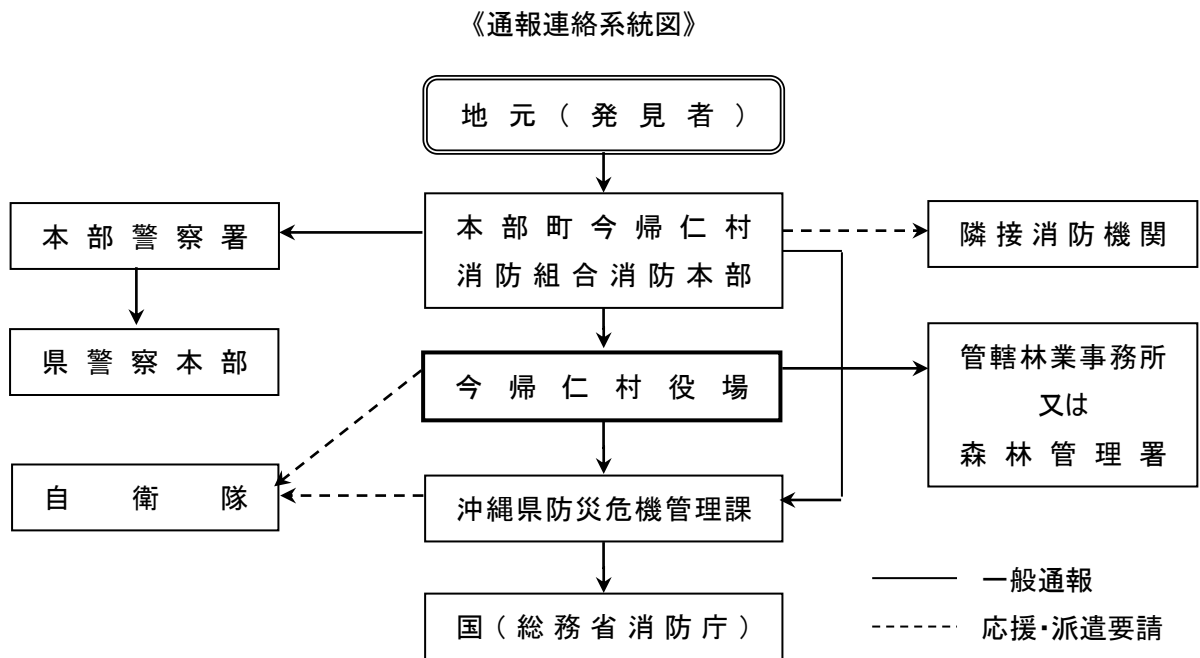
① 林野火災対策推進協議会

県における消防機関及び林野行政機関、自衛隊、警察、その他関係機関で構成する林野火災対策推進協議会の設置により、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の計画推進体制を確立する。

② 林野火災の発生、拡大についての通報連絡系統

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡等は、次のとおりとする。

通報連絡内容：火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、対応措置の概況等



③ 現地対策本部

村（総務課）は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制、及び情報連絡体系の整備を図るとともに、災害現地の本村において必要と認める場合は、現地対策本部を設置する。

（２）出火防止対策

区 分	措 置 内 容
標識の設置	入山者の注意を喚起するため、火事防止の標柱・標板等の設置に努める。
焼払い等 火入れの指導	サトウキビ葉等の焼払いに起因する林野火災の多発に鑑み、適正な火入れの指導を実施する。 特に、強風、乾燥時における火気の取扱いについて指導の強化を図る。
森林法等に基づく 規制措置	森林又はこれに近接している土地において、火入れについての森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。
出火防止策と 火入れの中止	火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況時の火入れ中止の指導等を徹底する。

（３）林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

① ヘリコプター補給基地の整備

村（総務課）は、県及び関係機関と調整しながら、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消化等補給基地の整備促進を図る。

② 空中消化資機材の操法訓練

県及び消防機関などが、関係機関共同で行う林野火災用空中消化資機材の操法訓練等に参加し、広域な林野火災時に備える。

（４）消防施設等の整備

林野占有面積が広い本村は、林野火災の危険度が高いことから消防庁が推進している林野火災特別地域対策事業の実施要件を備えている。

このことから、当該事業の実施促進を図り、林野火災用の消防施設の計画的整備に努める。

6. 津波に強い村の形成

本村は、北と東側を海に固まれ、海浜地域には住宅及び事業所等が立地していることや、漁業関係、海水浴客、つり人等、様々な人々が利用することから、津波による危険度は高いと予想される。

このような状況を踏まえ、村（総務課）は、最大クラスの津波被害から村民等及び財産を守るための被害未然防止策、被害の拡大防止等、必要な体制・手段を整備する。

（１）津波危険に関する啓発

① 住民等への啓発事項

- ア) 津波危険予想区域の周知
- イ) 津波危険への対処方法
- ウ) 過去の津波災害事例

② 啓発の手段・機会の活用実施

- ア) 学校、保育所（園）での職員、生徒、児童、園児、保護者を対象とした啓発
- イ) 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- ウ) 津波危険地域に立地する施設関係者を対象とした説明会
- エ) 津波危険地域の各自治会単位での説明会
- オ) 広報誌
- カ) 防災訓練

（２）津波に対する警戒避難体制・手段の整備

① 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

村（総務課）は、津波危険地域及び住家に対し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの維持管理等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。

② 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し、予警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

③ 避難ルート及び避難ビルの整備

- ア) 避難距離の長い避難ルートの見直し
- イ) 避難ルート・避難場所等の案内板設置
- ウ) 津波避難ビルの整備等

津波危険予想区域内の公民館等の公共施設に、津波避難に有効な機能の付加整備を推進するとともに、民間建築物等の活用及び個別住宅等における避難機能の付加について検討を図る。

（３）海岸保全事業

本村の海岸保全区域は、国土交通省河川局及び港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁における所管区域が指定されている。

※「資料編：4-5 災害危険箇所・区域」参照（p 63）

従来の津波、台風、高潮等を想定した海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進し、津波時の被害の拡大防止に努める。

なお、事業の実施に当たっては、自然環境の保護に十分配慮する。

（４）津波に強いむらの形成

村（総務課、建設課）は、津波に強いむらとするため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及びむらづくりの計画等を実施する。

- ① 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのむらづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

- ② 津波による浸水実績及び最大クラスの津波による津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。
- ③ 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなむらづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、概ね5分程度の避難を可能にするよう努める。ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

- ④ 地域防災計画とむらづくりの計画等の有機的な連携を図るため、むらづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのむらづくりに努める。

また、むらづくりの計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃からむらづくり行政の中に防災の観点を取り入れる。

- ⑤ 津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、海岸保全施設の海側の津波想定結果も考慮して、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

- ⑥ 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
- ⑦ 河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。
- ⑧ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるようなむらづくり計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施

設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いむらの形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- ⑨ 公共施設や要配慮者に関する施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化や非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、本部今帰仁村消防組合、本部警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

- ⑩ 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（港湾、漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

第3節 地盤・土木施設等の災害予防

施策項目	実施担当
1. 土砂災害防止対策	建設課、県
2. 河川災害防止対策	建設課
3. 農地等災害防止対策	経済課
4. 海岸保全施設対策	建設課
5. 高潮等災害対策	建設課

1. 土砂災害防止対策

村（建設課）は、地すべり、がけ崩れ及び急傾斜地における崩壊危険が予想される箇所について調査把握し、大雨注意報・警報の発令時又は台風時には巡回・監視する。安全施設については、土地条件に応じた施設整備又は措置を逐次実施する。

また、災害防止対策・体制づくりとともに、今後予想される危険区域の把握と周知に努める。

なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

（1）砂防事業

本村は、南側の乙羽岳（標高約 275m）を中心とした山並みがほぼ東西に延びており、その山麓から北及び東に向け急傾斜地となっていることから土石流等の危険性は高く、危険が予想される土砂災害警戒区域等の指定は、本村内に 29 箇所ある。

土砂災害警戒区域等指定箇所数（令和 5 年 3 月現在）

自然現象の種類			
急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合計（箇所）
18（18）	11（8）	0	29

注）（ ）は土砂災害特別警戒区域の箇所数

※「資料編：4-4 土砂災害警戒区域等の指定状況」参照（p61）

このため、危険度の高い区域から、県による砂防事業の促進を図る。

本村は、県に土石流による危険溪流・区域等に対処するための警戒避難基準に関する資料の提供を求め、県と調整を図りながら警戒避難体制の整備を推進するとともに、警戒避難基準をはじめ、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、

降雨時の対応等について、地域住民への周知を図る。

また、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難路に関する事項、災害対策基本法 48 条第 1 項の防災訓練として村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、住民等に周知を図る。

さらに土砂災害特別警戒区域に基づきハザードマップ等を更新・配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

（２）地すべり事業

本村の山間地は国頭マージの強粘土質、平地は隆起サンゴ礁を母岩とする島尻マージの弱粘土質の土壌となっており、その他国頭礫層や沖積低地などにより形成されている。

現在、村内に緊急な対策事業を必要とする地すべりの危険性が高い箇所は把握されていないが、地すべりは地中の粘土層の滑りやすい面が地下水などの影響で動き出す現象であることから、本村の地質を基に日頃の調査・把握を通し、必要に応じた総合的な地すべり防止対策を推進する。

また、地すべりの発生概況及び発生予想について整理・把握し、今後危険性のある箇所については早急に地すべり防止区域の指定を促進し、県と調整を図りながら行為の制限及び原因究明の調査研究を行い適切な地すべり防止策を実施する。

（３）急傾斜地崩壊防止事業

本村内における土砂災害警戒区域等の急傾斜地の崩壊は 18 箇所が指定されており、各地区の保全対象として人家が含まれることから対策事業の推進に努める必要がある。

また、今後の急傾斜地における危険把握のため警戒体制を整備する必要があり、危険度の高い箇所があった場合、県による急傾斜地崩壊危険区域の指定を促進し、災害の未然防止及び対策を図る。

※「資料編：4-4 土砂災害警戒区域等の指定状況」参照（p61）

- | |
|------------------------------------|
| ア）県の急傾斜地崩壊防止対策事業の促進
イ）警戒避難体制の整備 |
|------------------------------------|

2. 河川災害防止対策

本村には、二級河川として大井川が指定を受けているが、重要水防区域内で危険と予想されている。普通河川では、志慶真川やその他4本の河川が、いずれも南から北方へと流れ、東シナ海へ注いでいる。

大井川周辺や、その他西側の集落及び河川において地盤が低い地域があることから、津波等による遡上、浸水被害が懸念され、護岸堤など耐震を含めた整備が必要である。

このため、村（建設課）は、以下に示す災害防止対策を推進する。

※「資料編：4-5 災害危険箇所・区域」参照（p63）

（1）災害対策事業の推進

通常の水位に比べて堤内の地盤が低いところでは、地震時の液状化及び津波による堤防の被害等から甚大な浸水被害をもたらす危険が予想されるため、地震による河川堤防及び河川構造物の耐震対策事業を推進する。

大規模な地震被害による災害想定から、階段護岸や取水用ピット等の整備を促進することで、緊急時の消火用水や避難時における生活用水等の確保を図る。

また、液状化が懸念される箇所については、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

（2）河川水統制又は河川改修に関する治水事業

所轄・管理、その他村内における河川及び海岸等、公有水面の危険調査を実施し、災害が予想される場合については適時巡視する。

危険個所の改修については、緊急かつ計画的に実施する。

※「資料編：4-5 災害危険箇所・区域」参照（p63）

水防法第15条に基づきハザードマップ等を更新・配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

（3）大規模氾濫減災協議会

大規模氾濫減災対策協議会は、社会全体で水害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組みを推進するための密接な連携体制を構築するものである。

建設課は、「沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」に参加し、次の事項について協議し、情報共有を図る。

- ① 現状の水害リスク情報や減災に係る取組状況の共有
- ② 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するための各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- ③ 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- ④ 流域治水に関すること
- ⑤ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

3. 農地等災害防止対策

村（経済課）は、以下に示す農地等の災害防止対策を行う。

（1）農作物の予防対策

風水害による農作物の被害防止策として、農家及び農業従事者に次の事項を重点に指導する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 蔬菜の暴風網の整備② 病虫害の防除③ かん水、排水施設の整備 |
|--|

（2）農地防災事業の促進

本村の中心産業として発展してきた農業は、地域経済を支える地場産業として、特に農地の防災対策を推進する。

また、災害時の農地被害としては、液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化することから、災害に伴う農地防災事業を計画的に推進し、災害時の被害の拡大防止に努める。

（3）農地保全整備事業

風雨などによって侵食を受けやすい性状の特殊土地地帯や、急傾斜地帯に造成された農林地の侵食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

（4）ため池等整備事業

① 土砂崩壊防止工事

農林地及び農林業用施設、その他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

② ため池の老朽化等整備工事

かんがい用水ため池等について、老朽化により堤体及び取水施設等が大雨や豪雨等から損壊し、下流地域等に多大な被害を生じることが想定されるものは、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

（５）地すべり対策事業

地すべりによる被害を除去又は軽減し、農林地及び農林業用施設等を未然に防止する事業として、県の指定区域だけでなく本村において必要に応じた対策事業を検討、推進していく。

（６）防災営農の確立

① 指導体制の確立

農林業に対する各種の災害を回避克服し、農林業生産力や農林業所得の向上を図るため、本村は県及び関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図る。

ア) 指導組織の統一並びに陣容の強化

本村における、県及び関係機関による指導機構の調整、連携、強化を図る。

イ) 指導力の向上

各種の防災研修の強化及び参加から、指導力の向上を図る。

ウ) 防災施設の拡充

防災実証展示施設等の整備拡充及び広報により、防災の普及啓発を図る。

② 営農方式の確立

「沖縄振興計画」に沿った県の対応及び営農技術、また試験研究機関による病虫害、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術等の指導を受けるとともに、本村における防災営農の確立を図る。

４．海岸保全施設対策

村（建設課）は、海岸の保全については、海岸法第2条の二に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進する。

① 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。

② 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき、海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。

- ③ 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- ④ 水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。
- ⑤ 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

5. 高潮等災害対策

本村の海岸保全区域は、国土交通省河川局所管が1箇所、農林水産省農村振興局所管が6箇所、水産庁所管が2箇所、国土交通省港湾局所管が4箇所の区域に指定されている。

※「資料編：4-5 災害危険箇所・区域」参照（p63）

また、本村における住宅域及び主要農耕地区では、高潮等の災害に対する堤防、海岸護岸等の保全施設が既設されているが、保全機能において、今後、不十分若しくは未整備の箇所等については、村（建設課）は、災害予防としての整備強化海岸保全事業の促進を図る必要がある。

このほか、津波・高潮による被害想定区域を記載した村ハザードマップの普及、周知に努める。

第4節 建築物等の災害予防

施策項目	実施担当
1. 中心地対策	企画財政課、建設課
2. 公共建築物の災害対策	建設課
3. 公共建築物の定期点検及び定期検査	建設課
4. 民間建築物の災害対策	建設課
5. 建築物の耐震化の促進	建設課
6. 構築物その他の予防措置	建設課
7. 文化財災害の予防対策	教育委員会

地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図る。

また、村（企画財政課）は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

1. 中心地対策

本村の中心市街地に当たる公共施設、商業施設、住宅等の建物密集地における災害の防止を念頭に、合理的かつ健全な高度土地利用を検討する。

2. 公共建築物の災害対策

村（建設課）は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等による耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を推進する。

また、県の指導により、今後建築される公共建築物に対する設計段階での不燃堅牢な施設となるよう図る。

3. 公共建築物の定期点検及び定期検査

村（建設課）は、公共建築物に対する定期的な点検及び検査を、県と調整を図りながら実施する。

〈対策事項〉

- | |
|--|
| ① 被災建築物応急危険度判定士の確保
② 被災建築物応急危険度判定の判定実施本部（窓口）の設置 |
|--|

4. 民間建築物の災害対策

村（建設課）は、一般住宅の新築・改築・増築等及び一般建築物の耐震化や不燃化等について、各種制度の説明を行い、技術的相談に応ずる等、不燃化、耐風、耐震及び耐水耐浪性のある建造物の建築を促進するよう指導する。

また、県と事前調整の上、耐震診断及び耐震補強等に関する技術指導や啓発等に努める。

5. 建築物の耐震化の促進

村（建設課）は、既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。また、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表により、宅地の安全性の把握及び耐震化の促進を図る。

（1）建築物の耐震化の促進

「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、津波への耐浪性確保対策等を促進する。

（2）公共施設の耐震性確保

村や消防機関、医療機関、学校、公民館、その他公共施設等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物について、新耐震基準によらない既存建築物は災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施する。

耐震性の劣るものに対しては、当該建築物の重要度を優先した耐震改修の推進に努める。

（3）一般建築物の耐震性確保

住宅をはじめ、不特定多数の者が利用する公民館、診療所、福祉施設、民宿、観光施設等の建物の耐震診断等により、一般建築物の不燃化・耐震化を促進する。

一般建築物の新規建設に当たっては、確認申請段階の指導を行い、既存建物については耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり講習会等を実施し、さらに専門家の診断、自己点検等を促進することにより、耐震性の向上に向けた知識の啓発・普及施策を図るとともに、耐震診断を促進する体制の整備に努める。

がけ地の崩壊等による危険から、住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

その他、がけ地に近接し既存の不適合建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対しては移転促進のための啓発を行い、移転に伴う助成措置を含めた誘導體制を整える。

（4）ブロック塀対策

本村において、昔ながらの集落構造を形成している地区が多く、古い建物が残るところについては、ブロック塀や石垣の老朽化及び放置状態による倒壊の危険性が高いといえる。

このような重量倒壊の危険は大きな被害を及ぼすことから、倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや生け垣の構築を奨励するなど、倒壊等の防止策を実施する。

① 調査及び改修指導

本村において、ブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや生け垣化を奨励する。

② 指導及び普及啓発

村は、県による建築物の防災週間等を通した、建築基準法の遵守について指導から、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

6. 構築物その他の予防措置

村（建設課）は、看板や広告物等の構築物について、定期的及び事前に台風等の災害が予測される場合など、調査を行い危険と判断されるものについては、直ちに所有者又は管理者に通報し、改善か撤去を行うよう指示・履行する。

7. 文化財災害の予防対策

村（教育委員会）は、本村の貴重な村有財産である文化財に対し、災害予防対策を図る。

- ① 県による教育委員会への指導を受け、所管の文化財防災計画を策定し、警察及び消防機関と常時連携を密にして、災害予防の確立を図る。
- ② 文化財の所有者及び管理責任者、又は管理団体の防災思想を啓発し、環境の整理整頓を図るよう勧奨する。
- ③ 文化財の指定地内に居住する所有者に、火気使用の制限を指導する。
- ④ 防災施設の必要な文化財は、補助事業等により完備を図るとともに、県指定及び未指定の文化財を含め、本村における防災施設の設置を促進する。
- ⑤ 県の主催する各市町村文化財担当職員講習会等により、文化財災害対策について指導を受けるなど、適切な防災措置が図られるようにする。
- ⑥ 地震や暴風による倒壊等の防止対策、及び落下物等による破損防止対策を行う。

※「資料編：4-9 今帰仁村の文化財」参照（p 78）

第5節 ライフライン施設等の機能確保

施策項目	実施担当
1. 上水道施設の災害予防対策	建設課
2. 電力施設の災害予防対策	沖縄電力㈱
3. 通信・放送施設の災害予防対策	総務課、通信・放送事業者

ライフライン施設の被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、村及びライフライン事業者は、上水道、電気、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、併せて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進めるほか、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

また、各ライフライン施設は以下のとおり対応する。

1. 上水道施設の災害予防対策

村（建設課）は、災害による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるよう、次の対策を行う。

（1）施設の風水害対策

上水道施設の風水害対策は、以下に示すとおりである。

- ① 老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修
- ② 浄水場・処理場等の浸水防止対策
- ③ 耐浪化、耐風化及び停電対策
- ④ 被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備

なお、水道事業における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、（公社）日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計する

ほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等に努める。

（２）施設の耐震性強化

上水道施設の耐震性強化対策は、以下に示すとおりである。

- ① 各水道事業者における水道施設の新設、拡張改良等に際しては、十分な耐震設計及び耐震施工を行う。
- ② 施設の維持管理に際しては、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。
- ③ 水供給機能がマヒしたときを想定し、供給システム自体の耐震性の強化を推進する。

（３）広域応援体制の整備

水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時における応急給水の円滑な実施を図るため、他の水道事業者等に対する広域的な応援体制の整備に努める。

２．電力施設の災害予防対策

沖縄電力㈱は、災害に伴う電力施設被害の防止について、電力施設の耐震性確保及び被害を軽減するための施策を実施し、震災被害の縮小を図り、万全の予防措置を講ずる。

また、年１回以上の防災訓練を実施し、村及び県、国が実施する防災訓練に積極的に参加することで、災害対策・活動を円滑に推進する。

さらに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように防災業務計画を策定し、対策を推進する。防災業務計画の見直しに当たっては、災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施し、これらの結果等を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。

このほか、電力施設の災害を防止するとともに、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努め、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進めるものとする。

３．通信・放送施設の災害予防対策

村（総務課）及び通信・放送施設の各事業者は、次の予防措置により万全を期すよう努める。

また、各通信事業者等との定期的な訓練等を通じた、平常時からの連携体制の構築及び強化に努める。

なお、各通信事業者は、通信障害が発生した場合の被害状況の把握や被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

（１）村における措置事項

① 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するため、通信施設及び設備等の整備対策を推進する。

ア）被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集可能な体制を図るため、県が実施する地域衛星通信ネットワーク等を導入した総合的な防災行政情報通信ネットワーク整備に伴い、本村における通信体制の整備を図る。

- 本村をはじめ、消防本部、県出先機関等、防災関係機関に対するマルチチャンネルアクセス方式による無線回線の整備を行う。
- 本村は、有線・無線による通信網の２ルート化を図る。
- 各地域の防災拠点となる場所に、機動力を発揮する陸上移動局を各拠点に配置する。

イ）本村において防災行政無線の整備を図る必要性があることから、地域特性に沿ったシステムの整備及び最新設備への更新等を推進する。

ウ）県による防災相互通信無線局の整備指導を受け、防災関係機関の相互間の通信を確保する。

② 通信設備等の不足時の備え

災害発生時に通信設備等の不足の事態を想定し、本村においてＮＴＴ及び移動通信事業者との間に災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

（２）ＮＴＴ西日本、ＮＴＴドコモ九州

① 電気通信施設等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進する。

- ア）豪雨、洪水、高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等については、耐水対策を図る。
- イ）暴風のおそれがある地域の電気通信設備等については、耐風対策を図る。
- ウ）主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震・耐火対策を行う。
- エ）主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

② 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するための対策を行う。

- ア) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- イ) 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

③ 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のため、非常措置としての予防対策を行う。

- ア) 回線の設置切替方法
- イ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常回線の確保
- ウ) 孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
- エ) 救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
- オ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保

（３）救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

① 通信手段の確保

発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等に努める。

② 広域災害・救急医療情報システムの整備

災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。

（４）放送施設災害予防計画

災害時において、各放送機関の放送電波を確保するため、放送施設の予備施設・対策を次の事項により講じる。

- ① 放送施設及び局舎防災設備基準に基づく措置
- ② 消耗品及び機材等の一定量常備
- ③ 無線中断状態の把握
- ④ 移動無線機等の伝搬試験
- ⑤ 交通路の調査
- ⑥ 非常持ち出し機器、書類の指定
- ⑦ 仮演奏所（発信媒体の作成スタジオ等）及び仮設送信所用の場所の調査選定
- ⑧ 電力会社及び警察等の利用し得る通信回線の調査
- ⑨ その他、必要と認められる事項

（５）通信・放送設備の優先利用等

① 優先利用の手続き

村（総務課）は、県及び関係機関と同様、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、最寄りのNTT西日本、NTTドコモ九州、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

② 放送施設の利用

村長は、知事と連携して、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼する。

第6節 危険物施設等の災害予防

施策項目	実施担当
1. 危険物災害の予防対策	総務課、消防本部、危険物取扱事業者
2. 高圧ガス災害の予防対策	総務課、県、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会、 高圧ガス取扱事業者
3. 火薬類災害の予防対策	総務課、那覇産業保安監督事務所、 県商工労働部、県警察、第十一管区海上保安本部、 （一社）沖縄県火薬類保安協会

村（総務課）は、危険物施設（製造所、取扱所、高圧ガス等）による災害の発生及び拡大を防止するため、事前予防等の措置及び災害発生に対しては、県消防防災課、隣接市町村消防本部及び関係機関と連絡を密にし、危険物等の災害による被害を軽減させ、住民の安全確保を図る。

危険物施設等の規制及び保安措置に関する指示等については、危険物の規制に関する政令等、適応する法令に基づき行う。

1. 危険物災害の予防対策

（1）危険物施設等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に対し、立入検査及び保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

（2）危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対して移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ、警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

（3）保安教育の実施

危険物施設等の管理者及び監督者は、取扱者に対して保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な指導・助言を行う。

（4）危険物施設等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理、点検等につい

て、以下の対策を講じ、災害の予防に万全を期する。

① 火災・爆発等の防止対策

取扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

② 危険物施設の管理、点検

危険物施設の維持管理が適正にできるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

③ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に関わる保安又は防災設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

④ 保安体制の整備、確立

危険物施設等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と本村及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

⑤ 従事者に対する教育訓練

危険物施設等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

⑥ 科学消防機材の整備

本部町今帰仁村消防組合において、化学車等の配置整備を図る。

また、事業所等における化学消火剤の備蓄を行わせる。

2. 高圧ガス災害の予防対策

村（総務課）は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、公安委員会、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にして保安体制の強化を図り、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る。

（1）高圧ガス貯蔵所、販売所等の保安対策

高圧ガス取扱施設の所有者、管理者又は占有者に対し当該施設を法令に規定する基準に維持させ、保安の監督指導を行う。

（2）高圧ガス消費先の保安対策

消費者への保安啓発指導を（一社）沖縄県高圧ガス保安協会に委託実施させ、消費者の保安意識の向上を図る。

また、消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。

（３）高圧ガス防災月間運動、高圧ガス危害予防週間の実施

高圧ガス防災月間及び高圧ガス危害予防週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

（４）路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、県が行う路上における指導取締の応援体制を整えるとともに、必要に応じた実施を検討する。

３．火薬類災害の予防対策

村（総務課）は、火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部及び（一社）沖縄県火薬類保安協会等と連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図る。

第7節 不発弾等の災害予防

施策項目	実施担当
1. 不発弾の処理体制	自衛隊、警察、第十一管区海上保安本部
2. 関係機関の協力体制の確立	関係機関
3. 不発弾に関する防災知識の普及指導	総務課、消防本部

村（総務課）は、不発弾処理体制に万全を期し、不発弾の爆発による災害の発生及び拡大を防止する。

そのため、関係機関との連絡調整を密にして、不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び住民に対し、不発弾等に関する防災知識の普及徹底を図る。

1. 不発弾の処理体制

不発弾等の処理は、概ね以下によるものとする。

（1）陸上で発見される不発弾等の処理

- ① 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄の警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- ② 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ③ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- ④ 小型砲弾等で比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- ⑤ 爆弾等、危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

〈信管離脱作業〉

非常に危険を伴うことから、次の対策を講じた上で実施する。

- ア）本村で発見された場合、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

イ）関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。

ウ）避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。

エ）村長等を本部長とした現地対策本部を設置する。

（２）海中で発見される不発弾の処理

- ① 発見者は、所轄海上保安部署へ通報し、それを受けて、第十一管区海上保安本部、県知事、所轄市町村長又は港湾管理者等から、海上自衛隊沖縄基地隊指令（沖縄水中処分隊）に処理要請を行う。
- ② 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- ③ 危険度が少なく、移動可能なものは、沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
- ④ 危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

〈爆破処理作業〉

非常に危険を伴うことから、次の対策を講じた上で実施する。

- ア）発見場所の所轄が本村の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
- イ）危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
- ウ）村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

２．関係機関の協力体制の確立

国、県、村や各関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図る。

３．不発弾に関する防災知識の普及指導

（１）講習会

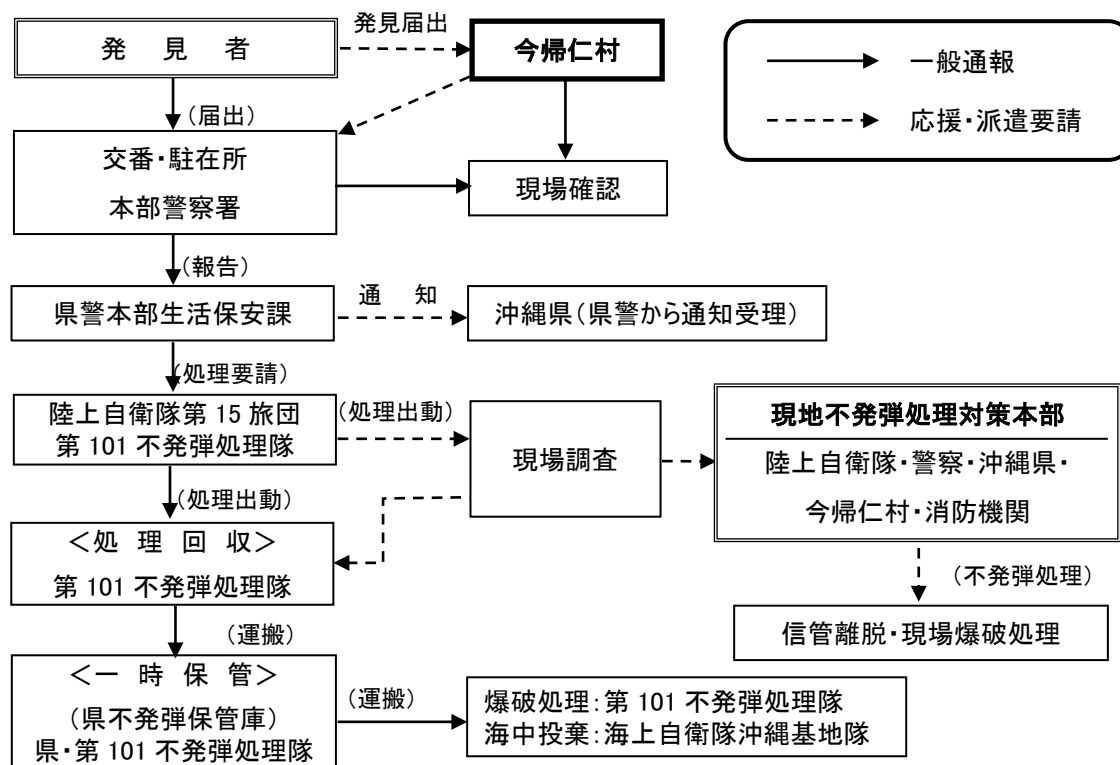
不発弾に関する村及び消防機関、不発弾磁気探査事業者等の関係機関に対し、県等が開催する講習会や研修の参加、勉強会等を通して、不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を修得する。

（２）広報活動

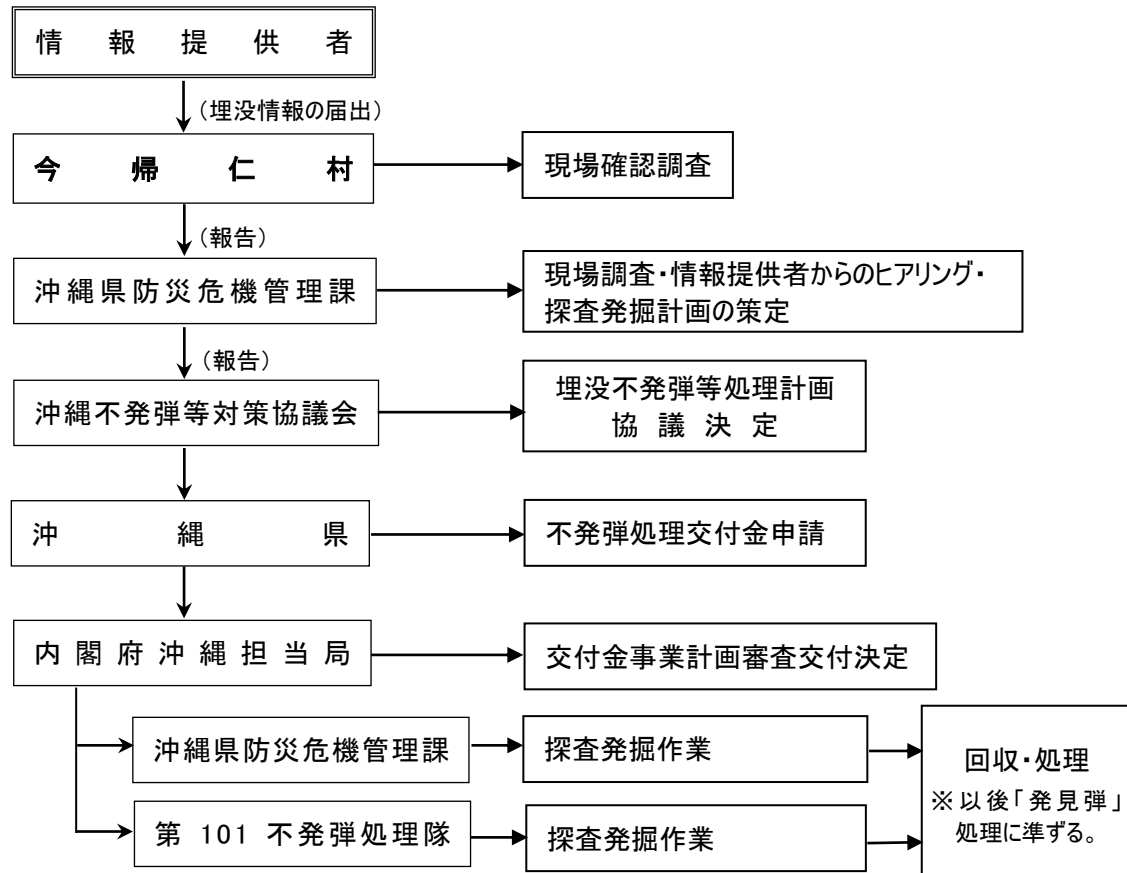
住民一般に対する不発弾の危険性について、周知・広報活動を実施する。

《不発弾処理の流れ》

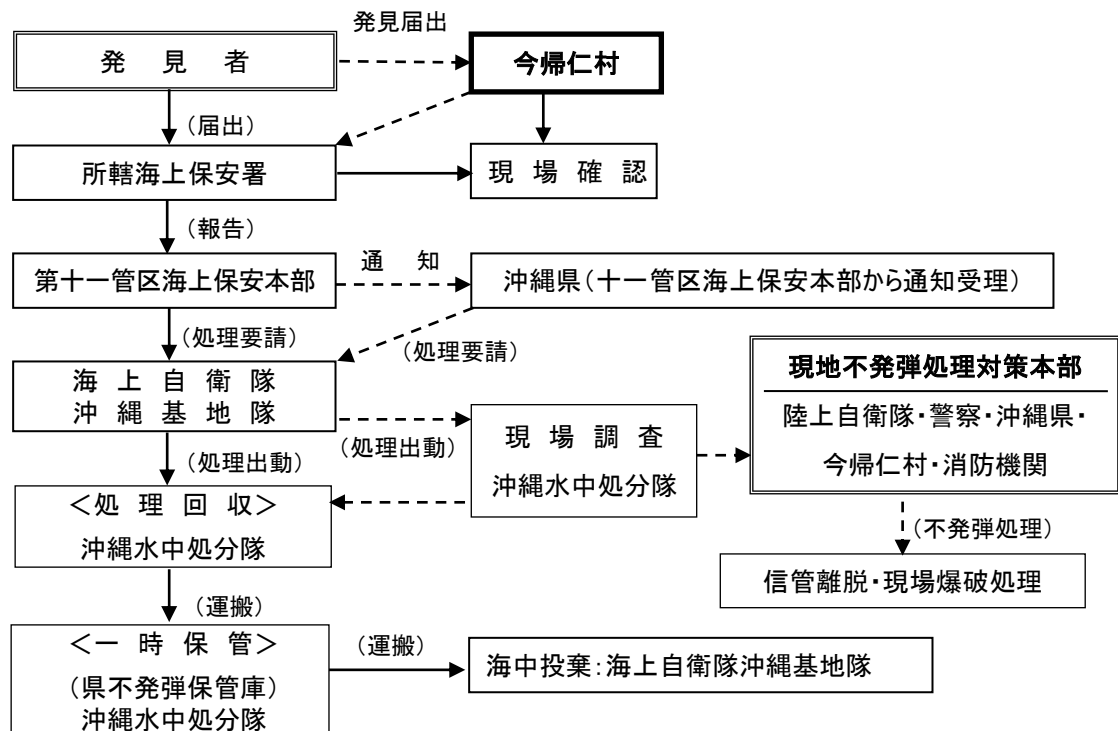
① 陸上部分〔発見弾〕



② 陸上部分〔埋没弾〕



③ 海上部分〔発見弾〕



第8節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、社会的、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、県地域防災計画及び村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、平成8年度以降を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

村（総務課）は、令和3年度を新たな初年度とした国の示す計画対象事業となる施設等についての整備方針を掲げ、緊急整備の選定を受ける等事業の具体化を図るよう努める。

〈今帰仁村の整備推進施設等〉

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動用道路
- ⑤ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等
- ⑥ 医療機関、社会福祉施設、公立小・中学校等の各種学校施設、その他公的建造物等の改築・補強
- ⑦ 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- ⑧ 砂防施設、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち、地震防災上必要なもの
- ⑨ 地域防災拠点施設
- ⑩ 防災行政無線の整備
- ⑪ 飲料水確保施設、電源確保施設等
- ⑫ 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- ⑬ 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- ⑭ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ⑮ その他

第9節 防災研究の推進に関する計画

施策項目	実施担当
1. 防災研究の目的・内容	総務課
2. 防災研究の実施体制	総務課

本村及び防災関係機関において、実施しておくべき地震防災上の課題に対応した防災研究の推進に関する事業を定める。

1. 防災研究の目的・内容

本村の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国及び県が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波、その他災害予想危険箇所や建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災機関職員の早期召集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、村民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

2. 防災研究の実施体制

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

Ⅲ 災害に強い村民（ひとづくり）

いっどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を図る。

第1節 防災訓練

施策項目	実施担当
1. 防災訓練の実施に係る基本方針	総務課
2. 訓練実施の種類	総務課
3. 個別防災訓練の実施	総務課、関係各課
4. 訓練実施の要領及び実施時期	総務課
5. 訓練の参加機関・団体及び対象者	全課、県、警察、消防本部、関係機関、住民等
6. 訓練のための交通規制	総務課、警察
7. 防災訓練の成果・点検	総務課
8. 地域における防災訓練等の促進	総務課、学校、事業者、自主防災組織等

地震・津波、風水害等各種災害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の修得等のため、また、防災活動が迅速かつ円滑に行えるよう、防災思想の普及とともに、村及び県、防災関係機関、住民、事業所団体等が一体となった体制づくりを図るため、防災訓練を実施する。

1. 防災訓練の実施に係る基本方針

（1）実践的な活動ノウハウの獲得を重視した防災活動（専門的知識・技術の獲得）

訓練の目標、成果の総括を重視し、参加者がより実践的な防災活動ノウハウ（手法）の会得や防災資機材の操作方法等を獲得することを目的とした訓練とする。

（2）シミュレーションに基づいた訓練

災害時に想定される状況に基づき、生じ得る問題点・課題を明確化し、各関係機関

の相互連携を修得するよう、シミュレーションに基づいた防災訓練を実施する。

（３）訓練内容の具体化

訓練の種類ごとに想定される災害状況等を踏まえ、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

（４）多様な主体の参加

村民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、村、県及び防災関係機関が連携して、多数の村民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

２．訓練実施の種類

区 分	実 施 内 容
総合防災訓練	危険地域を対象にして地域ぐるみ（防災機関も含む。）の防災訓練を実施するものとする。 実施に当たっては、関係機関が緊密な連携を図り、必要に応じて他の関係機関と合同で行う。 特に、橋梁の決壊等により孤立するおそれのある古宇利区においては、孤立化を想定した自活体制の確保や、応援の要請・受入等をテーマとした訓練を実施する。 訓練内容の中には、避難、救出・救護、炊き出し、防疫訓練等の実施から、情報の収集、応急対策の指示・伝達等、災害時の通信や広域応援要請（情報伝達）が円滑かつ迅速に行えるよう訓練していく。 また、初動体制の確立と迅速化及び各防災機関、住民との連携を図るため、職員の参集訓練を実施する。
複合災害訓練	村の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。 また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

区 分	実 施 内 容
消防訓練	公共・公益施設、レクリエーション施設、スーパー、商店街等、多くの人が集積する場所を対象として、消防機材等を利用した消火訓練等（避難を含めた総合訓練）を実施する。
水防訓練	村防災計画により危険と予想された箇所周辺地域において、洪水や浸水、高潮・津波等の水害に対する避難等の訓練を実施する。

3. 個別防災訓練の実施

村（総務課）は、防災訓練対象の状況に応じ、個別の目標を設けた訓練を実施する。

- ① 災害発生時刻、規模等の様々な設定状況に対応した初動体制、通信・連絡、組織間の連携、被災現場派遣等、テーマ別の訓練
- ② 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- ③ 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- ④ 避難所における生活支援訓練及び物資集積拠点の配送訓練
- ⑤ 民間企業・ボランティア等との活用訓練

4. 訓練実施の要領及び実施時期

村（総務課）は、訓練を実施する場合には、あらかじめ訓練実施要領を作成して各関係機関に周知する。

また、訓練の実施時期については関係機関と調整を図り、本村の実状を勘案し毎年4～10月の適切と思われる時期を選択指定する。

5. 訓練の参加機関・団体及び対象者

訓練参加対象は、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び社会教育関係団体とし、さらに一般住民の参加を促進する。

6. 訓練のための交通規制

村（総務課）は、県公安委員会と協議の上、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施上最小限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者及び車両の道路通行を禁止又は制限する。

7. 防災訓練の成果・点検

村（総務課）は、防災訓練の実施後、その成果を点検・評価するとともに問題・課題等を事項別に整理し、その後の防災施策に反映できるようなシステム・体制を確立する。

今後、大規模災害についてシミュレーション（模擬）による防災訓練を最重要課題として行い、訓練実施時の社会的要請等に合わせた訓練の対象、規模、内容を設定、その成果を点検・評価し、防災施策に反映する仕組みを確立する。

8. 地域における防災訓練等の促進

村（総務課）は、地域において、学校や職場等での地域の災害リスクに基づいた実践的な防災訓練が行われるように、学校関係者、事業者、自主防災組織等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた防災マニュアルの策定等を促進する。

また、新型インフルエンザ等感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

第2節 防災知識の普及・啓発

施策項目	実施担当
1. 防災思想の普及・宣伝	総務課
2. 職員に対する防災教育	総務課、消防本部、消防団
3. 防災機関別による防災教育の推進	総務課
4. 防災上重要な施設の管理者等の教育	総務課
5. 住民への防災知識の普及	総務課、教育委員会
6. 台風教育	総務課
7. 災害教訓の伝承	総務課
8. 孤立危険集落の孤立化等対策	総務課
9. 竜巻に関する知識の普及啓発	総務課

本村及び各関係機関の職員、住民等に対し、大規模災害を念頭に置いた防災知識の普及・啓発は、この計画によって実施する。

また、防災知識の普及・啓発や各種訓練を実施の際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方視点に十分に配慮する。

1. 防災思想の普及・宣伝

(1) 実施事項

① 広報事項

村（総務課）は、「今帰仁村地域防災計画」の概要及び大規模災害の知識、災害時の心得等について広報するものとし、平常時より住民の理解と認識を深めるように努める。

② 広報活動

- ア) ラジオ、テレビ、新聞等各報道機関を通じ、適時広報事項を提供する。
- イ) 広報誌、インターネット等を活用した防災知識の普及徹底を図る。
- ウ) 写真・ビデオ取材を実施し、大規模災害特集を製作するなど周知理解を深める。
- エ) 防災関係展示会等、行事・催しを必要に応じ開催する。

（２）防災関係機関の措置

防災知識の普及は、常日頃から機会あるごとに広く一般大衆に呼びかけることが周知する上で重要である。

よって、各防災機関が実施する各種災害安全運動において、防災関連事項を多く取り入れるよう積極的に働きかけ、村民自らの防災活動となるよう努める。

２．職員に対する防災教育

（１）防災担当者研修

本村の防災担当者は、県や防災関係機関・団体が行う防災に関する知識及び活動についての研修等に積極的に参加し、本村の防災対策に反映するよう資質の向上に努める。

（２）防災関係機関職員の教育

本村における防災関係機関・団体は、防災に関し、その所属職員の教育を計画的に実施するものとする。

（３）消防教育

消防教育は、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育及び本村においてそれぞれ所要の教育計画を定めて実施する一般教育と、施設管理者等の資質向上を図るため、県が実施する防火管理者教育等である。

３．防災機関別による防災教育の推進

各防災関係機関により、地域住民及び災害対策関係職員が災害時において適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的とし、次の防災知識の徹底を図る。

（１）防災研修会

災害対策関係の法令及び他の法令による防災関係の各項の説明、研究を行い、主旨（意味の理解と認識の統一）の徹底と円滑な運営を図るとともに、災害時の本村における防災活動要領の修得を図るための研修会を行う。

（２）防災講習会

各個人の属性に必要と思われる事項（災害の原因、対策等の科学的・専門的知識等）の高揚を図るため、本村に合わせた講習会を実施し、参加者を募る。

（３）防火管理者教育

消防法第8条に定める施設（学校、病院、工場、興行場、百貨店、その他多数の者

が出入り、勤務又は居住する防火対象物）の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督を履行させる。

その他、防火管理上必要な業務を行うに当たって、その関係者への教育を実施し、地震火災等の予防対策の効果を上げる。

（４）学校教育、社会教育

小・中学校において、児童・生徒の発達段階に合わせた防災知識の啓発活動に取り組む。

また、村民を対象に、大規模災害に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等の防災教育を実施する。

（５）自衛消防組織による教育

本村は、自治会組織の運営による消防団が、自主防災組織として機能している。

今後は、事業所、地域活動団体等を主体とした他の自主防災組織が育成された場合を含め、自衛消防組織を通して、風水害等の知識や地震活動及び地震発生原因についての知識の向上、普及を図る。

4. 防災上重要な施設の管理者等の教育

（１）危険物取扱施設の管理者

防火管理に関する有識者を増やすため、県が法令に基づいた指導・講習等を実施する。

村（総務課）においても、周知及び協力体制を図るとともに、防火管理体制の強化拡充を促進する。

（２）避難時の拠点施設となる管理者等

村（総務課）は、避難計画に定めた避難所等の防災拠点施設において、その管理者等に対する防災教育の徹底を図る。

5. 住民への防災知識の普及

（１）防災訓練による防災知識の普及・教育

村（総務課）は、防災関係機関の協力等により総合防災訓練等を行い、防災関係者及び住民の参加を促進させ、災害に対する知識や教育を深めるものとする。

また、村民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々

な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

さらに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、周知徹底に努める。

（２）防災マップの作成及び配布による防災知識・対策の普及

村（総務課）は、防災知識や安全対策のほか、各行政区別など地区単位における避難所や避難路、災害危険予想区域等を明示した防災マップを作成し、住民及び滞在者に配布することで防災知識の普及及び住民等への周知徹底を図る。

（３）防災・火災予防週間における防災知識の普及

村（総務課）は、「防災週間」や「火災予防週間」、「防災とボランティア週間」等において、各機関の協力を得た防災知識の普及を図る。

（４）報道機関、一般広報誌等による普及

村（総務課）は、新聞やラジオ、テレビ等の放送、また、一般広報誌やその他の刊行物による防災知識の普及を図る。

（５）祭り・イベント等を通した防災知識の普及

村（総務課）は、多数の住民が集積するむら祭りや各種イベント等を通して、防災知識の普及や教育につながる活動を継続的に行う。

（６）学校教育・社会教育における防災知識の普及・教育

区 分	実 施 内 容
学校教育	教育委員会は、学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、必要に応じた防災知識の普及に努める。 また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。
社会教育	社会教育課は、公民館等の社会教育の拠点施設を中心に、研修や集会等を通じて防災知識の普及に努める。

6. 台風教育

（1）講演会

村（総務課）は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に開催し、住民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

（2）防災教育

村（総務課）は、小・中学校、高等学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

7. 災害教訓の伝承

村（総務課）は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する文献、調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、ライブラリー化するなど適切に保存するとともに、広く一般に公開することで災害記録や教訓等を周知するよう努める。

また、村民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

8. 孤立危険集落の孤立化等対策

台風時には橋が通行止めとなり、孤立危険集落への食料、物資等の流通も停止するおそれがある。

このため、村（総務課）は、孤立危険集落では台風接近に備え、村民や事業者等が、十分な食料や生活必需品等を事前に確保するよう普及・啓発を行う。

また、平常時から大規模災害による長時間の孤立を想定し、受援までの間、集落内での防災対策による自活体制を構築する必要性について認識し、各家庭や事業所での食料・水・被服寝具等の生活必需品等について1週間分以上の備蓄を促進する。

9. 竜巻に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生し、特に海面が暖かく上昇気流が発生しやすい沿岸部で多く発生する。

しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、現在の科学技術では台風のように進路を予測するのは困難である。

現在、気象庁では竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに「竜巻注意報」を発表するが、竜巻は発現時間が短く、場所も狭い範囲に限られるため、情報の伝達が重要となる。

そのため、村（総務課）は、竜巻発生に関する情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

ア) 住民への啓発

村及び防災関係機関は、気象庁が発表する「竜巻注意報」をはじめ、竜巻災害のメカニズムと過去の被害実績を広報し、住民への啓発を図る。

イ) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻とは認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

ウ) 安全な場所の周知徹底

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知徹底を図る。

第3節 自主防災組織の育成

施策項目	実施担当
1. 住民の防災意識の向上	総務課
2. 組織の編成単位・組織づくり	総務課
3. 活動計画の制定	総務課
4. 防災組織の基礎活動	総務課
5. 資機材及び活動拠点の整備	総務課

災害に対処していくには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識と心構えから連帯意識に基づき、地域住民が主体的に防災活動を行う体制を確立することが重要であり、より有効な防災対策となる。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や要配慮者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、自主防災活動を効果的に行うためには、各地域、地区住民が連帯した自主防災組織が、日頃からの研修・訓練を積み重ねることが必要である。

本村においては、各自治会運営による消防団が結成され、自主防災組織として設置されている。

今後、さらにその育成強化を積極的に推進するとともに、必要なものについては新たな自主防災組織として設置し、育成を図る。

その際、多様な世代が参加できるような環境の整備や女性の参画の促進に努める。

1. 住民の防災意識の向上

村（総務課）は、住民に対する防災意識の向上及び自主防災組織（消防団）の活動推進を図るため、パンフレットやビデオ、資料の作成等、また、講演会の開催等を積極的に取り組む。

2. 組織の編成単位・組織づくり

（1）組織編成単位

本村においては、字別に自主防災組織として消防団が結成され、今帰仁消防分遣所を中心とした防災訓練を実施している。

基本的に行政区単位による運営がなされており、消防組合との定期的な訓練に参加するなどの防災活動を実施している。

村（総務課）は、住民が防災活動を推進する上で必要なことであれば、その他既存の地域自主団体を自主防災組織として育成することも住民と協議・検討していく。

区 分	実 施 内 容
自治会組織	自治会等の自治組織から、防災活動に取り組む消防団が自主防災組織として結成されており、今後の育成強化を支援する。
防災活動推進団体等	何らかの防災活動を行っている組織・団体・事業所等、活動の充実強化を図って、自主防災組織として育成する。
地域活動団体	婦人会、青年会、PTA等の地域活動を行っている団体・組織を活用して、自主防災組織として育成する。

3. 活動計画の制定

村（総務課）は、今後、組織が有効かつ効率的な活動を実施できるよう、地域の規模及び態様を十分活かした具体的な活動計画の制定を推進、支援する。

4. 防災組織の基礎活動

（1）平常時の活動

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 防災訓練の実施
- ③ 防災資機材の備蓄
- ④ 防災リーダーの育成

（2）災害時の活動

- ① 災害情報の収集、伝達
- ② 責任者等による避難誘導
- ③ 出火防止
- ④ 救出・救護
- ⑤ 給食・給水

5. 資機材及び活動拠点の整備

村（総務課）は、自主防災組織（消防団）が災害時において、消火、救助、救護等に必要の防災資機材の整備を促進するため、必要な支援又は援助を行う。

また、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場として、災害時においては避難・備蓄の機能を有する活動拠点として、公民館等の施設及び設備の整備を図る。

第4節 企業防災の促進

施策項目	実施担当
1. 事業者における防災対策の強化	各事業者
2. 村・県の支援	総務課

1. 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、村及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 村・県の支援

村（総務課）及び県は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組む。

また、村（総務課）及び県、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進に努める。

また、村（総務課）は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を推進する。

第5節 消防力の強化等

施策項目	実施担当
1. 消防職員の充実	総務課、消防本部
2. 消防団員の充実	総務課
3. 火災予防査察・防火診断	総務課、消防本部

1. 消防職員の充実

消防職員は、消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況である。

このため、村（総務課）及び消防機関は、県と連携して、以下について検討するよう努める。

- ① 消防職員の適正数や増員の必要性の検討
- ② 消防職員の充実による消防防災体制の強化の検討

2. 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

村（総務課）は、県と連携して、以下の対策を実施し、消防団員の充実を図るため検討等を実施するよう努める。

- ① 地域に必要な消防団員数の検討
- ② 村民への消防団活動の広報
- ③ 消防団の訓練、資機材の充実
- ④ 消防団員の候補者となり得る住民や企業就業者への研修

3. 火災予防査察・防火診断

村（総務課）は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行う。

（1）特定防火対象物等

村（総務課）及び消防機関は、特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権原者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

（2）一般住宅

村（総務課）及び消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

第 6 節 地区防災計画の普及等

施策項目	実施担当
1. 地区防災計画の位置づけ	村防災会議
2. 地区防災計画の普及	総務課
3. 個別避難計画との整合	総務課、健康づくり推進課、福祉・こども課

1. 地区防災計画の位置づけ

村の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第 42 条第 2 項に基づき一定の地区内の居住者及び事業者等が防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で村防災会議に提案した場合、村防災会議は、村地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は、当該地区防災計画を村地域防災計画に定めることができる。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2. 地区防災計画の普及

村（総務課）は、村内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

3. 個別避難計画との整合

村（総務課、健康づくり推進課、福祉・こども課）は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画（避難支援プラン）で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

Ⅳ 災害応急対策活動の準備（事前の備え）

村及び防災関係機関は、災害に強いむらづくり、ひとづくりと同時に、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するための事前措置を推進していく必要がある。

村の応急対策計画による対応が、災害発生時において実効性のあるものとするため、事前措置の規定と推進を図る。

第1節 村及び関係機関の役割

施策項目	実施担当
1. 村	総務課
2. 防災関係機関	各防災関係機関

1. 村

（1）防災会議の役割

今帰仁村防災会議は、地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行う。

（2）災害対策体制の事前措置

災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、本村の地域特性に合わせて事前に整備しておく。

2. 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に地震時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び、活動マニュアルを整備しておく。

第2節 村の事前措置計画

施策項目	実施担当
1. 初動体制の強化	総務課
2. 活動体制の確立	総務課
3. 個別応急対策の事前措置の充実	総務課、住民課、福祉・こども課、教育委員会
4. 消防防災ヘリコプターの検討	総務課

1. 初動体制の強化

村（総務課）は、突発的に発生する災害への対応として、迅速な情報の把握及び対策体制の確立が必要となってくることから、初動体制の強化を図る。

（1）職員の動員配備対策の充実

災害対策職員及び要員の招集確保を整え、早期に所掌事務へ従事・専念できる体制づくりが必要となるため、その対策を図る。

① 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の防災対策に専念できることを可能にするため、職員をはじめその家庭・家族への防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害の最小限化を目指す。

② 災害対策職員用の携帯電話又はスマートフォン等の所持拡充

甚大な災害発生時に、災害対策職員自身が認識・把握できない場合を想定し、災害対策本部長をはじめ各部署との連絡体制及び動員を確立するため、常時呼び出し可能な体制づくりとして、主要関係職員から順次携帯電話又はスマートフォンの携帯を拡充する。

③ 24時間体制の整備

勤務時間の内外を問わず、発生の可能性がある災害に対処するため、24時間体制の対策要員の待機により、迅速な初動体制を確保可能とするよう強化整備に努める。

④ 庁舎執務室等の安全確保の徹底

災害対応への執務室及び対策本部設置場所である村役場庁舎内において、備品の倒壊による負傷等がないよう、備品の固定化、危険物の撤去等、防災対策を整えて安全確保を徹底する。

（2）災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置・運営できる体制を確保する。

① 防災上重要な施設の耐震診断

災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波等への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等の整備に努める。

さらに、避難所等の防災上重要な施設については、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努める。

② 災害対策本部の設置マニュアルの作成

対策本部の設置が、誰にでも迅速に確立できるよう、情報通信機器の設置方法や設置マニュアル等を早急に整備する。

③ 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその職務に専念及び遂行できるよう、最低3日分の水・食料と下着や毛布等の生活必需品の備蓄について検討する。

（3）災害情報の収集・伝達体制の充実

災害発生後、迅速に情報を把握するための対策を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

なお、総務課は、県に協力し、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

① 情報通信機器等の充実

- | |
|---|
| ア）村防災行政無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新等を推進する。
イ）防災関係機関との相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を強化する。
ウ）孤立予想地区等への情報伝達手段の確保を推進する。 |
|---|

② 通信設備の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、N T T及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

（4）情報収集要領の作成

村から県への被災状況の報告ができない場合における、県調査隊等を活用した情報収集の手段、情報の内容等を検討し、情報収集要領としてまとめておく。

（5）情報分析体制の充実

村は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用

体制の整備に努める。

（６）災害対策実施方針の備え

村は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

（７）複合災害への備え

村及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも、要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるよう、対応計画の策定に努める。

２．活動体制の確立

（１）職員の防災能力の向上

① 職員を対象とした防災研修の実施

村（総務課）は、職員を対象とした防災研修会を定期的を開催し、職員の資質向上を図る。

また、防災に関する記事・レポート等を全課へ配布し、公報誌に防災関係記事を掲載する等、職員への防災知識の普及及び理解を深める。

② 防災担当職員、災害対策要員の育成

防災担当職員や災害対策要員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

- ア）国や県が主催する防災研修会、防災関係学会等へ、積極的に職員を派遣する。
- イ）災害を体験した都道府県への視察、意見交換会の開催等を行う。
- ウ）専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等による人材の育成を図る。

③ 役割分担の明確化

男女共同参画の視点から、総務課内での防災担当と男女共同参画担当の連携体制の強化、平常時及び災害時における役割分担の明確化等を図っておく。

（２）民間等の人材確保

村（総務課）は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ

め整えるように努める。

（３）物資、資機材の確保体制の充実

村（総務課）は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。

特に、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するなど、平常時から連携強化に努める。

また、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

さらに、平常時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

① 救出・救助用資機材の確保体制の充実

村（総務課）は、災害発生時に緊急度の高い救出・救助用資機材は、住民等が身近に確保できるよう整備に努める。

- ア) 自治会単位等における自主防災組織の育成に伴い、各組織への救出救助用資機材の補助
- イ) 各家庭、事業所等に対する救出・救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ) 救助工作車等、拡充及び更新整備の促進
- エ) 資機材を保有する建設業者等と村との協定等締結の促進
- オ) 各公共施設における救出・救助用資機材の整備促進

② 消火用資機材の確保体制の充実

村（総務課）は、消火用資機材は、災害発生時の緊急度が高いため、住民等が身近に確保できるよう整備する。

- ア) 各自主防災組織用の消火用資機材の補助
- イ) 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ) 消防自動車等、公的消防力の整備拡充の促進

③ 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

設備の整った医療施設は名護にあり、医薬品・衛生材料の確保の他、本村において想定被災者数を考慮した量を目標とした確保に努める。

また、医薬品取扱事業所等との協定を締結し、必要に応じ、業者の保有する医薬品の調達が可能な体制を整える。

④ 生活必需品の確保体制の充実

村（総務課）は、飲料水・食料・被服寝具等の生活必需品について、本村の規模を考慮した上、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭及び地域における確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波、風水害等の発生時には、物資等の調達が困難となることを想定し、要配慮者や女性等が必要とする物資に配慮しつつ十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波、風水害等の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定するよう努める。

- ア) 家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等への食料・水・被服寝具等の生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発
- イ) 村においての生活必需品の備蓄を促進
- ウ) 飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄
- エ) 本村内にはない大手取扱業者（大型小売店舗、生活共同組合、問屋等）との協定等締結を近隣市町村とともに促進

⑤ 輸送手段の確保

「第3章 災害予防計画 Ⅳ 第9節 交通確保・緊急輸送体制の整備」の対策に基づき、車両、船舶、空輸機等、あらゆる輸送手段の確保を念頭に、事前協議を図る等の対策を講じる。

（４）応援体制の強化

村（総務課）は、本村における被害が甚大で、応急対策・対応が困難である場合、外部からの相互応援を行える体制を整える必要があることから、県の指導・助言を受けながら、次の対策を講じる。

- ① 近隣市町村間及び県内関係業者、民間団体等との間で相互応援協力協定の締結を促進する。
- ② 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等の連携のもと対策を講じていく。
 - ア) 専門ボランティア（資格・技術を要する。）や、ボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備促進。
 - イ) ボランティアコーディネーターの養成を図るため、災害時のボランティアのあり方や求められるマンパワーの要件、活動支援・調整等についての研修会を実施する。

（５）応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。

そこで、村（総務課）は、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるよう努める。

（６）自衛隊との連携の充実

村（総務課）は、被害想定結果等を踏まえて、災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

（７）応援・受援の備え

村（総務課）及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとし、その際は、新型インフルエンザ等感染症への対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 応援先・受援先の指定② 応援・受援に関する連絡・要請の手順③ 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制④ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等 |
|---|

なお、被災都道府県からの応援の求めを受けた県が、本村に対して被災市町村への応援を求めた場合、県と協力して被災市町村への支援を行う。

この場合、総務課は、連絡調整等、県との一体的な支援体制の整備に努めるとともに、応援職員の派遣の際は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

（８）応急対策職員派遣制度の活用

村（総務課）は、県と連携し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

（９）災害対応経験者の活用

村（総務課）は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

（１０）交通確保・緊急輸送体制の充実

村（総務課）は、「第3章 災害予防計画 Ⅳ 第9節 交通確保・緊急輸送体制の整備」に基づき、その対策を図る。

① 運送事業者との連携確保

村（総務課）は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む。）及び被災者の輸送協力について、以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ア) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- イ) 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ウ) 輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及
- オ) 被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等

② 緊急輸送活動関係

村（総務課）は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及び輸送拠点について把握・点検する。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努める。

③ 生活道路等の通行可否の確認等

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備するほか、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、表示板の設置を進める。

（1 1）広報広聴体制の充実

村（総務課）は、被災地における流言飛語や二次災害を防止するため、事実情報、災害応急対策に関する正確な情報を発信し、災害応急対策を円滑に進めるための対策を講じる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① プレスルームの設置② 報道機関を通じた広報体制の事前協議③ インターネットやSNSを通じた情報発信の検討④ 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ |
|--|

（1 2）防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資の備蓄の場であり、災害時には避難場所や応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプとなる。

このため、自治会等の行政区単位別にコミュニティ防災拠点、学校区別には地域防災拠点としての確保が重要であることから、村（総務課）は、本村において必要な整備を促進する。

3. 個別応急対策の事前措置の充実

各個別の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、それぞれの活動に対応した事前措置の対策を図る。

なお、村（総務課）は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により、役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

（1）生命・財産への被害を最小限とするための事前措置

① 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

村（総務課）は、地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数に関する情報を住民に迅速に知らせる体制を整える。

② 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

村（総務課）は、津波警報等の収集及び津波危険予想区域内の住民等へ伝達体制の充実を図る。

③ 避難誘導対策の充実

村（総務課）は、危険な建物や場所から、安全な場所に避難させるためには、避難誘導に関する対策を各機関、施設等においてそれぞれ確立する必要があり、以下の対策を図る。

- ア) 公共・公益施設の耐震補強と避難体制の再点検
- イ) 社会福祉法人、宿泊施設、観光施設等の経営者に対する避難体制の再点検の指導
- ウ) 高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者への避難マニュアルを作成
- エ) 耐震性のある県立施設（高等学校等）の避難所指定に関する県との調整
- オ) 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進、マップ作成の検討

④ 救出・救助対策の充実

村（総務課）は、建物や土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等を、迅速に救出・救助できるような対策を図る。

- ア) 村、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出・救助訓練の実施（総合防災訓練に含む。）
- イ) 各自治会に対し、自主防災組織用として救出・救助用資機材の補助

⑤ 緊急医療対策の充実

行政機関と医師会等医療関係者の連携の基に協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととし、当面は以下の対策を推進する。

- ア) 被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進
- イ) 緊急医療活動訓練の実施（総合訓練に含む。）
- ウ) 第2次、第3次の救急医療施設への軽傷患者の集中過多の防止対策
- エ) 医療機関の被災状況、稼働状況、医薬品に関する情報、その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策
- オ) 慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む。）

⑥ 消防対策の充実

同時多発火災の発生を想定し、迅速に対処できるよう対策を講じる。

- ア) 消防本部、自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練に含む。）
- イ) 耐震性貯水槽や消防用車両・設備の充実整備
- ウ) 各自治会への自主防災組織用の初期消火用資機材の補助

⑦ 建築物の応急危険度判定体制の整備

村民の安全を確保するため、本震後の地震活動等による建築物の倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、被災建築物の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制整備に努める。

（2）被災者の保護・救援のための事前措置

① 学校防災拠点化の推進

村（総務課、教育委員会）は、以下の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

- ア) 無線設備の整備
- イ) 教職員の役割の事前規定
- ウ) 調理場の調理機能の強化
- エ) 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- オ) 避難生活を想定したシャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備
- カ) 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水等）及び浄化施設の整備
- キ) 給水用・消火用井戸、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備

② 広域避難候補施設のリストアップ（受入れ施設の検索等）

高齢者、障がい者等の要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることが不可能な場合、被災地外の社会福祉施設等で一時的な保健福祉サービスを受けるための受入れ候補施設を事前にリストアップし、受入体制を協議しておく。

③ 家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関が備蓄する食料・水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある、物資の調達体制が確立するまでの間（最低3日間、推奨1週間分）の備蓄体制に努めるよう啓発を行う。

④ 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

災害により住家を失った人に対し、迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との間での協定締結を図る。

また、被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

さらに、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

⑤ 物価の安定等の事前措置

災害発生時の物価の安定等を図るため、小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行い、迅速な対応を図る。

- ア) 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
- イ) 災害発生時の営業状況を把握する事業所のリスト化

⑥ 文教対策に関する事前措置

村（総務課、教育委員会）は、災害発生時に、文教対策を円滑に行うための措置を図る。

- ア) 学校等の教育施設が避難所として使用される場合、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討
- イ) 学校時間外の災害発生時の児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討
- ウ) 学校時間外の災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- エ) 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

⑦ 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

村（総務課）は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、村（総務課）は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認定こども園等の施設と村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

⑧ 広域一時滞在等の事前措置

村（総務課）は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

- ア) 他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結
- イ) 災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成
- ウ) 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- エ) 総務省の「全国避難者情報システム」等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を、避難元及び避難先の県及び村が把握する体制の整備
- オ) 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備
- カ) 広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結

⑨ 住家被害調査の迅速化

村（住民課、福祉・こども課）は、住家被害認定調査担当者の育成、罹災証明業務

実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

⑩ 災害廃棄物処理計画の策定

村（住民課）は、国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

⑪ 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、村（総務課）及び消防機関は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

4. 消防防災ヘリコプターの検討

村（総務課）は、大規模な災害を想定し、情報収集や防災関係の輸送・搬送においてヘリコプターの整備が有効と考えられることから、消防防災ヘリコプター基地の整備やヘリコプターの導入を県と連携を図り、本村域において検討していく。

また、実施に伴い、運用に関して円滑に行うため、消防職員による航空隊の訓練・研修、ヘリコプター基地や臨時離発着場の整備、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携体制の確立等を並行して推進する。

第3節 災害ボランティアの活動環境の整備

施策項目	実施担当
1. ボランティア意識の醸成	学校教育課、社会教育課
2. ボランティアの育成等	福祉・こども課、県
3. ボランティア支援対策	福祉・こども課、総務課

行政機関とボランティアとがいかに活動するかにより、大規模災害からの救援・復興に大きく係わることから、ボランティア（団体）はもちろん、行政、地域社会、企業等が普段から取り組むべき対策・計画とする。

1. ボランティア意識の醸成

（1）学校教育における取り組み

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験等によるところが非常に大きいことから、村（学校教育課）は、本村の学校教育に積極的に取り入れている。

（2）生涯学習を通じた取り組み

村（社会教育課）は、本村における社会教育活動の中でボランティア講座等を開催し、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

2. ボランティアの育成等

（1）地域ボランティアの育成等

ボランティアの効果的な活動を実施するには、被災地内でのボランティアが必要であり、村（福祉・こども課）は、村社会福祉協議会、県及び県社会福祉協議会と連携して、日常から地域ボランティアの育成に努める。

〈地域ボランティアの役割（初動期）〉

- ① 被災地外からのボランティアの現地誘導
- ② ボランティアの受付
- ③ ボランティア組織の形成を支援

（２）専門ボランティアの登録等

① ボランティアの登録・把握

村（福祉・こども課）は、本村において、災害時における迅速かつ有効なボランティア活用を促進するため、医療業務、看護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者を“専門ボランティア”として、平常時から登録及び把握に努める。

② 専門ボランティアの防災研修等

村（福祉・こども課）は、本村及び県等において登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、県と連携して研修・訓練等に努める。

③ ボランティアコーディネーターの養成

村（福祉・こども課）は、社会福祉協議会及び県等と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努める。

3. ボランティア支援対策

（１）ボランティア支援の準備

村（福祉・こども課）は、県及び社会福祉協議会と連携して、殺到するボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点について、準備・検討しておく。

（２）ボランティア活動の初動期支援

村（福祉・こども課）は、村社会福祉協議会と連携して、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、協定の締結等により、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努めるとともに、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるよう計画・整備しておく。

また、村（総務課、福祉・こども課）は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

特に、風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

（３）ボランティア相互間の連絡体制（ネットワーク化）

村（福祉・こども課）は、本村内におけるボランティア（団体）を登録、把握するとともに、水防法や土砂災害防止法等に基づき、ボランティアの活動支援を行う。

また、ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等のネットワークを確保する。

（４）ボランティア保険制度

村（福祉・こども課）は、県と連携して、ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

また、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

第4節 要配慮者の安全確保

施策項目	実施担当
1. 社会福祉施設等における安全確保	総務課、健康づくり推進課、福祉・こども課
2. 不特定多数の者が利用する施設における安全確保	施設管理者
3. 在宅で介護を必要とする村民の安全確保	総務課、健康づくり推進課、福祉・こども課

災害に比較的に弱い立場と想定される高齢者や障がい者、子ども、来訪者である外国人、観光客等の要配慮者に対し、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面での配慮が必要である。

よって、平常時から地域における避難場所の周知、多言語による案内板の設置や、災害時の避難に支援を要する要配慮者の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（避難支援プラン）の策定を促進するよう努めるとともに、災害時には避難誘導はもとより、高齢者、障がい者の避難場所での健康管理に努める。

また、障害の種類及び程度に応じて、障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、その他の必要な施策を講ずる。

1. 社会福祉施設等における安全確保

災害時に、自力で避難できない人々（日常生活が困難な高齢者や身体及び知的障がい者（児）、乳幼児等が多く入所又は通所している社会福祉施設、保育所等において、安全を図るための十分な防災対策を日頃から講じておく。

（1）村防災計画への位置づけ

災害発生時の要配慮者の避難対策等について、施設管理者、福祉関係団体等の対応や連携協力方法等について「今帰仁村要配慮者支援計画」の策定を行い、当該計画において定める。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

※「資料編：4-6 津波災害警戒区域内等の要配慮者利用施設一覧」参照（p 65）

（２）施設、設備等の整備及び安全点検

要配慮者の災害時における安全及び避難の確保を図るため、施設管理者は、施設自体の崩壊、火災発生等が起こらないような施設及び設備等の整備を図るとともに、点検を常時行うよう努める。

（３）地域との連携

災害発生時における避難は、施設職員のみでは不十分であることが予測されることから、施設周辺地域の住民との協力体制が得られるよう、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、避難体制づくりを図る。

（４）緊急連絡先の整備

要配慮者の保護者又は家族等が、災害時において確実な連絡が取れるよう緊急連絡先の整備を行う。

（５）災害用備蓄の推進

災害時に要配慮者が最低限必要な食料及び物資を確保するため、非常電源や医薬品及び非常用食料等、災害用備蓄対策を図る。

例）乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常用食料の確保に努める。

（６）介護保険法関係法令に基づく計画の策定

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

2. 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な要配慮者が多く出入りしていることから、安全確保の面から、日頃の十分な防災対策を講じておくことが必要である。

（１）施設、設備等の整備及び安全点検

要配慮者の災害時における安全及び避難の確保を図るため、施設管理者は、施設自体の崩壊、火災発生等が起こらないような施設及び設備等の整備を図るとともに、点検を常時行うよう努める。

（２）整備・点検における指導

本村内の不特定多数の者が利用する施設を把握し、消防機関と連携した安全設備の整備及び点検の指導を行う。

3. 在宅で介護を必要とする村民の安全確保

障がい者・児、介護を要する高齢者及び特別の配慮を要する単身高齢者等は、災害時の安全確保が困難であることから、防災上の対策及び体制の整備を図る。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者等についても、生活環境の面から防災上の特別な配慮を必要とする。

そのため、村は、防災・減災への取組実施機関と福祉関係機関の連携により、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用を検討するとともに、停電等に備えて、災害支援に必要不可欠な情報については紙面による保管も併せて行う。

（１）避難行動要支援者の避難支援体制の整備

消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制整備に努める。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得ることにより、又は村の条例の定めにより、村防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別避難計画（避難支援プラン）の策定に努める。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び個別避難計画（避難支援プラン）の策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）に基づくものとし、また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

① 避難行動要支援者の対象範囲は、次のとおりとする。

ア) 身体障害者手帳1・2級（肢体不自由、視覚、聴覚）を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）

イ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者

ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で単身世帯の者

エ) 難病患者（腎臓機能障害、呼吸機能障害があり、入院していない者）

オ) 要介護認定3～5を受けている者

カ) 自立支援医療費受給者（精神通院）

上記ア)～カ)のいずれかに加え、かつ下記(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者。

(ア) 生活基盤が自宅にあること

(イ) 近隣に家族等支援者がいないこと

(ウ) その他、本人や家族、地域住民が支援を必要と考えた者

② 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

ア) 氏名

イ) 生年月日

ウ) 性別

エ) 住所及び居所

オ) 電話番号その他の連絡先

カ) 避難支援を必要とする事由

キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

③ 村長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、要配慮者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

④ 村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、内部で目的外利用できる。

⑤ 村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は村の条例の定めるところにより、あらかじめ名簿情報を提供する。また、個別避難計画（避難支援プラン）の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

⑥ 村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、⑤の関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できる。

⑦ 村長は、⑤又は⑥により名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- ⑧ ⑤又は⑥により名簿情報の提供を受けた者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ⑨ 村は、個別避難計画（避難支援プラン）が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

（２）防災についての指導・啓発

公報誌、広報活動等の実施から、自治会や関連施設・機関を通じ、要配慮者及び家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

① 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ア) 日常生活において、常に防災に対する理解を深め、日頃からの対策を講じること。
イ) 地域において防災訓練等が実施される場合、積極的に参加すること。

② 地域住民に対する普及・啓発

- ア) 地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を整えておくこと。
イ) 災害発生時において、要配慮者の安全確保に協力すること。

（３）緊急通報システムの整備

村（総務課）は、災害時に要配慮者が、直接、消防機関に通報できるシステムの整備に努める。

また、障がい者に対し、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

第5節 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

施策項目	実施担当
1. 観光客・旅行者等の安全確保	総務課、経済課、施設管理者
2. 外国人の安全確保	総務課、経済課
3. 観光危機管理体制の整備	総務課、経済課、観光関連団体等

本村に来訪した観光客・旅行者等について、地理の不案内から災害に遭遇した場合を想定した安全確保等の事前対策を図る。

1. 観光客・旅行者等の安全確保

（1）避難標識等の整備

村（総務課）は、避難場所・避難路の標識が、観光客・旅行者等にも容易に判別できる表示とする。

また、県、観光協会、交通機関、レンタカー会社、ガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客・旅行者等へ周知する。

（2）宿泊客の安全確保

旅館・ホテル・民宿等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導体制を事前に整備しておくなど、宿泊客の安全を確保する。

さらに、被災者への救援活動の拠点となれるよう、日頃から食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるものとする。

村（経済課）は、観光客や宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

（3）観光関連施設の耐震化促進

村（総務課、経済課）は、観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2. 外国人の安全確保

村（総務課、経済課）は、国際化の進展に伴い、本村にも居住・来訪する外国人が増

加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれるよう、県とともに支援方策と環境づくりに努める。

また、国に協力し、研修を通じて災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等に滞在する外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

（1）外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記（多言語化）、外国語の防災パンフレットを作成・配布するなどの方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図る。

（2）外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。

3. 観光危機管理体制の整備

（1）観光危機管理の普及、対策の促進

村（総務課、経済課）及び観光関連団体等は、県と連携して、観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

（2）観光危機情報提供体制の整備

村（総務課、経済課）は、国、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、村（総務課）は、危機発生時に、県、（一財）沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

第6節 避難体制等の整備

施策項目	実施担当
1. 指定避難所等の整備	総務課、福祉・こども課、健康づくり推進課、教育委員会
2. 避難場所等の指定	総務課
3. 村長による危険区域における避難立退き先の指定	総務課
4. 避難誘導計画	総務課
5. 津波避難計画の策定・推進	総務課
6. 津波の危険に関する啓発	総務課、教育委員会
7. 津波に対する警戒避難体制・手段の整備	総務課、福祉・こども課、健康づくり推進課、教育委員会
8. 危険区域の指定等	総務課

危険な建物、地域から安全な場所に、住民や観光客・旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を確立していく。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、村は、平常時から住民等への周知徹底に努める。

なお、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

1. 指定避難所等の整備

村（総務課）は、災害時の避難に備えた指定避難所等の整備を行う。

なお、指定避難所と指定緊急避難場所を相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

- ① 指定避難所は、学校、公民館、公園、その他公共施設等を主とし、できるだけ炊出し可能な既存建物を応急的に整備して使用する。
- ② 指定避難所として使用する建物は、バリアフリー設備を確保するとともに、定期的にその現況を調査する。
- ③ 指定緊急避難場所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮する。
- ④ 指定避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておく。
- ⑤ 災害条件等から村内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して、指定避難所の予定施設又は指定緊急避難場所を定める。
- ⑥ 指定避難所の予定施設又は指定緊急避難場所について、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておく。

なお、村（総務課、建設課）は、整備に当たっては、以下の点に留意する。

- ① 災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやSNS、アプリケーション等の多様な手段の整備に努める。
- ② 指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。
- ③ 新型インフルエンザ等感染症の対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、健康づくり推進課及び福祉・こども課が連携して、必要な措置を講じるよう努める。
また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの指定避難所の開設に努める。
- ④ 指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- ⑤ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等感染症の対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもに配慮する。

- ⑥ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- ⑦ 村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- ⑧ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所の運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ⑨ 村及び指定避難所の施設運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。
- ⑩ 村は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

2. 避難場所等の指定

（1）広域避難地の指定

村（総務課）は、災害等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な避難場所として公園等のスペースを指定しておく。

〈広域避難地指定の基準〉

- ① 周辺住宅密集地等の市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- ② 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、広域避難地の内部に存在しないこと。
- ③ 広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、新型コロナウイルス感染症を含む、新型インフルエンザ等感染症への対策を踏まえ、できる限り過密とならない広さを確保すること。
- ④ 広域避難地ごとの地区割計画の作成に当たっては、自治会区域及び、小学校通学区を考慮する。
- ⑤ 指定避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに、定期的にその現況を調査する。

（２）指定避難所の指定

指定避難所の指定は、指定避難所の整備における施設を基点とし、人口、地域バランス、広域避難地の位置を考慮しながら、村長が指定する。

（３）避難路の指定及び沿道建物の不燃化の促進

避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進する。

3. 村長による危険区域における避難立退き先の指定

（１）危険区域の指定

洪水、高潮又は地すべり等による危険が予想される区域を指定しておく。

（２）避難場所及び避難経路の指定

危険の予想される各区域において、具体的な避難場所及び避難経路を指定しておく。

また、福祉避難所の受入れ対象者の特定・公示を行うとともに、必要に応じて、福祉避難所へ直接避難できるよう、個別避難計画（避難支援プラン）等との調整を図っておく。

（３）住家密集地における避難場所及び避難経路の指定

火災等における住家の密集地は災害の拡大が予想されるため、住民等の避難場所及び避難経路を指定しておく。

4. 避難誘導計画

（１）県が実施する対策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 県立社会福祉施設、その他県立施設における避難体制の再点検② 社会福祉法人、学校法人、観光施設・ホテル・旅館経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導 |
|--|

（２）本村の実施する対策

- ① 指定避難所の選定
- ② 指定避難所の開設及び運営方法の確立
- ③ 指定避難所の安全確保
- ④ 住民への周知徹底
- ⑤ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- ⑥ 避難情報等の基準の設定、国及び県等への避難指示等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
- ⑦ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ⑧ 避難経路の点検及びマップの作成
- ⑨ 避難心得の周知（携帯品、その他の心得含む。）

（３）社会福祉施設、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- ① 避難計画の作成
- ② 避難誘導體制の整備

５．津波避難計画の策定・推進

（１）村における対策

村（総務課）は、県が策定する「津波避難計画策定指針」、その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定するよう努める。

なお、計画の策定や修正に当たっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくよう努める。

また、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

（２）要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設（フェリー・バス等のターミナル等）、医療・福祉施設、学校、興行場その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。

この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

（3）避難計画の留意点

① 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。

このため、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を超えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、村は、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、警察機関との十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

② 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、警察官、今帰仁村職員など、津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導に当たる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平常時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

6. 津波の危険に関する啓発

（1）村における対策

村（総務課）は、住民等を対象に、以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

- ① 津波浸水想定区域（想定限界や不確実性含む。）
- ② 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む。）
- ③ 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等）
- ④ 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

- ① 学校、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
- ② 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- ③ 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
- ④ 津波危険地域の各字単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- ⑤ 広報誌

- ⑥ 防災訓練
- ⑦ 防災マップ（津波ハザードマップ）
- ⑧ 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める。）
- ⑨ 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

（２）広報・教育・訓練の強化

① 津波ハザードマップの普及促進

村（総務課）は、村の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・更新・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

② 津波避難訓練の実施

村（総務課）は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

③ 津波防災教育の推進

村（総務課、教育委員会）は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、村民の津波防災への理解向上に努める。

7. 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

（１）危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

村（総務課）は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。

また、地震情報、津波警報、避難指示等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

さらに、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話・スマートフォン（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

（２）監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視等、監視警戒体制の整

備に努める。

（３）避難ルート及び避難ビルの整備

① 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では概ね５分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から５分以内が困難な場合は、最大級の津波到達予想時間の２５分を目安として、１０ｍ以上の高台避難できるよう検討する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。

整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号減灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

② 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも、速やかに身近な津波の指定緊急避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインの設置を推進する。

③ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて、津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

④ 津波の指定緊急避難場所の指定・整備

津波の指定緊急避難場所は、海拔１０ｍ以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等を基本とするが、津波到達時間内に海拔１０ｍ以上への避難が困難な場合には、浸水想定区域内での津波避難ビルの指定についても検討していく。

指定緊急避難場所の指定に際しては、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波の指定緊急避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、指定緊急避難場所を指定避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、村民への周知と理解を促進する。

⑤ 津波避難困難地域の解消

村（総務課）は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の

実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。

また、津波避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

8. 危険区域の指定等

村（総務課）は、津波による危険の著しい区域は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討し、必要な措置を講ずる。

なお、津波災害警戒区域を指定する場合には、津波防災地域づくりに関する法律により、以下の対策を講じる。

- （1）村防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- （2）津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を村防災計画に定める。
- （3）津波災害警戒区域については、村防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- （4）村は、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施による村長への報告を求めるとともに、必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

※「資料編：4-6 津波災害警戒区域内等の要配慮者利用施設一覧」参照（p 65）

第7節 孤立化対策の強化

施策項目	実施担当
1. 孤立化等に強い施設整備	総務課、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、通信事業者
2. 孤立化等に強いひとづくり	総務課
3. 地震・津波災害応急対策活動の準備	総務課
4. 津波避難体制の整備	総務課

本島北部に位置し、古宇利島を有する本村は、災害により生命線となる港湾、漁港、道路及び通信施設が被災し、長時間、外部からの救援が不能となる事態が予想されるとともに、集落から高台等への避難に時間を要する地区もあることから、大津波から避難できない事態も予想される。

このような防災上の不利性を踏まえて、災害による孤立化や津波避難に必要な以下の対策を推進する。

1. 孤立化等に強い施設整備

（1）港湾・漁港対策

港湾管理者及び漁港管理者は、孤立化防止に重要な港湾及び漁港について、耐震強化岸壁や背後道路等の整備を推進する。

また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制整備等を推進する。

（2）道路対策

道路管理者は、本村の重要な港湾及び漁港や中山間部の孤立予想集落と災害対策拠点（避難所、救護所、物資輸送拠点、臨時ヘリポート等）を結ぶ重要な道路区間について、耐震性の確保及び土砂災害対策等を推進する。

また、施設の応急復旧や道路啓開を速やかに実施する体制等の整備に努める。

（3）通信施設対策

村（総務課）及び県、通信事業者は、孤立化が予想される離島等について、所管の通信施設の耐震性や耐浪性を確保するほか、長時間の孤立を想定した非常電源や代替通信手段（孤立防止用無線、衛星携帯電話の配備等）の確保に努める。

2. 孤立化等に強いひとづくり

（1）孤立想定訓練

村（総務課）は、災害による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入、港湾・漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。

（2）知識の普及

村（総務課）は、大規模な被害による長時間の孤立を想定し、受援までの間を地域内でしのぐ自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、食料、生活必需品等について1週間分以上の備蓄を促進する。

（3）自主防災組織の育成

村（総務課）は、初期消火、避難対策、救助・救護等を、地域の組織力で自主的に対処できるよう、自主防災組織カバー率100%を目指す。

このため、村（総務課）は、県と連携して、外部の専門家の活用を図るなど、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、女性の参画促進にも配慮した自主防災リーダーの育成のほか、自主防災資機材の整備等に努める。

（4）消防団の高度化

村（総務課）は、県と連携して、本村の消防団員を対象に、教育・研修や消防資機材等の整備に努める。

3. 地震・津波災害応急対策活動の準備

（1）備蓄拠点の確保等

村（総務課）は、救援物資の搬送が長時間途絶する状況を想定し、集落ごとに十分な量を備蓄するほか、物資の性格、地震・津波の危険性、避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄及び備蓄拠点の設置等、効果的な体制の選定に努める。

（2）臨時ヘリポートの確保

村（総務課）は、津波浸水及び土砂崩れ等の危険箇所を考慮した臨時ヘリポートを確保し、ヘリポートの開設・運用に必要な体制や資機材等の整備を推進する。

4. 津波避難体制の整備

（1）津波に対する啓発

村（総務課）は、過去に県の離島に大被害をもたらした、八重山地震津波等の教訓の伝承を推進する。

（2）津波警戒避難体制・手段の整備

村（総務課）は、沿岸地区で海拔の低い地区や高台に避難するには安全な避難経路を確保できない（河川沿い及び沿岸の道路を通らなければならない場合）集落においては、津波避難タワーの整備等を検討するなど、津波避難対策の強化を図る。

第 8 節 防災備蓄及び資機材の整備・点検計画

施策項目	実施担当
1. 食料・飲料水等の備蓄	総務課
2. 医薬品、衛生材料の備蓄	健康づくり推進課
3. 生活必需物資の備蓄	総務課
4. 備蓄倉庫等の整備	総務課
5. 職員の緊急招集用資機材の整備	総務課
6. 資機材等の整備・点検計画	総務課、経済課、消防本部
7. 救急体制の確立	総務課

1. 食料・飲料水等の備蓄

(1) 食料の備蓄

村（総務課）は、本村及びその周辺、広域にわたる大規模災害が発生した場合の被害を想定し、災害対策用食料の備蓄整備を検討、推進する。

備蓄の目安として、本村の人口の 20 分の 1 の 3 日分（村人口約 10,000 人／ 20×3 食・3 日＝約 4,500 食）を目標とし、備蓄倉庫を含めた整備に努める。

(2) 災害対策用食料の確保

村（総務課）は、県とともに食料販売業者等と十分協議し、その協力を得た上で必要に応じて食料の調達に努める。

(3) 要配慮者に配慮した食料の確保

村（総務課）は、要配慮者に配慮した食料の確保に努めるため、優先配分の措置を図る。

(4) 個人備蓄の推進（住民の債務）

村（総務課）は、平常時から、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を最低 3 日間、推奨 1 週間分程度、個人において備蓄しておくよう、住民への啓発・広報を実施していく。

（５）飲料水の確保

区 分	実 施 内 容
飲料水備蓄計画	大規模な災害時に一時的な断水が想定されるため、本村の管理する配水池を緊急遮断弁で流出をストップし、災害対策用として確保するとともに、飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄を推進する。
給水用資機材の整備	村（総務課）及び上水道管理者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図る。

２．医薬品、衛生材料の備蓄

村（健康づくり推進課）は、県立病院、北部地区医師会等の備蓄に付随し、本村の初動期における救援活動に供するため、医薬品及び衛生材料の備蓄について確保するよう努める。

３．生活必需物資の備蓄

村（総務課）は、被災し、衣料品や寝具類等の日常生活に欠くことのできない物資を必要としている者に対し、迅速かつ計画的な配分・供給を成すため、生活必需物資の備蓄整備を推進する。

４．備蓄倉庫等の整備

村（総務課）は、本村において、食料及び医薬品・衛生材料、生活必需物資等を備蓄するに当たって、保管する場所及び施設の備蓄倉庫等を整備する。

５．職員の緊急招集用資機材の整備

村（総務課）は、災害が発生した場合など、緊急招集職員への連絡を密にするため、登庁時間以外の所在及び招集状況が確認把握できるようより確実な整備検討を図る。

例）防災用携帯電話の所持等

６．資機材等の整備・点検計画

村（総務課、経済課）は、基本法及び救助法に定めるところにより、本村において必要な資機材及び備蓄倉庫等の整備・点検を図る。

（１）救助用資機材の整備

大規模な災害においては、倒壊家屋からの救助等、被災現場において救助用資機材を整備しておくことが救助救出に効果的であることから、自治会等の地区ごとに救助用資機材の備蓄整備を推進する。

（２）給水車、救急車、災害救助用機械器具、その他救護用機械器具の現況

本村における救急車、救護・救助用機械器具等の現況及び整備方針は、消防本部による消防計画によるものとする。

（３）流出危険物防除資機材

村（経済課）や県、船舶関係者及び石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な資機材等の整備を図る。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等② 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、パージ等③ 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等④ 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知器及び通信機器等 |
|--|

※「資料編：本部今帰仁消防組合装備一覧」参照（p 69）

7. 救急体制の確立

本村における救急体制は本部今帰仁消防組合において実施されているが、十分な救急体制を図る上で、本村（総務課）は、必要に応じ、隣接市町村との間において「消防法第 35 条の 6」の規定による知事要請を実施し、また、県の指導により市町村間の相互応援協定の締結を推進する。

第9節 交通確保・緊急輸送体制の整備

施策項目	実施担当
1. 重要道路警戒のための体制整備	道路管理者
2. 緊急輸送基地の選定及び整備	総務課、建設課
3. 臨時ヘリポート等の確保	総務課、建設課
4. 緊急通行車両の事前届出の徹底	総務課
5. 輸送手段等の確保（応援協定）	総務課

災害時においては、輸送需要が増大する反面、輸送手段等を確保することが困難になることが予想されることから、円滑な輸送が行えるよう事前措置の対策を図る。

1. 重要道路警戒のための体制整備

道路管理者は、災害発生後、速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合、直ちに警戒できる体制を、沖縄総合事務局及び県、関係団体等の協力も得ながら整える。

2. 緊急輸送基地の選定及び整備

村（総務課、建設課）は、災害時の輸送を効率的に行うため、県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、各輸送人員及び物資等の総合輸送体制を整える。

また、陸、海、空からと別々に輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備する。

3. 臨時ヘリポート等の確保

村（総務課、建設課）は、村域内に臨時ヘリポートの指定や整備等、空からの輸送を確保することで、災害により孤立化した場合に備える。

※自衛隊応援協力に関する整備計画と調整

4. 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送を確保するための交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するために緊急通行車両の確認が必要となる。

この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。

よって、村（総務課）は、本村において有する車両を確認し、村防災計画の災害応急

対策計画に基づいた使用性が高い車両をリストアップし、事前届出を図る。

5. 輸送手段等の確保（応援協定）

村（総務課）は、災害時において、輸送手段や輸送人員等の確保が円滑に行えるよう、県内関係業界及び民間団体との間で応援協定を締結する。

第10節 道路事故災害の予防

施策項目	実施担当
1. 危険箇所の点検・補修	建設課、道路管理者
2. 体制・資機材の整備等	建設課、道路管理者

1. 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

2. 体制・資機材の整備等

道路管理者及び警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第11節 海上災害の予防

施策項目	実施担当
1. 航行の安全確保等	総務課、第十一管区海上保安本部
2. 災害応急対策への備え	総務課、経済課、第十一管区海上保安本部

1. 航行の安全確保等

村（総務課）は、海上における船舶の航行に危険が予想される場合は、第十一管区海上保安本部等と協力して、港内や狭水道など船舶の輻輳する海域における航行管制及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

2. 災害応急対策への備え

（1）情報連絡体制の整備

村（総務課、経済課）は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に備えて、第十一管区海上保安本部や県と連携し、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

（2）消防、救助体制の整備

村（総務課）及び警察は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、村（総務課）及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

（3）油防除作業体制の整備

村（経済課）は、県と連携して、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

（4）訓練等

村（総務課）及び消防機関は、第十一管区海上保安本部や沖縄総合事務局及び県等と連携し、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第 2 編 地震・津波災害対策編

地震・津波災害対策編は、地震及び津波による災害に係る応急対策計画及び災害復旧復興計画である。

第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。

さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 組織動員計画

施策項目	実施担当
1. 今帰仁村災害準備体制・警戒本部	関係各部班
2. 今帰仁村災害対策本部	各部班
3. 災害対策の動員計画	各部班

1. 今帰仁村災害準備体制・警戒本部（災害対策本部の設置に至らない場合）

地震・津波災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部の設置に至らない場合における組織設置と所掌事務について定める。

（1）災害準備体制（第1配備）

災害警戒本部の設置前における初動体制、又は設置に至らない災害規模の発生及び発生が予想される場合に、総務課職員等による災害準備体制（第1配備）をとる。

〈動員対象職員〉

総務班、土木建築・管理班、港務班、水道業務・工務班

〈設置基準〉

- ① 沖縄気象台が村域内において震度4の地震を観測・発表した場合
- ② 本村の津波予報区内である沖縄本島地方に、津波注意報が発表され、警戒態勢を要する場合
- ③ 災害の発生又はおそれがあると判断し、警戒を要する場合

（2）災害警戒本部（第2配備）

災害対策本部の設置に至らない災害規模の発生又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の要員は、「今帰仁村災害対策の所掌事務」における配備要員による。

〈動員対象職員〉

災害準備体制（第1配備）に加え、企画班、財政班、税務・評価班、福祉・児童家庭班、農林水産振興班、商工観光班

〈設置基準〉

- ① 本村域において震度5弱の地震が発生し、被害が生じる又は拡大するおそれがある場合
- ② 沖縄気象台が津波警報の「津波」を発表した場合
- ③ 県全域又は村域に、気象業務法に基づく津波、その他の注意報が発表されたこと

- に伴い、災害に関する情報の収集・伝達を特に強化して対処する必要がある場合
- ④ 地震、津波、その他の異常な自然現象により、県全域又は村域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要する場合
 - ⑤ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要がある場合

2. 今帰仁村災害対策本部（第3配備）

村長を本部長として、基本法第23条第1項及び今帰仁村災害対策本部条例の規定に基づき組織され、防災会議と緊密な連携のもとに地域防災計画の定めるところにより、村域のかかる災害予防及び災害応急対策を、動員可能な全職員をもって実施する。

（1）組 織

- ① 本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は村長を、副本部長には副村長、教育長をもってあてる。
- ② 本部に本部会議をおき、本部長、副本部長、災害対策本部の各部長、その他本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。
また、総務課が事務局となり、本部に係る事務を処理する。
- ③ 本部長（村長）が、出張、休暇等による不在又は連絡不能で特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。
この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者に報告し、その承認を得る。

1. 村 長 ⇒ 2. 副村長 ⇒ 3. 教育長 ⇒ 4. 総務課長

- ④ 本部会議において協議すべき事項は、災害応急対策の基本的事項とする。

ア) 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項 イ) その他本部長が必要と認める事項

- ⑤ 各部は、原則として、本部の設置と同時に設置される。
ただし、災害の種別等により、本部長が必要でないと認める部は、設置されない。

（2）本部の設置及び閉鎖

① 本部の設置事項

今帰仁村災害対策本部（以下「村災害対策本部」という。）は、基本法第23条第1項の規定により、次のような場合において、村長が設置する。

- ア) 村域内において震度5強以上の地震が発生した場合
- イ) 隣接市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合
- ウ) 村域内において重大災害又は災害救助法適用規模の災害が発生した場合
- エ) 沖縄県全域にわたる被害が発生した場合
- オ) 本村の津波予報区内である沖縄本島地方に、津波警報の「大津波」が発表された場合
- カ) 県本部が設置された場合において、村災害対策本部の設置の必要を認めた場合

② 本部の閉鎖

本部の閉鎖について、次の事項に従い閉鎖する。

- ア) 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。
- イ) 災害発生における応急措置が概ね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき。

③ 本部の設置・閉鎖における通知及び公表

本部を設置又は閉鎖したときは、県、関係機関及び住民に対し、次のとおり通知及び公表する。(担当：総務班)

通知先又は公表先	通知又は公表方法
各部への通知・公表	庁内放送・電話、その他迅速な方法
地域住民への公表	テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、その他迅速な方法
報道機関への通知・公表	電話・FAX、その他迅速な方法
県への通知	〃
本部警察署	〃
その他関係機関	〃

④ 本部の設置場所

本部の設置場所は村役場庁舎とし、本庁舎が大規模地震等の影響を受け使用できない場合は、他の公共的施設の使用可能性を調査し、可能な場所に設置する。

3. 災害対策の動員計画

(1) 配備の指定及び区分

災害対策への体制を迅速に整えるため、災害対策配備基準を定めておき、その基準に伴い、本部長（村長）は直ちに配備の規模を指定する。

（２）配備人員及び指名

- ① 各部の配備要員は、別表の「今帰仁村災害対策本部（準備・警戒体制）の所掌事務」による。
ただし、この配備要員は災害の実情により、所属の部長において増減することができる。
- ② 各部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておく。
- ③ 各部長は、配備要員名簿を作成し、組織機構改革においては、総務対策部長（総務課長）へ見直しを提出しておく。

（３）動員方法

- ① 本部長は、気象予報・警報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定その他、応急対策に必要な事項を決定する。
- ② 本部会議の招集に関する事務は、【総務対策部 総務班】が行う。
- ③ 総務対策部長は、本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各部長に通知する。
- ④ 通知を受けた各部長は、各班長へ、その旨通知する。
- ⑤ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知する。
- ⑥ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備に就く。
- ⑦ 各部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておく。
なお、非常招集系統については、配備要員名簿に併記し、総務対策部長に提出しておく。

（４）非常登庁

職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属長と連絡をとり、は自らの判断により登庁する。

なお、自主参集の基準については、次表の災害対策体制配備基準に基づくものとする。

〈災害対策体制配備基準〉

体制区分	配備区分	気象情報・災害の種類		配備・体制内容
		災害全般	地震・津波	
災害準備体制	第1配備 (初動配置)	・沖縄気象台による各種注意報の発表とともに、災害の発生又はおそれがあると判断し、警戒を要する場合（発生まで時間的余裕あり）	・本村域において震度4の地震を観測した場合（津波の心配がない場合） ・津波注意報の発表及び警戒態勢を要する場合（情報収集・伝達強化の必要あり）	・防災情報の収集・連絡等における担当配置。 ・情報、連絡を担当する少数の人員をもって充てる。 ・その他職員は自宅待機。
災害警戒本部	第2配備 (警戒配置)	・気象条件に基づく警報が発表される等、重大な災害発生のおそれがあり、警戒を要するとともに情報収集・伝達の必要がある場合 ・局地的に重大な災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合	・本村域において震度5弱の地震による被害が生じる又は拡大のおそれがある場合 ・沖縄気象台が沖縄本島地方において津波警報の「津波」を発表した場合	・必要に応じて対策本部が即時設置可能な警戒体制 ・災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。
災害対策本部	第3配備 (非常配置)	・村全域にわたって風水害等などにより大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合	・本村域において震度5強以上及び隣接市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合 ・重大災害の発生又はおそれ（救助法適用規模の災害）がある場合 ・県全域にわたる被害が発生した場合 ・沖縄気象台が沖縄本島地方において津波警報の「大津波」を発表した場合	・動員可能な全職員をもって当てるもので、完全な非常体制とする。 ・原則全員 ※ただし、災害対策本部長が災害の発生（予想を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。

《今帰仁村災害対策本部組織図》



第2編 地震・津波災害対策編
第1章 災害応急対策計画 第1節 組織動員計画

《今帰仁村災害対策本部(準備・警戒体制)の所掌事務》

組織機構			所掌事務	配備要員		
部	部長	班		第1 配備	第2 配備	第3 配備
総務 対策部	総務 課長	総務 班	1. 災害対策本部の設置及び解散等、事務運営に関する事 2. 村防災会議その他防災関係機関、各関係団体との連絡調整に関する事 3. 本部長との連絡、各部、各班との連絡及び分掌事務の調整に関する事 4. 上級官庁への報告、連絡に関する事 5. 各部の所掌事務の調整に関する事 6. 災害に関する情報収集及び伝達の総括に関する事 7. 災害調書の作成に関する事 8. 村庁舎（対策本部設置建物）等の防災及び保全に関する事 9. 非常通信の運用、県防災行政無線による通信確保に関する事 10. 職員の非常召集、動員・配置に関する事 11. 災害非常配備体制の指示、伝達に関する事 12. 消防団員の出動要請に関する事 13. 広域応援要請及び受援に関する事 14. 公用車両の集中管理に関する事 15. 防災知識の普及及び防災訓練の実施に関する事 16. 罹災職員の福利厚生に関する事 17. 災害見舞い及び視察者の応接に関する事 18. 被害者の救助に関する事 19. 行方不明者の捜索及び救助に関する事 20. 災害マネジメントに関する事 21. 災害に対する広報、公聴及び報道機関との連絡・記者発表に関する事 22. 災害救助法の適用に関する事 23. その他の班に属さないこと	全職員	全職員	全職員
		行政 班	1. 各公民館への自治会長待機等の指示に関する事 2. 民間団体協力要請に関する事	—	—	全職員
	各班共通		1. その他、部内各班の協力に関する事	—	—	—

第2編 地震・津波災害対策編
第1章 災害応急対策計画 第1節 組織動員計画

組織機構			所掌事務	配備要員		
部	部長	班		第1 配備	第2 配備	第3 配備
企画財政対策部	企画財政課長	企画班	1. 災害情報、被害状況の収集及び総務班への報告調整に関すること 2. 災害視察及び災害写真、記録写真の撮影等、災害記録の収集に関すること 3. 避難指示等の伝達に関すること 4. 輸送車両の確保に関すること 5. 被害者の輸送に関すること 6. 救助活動の応援のための人員輸送に関すること 7. 災害時における交通輸送の連絡調整に関すること	—	1人	全職員
		財政班	1. 災害対策に必要な物品資材の購入等、災害対策費の資金計画に関すること 2. 予算に関すること 3. 救援金品の受け入れ及び配分に関すること	—	—	全職員
	各班共通		1. その他、部内各班の協力に関すること	—	—	—
住民対策部	住民課長	税務・評価班	1. 公有財産の被害調査及び災害対策に関すること 2. 村有財産の被害状況の調査収集及び総務対策部への報告に関すること 3. 被害世帯に対する税の徴収猶予及び減免に関すること 4. 応急食料、その他生活必需品の調達及び管理に関すること 5. 器材及び物品の調達に関すること 6. 被災者台帳の作成に関すること 7. 住家被害の認定調査に関すること	—	3人	全職員
		戸籍住民証明班	1. 村民、外国人等被害状況、人口動態等の調査収集等に関すること 2. 応急仮設住宅への入居受付に関すること 3. 村民の相談（窓口）に関すること 4. 災害時における県外沖縄県人会及び県外移住者関係団体との連絡調整等に関すること	—	—	全職員
		環境衛生班	1. 遺体、埋火葬、処置等に関すること 2. 災害廃棄物等の処理に関すること 3. 災害時の清掃、し尿処理に関すること	—	—	全職員
	各班共通		1. その他、部内各班の協力に関すること	—	—	—

第2編 地震・津波災害対策編
第1章 災害応急対策計画 第1節 組織動員計画

組織機構			所掌事務	配備要員		
部	部長	班		第1 配備	第2 配備	第3 配備
健康づくり推進対策部	健康づくり推進課長	高齢者・介護福祉班	1. 部内の被害調査・収集及び報告、応急対策に関する事 2. 災害救助法の適用に関する事 3. 緊急避難場所・避難所の設置及び管理に関する事 4. 炊き出し、食品の供与に関する事 5. 福祉施設の災害対策に関する事 6. 要配慮者に対する応急仮設住宅への入居及びその管理に関する事 7. 民間団体への活動依頼に関する事 8. 応急食料、その他生活必需品の配分に関する事 9. 機材及び物品の配分に関する事	—	—	全職員
		地域保健班	1. 災害時における防疫、医療・助産に関する事 2. 今帰仁診療所、その他医療機関の協力要請に関する事 3. 薬剤及び機材の確保に関する事 4. 医療機関及び衛生施設等の被害調査、並びにその対策に関する事 5. 地域組織（自治会等）における自主防疫の応急助成に関する事 6. 防疫に関する県関係機関（福祉保健所等）との連絡調整に関する事 7. 緊急避難場所・避難所施設の防疫に関する事 8. 病院関係の避難計画に関する事 9. 避難所及び被災者の健康づくり及び健康状態の悪化防止に関する事 10. 関係機関・班内の庶務及び連絡調整に関する事	—	—	全職員
		国民健康保険・後期高齢者班	1. 緊急避難場所・避難所の設置及び管理に関する事 2. 避難所における炊き出しに関する事 3. 避難所における被災者の介護に関する事 4. その他被害状況の情報収集及び報告に関する事	—	—	全職員
	各班共通		1. その他、部内各班の協力に関する事	—	—	—

第2編 地震・津波災害対策編
第1章 災害応急対策計画 第1節 組織動員計画

組織機構			所掌事務	配備要員		
部	部長	班		第1 配備	第2 配備	第3 配備
福祉・こども対策部	福祉・こども課長	福祉・児童家庭班	1. 部内の被害調査・収集及び報告、応急対策に関すること 2. 災害救助法の適用に関すること 3. 災害弔慰金及び災害援護資金の貸与に関すること 4. 緊急避難場所・避難所の設置及び管理に関すること 5. 炊き出し、食品の供与に関すること 6. 福祉施設の災害対策に関すること 7. 民間団体への活動依頼に関すること 8. 応急食料、その他生活必需品の配分に関すること 9. 機材及び物品の配分に関すること 10. 罹災証明の発行に関すること 11. 住家被害の認定調査に関すること	—	2人	全職員
		こども未来班	1. 緊急避難場所・避難所の設置及び管理に関すること 2. 避難所における炊き出しに関すること 3. 避難所における被災者の介護に関すること 4. その他被害状況の情報収集及び報告に関すること	—	1人	全職員
		こども園・保育所班	1. 緊急避難場所・避難所の設置及び管理に関すること 2. 避難所における炊き出しに関すること 3. 避難所における乳幼児、こどもへの対応に関すること 4. その他被害状況の情報収集及び報告に関すること	—	—	全職員
	各班共通		1. その他、部内各班の協力に関すること	—	—	—

第2編 地震・津波災害対策編
第1章 災害応急対策計画 第1節 組織動員計画

組織機構			所掌事務	配備要員		
部	部長	班		第1 配備	第2 配備	第3 配備
経済対策部	経済課長	農地利用推進班	1. 災害用主食品の確保に関する事 2. 災害農家に対する農林金融に関する事 3. 農地及び農業施設の災害対策復旧に関する事 4. 農産物の病害虫駆除に関する事 5. 応急措置用農産物の種苗の補給に関する事	—	—	全職員
		農林水産振興班	1. 部内の被害調査及び応急対策に関する事 2. 林道、農道、その他農業用施設の被害調査並びに対策に関する事 3. 農地及び用排水路等、農業施設の被害調査並びにその対策・復旧に関する事 4. 村有林野の林産物及び林業施設の災害対策及び被害調査に関する事 5. 森林の被害調査及び病虫害防除に関する事 6. 水産業用施設、その他水産関係の被害調査並びにその対策・復旧に関する事 7. 漁港施設の警戒及び応急対策に関する事 8. 家畜衛生・防疫に関する事 9. 畜産の被害調査並びにその対策に関する事 10. その他、被害状況の収集及び報告に関する事	—	2人	全職員
		商工観光班	1. 所管の被害状況調査及び情報収集並びに総務対策部への報告に関する事 2. 商工業関係団体・施設の災害対策に関する事 3. 被害商工業者、その他商工業関係の被害調査及びその対策・復旧に関する事 4. 観光客及び観光施設、観光関係の災害対策及び被害状況調査・復旧に関する事 5. 所轄の関係団体との連絡調整に関する事 6. 班内の庶務及び連絡調整に関する事 7. 観光客等への情報提供等に関する事	—	1人	全職員
	各班共通		1. その他、部内各班の協力に関する事	—	—	—

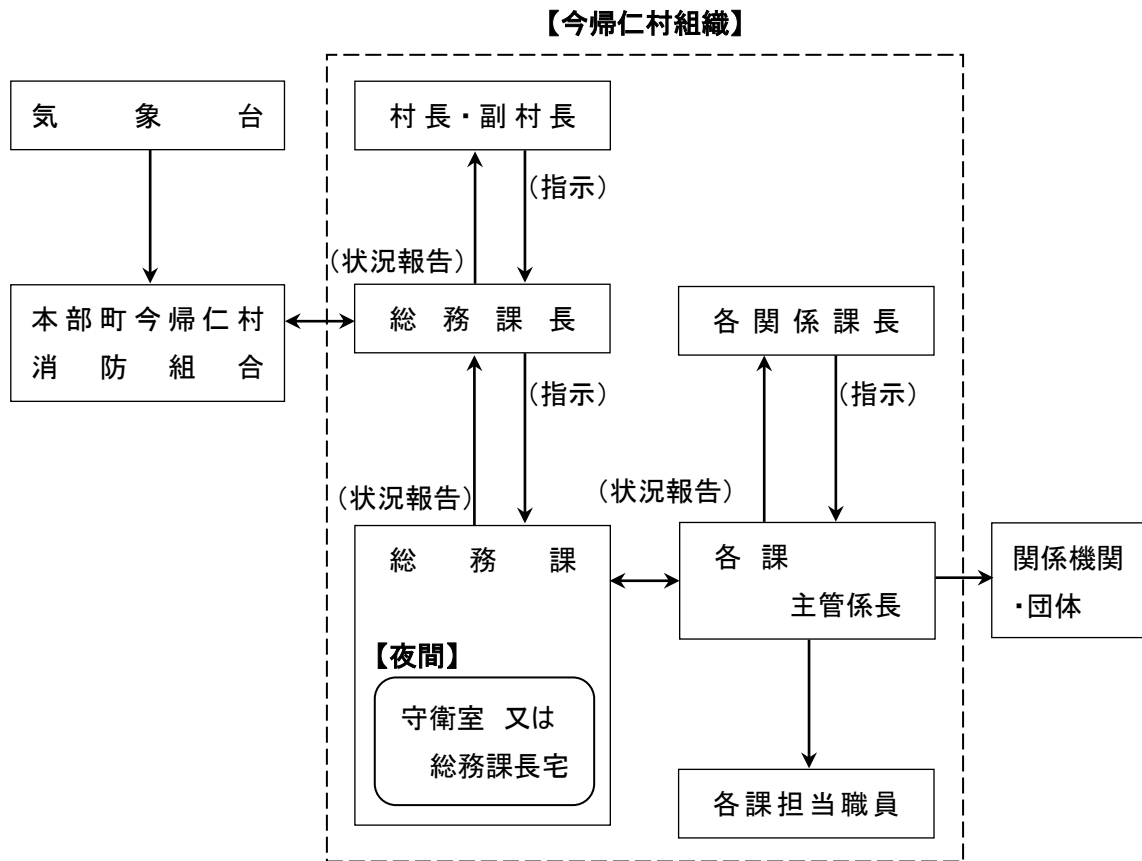
第2編 地震・津波災害対策編
第1章 災害応急対策計画 第1節 組織動員計画

組織機構			所掌事務	配備要員		
部	部長	班		第1 配備	第2 配備	第3 配備
建設 対策部	建設課長	土木建築・管理班	1. 部内の被害調査及び応急対策に関すること 2. 道路、橋梁等の公共土木施設の警戒巡視と被害調査及び災害応急対策に関すること 3. 災害廃棄物等の障害物の除去（一時保管を含む。）に関すること 4. 土砂災害応急対策に関すること 5. 河川並びに河川域、水路の水位測定及び警戒巡視に関すること 6. 応急仮設住宅の建設及び応急修理に関すること 7. 建築物、公園、街路等所管の施設の災害対策及び被害調査に関すること 8. 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関すること 9. 土木施設災害復旧工事に関すること 10. 交通対策に関すること 11. 災害対策用資機材の運用に関すること 12. 関係機関・団体等との連絡調整及び被害状況の情報収集・報告に関すること	2人	2人	全職員
		港務班	1. 停泊繫留船舶の安全維持に関すること 2. 港湾施設の警戒、被害調査及び応急復旧対策措置に関すること 3. 高潮対策に関すること 4. 交通対策に関すること	1人	1人	全職員
		水道業務・工務班	1. 部内の被害状況等の調査、収集及びその対策に関すること 2. 災害対策等の資機材及び物品の確保に関すること 3. 災害時の給水及びその輸送に関すること 4. 水道施設に対する警戒巡視及び災害応急対策に関すること 5. 災害時における水質検査 6. 給水活動に協力する団体等との連絡調整 7. 給水、その他必要事項の住民への広報	3人	3人	全職員
	各班共通		1. その他、部内各班の協力に関すること	—	—	—

第2編 地震・津波災害対策編
第1章 災害応急対策計画 第1節 組織動員計画

組織機構			所掌事務	配備要員		
部	部長	班		第1 配備	第2 配備	第3 配備
教育 対策部	教育 長	学校 教育 班	1. 被害児童、生徒に対する援護及び奨学対策に関すること 2. 児童、生徒の保健衛生に関すること 3. 被災児童、生徒への教科書、学用品の支給に関すること 4. 被災児童、生徒の学校給食に関すること 5. 学校教育施設の災害予防・応急対策、被害調査並びに復旧計画に関すること 6. 部内の被害調査及び応急対策に関すること 7. 防災知識の普及及び防災訓練の実施に関すること 8. 児童、生徒の避難に関すること 9. 災害時の教育指導に関すること 10. 物品調達手続き及び経理に関すること 11. 各学校、教育機関との連絡に関すること 12. 給食センター（調理場）との連絡に関すること 13. 災害時の学校における保健衛生に関すること 14. その他教育関係の被害状況調査及び情報収集・報告に関すること	—	—	全職員
		社会 教育 班	1. 社会教育施設の災害対策に関すること 2. 緊急避難場所・避難所（公民館等）の設置・運営の協力に関すること 3. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関すること 4. 災害救助活動に協力する婦人会、青年会等との連絡調整に関すること 5. 災害時における青少年対策に関すること 6. 被害状況の情報収集及び報告に関すること	—	—	全職員
		各班共通	1. その他、部内各班の協力に関すること	—	—	—
	その他 組織	支援 班	1. 他の班の支援に関すること	—	—	—

《非常時連絡系統図》



第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

施策項目	実施担当
1. 緊急地震速報	気象庁
2. 南海トラフ地震臨時情報等の発表と対応	気象庁、総務班
3. 津波警報等の種類及び発表基準	気象庁
4. 津波警報等の伝達	総務班
5. 地震津波に対する自衛処置	総務班
6. 異常気象発見時の措置	総務班、本部警察署、 第十一管区海上保安本部、村民等

災害の拡大を未然に防御するため、地震情報及び津波警報等の情報を迅速かつ的確に伝達し、警報等の発表基準、伝達体制の村民に対する周知徹底及び異常現象発見時の措置等について定める。

1. 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上又は長周期地震動階級4の大きさの地震動の揺れを予想したものを「特別警報」に位置づけている。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

※「資料編：2-1（3）地震情報等の種類及び発表基準」参照（p11）

2. 南海トラフ地震臨時情報等の発表と対応

本村は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域の指定地域ではないが、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応は以下のとおりとする。

（１）南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで観測された異常な現象について、調査を開始した場合、調査を継続している場合、又は調査の結果及び状況の推移等を発表する場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

〈南海トラフ地震に関連する情報〉

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

南海トラフ地震臨時情報は、次表に示す４種類の情報がある。

〈南海トラフ地震臨時情報〉

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30 分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^(※1)でマグニチュード6.8以上^(※2)の地震^(※3)が発生 ○1か所以上のひずみ計での有意な変化^(※4)とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^(※4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^(※5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

第2編 地震・津波災害対策編

第1章 災害応急対策計画 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震 警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(※6) 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震 注意	○監視領域内 ^(※1) において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震 ^(※3) が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにもあてはまらない現象と評価した場合

(※1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

(※2) モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

(※3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(※4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを 1～3 とし、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点ごと（体積ひずみ計）、成分ごと（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル 1：平常時のデータのゆらぎの中の 1 年に 1～2 回現れる程度の値に設定。

レベル 2：レベル 1 の 1.5～1.8 倍に設定。

レベル 3：レベル 1 の 2 倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル 3 の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル 1 以上の変化を意味する。

(※5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から 1 年程度の間隔で、数日～1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

(※6) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

（２）南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

① 臨時情報の収集・伝達

村（総務班）は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、臨時情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担及び連絡体制は、「本編 第1章 第2節 4. 津波警報等の伝達」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

② 村の体制等

村は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の体制として、直ちに、総務課ほか担当職員による「災害準備体制（第1配備）」をとる。

また、村は、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認する。

③ 臨時情報が発表された後の周知

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）が発表された場合には、村民等に対し、臨時情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、住民等に密接に関係のある事項について周知する。

また、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。

その体制及び周知方法については、「第5節 災害広報計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

④ 対応を図る期間等

ア）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の場合

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

イ）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の場合

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

3. 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

※「資料編：2-1（4）津波警報等の種類及び発表基準」参照（p12）

（1）津波警報等

気象庁は、地震が発生したときは、地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度よい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

（2）津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

（3）津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

〈津波予報の発表基準と発表内容〉

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分かれており、今帰仁村が属する津波予報区は、「沖縄本島地方」である。

また、津波警報及び津波注意報の標識は、資料編 2-2「(4) 4) 津波警報及び津波注意報の標識」(p15)のとおりである。

4. 津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次頁の図のとおりである。

情報の発表を知り得た村(総務班)、防災関係機関、団体等は、あらかじめ定められた方法により、住民、観光客、従業員等に伝達する。

また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報(震度6弱以上に限る。)及び大津波警報の場合については、緊急地震速報、防災行政無線等を活用して、直ちに村民等へ伝達する。

なお、津波警報等の解除は、次図の伝達体制に準ずる。

5. 地震津波に対する自衛措置

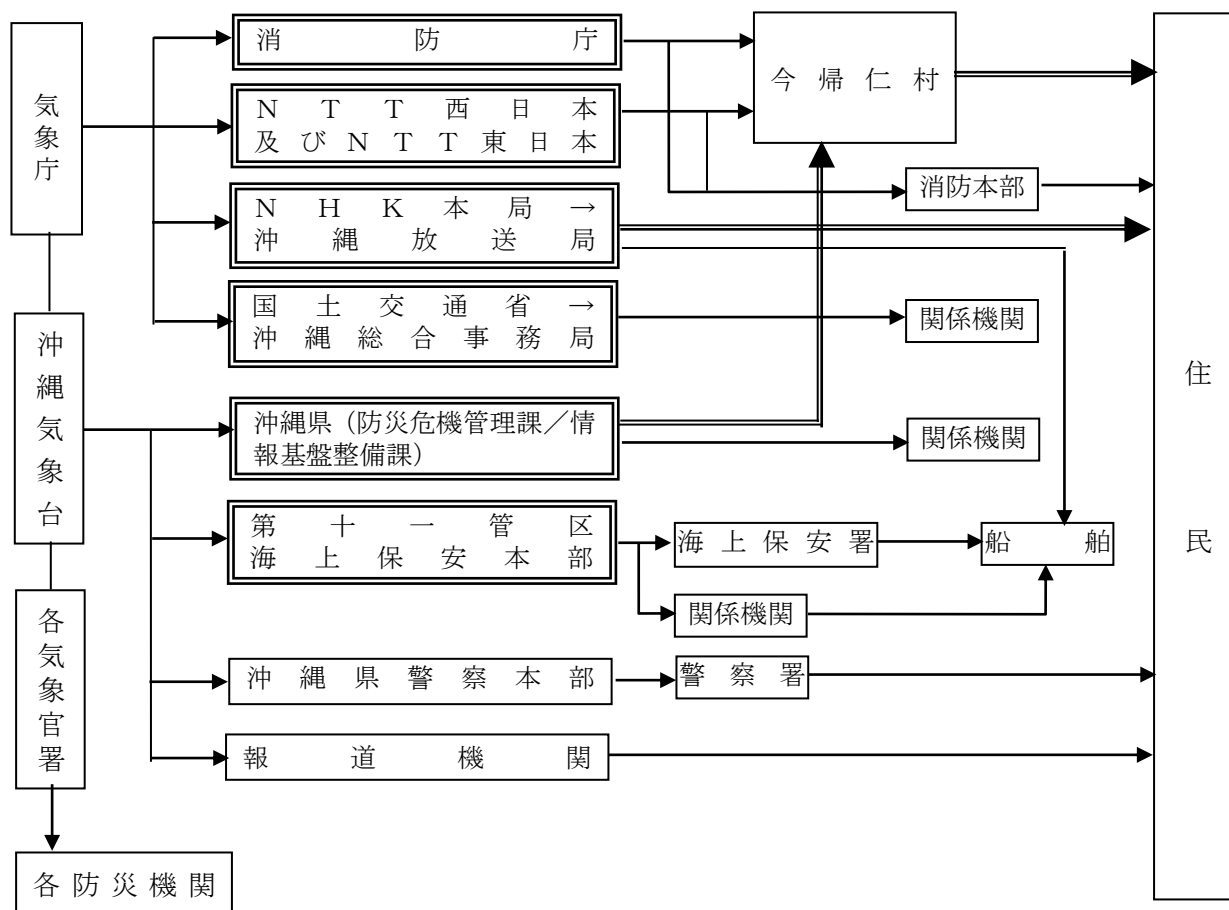
村長は、沖縄気象台の発表する津波予報によるほか、強い地震の(震度4程度以上)発生した場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、消防機関等に連絡するとともに、防災行政無線又は消防機関の協力を得て、沿岸住民に対し、海岸から退避するよう指示する。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制を執る。

気象庁震度階級表による震度4以上の地震を感じた場合、地震・津波災害への自衛措置として、状況把握と情報の収集を行う。

※「資料編：2-2 気象庁震度階級関連解説表」参照(p17)

《地震情報及び津波警報等の伝達系統図》



(注 1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号の規定に基づく法定伝達先

(注 2) 二重線の経路は、気象業務法第 15 条 2 によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

6. 異常気象発見時の措置

地象、水象において異常な現象を発見した者は、災害の拡大を防止するため、発見場所、状況、経過等の具体的な情報を、以下により速やかに通報しなくてはならない。

(1) 通報を要する異常現象

事 項	現 象		
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
	地震関係	頻発地震	① 数時間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震 ② 地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪		波浪、著しく異常な潮位

(2) 異常現象を発見した者及び関係機関の通報

① 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちに村（村長）又は警察官若しくは、海上保安官に通報する。

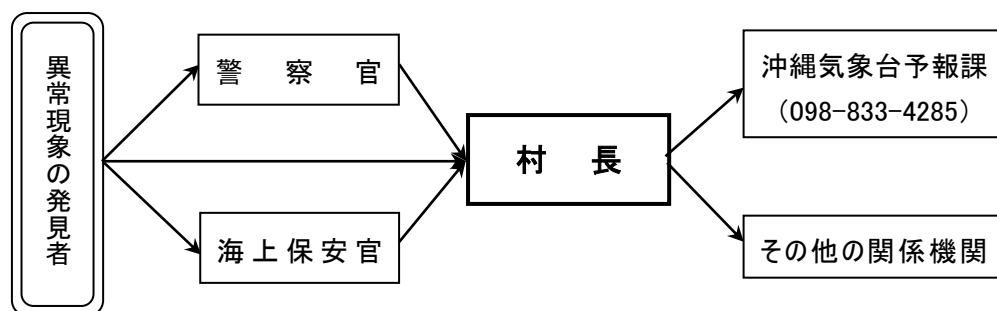
② 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに村長に通報する。

③ 村長の通報

①及び②により通報を受けた村長は、直ちに気象台及び関係機関に通報するとともに、その現象を確認するなど事態の把握に努め、住民に対する周知を図る。

《通報系統図》



第3節 災害通信計画

施策項目	実施担当
1. 通信の協力体制	通信施設の所有者又は管理者
2. 各種通信施設の利用	総務班

災害に関する予報・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して万全の通信体制を図る。

1. 通信の協力体制

通信施設の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力する。

2. 各種通信施設の利用

村（総務班）は、災害情報等の伝達、報告、災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況により異なるが、実情に即した方法で行うものとし、固有の通信施設を持っている機関については、これを利用する。

なお、他の機関における通信施設の利用については、事前に管理者と利用方法等必要な手続きを定めて災害時に利用する。

（1）電気通信業務用電気通信施設・設備の利用方法

利用設備	利 用 方 法
普通電話 による通信	一時的には加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、施設の被害、その他によりその利用が制限される場合は「非常電話」の取り扱いを受け、通話の優先利用を図る。 なお、臨時電話が設置できる状況にあつては、被害地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図る。
非常電話 (災害時優先 指定電話)	災害時において非常電話を優先利用するため、平常時からN T T等電話取扱局との調整により「災害時優先指定電話」の指定を受けておくものとする。 また、災害時等における非常通話を利用する場合、102番をダイヤルし「非常」をもって呼び出し、非常通話であることを表明する。

利用設備	利 用 方 法
電報 による通信	災害対策のため、特に緊急を要する電報は、「非常電報」と取り扱いを受け、電報の優先利用を図る。 電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センタ（115）に申告の上、申し込む。 非常電報を申し込むに当たっては、依頼信紙の余白に「非常」と朱書き、非常である旨を告げて依頼する。

（２）専用通信設備の利用

村（総務班）は、電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要がある場合には、専用通信設備の利用をあらかじめ協議して定めた手続きによる。

「沖縄地方非常通信協議会の主な構成機関」等、その他の機関における専用通信設備の利用については、事前協議を図っておく。

専用通信施設	通 信 方 法
各字別行政無線 （屋外放送）	各字別の行政無線（広報無線放送施設）による非常無線の利用は、各種災害で非常事態が発生、又は発生のおそれがある場合において各区長を通じて通信連絡を行う。
消防無線電話	消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じ通信連絡を行う。
警察電話	沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡する。
警察無線電話	沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、警察電話に準じて通信連絡する。
その他 非常通信の利用	その他の非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で村の専用通信施設の利用ができないか、又は利用することが著しく困難であるためその非常通報の目的を達成することができない時に、非常通信設備を利用して通信連絡する。

（３）通信設備優先利用の協定

村（総務班）は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、村が必要と認める機関とあらかじめ協議しておく。

（４）放送要請の依頼

村（総務班）が災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県（広報班）に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関するなどの特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県（広報班）にその旨を報告する。

※「資料編：4-8 防災関係機関等の連絡先（番号）」参照（p 72）

第4節 災害状況等の収集・報告計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 災害状況等の収集報告	各部班
3. 災害発生時の第1次情報の報告	総務班、消防本部
4. 災害状況等の報告要領	総務班
5. 報告の種類	総務班
6. 防災関係機関の災害情報等の通報	総務班、関係機関
7. 県及び国への報告	総務班
8. 被害状況の判定基準	—
9. 安否情報の提供	総務班

災害が発生し又は発生するおそれのある場合、関係機関等の協力を得て、本村の地域に係る災害の被害状況等を迅速かつ的確に情報収集及び報告伝達するため、必要な対策事項を定める。

1. 実施責任者

(1) 村の役割

- ① 村域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告する。
- ② 県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。
- ③ 被害が甚大で、被害調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行う。

(2) 消防機関の役割

本部町今帰仁村消防組合消防本部は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告する。

国（総務省消防庁）に対しては、県を経由することなく直接報告する。

(3) その他機関の役割

上記（1）（2）の機関のほか、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、必要に応じて、相互に被害情報の交換を行う。

また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

2. 災害状況等の収集報告

災害に伴う災害情報、被害状況の収集及び報告については、法令等に特別の定めがある場合のほか、この計画に定めるところによる。

各対策部長は、あらゆる手段を用いて状況情報を収集把握し、被害状況が確定するまで、災害対策本部に報告する。

これらの収集及び報告は、災害対策の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に実施することを要する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 人的被害・住家被害・火災に関する情報② 避難指示等の状況、警戒区域の指定状況③ 避難者数、避難所の場所等に関する情報④ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報⑤ 道路の被害、応急対策の状況及び道路交通状況に関する情報⑥ ヘリポート予定施設の被害状況⑦ 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報⑧ 港湾・漁港の被害及び応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報⑨ 大規模災害時における消防機関への 119 番通報の殺到状況 |
|--|

また、災害情報は、職員による調査、職員の参集途上の情報、住民等からの通報、ライフライン機関等からの入手、119 番通報の殺到状況等により把握するものとし、特に、情報の空白期間においては、119 番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し、県に報告する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとし、県が人的被害の数について広報を行う際には、村（総務班）は、適切に行われるよう県に協力する。

3. 災害発生時の第1次情報の報告

- ① 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告する。
- ② 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- ③ 被害の有無に関わらず、地震が発生し、当該村の区域内で震度 5 強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は、直ちに消防庁及び県に対し報告する。

- ④ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。
- ⑤ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

4. 災害状況等の報告要領

報告事項	報告内容
災害時の報告	災害発生時、短時間に正確な被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では災害状況の把握が遅れ支障をきたすため、まず災害が発生した場合は直ちに被害の態様を通報するとともに、災害に対してとられた措置を報告する。
被害程度の事項別の報告	緊急を要するものは電話、口頭等の方法によって行い、事後速やかに指定の報告書によって行う。
被害報告	被害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害者を優先させる。

5. 報告の種類

被害発生の時間的経過に伴い、3段階（災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告）に区分する。

村（総務班）は、報告は電話等により行うが、最終報告及び特に指示のあるものについては、村防災計画で定めた記入要領「資料編：3-1〔別表1〕《災害即報様式第1号及び第2号の記入要領》」（p43）に基づいた文書により報告する。（県の様式に基づく。）

報告段階	報告期間
災害概況即報 （発生報告）	災害が発生したとき、直ちにその概況を報告する。
被害状況即報 （中間報告）	被害状況が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間、逐次その状況を報告する。
災害確定報告 （最終報告）	災害応急対策の措置が終了し、その被害が確定したとき報告する。

6. 防災関係機関の災害情報等の通報

防災関係機関は、所管事項に関し、収集した災害情報（被害状況及び応急対策、救助対策を含む。）実施状況のうち、村の災害対策と密接に関係があると思われるものについては、今帰仁村災害対策本部に通報する。

村長は、各機関の長に対し、災害情報の調査・収集、報告を求める。

7. 県及び国への報告

村長は、今帰仁村災害対策本部を設置した場合、又は報告の必要があると認められる災害の場合、被害状況を県知事に報告する。

報告種別	報 告 要 領
災害概況即報	災害の初期的な報告で、災害の具体的な状況等を災害即報様式第1号に基づく内容により、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。
被害状況即報	被害状況が判明次第逐次、災害即報様式第2号に基づく内容を、県地方本部（県北部土木事務所）等を経て、県防災危機管理課へ報告する。なお、報告に当たっては、本部警察署と密接な連絡を保つものとする。
中間報告	県災害対策本部等から特に求められたときに行う。
災害確定報告	被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後、20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を、県地方本部（県北部土木事務所）等を経て、県防災危機管理課へ報告する。 なお、報告に当たっては、本部警察署と密接な連絡を保つものとする。
災害年報	毎年1月1日から12月31日までの災害の被害状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを、災害報告様式第2号に基づき、4月15日までに県に報告する。

※ 県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。
なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県に対して行う。
（総務省消防庁：TEL 03-5253-7777・FAX 03-5253-7553）

8. 被害状況の判定基準

災害により人的及び物的被害を受けた認定は、法令等に特に定めがあるもの以外、概ね「資料編：3-1 [別表2] 《被害状況判定基準》」（p44）による。

9. 安否情報の提供

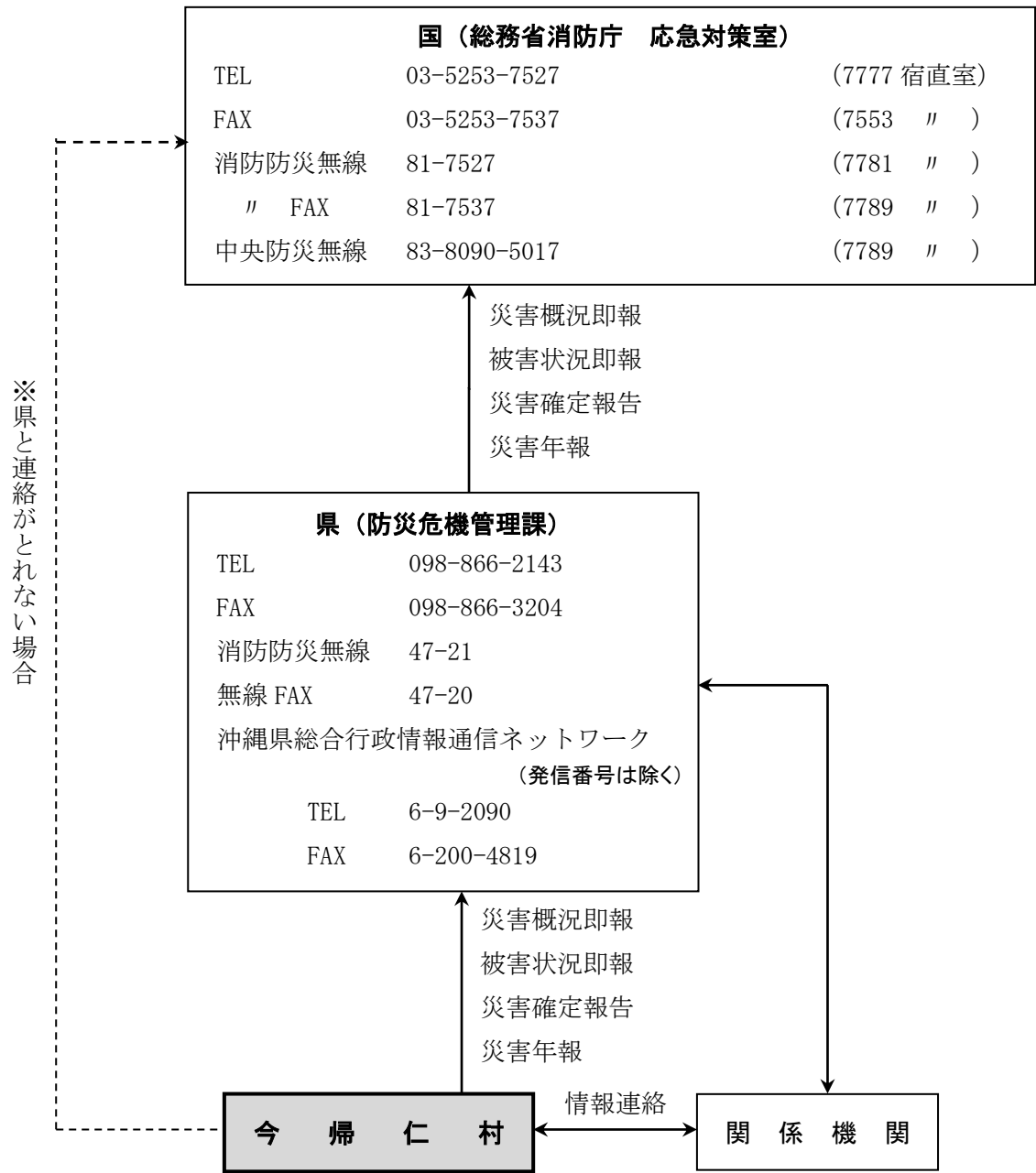
村（総務班）は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

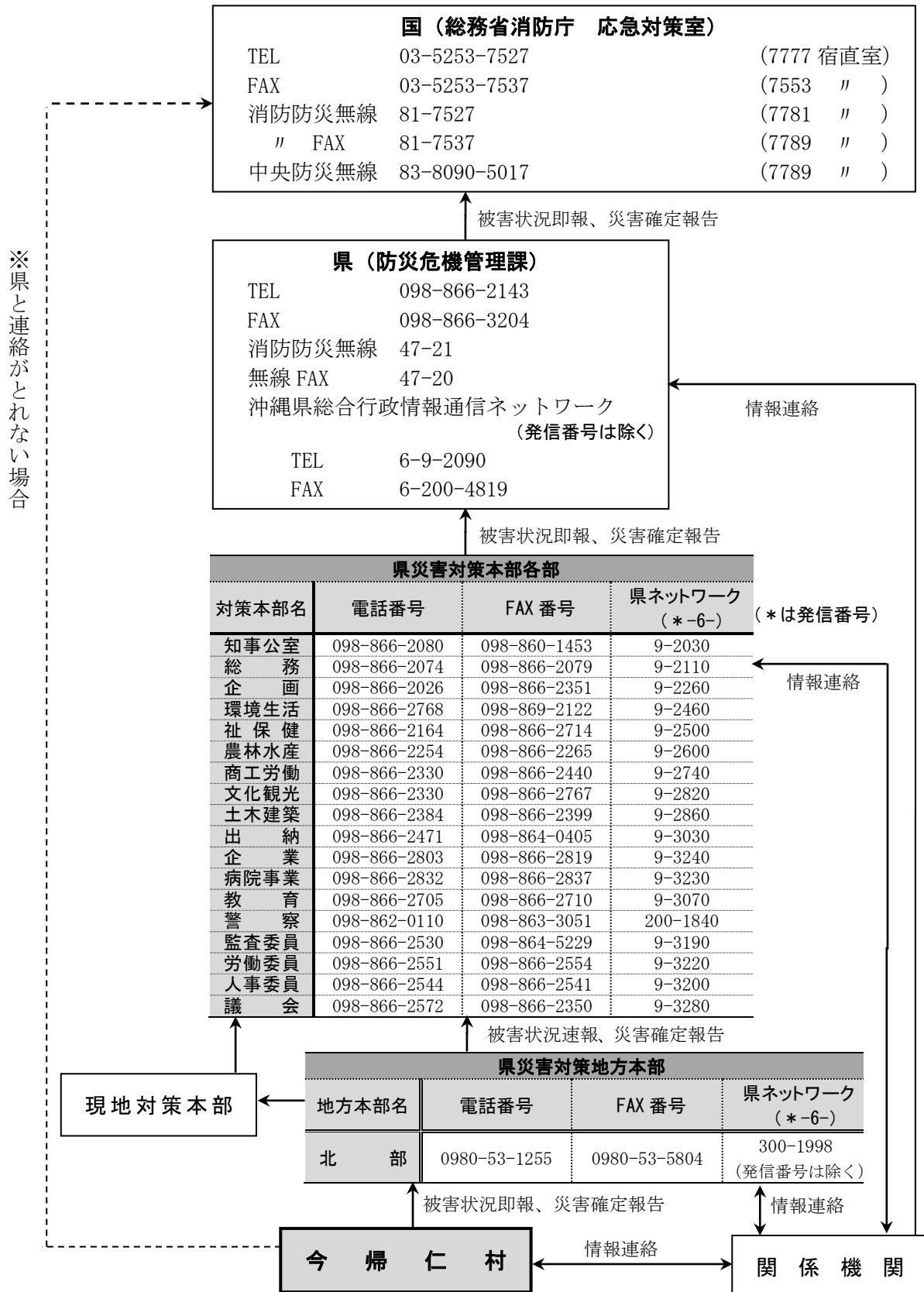
なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

《災害情報連絡系統図》

〈県災害対策本部未設置時〉



〈県及び村災害対策本部設置時〉



第5節 災害広報計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	総務班
2. 実施要領	総務班
3. 住民及び観光客等の来訪者（要配慮者） に対する広報の方法	総務班
4. 報道機関に対する情報等の発表の方法	総務班
5. 広報の内容	総務班

住民及び報道機関等に対する災害情報、被害状況等の広報活動について必要な事項を定め、もって災害広報の迅速な実施を図る。

なお、その際には、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

1. 実施責任者

村（総務班）は、村域における災害情報、被害状況、その他災害に関する広報を行う。

2. 実施要領

（1）各部の広報

各部において広報を必要とする事項が生じたときは、村災害対策本部事務局（総務班）に、原則として文書でもって通知する。

（2）広報係

広報係は、総務班との共同体制に基づき、各部が把握する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示により、速やかに村民及び報道機関へ広報する。

また、必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施する。

3. 住民及び観光客等の来訪者（要配慮者）に対する広報の方法

（1）広報の方法

- ① 今帰仁村防災行政無線による広報
- ② 報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等による広報
- ③ 広報車による広報
- ④ 写真、ポスター等の掲示による広報
- ⑤ 広報誌等の配布、その他による広報

（２）住民等からの問い合わせ等への広報

- ① 来庁者に対する広報窓口の設置
- ② 広報車を現地へ派遣しての情報収集及び必要事項の広報活動
- ③ 住民専用電話の設置による広報活動

４．報道機関に対する情報等の発表の方法

（１）発表機関

報道機関に対する情報等の発表は、総務班（事務局担当）が情報を収集・総括した上、すべて広報班（担当）により実施する。

（２）報道機関への要請

情報等の発表に際しては、広報内容（日時、場所、目的等）をあらかじめ報道機関と協議・周知させ、報道機関との連携を重視することから、災害時に報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

５．広報の内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 気象予報・警報等の発表又は解除② 災害対策本部の設置又は解散③ 災害対策本部への不要で緊急以外の電話を遠慮してもらう旨の協力依頼④ 二次災害防止の事前措置⑤ 被災者の安否及び空き病院についての情報⑥ 被害状況、災害応急対策状況（交通、食料、生活物資、ライフライン等）⑦ その他、必要と認める事項 |
|---|

※「資料編：2-3 災害時における情報及び被害状況等の広報」参照（p19）

第6節 自衛隊派遣要請計画

施策項目	実施担当
1. 災害派遣を要請する場合の基準	—
2. 災害派遣の要領	総務班
3. 村長の派遣要請要求等	総務班
4. 村の準備すべき事項	総務班
5. ヘリポートの準備	総務班
6. 連絡員の派遣・撤収	総務班、自衛隊
7. 派遣部隊の活動内容	自衛隊
8. 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等	自衛隊
9. 自衛隊の自主派遣	自衛隊
10. 経費の負担区分等	総務班、県、自衛隊

大規模な災害の発生により、村長が自衛隊の救援を必要と認めた場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、災害に際して人命又は財産保護のため、村長が自衛隊の派遣要請を依頼する。

1. 災害派遣を要請する場合の基準

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づく自衛隊災害派遣の要請基準

- ① 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、地元警察、消防等では対処し得ないと認められるとき。
- ② 災害の発生が目前に迫り、これの予防のため自衛隊の派遣が必要であると認められるとき。

2. 災害派遣の要領

（1）実施責任者

- ① 災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」という。）

ア）知事	主として陸上災害
イ）第十一管区海上保安本部長	主として海上災害
ウ）那覇空港事務所長	主として航空機遭難

② 災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という。）

- ア) 陸上自衛隊 第15旅団長
- イ) 海上自衛隊 第5航空群司令
- ウ) 海上自衛隊 沖縄基地隊司令
- エ) 航空自衛隊 南西航空混成団司令

（２）要請の内容（自衛隊法施行令第106条）

派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書をもって要請する。

ただし、緊急の場合で文書によるいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

要請事項	実 施 内 容
災害派遣 (緊急患者空輸を除く。) を要請する場合	ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由 イ) 派遣を希望する期間 ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容 エ) その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無）
緊急患者空輸を 要請する場合	ア) 患者の状況 ① 入院先病院、空輸区間 ② 患者の氏名、性別、生年月日、年令、職業、住所、病名、感染症・意識・要至急入院・手術の有無、感染症に対する担当医の処置・意見 イ) 付添者等 付添人の氏名、年令、患者との続柄、職業、住所 添乗医師等の氏名、年令、所属病院名、添乗場所 ウ) 特記事項等 ① 酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数 ② 搭載医療器材及びその大きさ、重量 ③ 現地の風向、風速、天候、視界 エ) その他参考となるべき事項（地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材） オ) 緊急患者空輸要請書
派遣を要請しないと決定した場合	派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

3. 村長の派遣要請要求等

(1) 知事への派遣要請要求

村長は、村域に係る災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を依頼し、以後、速やかに依頼文書を提出する。

(2) 防衛大臣等への通知

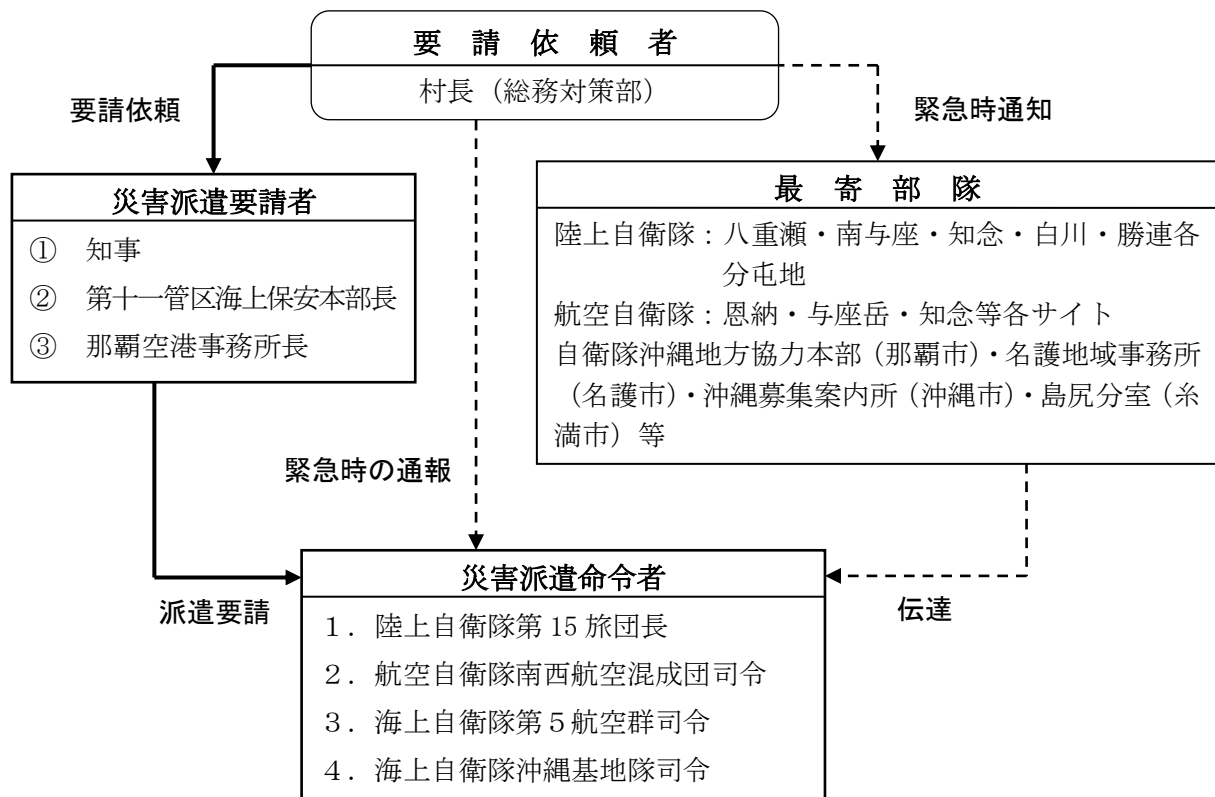
村長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び村域に係る災害の状況を、国（防衛大臣）又はその指定する者に通知することができる。

なお、村長は、通知を行った場合、速やかにその旨を知事（防災危機管理課）に報告しなければならない。

また、通知を受けた国（防衛大臣）又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

※防衛大臣の指定する者：派遣命令者

《自衛隊の災害派遣要請系統図》



注）緊急時における通報を実施した場合は、速やかに県に派遣依頼する。

〈自衛隊の連絡場所〉

	あて先	所在地	実務担当（昼間）		実務担当（夜間）	
			主 管	電 話	実 務	電 話
陸 上 自衛隊	第15 旅団長	那覇市鏡水 679	第15旅団 司令部 第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線 276～279 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政 情報通信ネット ワーク *6-552-0123	団本部 当 直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 308 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政 情報通信ネット ワーク *6-552-0123
海 上 自衛隊	第5航空 群司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	群司令部 当 直	857-1191 内線 5222
	沖縄基地 隊司令	中頭郡勝連 字平敷屋 1920	沖縄基地 隊本部 警備科	978-2342 3453・3454 内線 230	隊本部 当 直	978-2342 3453・3454 内線 244
航 空 自衛隊	南西航空 混成団司令	那覇市当間 301	司令部 運用課	857-1191 内線 2236	SOC 当直幕僚	857-1191 内線 2204・2304

〈緊急患者空輸等の要請先(電話:自衛隊の連絡場所に同じ)〉

実 施 事 項	連 絡 先
離島の緊急患者及び物資空輸	陸上自衛隊第15旅団
船舶緊急患者空輸及び海難救助	航空自衛隊南西航空混成団
海上捜索	海上自衛隊第5航空群、沖縄基地隊

4. 村の準備すべき事項

村(総務班)は、自衛隊派遣に際しては、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするように協力する。

また、自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し、必要な情報の提供に努める。

- ① 災害地における作業等に関しては、県(防災危機管理課他関係部署)及び村当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定する。
- ② 村は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておく。
- ③ 派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設を提供する。
- ④ 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り村において準備する。
- ⑤ 離島のある本村は、県と連携して、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図る。

5. ヘリポートの準備

(1) ヘリポートの設置

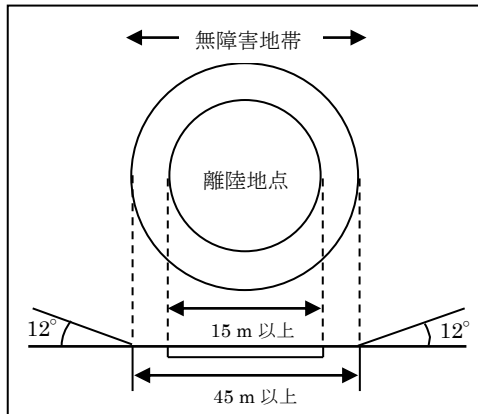
村(総務班)は、人命の救出(緊急患者空輸を含む。)、又は救助物資の空輸(血液、血清リレー含む。)を円滑に実施するため、村において次を考慮して地域ごとに適地を選定しておく。

また、災害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

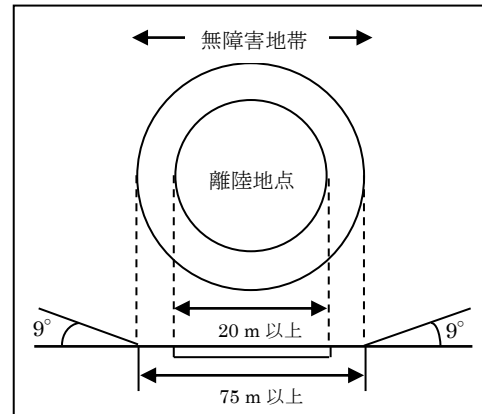
① ヘリポートの設置基準

《離陸地点及び無障害地帯の基準》

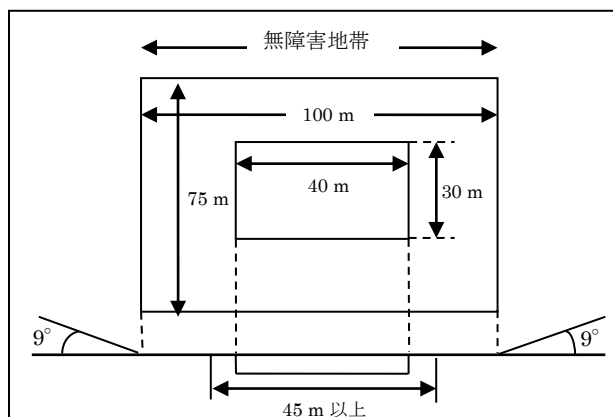
(a) 小型機（OH-6）の場合



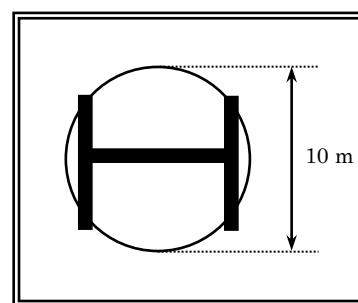
(b) 中型機（UH-1）の場合



(c) 大型機（V-107、CH-47）の場合



〈ヘリポート〉



※着陸地点の地盤は堅固で平坦であること。

② ヘリポート点検

ヘリポートの管理者である本村は、年1回以上ヘリポートの離着陸のための点検を実施する。

③ 夜間照明

本村は、ヘリポート管理者として古宇利区における環境を考慮し、夜間における緊急患者空輸等に備え、夜間照明設備等を整備する。

(2) 受入れ時の準備

- ① 離着陸地点には、㊦記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向き、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- ② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6. 連絡員の派遣・撤収

(1) 連絡員の派遣

① 自衛隊

自衛隊は、災害発生時に県又は村に連絡幹部を派遣し、県又は村との連絡・調整に当たる。

② 村の対応

村（総務班）は、県と連携して、自衛隊の連絡員の派遣に当たり、自衛隊本隊との連絡・調整に必要な施設等の提供を準備する。

また、救援活動が適切かつ効率的に行われるため、知事（防災危機管理課）及び本村と派遣部隊長等との密接な連絡・調整を図る。

(2) 派遣部隊の撤収

① 派遣要請者

派遣要請者は、派遣目的を達成した場合、又はその必要がなくなった場合には、派遣要請の要領に準じて撤収要請を行う。

② 派遣命令者

派遣命令者は、派遣の目的を達した場合、又はその必要がなくなった場合は、撤収することができる。

この際、撤収において村長、警察、消防機関等と密接に調整するとともに、その旨を県に連絡する。

7. 派遣部隊の活動内容（自衛隊）

自衛隊は、次の内容について災害の態様に応じた活動を行う。

なお、大規模地震が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。

また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 被災状況の把握（偵察行動）② 避難の援助（避難者の誘導、輸送）③ 避難者等の捜索、救助④ 水防活動（土のう作成、運搬、積込み）⑤ 消防活動（消防）⑥ 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）⑦ 応急医療、救護及び防疫⑧ 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送、孤立地区に対する人員の吊り上げ、救出又は降下）⑨ 炊飯及び給水支援⑩ 救援物資の無償貸付け又は譲与（総理府令第1号（昭和33年1月1日付け）による。）⑪ 能力上、可能なものについては、危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）⑫ その他（自衛隊の能力で対処可能なもの） |
|--|

8. 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

（1）自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

措置事項	措 置 内 容
警察官がその場に いない場合	ア) 避難命令等 イ) 土地、建物等への立入り ウ) 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令 (本部警察署長への通知)
村長、その他 市町村長の職権を 行うことができる者が その場にいない場合	ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令(村長へ通知) イ) 他人の土地等の一時使用等(村長へ通知) ウ) 現場の被災工作物等の除去等(村長への通知) エ) 住民等を応急措置の業務に従事させること(村長へ通知)

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、村が補償を行う。

- ① 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分(法第64条第8項において準用する同条第1項)により通常生ずる損失
- ② 自衛官の従事命令(法第65条第3項において準用する同条第1項)により応急措置の業務に従事した者に対する損害

9. 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は派遣要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣する。

この場合、指定部隊等の長はできるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

〈部隊等の長が要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準〉

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
災害に際し、救援の措置が必要と認められる例は次のとおり。

- ア) 通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合、村長又は警察署長、その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（基本法第 68 条の 2 第 2 項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受けたとき。
- イ) 通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合、部隊等による情報、その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

- ③ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- ④ その他、上記①～③に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

10. 経費の負担区分等

(1) 要請者の負担

村（総務班）は、災害派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは、県及び村の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定する。

- ① 派遣部隊が、連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
- ② 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
- ③ 岸壁の使用料

(2) その他の経費負担

村（総務班）は、その他上記（1）に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上、協定を行う。

第7節 相互応援協力計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 派遣要請方法	総務班
3. 広域応援要請	総務班
4. 海外からの支援受入れ	総務班
5. 応援受入れ体制	総務班

災害時において、隣接市町村、県又は指定地方行政機関の職員等の応援により、災害応急活動、応急復旧活動に万全を図る。

1. 実施責任者

この計画による要請は、村長が行う。

2. 派遣要請方法

機 関 別	実 施 内 容
隣接市町村等 相互間の応援	村長は、本村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長に対して職員等の応援を求める。
指定地方行政機関 への応援の要求	村長は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行う。 この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。 ア) 派遣を要請する理由 イ) 派遣を要請する職種別人数 ウ) 派遣を要請する期間 エ) 派遣される職員の給与、その他勤務条件 オ) その他職員等の派遣について必要な事項
県への職員派遣 斡旋要請	村長は、県に対し、県、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について、上記ア)～オ)の事項を明示して斡旋を求める。

機 関 別	実 施 内 容
知事への応援の要求	村長は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、基本法第 68 条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

3. 広域応援要請

実施区分	実 施 内 容
災害相互応援協定の締結	村（総務班）は、県外における姉妹都市等と積極的に災害時相互応援協定の締結を推進していく。
九州・山口 9 県 災害時応援協定 に基づく要請	村長が県に応援を求め、大規模な災害のため県単独では十分な応急措置が実施できないと知事が認めるときに、知事が応援協定の関係県に直接又は幹事県を通して応援要請を求める。

4. 海外からの支援受入れ

実施事項	実 施 内 容
海外からの 支援受入体制	県は、国の非常災害対策本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合、県が支援の受入れの可否を判断し、支援の受入れを決定した場合、村（総務班）は、県と連携して、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を決定する。
撤収要請	本部長は、県知事、警察、消防機関、派遣部隊長との協議の上、災害派遣部隊等の撤収要請を行う。

5. 応援受入れ体制

村長は、村以外への応援を要請する場合には、県及び関係機関と連絡調整を図り、その受入れ体制を準備する。

第8節 避難計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 避難指示等の発令及び伝達	総務班、高齢者・介護福祉班、福祉・児童家庭班
3. 避難指示者等の措置	総務班、避難指示者
4. 避難の誘導	総務班、高齢者・介護福祉班、福祉・児童家庭班、消防団
5. 指定緊急避難場所（屋内施設）の開設	総務班、自主防災組織
6. 指定避難所等の開設及び避難者の収容保護	福祉・児童家庭班、こども園・保育所班、国民健康保険・後期高齢者班、高齢者・介護福祉班、地域保健班、社会教育班
7. 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策	村教育委員会、社会福祉施設及び医療施設管理者
8. 広域一時滞在	村長、総務班、県

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、危険区域内の住民等に対して避難のための立退きを指示し、人命の安全を確保する。

1. 実施責任者

地震後の延焼火災や本震後の地震活動等による二次災害から避難するために、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、立退きの指示、住家を失った被災者のための指定避難所等（指定緊急避難場所又は指定避難所。以下同じ。）の開設並びに指定避難所等への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき、避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘導等の実施責任者を定めるものとし、避難誘導後は、避難指示者と村長が協力して避難誘導を行い、指定避難所等の開設及び収容、保護は、村長が実施する。

なお、これらの責任者は、相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努める。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

（１）高齢者等避難＝避難に時間を要する避難行動要支援者等の迅速な避難を促すときに発令

実施責任者	災害の種類	根拠法	備 考
村 長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、災害対策基本法第 56 条により実施可能

（２）避難指示＝危険が目前に迫っているときに発令

実施責任者	災害の種類	根拠法	備 考
村 長	災害全般	基本法第 60 条	村長の委任を受けた消防職員を含む。
知 事	災害全般	基本法第 60 条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法第 61 条	村長から要請がある場合又は村長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第 4 条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第 94 条	警察官がその場にいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、高潮、地すべり、津波	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	
水防管理者	洪水、高潮、津波	水防法第 29 条	

（３）警戒区域の設定＝人命を守るため必要と認めるときに設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備 考
村 長	災害全般	基本法第 63 条	
知 事	災害全般	基本法第 73 条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法第 63 条	村長から要請がある場合又は村長（委任を受けた職員含む。）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	基本法第 63 条	村長（委任を受けた職員含む。）、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があつたとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、高潮、津波	水防法第 21 条	
警察官	洪水、高潮、津波	水防法第 21 条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたとき

※人命を守るため必要と認めるときに設定するが、強制力があり従わない場合には罰則も

あるため、不必要な範囲まで設定しないよう留意する必要がある。

〈警戒区域設定の考慮事項〉

- ① 災害危険の範囲が広範囲で、長期にわたる場合
- ② 応急対策上、やむを得ない場合

（４）知事による避難指示等の代行（基本法第 60 条）

災害発生により、村が全部及び大部分の応急対策事務の実施が不可能になった場合、知事（総括及び県対策本部情報対策班、県出先機関等）は、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を、村長に代わり実施する。

２．避難指示等の発令及び伝達

村（総務班）は、本部長（村長）による避難指示等の発令を各部班に連絡する。また、村民及び関係機関等へ伝達を行うとともに、高齢者・介護福祉班及び福祉・児童家庭班と連携して、津波浸水想定区域等の村民及び要配慮者利用施設の管理者・運営者等に対し、避難指示等の伝達を行う。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、村民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第 60 条に基づき、居住者等に対して「緊急安全確保」を指示することができる。

※「資料編：4-6 津波災害警戒区域内等の要配慮者利用施設一覧」参照（p 65）

また、次の点に留意する。

- ① 村（総務班）は、全国瞬時警報システム（Jアラート）等により伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により、村民等への伝達に努める。
- ② 村（総務班）は、避難指示等の判断は、強い揺れ（震度 4 程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合に行う。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等が発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。
- ③ 村長は、県、気象台、沖縄総合事務局開発建設部に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

- ④ 村長は、住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- ⑤ 村（総務班）は、津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話・スマートフォン及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- ⑥ 村（総務班）は、避難情報の伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベル（土砂災害・高潮）に対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、村民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- ⑦ 村長は、災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が避難指示等を行えるように権限を委譲しておく。
- ⑧ 避難先は、土砂災害警戒区域等以外の安全な場所とする。

（１）避難情報の種類

避難指示等の避難情報の種類は、次表のとおりである。

種 類	内 容	根拠法
高齢者等避難	災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたときなど、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告を行う。	災害対策基本法 第 56 条第 2 項
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法 第 60 条第 1 項
緊急安全確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固	災害対策基本法 第 60 条第 3 項

種 類	内 容	根拠法
	な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示する。	
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法 第63条

（２）高齢者等避難の発令基準

- ① 村において震度4が観測され、村長が必要と認めたとき
- ② 遠地震による津波が到達すると予想されるとき
- ③ 村長が必要と認めたとき

（３）避難指示、警戒区域の設定

高齢者等避難の発令後、さらに災害発生事象が悪化し、災害発生の危険が高くなる又は確実視される場合に、避難指示の発令及び警戒区域を設定する。

また、津波については、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めておく。

〈村の避難指示、警戒区域設定基準〉

災害の種類	基 準
地震発生時	強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、村長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示する。
地震津波	地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、村長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示する。 なお、放送ルート以外の法定ルート等により村長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとる。
その他	警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当危険が差し迫ってきた場合

3. 避難指示者等の措置

(1) 避難指示等及び警戒区域の設定事項

① 発令者
② 発令区域
③ 避難指示等及び警戒区域の設定理由
④ 避難日時、避難先及び避難経路
⑤ その他必要事項

(2) 避難指示等及び警戒区域の通知・伝達・周知

① 関係機関への通知

避難指示等及び警戒区域の設定を行った者は、概ね次により、必要な事項を関係機関へ通知する。

〈機関別通知の種類〉

避難指示等発令者 警戒区域の設定者	必要措置（関係機関への通知）	備考
村長の措置	村長 → 知事（防災危機管理課）	基本法に 基づく措置
知事の措置	知事（防災危機管理課） → 村長	基本法に 基づく措置
	知事（海岸防災課） → 所轄警察署長	地すべり防止法に 基づく措置
警察官の措置	警察官 → 所轄警察署長 → 村長 → 知事（防災危機管理課）	基本法に 基づく措置
	警察官 → 所轄警察署長 → 県警察本部長 → 知事（防災危機管理課） → 村長	警察官職務執行 法（職権）に 基づく措置
自衛官の措置	自衛官 → 村長 → 知事（防災危機管理課）	
水防管理者の措置	水防管理者 → 所轄警察署長	
消防吏員・ 消防団員の措置	消防吏員・消防団員 → 村長	

② 住民への周知

村（総務班）は、村長が避難指示等を発令した際には、必要な伝達事項及び伝達方

法により、迅速に住民や本村の滞在者等に周知徹底する。

伝 達 事 項	伝 達 方 法
① 発表者 ② 避難指示、警戒区域の設定の理由 ③ 避難日時、避難先及び避難経路 ④ 避難に当たっての注意事項 ア) 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行うこと イ) 会社、工場にあっては、浸水その他の災害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の保安措置を講ずること ウ) 避難者は1人当たり3日分程度の食料、水、日用品及び衣類等を携行すること エ) 避難者は、必要に応じ防寒用雨具を携行すること	① 村防災行政無線による伝達 ② 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達 ③ 広報車等の呼びかけによる伝達 ④ 報道機関を通じて行うテレビ及びラジオ等による伝達 ⑤ 各自治会の広報マイク及び広報車両による伝達

4. 避難の誘導

避難の誘導は、消防団員を中心に、関係各班の避難誘導員により行う。

なお、避難誘導に当たっては、消防団員及び避難誘導員のほか、消防職員、警察官など、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内のすべての者を対象とする。

また、予想される氾濫到達時間や交通規制を考慮する。

実施事項	実 施 内 容
避難の優先順位	避難の順位は、高齢者、幼児、病人、障がい者、妊産婦等で、特に避難行動要支援者を優先し、一般（防災に従事する以外の者）を次の順位とする。
避難者の誘導	避難指示後の避難者誘導は、消防団員が中心となって、迅速かつ的確に行う。 ア) 避難誘導員は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要最小限に制限し、円滑な立ち退きについて適宜指導を行う。 イ) 避難に当たり避難誘導員を配置し、避難時の事故防止並びに避難の安全・迅速を図る。

実施事項	実 施 内 容
	ウ) 避難の経路は災害時の状況に応じて適宜定めておき、避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。 エ) 高齢者・介護福祉班及び福祉・児童家庭班は、地域で把握した避難行動要支援者の名簿や個別避難計画を活用し、社会福祉協議会や民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各戸を訪問し、安否確認等による円滑な避難誘導を行う。 オ) 社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行うが、村は可能な限り支援を行う。
避難誘導後の措置 (避難完了の確認)	総務班は、消防団及び避難誘導員等の協力を得て、避難した地域において、事後速やかに避難もれや要救出者の有無を確認する。

5. 指定緊急避難場所（屋内施設）の開設

村（福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班）は、災害の種別に応じて、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所（屋内施設）を開設するとともに、避難情報に併せて住民に伝達する。

緊急を要する場合は、指定緊急避難場所（屋内施設）ごとに、あらかじめ定めた開設方法により、自主防災組織等の地域組織の代表者等により開設する。

6. 指定避難所等の開設及び避難者の収容保護

指定避難所の開設及び避難者の収容保護は、村長（関係各班）が行い、村長が指定避難所を開設したときは、直ちに、指定避難所の開設状況（開設日時、場所、収容人員、開設期間の見込み等）を知事に報告する。

なお、村は、災害の規模に鑑み、必要な指定避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、宿泊施設等の活用も含め、可能な限り多くの指定避難所を開設するとともに、一部の指定避難所に避難者が集中し収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS等により、速やかに村民等に、開設状況及び混雑状況等を周知する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置する。

（1）指定避難所の設置

避難所の設置事項	実 施 内 容
指定避難所の開設	指定避難所の設置は、集団的に収容でき、炊き出し可能な既存の施設を利用し、その他被害状況等の条件を考慮して、総務対策部（総務班）が適切と認めるものを避難所として開設する。

第2編 地震・津波災害対策編
第1章 災害応急対策計画 第8節 避難計画

避難所の設置事項	実 施 内 容
収容の対象者	指定避難所に収容し得る者は、高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定を受けた者及び災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
費 用	村が指定避難所の設置のために支出できる費用は、指定避難所の設置、維持及び管理のための人夫費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設トイレ等の設置費とする。
開設の期間	指定避難所を開設できる期間は、災害発生から7日以内（救助法適用）とする。
避難場所	村における避難予定場所を、あらかじめ指定しておく。 なお、災害の種類及び被害状況等により、避難所を変更又は新たに設置した場合は、その旨住民に周知を図る。
指定避難所が不足する場合	指定避難所としての施設が不足する場合、次の措置を行う。 ア) 隣接市町村への収容委託、建物・土地の借り上げ等 イ) 県施設の一時使用要請 ウ) 県を通し、一時的に避難施設としての船舶の調達を要請
福祉避難所の設置	村は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。 不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

(2) 指定避難所の運営管理

管理事項	実 施 内 容
指定避難所の運営	指定避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。 指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者住民、自主防災組織等の協力が得られるように努める。 要配慮者（高齢者、障がい者等）に対し、避難生活について特に配慮する。
避難者に係る情報の把握	指定避難所ごとに収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。 また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。
指定避難所の環境	指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるため、次の事項について整備を図っておく。 ア) 運営担当者、運営の手順、運営上の留意事項、居住区域の代表者（班長）の役割、要配慮者のニーズ把握と支援等について記載したマニュアルを作

管理事項	実 施 内 容
	成し活用する。 イ) 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 ウ) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びゴミ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。 エ) 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 オ) 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 カ) テレビ、ラジオ等、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 キ) 家庭動物の同行避難を考慮して、避難場所敷地内に家庭動物専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 ク) 被災地において新型インフルエンザ等感染症の発生、拡大がみられる場合は、地域保健班が感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、地域保健班は、避難所運営に係る担当班に対し、指定避難所の運営に必要な情報を共有する。
長期化への対応	災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、指定避難所の早期解消に努める。

管理事項	実 施 内 容
県有施設の利用	村は、指定避難所が不足する場合、県に対し、県有施設の活用を要請することができる。 県は、村から県有施設の一時使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。
船舶の利用	村は、大規模な災害により指定避難所が不足する場合、県に対し、一時的な避難施設として、船舶の調達を要請することができる。 県は、村から要請があった場合、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請、及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請する。
在宅避難者の支援	村は、やむを得ず指定避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。
指定避難所の統合・廃止	総務対策部（総務班）は、被災地区の状況に応じ、指定避難所の統合及び廃止を行う。

（３）広域避難

村（総務班）は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、村外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対して当該他の都道府県との協議を求める。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、村が直接、他の都道府県内の市町村に協議することができる。

村（総務班）は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

村（総務班）及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

村（総務班）及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

7. 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

（１）学校

村教育委員会又は学校長は、避難指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童生徒の避難が速やかに実施できるように、あらかじめ次の事項について定めてお

くものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難実施責任者② 避難の順位③ 避難先④ 避難誘導者及び補助者⑤ 避難誘導の要領⑥ 避難後の処置⑦ 事故発生に対する処置⑧ その他必要とする事項 |
|---|

（２）社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は、避難指示権者の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるよう、あらかじめ学校の場合に準じて定めておく。

8. 広域一時滞在

（１）広域一時滞在の協議等

① 被災市町村の協議

村が被災した場合、村長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受け入れについて、他市町村長に協議する。

② 県知事への報告

村長は、広域一時滞在の協議を行う場合は、その旨を県知事に報告する。

③ 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受け入れ

村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。

また、受け入れを決定した場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

④ 公示及び報告

村長は、受け入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

⑤ 広域一時滞在の終了

村長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

（２）県外広域一時滞在の協議等

① 協議の要求

村長は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

② 知事の協議

知事は、村長から要求があったときは、被災住民の受入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

③ 内閣総理大臣への報告

知事は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

④ 公示、報告

知事は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

村長は、通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

⑤ 広域一時滞在の終了

村長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

知事は、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

（３）県外広域一時滞在の受入れ

知事は、他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、関係市町村と協議する。

村長は、協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

知事は、その内容を協議元都道府県知事に通知する。

（４）知事による代行及び特例

知事は、災害の発生により、村が事務を行うことができなくなった場合で、広域一時滞在の必要があると認めた場合は、村の実施する措置を代わって実施する。

また、同様に県内広域一時避難の必要がある場合、村から要求がない場合においても、他の都道府県知事との協議を実施する。

(5) 知事等の助言

村長は、知事に対し、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項についての助言を求めることができる。

第9節 観光客等対策計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 避難情報の伝達及び避難誘導	商工観光班、観光施設等の管理者、 交通機関の管理者
3. 避難収容	商工観光班
4. 帰宅支援	商工観光班

1. 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第2編 第1章 第8節 避難計画」のとおりである。

2. 避難情報の伝達及び避難誘導

(1) 村の役割

村（商工観光班）は、津波情報や避難指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、村職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台等への避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台等の安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施する。

(3) 交通機関の役割

運天港旅客ターミナルの管理者は、津波情報や村の避難情報を把握した際は、旅客に対して避難を呼びかけ、高台等の安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両、バス停及び旅客ターミナルの観光客や利用者等は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3. 避難収容

(1) 収容場所の確保

村（商工観光班）は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

県は、村から県有施設の一時使用の要請があった場合、支障のない範囲において提供する。また、国、関係団体等に施設の利用を要請する。

(2) 安否確認

村（商工観光班）は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、村（総務班）を通じて、県に報告する。

県は、村からの報告のほか、観光関係団体、交通機関及び警察等から安否情報を収集し、情報の集約と一元管理を行う。

(3) 飲料水・食料等の供給

村（商工観光班）及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4. 帰宅支援

(1) 情報の提供

村（商工観光班）は、県と連携して、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅支援

村（商工観光班）は、県と連携して、交通機関の運休・欠航が長期にわたる場合は、観光客等の帰宅のために、バス、船舶での輸送について、国及び沖縄県バス協会等と調整を図り、帰宅支援対策を計画する。

第10節 要配慮者対策計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 避難行動要支援者の避難支援	高齢者・介護福祉班、福祉・児童家庭班
3. 避難生活への支援	福祉・児童家庭班、こども園・保育所班、 国民健康保険・後期高齢者班、社会教育班、 土木建築・管理班
4. 外国人への支援	福祉・児童家庭班

1. 実施責任者

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」のとおりである。

2. 避難行動要支援者の避難支援

村（高齢者・介護福祉班、福祉・児童家庭班）は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、村要配慮者支援計画等の策定を行い、当該計画に基づいて避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

3. 避難生活への支援

（1）避難時の支援

村（福祉・児童家庭班、こども園・保育所班、国民健康保険・後期高齢者班、社会教育班）は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

（２）応急仮設住宅への入居

村（土木建築・管理班）は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅（建設型応急住宅）を設置し、又は民間賃貸住宅等の借上げ（賃貸型応急住宅）により応急仮設住宅を確保する。入居は原則として集落単位とし、入居者は避難生活に支障が生じないよう互いに協力し合うとともに、支援が必要な際には村に連絡を行う。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅の設置に努める。

（３）福祉サービスの持続的支援

村（福祉・児童家庭班）は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

（４）沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）の派遣

村（福祉・児童家庭班）は村社会福祉協議会、県は県社会福祉協議会と連携して、大規模災害時に指定避難所等において高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の支援を行う福祉専門職等からなる沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）の派遣を要請する。

4. 外国人への支援

村（福祉・児童家庭班、総務班）及び県は、（財）沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等に努める。

第11節 消防計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 消防組織	—
3. 消防施設の整備	—
4. 消防業務の内容	今帰仁分団・消防団
5. 相互応援要請	消防組合消防長、総務班

火災、風水害、地震等の災害から村民生命・身体及び財産を保護するため、保有消防力の全機能をあげて目的達成に努める。

また、村防災計画の他に本部町今帰仁村消防組合が定める「消防計画」に準ずる。

1. 実施責任者

村防災計画による実施は、村長が行う。

2. 消防組織

※「資料編：4-7（1）①本部町今帰仁村消防組合組織図」参照（p66）

3. 消防施設の整備

消防署所の適正配置及び消防機械の効率的な運用を図るため、年次計画により更新整備を行い、恒久的な整備保全を図る。

※「資料編：4-7（1）消防自動車等現有状況 ほか」参照（p67）

4. 消防業務の内容

（1）消防出動

- ① 火災又はその他の災害が予想される警報が発せられた場合、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御に当たる。また、必要に応じて、非番員は、直ちに現場又は消防署に出動し、勤務に就かなければならない。
- ② 消防団員の出動は、サイレン及び電話連絡等をもって行う。
- ③ 火災又は諸災害発生時に対処するため、消防隊の出動は、別に定める命令による。

（2）救助・救急活動

指揮者は、まず要救助者の有無を確認し、必要があれば検索を実施し、要救助者があれば各隊は協力して、救急隊との連携のもと、救助活動に全力を投入する。

なお、火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動に優先する。

負傷者の搬送及び収容は、原則として救急隊が行うものとし、状況により消防車又は現場付近の車両をもって行う。

(3) 火災警報

火災に関する警報は、気象台が発表する火災予防の気象状況において、必要と認めたとき発する。

※「資料編：2-1（5）火災予防上の火災警報発令基準」参照（p15）

(4) 火災原因及び被害調査

火災原因及び被害調査の結果は、村長へ消防長からの報告を確認する。

5. 相互応援要請

消防組合消防長及び村長は、火災が延焼拡大し、大規模火災に進展の様相を呈したときは、「沖縄県消防相互応援協定」及び「全国消防長会応援計画・受援計画」等に基づき、近隣市町村に応援を要請する。

第12節 救出計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 救出の方法	今帰仁分団・消防団、総務班、本部警察署、県
3. 救出用資機材の調達	今帰仁分団
4. 惨事ストレス対策	今帰仁分団

1. 実施責任者

本村をはじめとした救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

2. 救出の方法

被災者の救出は、村においては、消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相互に協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施する。

(1) 村の役割

- ① 村（総務班）及び本部町今帰仁村消防組合今帰仁分団・消防団は、救助機関として救出活動を実施する。
- ② 村（総務班）は、村のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求める。

(2) 本部警察署の役割

本部警察署は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、県警察（警察災害派遣隊）の出動により救出を実施する。

(3) 県の役割

県は、村への応援を必要と認めた場合、又は村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊、他の都道府県等に対し応援を要請する。

また、海域での捜索を、第十一管区海上保安本部、自衛隊等に要請する。

(4) 住民

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

3. 救出用資機材の調達

本部町今帰仁村消防組合今帰仁分団等の救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。

資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

4. 惨事ストレス対策

本部町今帰仁村消防組合今帰仁分団等の救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

〈救出・救助活動の成功のポイント〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 要救出・救助現場の早期把握② 要救出・救助現場に対する人員の投入③ 要救出・救助現場に対する資機材の投入④ 救出・救助従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担 |
|--|

※救助法が適用された場合

1. 対象者

災害によって早急に救出しなければ生命若しくは身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出を要する者

なお、救出を必要とする状態にある場合を例示すると、概ね次のとおりである。

- (1) 火災の際に火中に取り残されたような場合
- (2) 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- (3) 水害に際し、流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残されたような場合
- (4) 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合
- (5) 山津波により生埋めとなったような場合（山津波：斜面崩壊により湖ができ、その後一気に下流へ放たれること。）
- (6) 多数の登山者が遭難した場合

2. 救出の費用及び期間

(1) 費用

- ア 借上費（救出に直接必要な機械器具の借上費で実際に使用したものの実費）
- イ 修繕費（救出に使用した機械器具の修繕費）
- ウ 燃料費（機械器具を使用するために必要な燃料費及び照明用の灯油代）

(2) 期間

災害発生の日から3日以内

（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）

第13節 医療救護計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 医療及び助産救護の実施	地域保健班
3. 医薬品等の調達	地域保健班
4. こころのケア	地域保健班
5. 継続的治療への支援	地域保健班
6. 医療施設の現況	—

災害時における医療、助産の救護活動等について定める。

なお、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、沖縄県災害医療マニュアルに基づいて、県、村及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

1. 実施責任者

災害により、医療及び助産、乳幼児の救護等のみちを失った者に対しては、応急的に医療関係機関の協力を得て、村長が実施する。

救助法が適用された場合の医療救護は、知事が実施し、村長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、村長が実施する。

2. 医療及び助産救護の実施

（1）救護班の実施

① 救護班の体制

医療及び助産等の実施は、救護班による。

村（地域保健班）は、医療機関及び地区医師会への連絡調整を行い、医療救護所の設置及び運営を要請し、必要に応じて、県（地域医療本部）に支援を要請する。

また、県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

〈救護班の編成〉

班 名	機 関 名	構 成 員	備 考
医療・助産救護班	村（地域保健班） 北部地区医師会 村内医療関係機関	医師 助産師又は看護師 保健師、事務職員	・必要により運転手 等助手1人

② 県の活動

県は、必要に応じて、以下の機関にDMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）及び医療救護班の派遣を要請する。また、必要な情報を収集し、DMAT、DPAT及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

- ア) 沖縄県DMAT指定病院
- イ) 沖縄県DPATとして登録された機関
- ウ) 日本赤十字社沖縄県支部
- エ) 沖縄県医師会
- オ) 沖縄県歯科医師会
- カ) 沖縄県薬剤師会
- キ) 沖縄県看護協会
- ク) 国、他都道府県

なお、沖縄県DPATは、発災当日から遅くとも72時間以内に被災地域に派遣されるDPAT先遣隊と沖縄県DPATに登録された機関により編成され、沖縄県DPAT活動マニュアルに基づき活動を行う。

③ 救護班以外の協力

村（地域保健班）は、救護班による医療及び助産救護が十分でない場合、又は災害規模及び患者の発生状況により、日赤沖縄県支部救護班、沖縄県医師会、その他医療関係機関の協力を得て行う。

また、緊急な出産を要する場合、最寄りの助産師によって行う等の措置を図る。

（2）医療、助産の費用及び期間

区 分	費 用	実施期間
医 療	① 救護班による場合 薬剤、治療材及び破損した医療器具の修繕費用の実費 ② 一般の病院又は診療所の場合 社会保険の報酬額以内 ③ 施術者による場合 協定料の額以内	災害発生の日から 14日以内
助 産	① 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 ② 助産師による場合 慣行料金の80%以内	分娩した日から 7日以内

(3) 救護所の設置

設置区分	設置基準
救護所	診療所、その他医療機関を事前協議の上、救護所として利用設置する。
臨時救護所	地域被災者の応急救護の拠点として、本部長の指示により避難場所・避難所（学校、公民館等）の罹災者の収容施設、罹災者の通行の多い地点及び、その他適当と認める場所を臨時に設置する。

(4) その他の救護

① 委託医療機関等による医療

救護班による医療措置ができない者や救護措置が適切でない者は、委託医療機関（県及び国立の公立病院、助産所、近隣市町村の委託医療機関）において救護を行う。

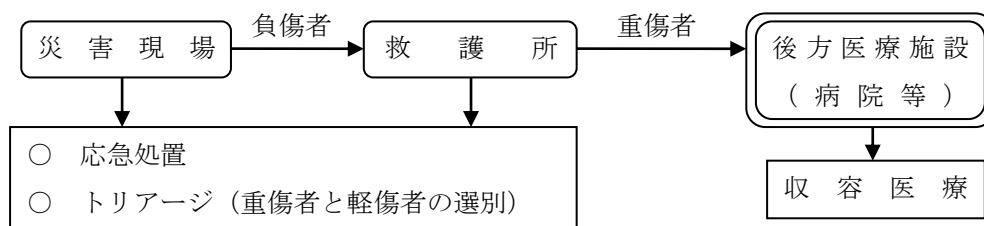
- ア) 救助法適用市町村区域内の病院・診療所における入院治療施設
イ) 近隣市町村区域内における病院・診療所における入院治療施設

② 船舶の利用

村（地域保健班）は、大規模な災害により、被災地の医療施設が不足する場合を想定し、県（総括情報班）を通し、第十一管区海上保安本部や海上自衛隊等に対し、所有船舶の供用を要請する。

(5) 医療救護の流れと体制確立

① 医療救護の流れ



※ 後方医療施設：救護所では困難な重病・重症患者等の処置、治療を行う。
（常設の公立、救急指定病院）

② 救急医療体制の確立

各関係機関及び団体は、相互間の連絡・協力に万全を期すことで、災害時の救急医療を迅速かつ的確に実施する。

〈本村の業務内容〉

- ア) 現地における応急的医療施設の設置並びに管理
- イ) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ウ) 日本赤十字地区長、分区長に対する出動要請
- オ) 地区医師会に対する出動要請

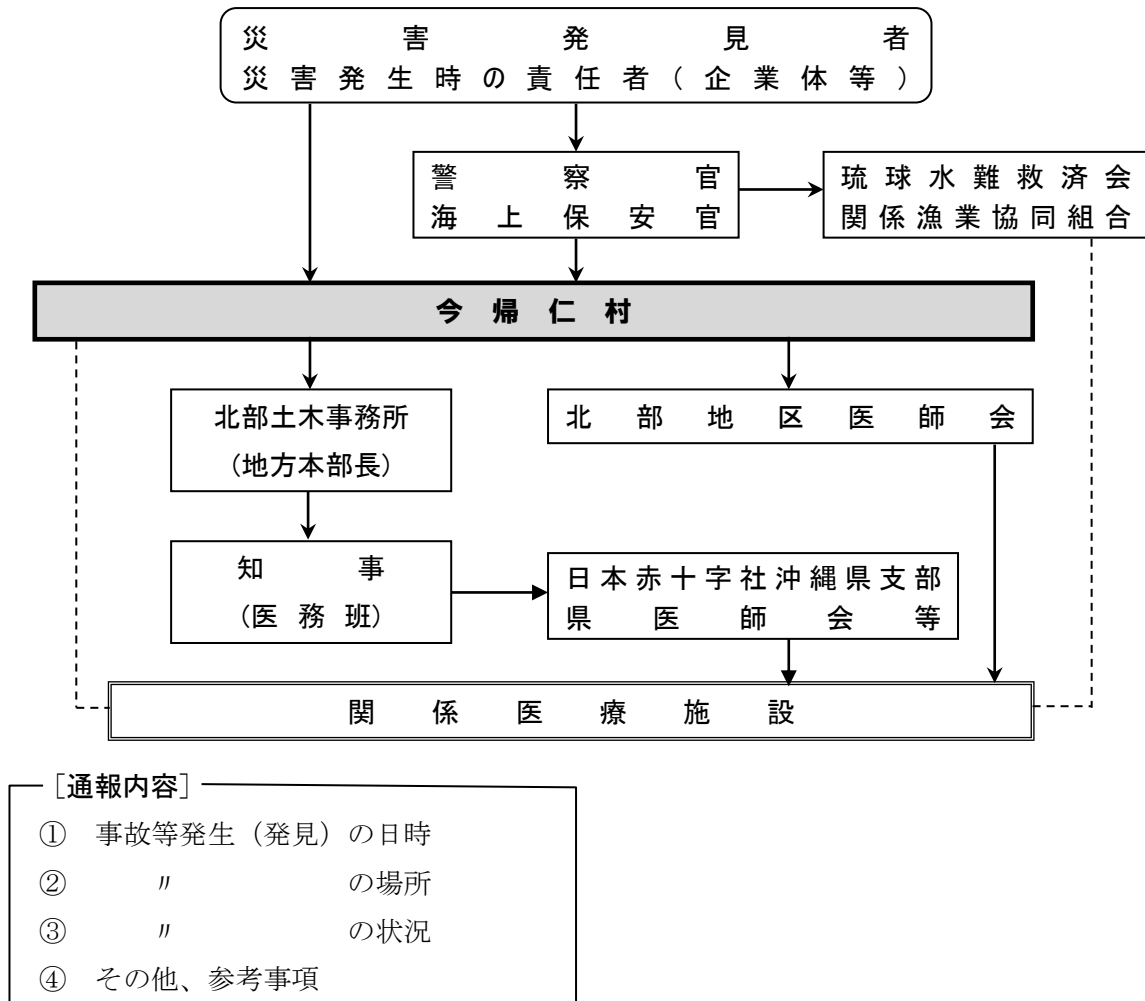
（6）救急搬送

傷病者の搬送は、原則として、本村及び消防機関の救急車両等により行う。

村（地域保健班）及び医療機関等からの要請に基づき、県は、搬送先を決め、消防機関等へ通知するとともに、県本部と搬送のための輸送手段（車両、ヘリ等航空機及び船舶）等について調整する。

なお、村内及び県内の医療機関だけでは治療、収容することができない重傷者及び在宅人工透析患者、在宅酸素患者、在宅人工呼吸装置患者等、継続的な治療を必要とする者等の搬送が必要となった場合、県は、国と協議して広域医療搬送を決定する。

《災害発生の通報連絡系統》



3. 医薬品等の調達

（1）医療、助産活動に必要な携行資材の補給方法

村（地域保健班）は、救護所において医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、各編成施設の当該班の所持品、資材を携行し繰替使用するが、携行不能又は不足の場合は、北部地区医師会検診センターにおいて補給する。

また、当該地域での調達確保が困難な場合、県（薬務衛生班）において確保・輸送の要請を行う。

（2）血液製剤の確保

村（地域保健班）は、災害時における本村で、輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、必要に応じて、県（薬務衛生班）に依頼し、県は、赤十字血液センターへの輸血用血液製剤の確保・要請を行う。

4. こころのケア

村（地域保健班）は、大規模な災害において大多数の被災者が精神的ダメージを受け、本村における“こころのケア”が必要となることが予測されることから、県と連携を図りながら、保健所やその他施設に相談窓口を設け、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談所職員等による救護活動を実施する。

5. 継続的治療への支援

県は、人工透析等、継続的な治療を実施する医療機関の稼働状況を把握し、市町村からの要請に基づいて、広域的な搬送及び受入れ体制を構築する。

よって、村（地域保健班）は、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて、医療機関や県に対応を要請する。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

6. 医療施設の現況

※「資料編：4-8（10）②村内の医療施設・福祉施設」参照（p 76）

第14節 交通輸送計画

施策項目	実施担当
1. 交通規制	企画班
2. 緊急輸送	総務班、企画班
3. 広域輸送拠点の確保	企画班

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送について、交通の危険及び混乱を防止するとともに、安全確保と輸送等を確実に行う。

なお、台風・大雨等の際、道路管理者及び警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、村及び県に連絡する。

1. 交通規制

(1) 実施責任者・規制の種別

災害時における交通の規制、緊急輸送等は各範囲の責任者とし、相互協力を図りながら被災者、応急対策要員及び応急対策物資との緊急輸送が円滑に行われるよう努める。

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は、村長（企画班）が行う。

また、災害地における交通規制の種別は、次表のとおりである。

実施責任者		規制種別	根拠法
陸上	道路管理者	危険箇所	道路法に基づく規制〔道路法第46条〕 ○災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限する。
	県公安委員会	危険箇所	道路交通法に基づく規制〔道路交通法第4条〕 ○災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。
	県公安委員会	災害緊急輸送	基本法に基づく規制〔基本法第76条〕 ○県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
海上	海上保安本部	特定港内及び危険箇所 災害緊急輸送	港則法・海上保安庁法に基づく範囲 〔港則法第37条、海上保安庁法第18条〕 1 船舶交通安全のため必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において、船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき、又は混雑緩和に必要なとき 3 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき

（2）規制措置の内容

① 危険箇所における規制

村（企画班）、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障がないよう措置する。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

② 緊急輸送のための規制

災害が発生した場合において、村長（企画班）及び警察、消防等防災関係機関が、災害応急対策に従事する者又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、輸送機関及び県公安委員会は、次により適切な措置をとる。

実 施 機 関	措 置 内 容
緊急輸送機関の措置	災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を、県公安委員会に連絡する。
県公安委員会の措置 (制限の必要を認めたとき)	ア) 緊急車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した様式（「資料編：3-5（1）車両通行止め及び緊急車両標章・証明書〔様式1〕」（p52））による標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置する。 イ) 上記の通行禁止、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。 ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知する。 ウ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

（３）規制に係わる措置

① 交通規制等の禁止・制限の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間、その他必要事項を周知する。

② 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、規制期間及び理由を相互に通知する。

③ 発見者等の通報

災害時に道路及び橋梁等の交通施設の危険な状況、又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに村長又は警察官に通報する。

通報を受けたとき（者）は、警察官にあっては村長へ、村長にあってはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知する。

④ 車両運転者の責務

基本法（第76条）の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

規 制 区 分	措 置 内 容
道路区間及び区域に係る通行禁止等が行われた場合	道路区間や区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間や道路以外の場所に移動させる。 移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
警察官の指示を受けた場合	その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

⑤ 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等

ア) 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらない時、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ) 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官・消防職員による措置命令等

災害による危険発生又は発生するおそれがあると認められるとき、警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

⑥ 交通施設の応急対策

交通施設の災害応急対策は、「本章 第31節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところとする。

⑦ 道路管理者等の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下本節において「道路管理者等」とい

う。)は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。

また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

2. 緊急輸送

(1) 緊急輸送の実施責任

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は、村長（企画班）が行う。

ただし、次の場合は、県が緊急輸送に必要な措置をとる。

- ① 災害範囲が広域で、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
- ② 輸送実施機関において、輸送不可能の状態と認められる場合

(2) 緊急輸送の対象

優先段階	対 象 内 容
第1段階	ア) 救助・救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ) 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資 ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員、その他初動及び応急対策に必要な要員、物資等 エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	ア) “第1段階”の続行 イ) 生命維持に必要な物資（食料・水等） ウ) 傷病者、被災者の被災地外への輸送 エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階	ア) “第2段階”の続行 イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ) 生活必需品

(3) 緊急輸送道路

緊急輸送道路ネットワーク計画（平成31年2月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）における緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路）は、「資料編：2-7 緊急輸送道路」（p27～28）のとおりである。

(4) 緊急輸送港湾・漁港

緊急輸送上、重要な港湾・漁港は、「資料編：2-8 緊急輸送港湾・漁港」(p 29)のとおりである。

(5) 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案し、適当な方法による。

輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずる。

① 道路輸送

ア) 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及び運転者の確保の順位は、以下のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a. 応急対策を実施する機関に属する車両等b. 公共的団体に属する車両c. 営業用の車両等d. 自家用の車両 |
|---|

イ) 緊急通行車両の届出

a. 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、本村において緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出し、届出済証の交付を受ける。

県公安委員会は、緊急通行車両に係わる業務実施の責任を有し、緊急通行車両事前届出受理簿の登載を行う。

b. 緊急通行車両の標章及び証明書

緊急通行車両の使用者は、知事又は県公安委員会より標章及び証明書の交付を受け、被災地における交通の混乱の防止を図る。

c. 標章の掲示

緊急車両の交付を受けた車両は、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示する。

※「資料編：3-5 (1) 車両通行止め及び緊急車両標章・証明書」参照 (p 52)

ウ) 村有車両の確保

村有車両の確保は、総務班において行い、各班長は、車両を必要とするときに必要な事項を明示して配車を要請する。

村（総務班）は、各班長から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度を考慮の上、使用車両を決定し、要請した班へ通知する。

〈必要事項〉

- a. 輸送日時及び輸送区間
- b. 輸送対象の人数、品名及び数量
- c. その他必要な事項

※「資料編：3-5（2）村有車両の状況」参照（p54）

エ）民間車両（村有車両以外）による輸送

本村において必要な車両確保が困難な場合、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

オ）費用の基準

- a. 輸送業者による輸送又は車両の賃借料は、通常の料金とする。
- b. 官公署、その他公共機関等の所有車両の使用については、燃料費程度を負担する。

カ）燃料の確保

車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

② 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ輸送を実施する。

特に緊急の場合又は離島における災害救助のため、船舶による輸送が必要な場合は、県有船舶又は第十一管区海上保安本部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努める。

ア）県有船舶による輸送

県有船舶による輸送を必要とするときは、県（総括及び情報対策班）に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出する。

- a. 災害の状況及び応援を必要とする理由
- b. 応援を必要とする期間
- c. 応援を必要とする船舶数
- d. 応急措置事項
- e. その他参考となるべき事項

イ) 第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等

村長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事（総括情報班）に対し、要請及び要請後の措置を行う。

※「本章 第6節 自衛隊派遣要請計画」による要領に準ずる。

ウ) 民間船舶による輸送

村長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

③ 空中輸送

実施項目	実 施 内 容
空中輸送の実施	災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤収要請を実施する。 ※「本章 第6節 自衛隊派遣要請計画」により実施する。
ヘリポートの整備	空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑を図る。 ※「本章 第6節 自衛隊派遣要請計画」によるヘリポート設置基準に準ずる。

④ 人力等による輸送

災害時の人力等による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討し、地域住民の協力のもと迅速適切な措置がとれるよう努める。

3. 広域輸送拠点の確保

村（企画班）は、県が確保した広域輸送拠点から輸送される救援物資の受入れのため、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

第15節 公安・治安警備計画

施策項目	実施担当
1. 災害時における警察の任務	本部警察署
2. 災害時における警備体制	総務班、本部警察署、第十一管区海上保安本部

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を目的に対策を図る。

1. 災害時における警察の任務

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害被害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止する住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、本村における社会秩序の維持に当たる。

また、被災地及びその周辺の安全を確保するため、警察が独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるとともに、必要に応じて、避難所等に臨時派出所を設置して防犯活動を行う。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める。

2. 災害時における警備体制

災害時における治安警備活動は、次による。

(1) 警 察

本村において、警察が行う公安警備活動は「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県警察災害警備実施要綱」、「本部警察署災害警備実施要綱」による。

(2) 村 長

村長の措置	措 置 内 容
災害応急措置	村長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力する。
協 力 要 請	村長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行う。
出 動 要 請	村長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。
海 上 警 備	村長は、第十一管区海上保安本部と連絡を密にし、被災地付近の海上における安全確保に努める。

第16節 災害救助法の適用計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 災害救助法の適用基準	—
3. 被害世帯の算定基準	—
4. 救助法の適用手続	総務班、福祉・児童家庭班、県

災害に際して救助法を適用し、応急的及び一般的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

1. 実施責任者（村と県が行う救助事項の区分）

救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施する。この場合、村は、県（知事）が行う救助の補助を行う。

ただし、知事が必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととすることができる。

（災害救助法第30条）

〈救助の種類〉

- ① 指定避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 遺体の搜索及び処置
- ⑪ 日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

※救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、今帰仁村地域防災計画に定めるところにより村長が実施する。

2. 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生するおそれがある場合の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、村の区域を単位に実施する。

(2) 災害が発生した場合の適用基準

本村における救助法に基づく救助は、次に掲げる事項に該当するものである。

- | |
|---|
| ① 本村の被害世帯数が 40 世帯以上
(総人口：5,000 人以上 150,000 人未満に基づく。) |
| ② 県内全域の被害世帯数が 1,500 世帯以上で、うち本村内 20 世帯 (①の 1/2 世帯) 以上 |
| ③ 県内全域の被害世帯数が 7,000 世帯以上で、本村の被害状況が特に救助を要する状態 |
| ④ 以下の事項により、知事が特に救助の必要を認めたとき
ア) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情 (災害が隔絶した地域に発生したものである等) がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき
イ) 多数の生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じた場合 |

3. 被害世帯の算定基準

被害世帯とは、住家が全壊 (焼) 流失等により滅失した世帯の数である。

その他の損壊に対しては、次の表による換算基準とする。

なお、被害世帯に対する算出適用の人口基準は、災害直前の国勢調査人口によるものとする。

〈被害世帯の算定基準表〉

住家損壊内容	被害世帯数 1 (滅失世帯) の算定
① 全壊 (焼) ・流失等による滅失	1 世帯
② 半壊・半焼等の著しい損壊	2 世帯
③ 床上浸水、土砂堆積等による一時的居住不可能な状態	3 世帯

4. 救助法の適用手続

区 分	実 施 内 容
救助法の 適用要請	村長（総務班）は、救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合、直ちに知事へ報告する。
救助法の 適用特例	災害の実態が急迫（知事による救助の実施を待ついとまのない等）な場合、村長（福祉・児童家庭班）は救助法に定める救助を行い、直ちに知事に報告する。 その後の処置については、知事の指揮を受ける。

※「資料編：2-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）」参照（p20）

第17節 給水計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 給水対象者	—
3. 給水方法	水道業務・工務班
4. 給水量	水道業務・工務班
5. 水道施設の応急復旧	水道業務・工務班

災害により飲料水を得ることができない者に対し、最小限必要な飲料水を供給し、被災者を保護するとともに、水道施設等の応急復旧を行う。

1. 実施責任者

被災者に対する応急飲料水の供給は、村長（水道業務・工務班）が行う。

救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2. 給水対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者とする。

救助法が適用された場合、本地域で自力による飲料水確保が不可能であれば、家屋・家財の被害世帯に係わらず給水実施ができる。

ただし、罹災者であっても自力で近隣より飲料水が確保できれば供給の必要はない。

3. 給水方法

実施事項	実 施 内 容
優 先 供 給	必要最小限の生活ができる用水の供給に限る。 また、医療施設、社会福祉施設、避難場所等の施設に対しては、優先的に給水を行う。
取 水	給水のための取水は水源地为基本とし、他に応急用水として消火栓、配水池、補給水源等から行う。
消 毒 等	取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、ろ水器によるろ過及び浄水剤の投入等により、消毒を行う。
供 給	被災地への供給は、給水車及び容器による搬送給水等、現地の実情に応じて適当な方法によって行う。

実施事項	実 施 内 容
広 報	給水に際し、広報車又は報道機関等の協力を得て、給水日時、場所、その他必要な事項を村民に広報する。

4. 給水量

被災者に対する給水量は、1人1日3リットルとするが、補給水源の水量、給水能力及び、施設復旧状況等に応じて給水量を増減する。

給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保して供給する。

5. 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を配慮して応急復旧を行い、必要に応じて村水道工事指定店の応援を求める。

※「資料編：4-8（10）③ 今帰仁村水道工事指定店」参照（p 76）

第18節 食料供給計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 食料の調達方法	税務・評価班
3. 応急配給及び炊き出し方法	福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班
4. 炊き出し等食料の給与費用及び期間等	—
5. 要配慮者に配慮した食料の給与	福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班

被災者及び災害応急対策員に対する食料の給与・供給のための調達、炊き出し及び配給等を、迅速かつ確実を図るための対策を定める。

1. 実施責任者

災害時における被災者及び、災害応急対策員等に対する食料の調達及び供給は、村長（税務・評価班）が行う。

救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長が実施する。

2. 食料の調達方法

区 分	調 達 方 法
主 食	米穀については、村長（税務・評価班）が知事（流通政策班）に米穀の応急買受申請を行い、知事発行の応急買受許可書により指定業者手持ちの米穀を調達する。 災害用乾パンについては、村長（税務・評価班）が知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄総合事務局長に売却申請を行い調達する。
その他の主食、副食 及び副食調味料等	村内の販売業者から、事前調整に努め調達する。

3. 応急配給及び炊き出し方法

(1) 応急配給を行う場合

災害が発生又は発生のおそれがある場合における応急配給は、村長が必要と認めたときに行い、福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班は、次の基準により行う。

応急配給の実施基準	応急配給数量（1人当たり）
① 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1日当たり 精米 300 g
② 被災により、卸売・小売業者の通常販売を行うことができないため、その機関を通さずに配給を行う必要がある場合	1日当たり 精米 300 g
③ 災害時における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 200 g

(2) 応急配給品目

配給品目は、原則として米穀とするが、状況により乾パン又は麦製品（乾うどん等）とする。

(3) 炊き出しの実施

炊き出しは、各避難所（補助施設として給食センター：学校給食優先）において行い、必要に応じ、自治会や婦人会等の地域組織の協力を得て実施する。

なお、炊き出し（乳幼児のミルクを含む。）の実施に当たっては、常に食料品の衛生に留意する。

4. 炊き出し等食料の給与費用及び期間等

炊き出し、その他の食品給与のための基準を定める。

区 分	実 施 内 容
対象者	ア) 避難所に収容された者 イ) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等のため、炊事のできない者 ウ) 一時縁故地等へ避難する必要がある者 エ) 旅行者、一般家庭の来訪者等で食料品の持ち合わせがなく、調達できない者
費 用	炊き出し、その他による食品の給与のため支出できる費用は、主食費、副食費及び炊出し等の燃料費とする。（具体的費用は救助法に基づく。）
期 間	実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。 ただし、住家の被害により、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分の食品等を現物支給する。

5. 要配慮者に配慮した食料の給与

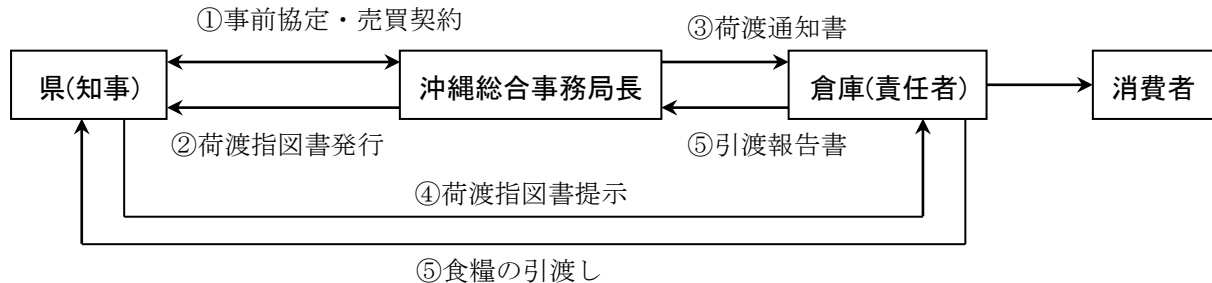
村（福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班）は、要配慮者に配慮した食料の給与に努める。

また、指定避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントを実施し、食物アレルギーに配慮した食料を給与するよう努める。

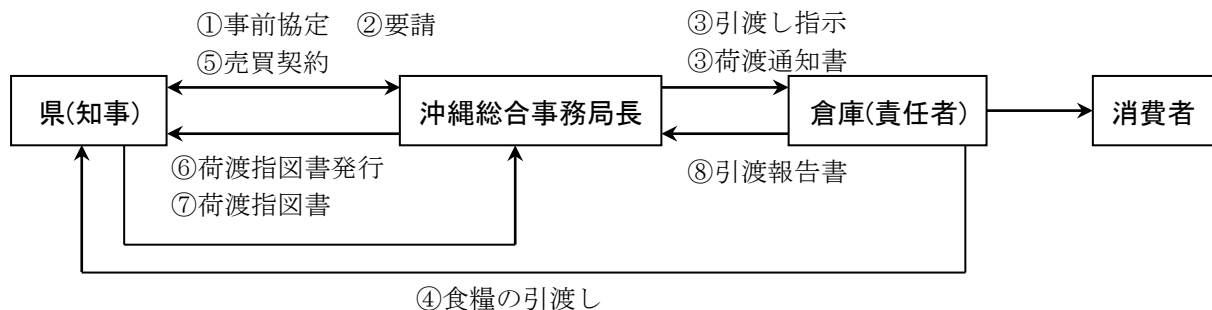
《災害救助用米穀(緊急食糧)の引渡し系統図》

① 県(知事)に対する緊急食糧の売却

a. 荷渡指示書を発行・交付して引渡しを行う場合

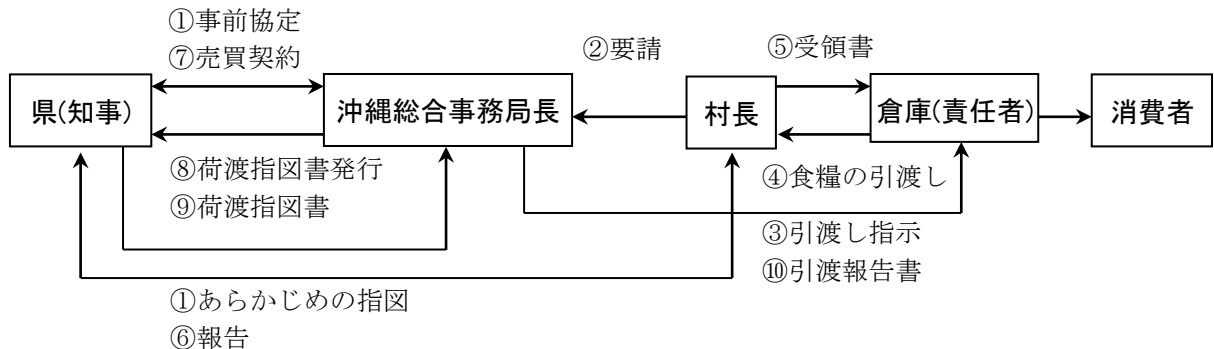


b. 荷渡指示書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合



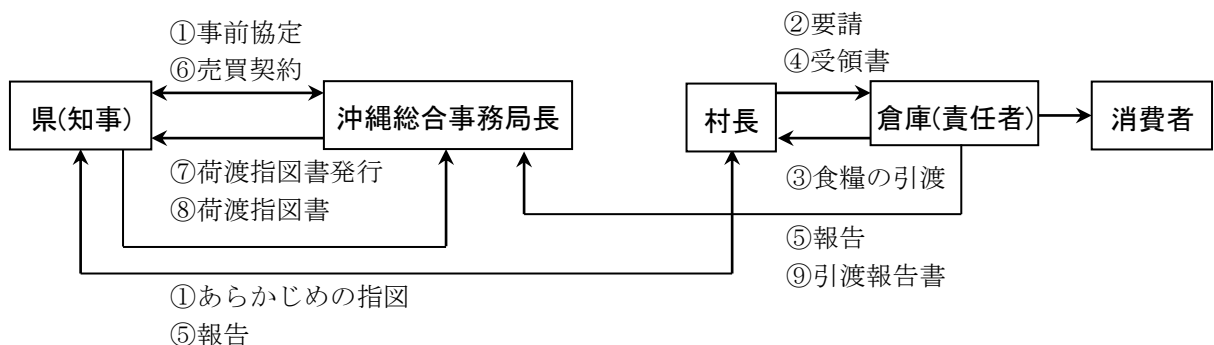
② 村からの緊急食糧引渡しの要請

a. 村長から局長に対して緊急の引渡しを要請する場合



b. 村長から倉庫の責任者に対して緊急の引渡しを直接要請する場合

(沖縄総合事務局と倉庫との連絡がつかない場合)



第19節 生活必需品供給計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 物資の調達	税務・評価班
3. 物資の給与又は貸与	福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班
4. 救援物資の受入れ	福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班
5. 物資の配給方法	福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班
6. 義援物資及び金品の保管、配分	財政班

被災者に対する衣料及び寝具等、生活必需品物資の調達及び給与、貸与の配給に関するものを定める。

1. 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の調達、給与及び貸与は村長（税務・評価班）が行う。

救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長が実施する。

2. 物資の調達

村（福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班）は、物資の調達について、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により、物資を調達する。

必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

3. 物資の給与又は貸与

村（福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班）は、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、指定避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

(1) 給与・貸与の基準（救助法を基本とする。）

区 分	給与・貸与の範囲
対象者	ア) 災害により住家に被害を受けた者 (住家の被害程度は全・半(焼)、流失、床上浸水等で、直ちに日常生活を営むことが困難な者) イ) 船舶の遭難等により被害を受けた者 ウ) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者 エ) 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者
品 目	給与又は貸与する衣料・物資は、次に掲げる範囲内において現物をもって行う。 ア) 被服、寝具及び身のまわり品 イ) 炊事用具及び食器 ウ) 日用品、携帯トイレ及び光熱材料
費 用	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たりの費用を算出する。 (救助法に基づく。)
期 間	災害発生の日から、10日以内とする。 (ただし、村長が認めた場合期間延長あり。)

(2) 住家の被害による対象基準

住家の被害世帯における対象基準は、救助法に基づくものとする。

(「第16節 災害救助法の適用計画」参照)

- | |
|--|
| <p>① 住家の全壊(焼)又は流失による被害世帯</p> <p>② 住家の半壊(焼)、床上浸水による被害世帯 等</p> |
|--|

4. 救援物資の受入れ

(1) 救援物資の受入れ

村(福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班)は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。

村で救援物資の受入れができない場合は、県が市町村のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

(2) 受け入ルールの作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にするよう努める。

5. 物資の配給方法

村（福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班）は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画を立て、被災者のための生活必需品等の確保及び迅速確実な配給に努める。

6. 義援物資及び金品の保管、配分

村（財政班）は、本村に送られた義援物資及び金品については、受け入れた後、保管・管理し、配分計画に基づき被災者に支給する。

第20節 防疫計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 感染症対策班の編成	地域保健班
3. 感染症対策の指示等	地域保健班
4. 感染症対策の実施	地域保健班、水道業務・工務班
5. 消毒薬剤の調達	地域保健班
6. 食品衛生監視	地域保健班
7. 保健衛生	地域保健班
8. 動物保護・収容計画	総務班、環境衛生班
9. 家庭動物への対応	環境衛生班

1. 実施責任者

災害時における感染症対策は、県（北部保健所）の指示を受け、村長（地域保健班）が必要な措置を行う。

知事（県）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下本節において「法」という。）に基づき、感染症対策上必要な措置を行う。

2. 感染症対策班の編成

地域保健班は、感染症対策班を編成する。

災害地域が広域にわたるときは、その都度、即応体制をとる。

担 当	実 施 内 容
調査係	実施責任機関となる県（北部保健所）の疫学調査班に協力し、情報収集とともに地域の衛生に努める。
防疫係	保健所等の指導のもと、清潔方法及び消毒方法の施行、ねずみ族、昆虫の駆除等、地域防疫の実施を図る。

3. 感染症対策の指示等

村長（地域保健班）は、知事が感染症対策上必要と認め、その範囲及び期間等を定めて指示を発し、それを受けた場合、速やかに指示事項を実施する。

実施措置については、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、必要最小限なものでなければならない。

〈知事の指示事項〉

- | |
|---|
| ① 消毒に関する指示（法第 27 条第 2 項及び法第 29 条第 2 項の規定）
② ねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示（法第 28 条第 2 項の規定）
③ 生活の用に供する水の供給に関する指示（法第 31 条第 2 項の規定）
④ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第 6 条第 1 項の規定） |
|---|

4. 感染症対策の実施

実施事項	実 施 内 容
清潔方法	感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し清潔を保つよう指導する。 また、本村が管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つよう努める。 なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じ得ることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。
消毒方法	法施行規則第 14 条による。
ねずみ族及び昆虫等の駆除	法施行規則第 15 条による。
生活の用に供される水の供給	知事（北部保健所）の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始する。
臨時予防接種	知事（北部保健所）の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施する。 実施に当たっては、特別の事情のない限り、通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。 ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施する。

実施事項	実 施 内 容
避難所の感染症 対策措置	避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。 このため、避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期する。 〈感染症対策指導の重点事項〉 ア) 疫学調査 イ) 清潔の保持及び消毒の実施 ウ) 集団給食 エ) 飲料水の管理 オ) 健康診断

5. 消毒薬剤の調達

消毒薬剤は、地域保健班において緊急に調達するが、それが不可能な場合は、県（北部保健所）に調達斡旋の要請を行う。

6. 食品衛生監視

村（地域保健班）は、本村の被災状況から、県が災害時に食品衛生の監視が必要と認めたとき、県の食品衛生監視班の指導のもと、食品衛生監視活動を実施する。

7. 保健衛生

村（地域保健班）は、被災者の健康管理について、次の事項を実施する。

実施事項	実 施 内 容
良好な衛生状態 の保持	災害による生活環境の激変は、被災者の健康を心身双方に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努める。 また、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて、救護所等を設ける。
要配慮者への配慮	高齢者、障がい者等の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、計画的に実施する。
保健師等による 健康管理	保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

8. 動物保護・収容計画

(1) 実施責任者・対策内容

実施区分	責任者	実 施 内 容
犬等及び 負傷動物 対策	県 (北部保健所) 村	災害時の状況に応じ、犬等の動物収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の家庭動物）の保護及び収容を行う。 収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求める。
特定動物 (危険動物) 対策	県 (北部保健所) 協力機関： 村、関係機関	県は、動物の保護及び愛護に関する条例に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班の設置に伴い、情報収集、関係機関との連絡調整を行う。 また、県は、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導する。(条例に基づく。) 村は、所有者不明の場合、県の活動とともに、本村における警察及び民間団体に対し、特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求める。

(2) 保護・収容動物の公示

村（環境衛生班）は、県と連携して、保護収容された動物について、台帳を作成・公示する。

(3) 動物の処分

区 分	実 施 内 容
所有者不明動物	村は、県と連携して、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は、災害時の状況に応じて検討する。
特定動物 (危険動物)	人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討する。 その実施については、警察、民間団体に必要な協力を求める。

9. 家庭動物への対応

災害時には、多くの避難者が家庭動物を同伴して避難することが予想されるため、村（環境衛生班）は、避難場所での混乱を防止し、これら家庭動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

村（環境衛生班）は、家庭動物の状況を把握するとともに、避難場所の敷地内に専用スペースを設置し、避難者の生活場所と区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第21節 清掃計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 清掃の方法	環境衛生班、地域保健班、本部町今帰仁村清掃施設組合

被災地におけるゴミ及びし尿の収集処分等、清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図る。

1. 実施責任者

本村の被災地における清掃計画・実施については、清掃班を組織し、村長（環境衛生班）が行う。

ただし、被害が甚大のため実施できないときは、他市町村又は県の応援を求める。

2. 清掃の方法

（1）ゴミの収集処理の方法

実施区分	実施内容
収集方法	① ゴミの収集は、被災地及び避難所に委任業者の車両を配車して速やかに行う。 ② ゴミの集積地は、環境衛生班が地域自治会長と協議して定める。
処理方法	ゴミ処理は、原則として、村の処理施設において処理する。 必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行う。
清掃用薬剤の調達	清掃用薬剤の調達が必要な場合、本村（環境衛生班、地域保健班）において調達する。

（2）し尿の収集処理方法

実施区分	実施内容
収集方法	し尿の収集は、被害の規模に応じ、許可業者に指示して、集中汲み取りを実施する。
処理方法	し尿の処理は、原則として、本部町今帰仁村清掃施設組合の処理施設（環境美化センター）において処理する。 必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行う。

第22節 行方不明者の搜索、遺体の処置及び埋葬計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 行方不明者の搜索	総務班、警察署、第十一管区海上保安本部
3. 行方不明者の発見後の収容及び処置	環境衛生班、警察署、第十一管区海上保安本部
4. 遺体の処置	環境衛生班
5. 遺体の埋（火）葬	環境衛生班
6. 行方不明者の搜索等の費用及び期間	—
7. 広域火葬	環境衛生班

災害により行方不明者になっている者（生存推定者、生死不明者）の搜索を行い、遺体の収容、処置及び埋葬を円滑に実施する。

1. 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索及び遺体の収容、処置、埋葬等の措置は、村長（総務班、環境衛生班）が行う。

救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長（総務班、環境衛生班）が実施する。

〈担当区分〉

措 置 別	担 当	協力機関等
行方不明者の搜索	総務班	警察署、第十一管区海上保安本部
遺体の収容、処置及び埋葬等	環境衛生班	住民、事業所等

2. 行方不明者の搜索

実施事項	実 施 内 容
搜索隊の設置	行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ、消防本部に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防吏員を中心に各班員をもって編成する。
搜索の方法	環境衛生班は、搜索に当たっては、災害の規模、地域、その他の状況を勘案し、警察署、第十一管区海上保安本部等関係機関と事前に打ち合わせを行う。

3. 行方不明者の発見後の収容及び処置

実施事項	実 施 内 容
負傷者の収容	捜索隊が負傷者及び病人等、救護を要する者を発見したとき、又は警察及び第十一管区海上保安本部から救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。
遺体の収容	ア) 本村の一時遺体安置所は今帰仁村営葬斎場とする。また、遺体の身元識別のため相当の時間を要する場合や死者多数等の理由から、今帰仁村営葬斎場が使用できない場合に備え、(環境衛生班は) 村内の医療機関や寺院等と事前調整を行う。 イ) 発見された遺体は、速やかに医師の検視、及び環境衛生班又は医師の検案を受けた後、又は警察等から遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに、避難所以外の公民館及び学校等、適当な施設に搬送・収容する。 ウ) 身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、村が遺体を一時安置所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理を行う。
医療機関との連携	捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、環境衛生班及び医療機関等との連絡をあらかじめとっておく。

4. 遺体の処置

実施事項	実 施 内 容
遺体の処置手続き	発見された遺体については、死体取扱規則(平成二十五年三月八日国家公安委員会規則第四号)、海上保安庁死体取扱規則(昭和45年)の規程により、警察官又は海上保安官は、所要の死体検分調書を作成した後、遺族又は村長に引き渡すものとし、村長はその後必要に応じて遺体の処置を行う。
遺体の処置	ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 調査及び医学的検査を終了した遺体について、遺体識別のための処置を行う。 イ) 遺体の一時保存 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等において、遺体の特

実施事項	実 施 内 容
	定の場所（寺院等の施設利用又は寺院、学校等の施設に仮設）に集めて埋葬の処理をとるまで保存する。 ウ）検案 遺体について、死因、その他の医学的検査を行う。

※遺体の処置は、埋葬の実施と一致することを原則とする。

5. 遺体の埋（火）葬

身元の判明しない遺体、遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないとき、及び災害時の混乱の際死亡した者等は、埋（火）葬にふす。

埋葬又は火葬は、村長（環境衛生班）が実施し、それに要する経費は、県が負担する。納骨は遺族が行うが、遺族のない者については、村長が実施する。

6. 行方不明者の搜索等の費用及び期間

被災者の搜索や遺体の処理等についての費用及び期間は、次のとおりである。

ただし、救助法が適用された場合は、「本章 第 16 節 災害救助法の適用計画」に基づく。

（1）災害に遭った者の救出

条件別	基 準 内 容
対象者	災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を搜索し、救出する。
費 用	船艇、その他救出のための機械、器具等の賃借料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常費用とする。
期 間	災害発生の日から 3 日以内とする。

（2）遺体の搜索

条件別	基 準 内 容
対象者	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
費 用	搜索における船艇、その他搜索のための機械、器具等の賃借料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常費用とする。
期 間	災害発生の日から 10 日以内とする。

7. 広域火葬

村（環境衛生班）は、本村において火葬が困難な場合は、県に対して広域火葬を要請する。

第23節 障害物の除去計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 障害物の除去	土木建築・管理班、道路管理者、河川管理者、 港湾管理者、第十一管区海上保安本部
3. 除去の方法	—
4. 障害物の集積場所	土木建築・管理班
5. 災害廃棄物の処理	土木建築・管理班、県

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物が日常生活に著しく支障を及ぼしている場合に備え、除去についての対策を図る。

1. 実施責任者

区 分	除 去 責 任 者
住居又はその周辺 の障害物除去	住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、村長（土木建築・管理班）が行う。 救助法が適用された場合は、知事が実施する。 ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長が実施する。
公共的施設・場所 における障害物除去	障害物が公共的な施設や場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が除去を行う。

2. 障害物の除去

（1）住居又はその周辺に運ばれた障害物

村（土木建築・管理班）は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで、日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。

（2）倒壊住宅

村（土木建築・管理班）は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

（３）道路関係障害物

道路管理者は、自動車・遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。
特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

（４）河川・港湾関係障害物

河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。
第十一管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

３．除去の方法

条件別	内 容
除去の 対象者	居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分、又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 ア）当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。 イ）住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。 ウ）自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。
除去の方法	人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。 ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。
費 用	ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の賃借料、輸送費及び人夫費とする。
期 間	災害の日から 10 日以内とする。

４．障害物の集積場所

村（土木建築・管理班）は、障害物の集積場所として、遊休地、公園、広場及び清掃工場（本部町今帰仁村清掃施設組合等）を利用する。

５．災害廃棄物の処理

（１）災害廃棄物処理体制の確保

村（土木建築・管理班）は、災害発生時に排出する多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）」、又はこれを踏ま

えてあらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制を速やかに確保する。

なお、津波による水害廃棄物については、国の「水害廃棄物対策指針（平成17年7月）」に基づいて、円滑に処理する。

県は、廃棄物処理が本村のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、村（総務班、土木建築・管理班）、国及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

また、ボランティアやNPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合は、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施区域や作業内容を調整・分担する等により、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

（２）仮置場、最終処分地の確保

被災した村内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して本村を支援する。

また、仮置場では、可能な範囲で分別を図るものとし、村は、住民等にその旨の広報・周知に努める。

（３）リサイクルの徹底

村（土木建築・管理班）は、がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努める。

（４）環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

村（土木建築・管理班）は、障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

また、県は、環境省その他関係機関と連携して、上記に係る技術面の指導や監視等を行うことになっており、村（土木建築・管理班）は、必要に応じて、県より助言、指導等を受ける。

第24節 住宅応急対策計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 応急仮設住宅の建設	土木建築・管理班
3. 住宅の応急修理	土木建築・管理班
4. 公営・民間住宅の確保	土木建築・管理班
5. 建物の解体、撤去	土木建築・管理班
6. 住家の被災調査	税務・評価班、福祉・児童家庭班、土木建築・管理班
7. 被災者台帳の作成	税務・評価班、総務班

災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理、その他を実施する。

1. 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、村長（土木建築・管理班）が行う。

ただし、救助法が適用されたときは知事が行うものとする。

また、住宅の応急修理において、救助法が適用されない場合で、村が修理の必要を認めるときは、村（土木建築・管理班）が実施する。

2. 応急仮設住宅の建設

（1）対象者

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅等を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与する。

（2）建設型応急住宅

- ① 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、村有地を利用する。ただし、これら適当な村有地を利用することが困難な場合は、私有地を借り上げる。
- ② 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。

- ③ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- ④ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。
- ⑤ 建設型応急住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- ⑥ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとする。
- ⑦ 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

（３）賃貸型応急住宅

- ① 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(2)②に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- ② 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
- ③ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(2)⑥と同様の期間とする。

（４）要配慮者に配慮した仮設住宅

村（土木建築・管理班）は、県との協定に基づき、高齢者等の要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

（５）入居者の選定

入居者の選定に当たっては、原則として集落単位とし、特に被害の甚大な集落を優先する。

（６）賃貸住宅借り上げによる収容

村（土木建築・管理班）は、県との協定に基づき、応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

（7）運営管理

村（土木建築・管理班）は、県と協定を締結し、その協定に基づき、応急仮設住宅の入居者の状況に応じて、適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。

また、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

3. 住宅の応急修理

区 分	実 施 内 容
対象者	災害のため住家が半壊（焼）し、そのまま当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住家の応急修理をすることができないと、村長が認めた者。
規模及び費用	居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない必要最小限の部分に対して行う。 本村における修理費用の限度額は、救助法に基づく。
期 間	住宅の応急修理は、災害発生の日から3ヶ月以内に完了させる。

4. 公営・民間住宅の確保

住宅別	実 施 内 容
公営住宅 の確保	ア) 村（土木建築・管理班）は、村営住宅の応急仮設住宅としての利用・確保に努める。 イ) 村営住宅の利用は、災害発生の日から3年間（公営住宅法第24条）に限る。 ウ) 一時入居住宅として、正規の入居資格要件の有無を問わない。 エ) 県は、指定管理者と連携を図り、県営住宅の空き家状況の把握に努め、被災市町村に配分する。また、県営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。
民間住宅 の確保	民間の空き家等の賃貸住宅を借り上げ、賃貸型応急住宅としての利用確保に努める。

5. 建物の解体、撤去

村（土木建築・管理班）は、被災した建物について応急危険度を判定し、「危険」と判断された建築物を優先して住民に解体、撤去の措置を促す。

また、自力で撤去できないものについては、村長が必要と認めた場合において実施する。

6. 住家の被災調査

村（税務・評価班、福祉・児童家庭班、土木建築・管理班）は、罹災証明書発行のために必要となる住家の被災状況の調査を行い、国の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月）等に基づき、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分で判定を行う。

また、必要に応じて、県に調査要員の要請を行う。

7. 被災者台帳の作成

村（税務・評価班、総務班）は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されるように努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう努める。

第25節 二次災害の防止計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 被災建築物の応急危険度判定	土木建築・管理班
3. 被災宅地の危険度判定	土木建築・管理班
4. 降雨等による水害・土砂災害の防止	土木建築・管理班、県
5. 空き家対策	土木建築・管理班

1. 実施責任者

被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、村（土木建築・管理班）が実施する。

県は、村に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2. 被災建築物の応急危険度判定

村（土木建築・管理班）は、地震により被災した建築物について、本震後の地震活動等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

なお、応急危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

また、本村において判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3. 被災宅地の危険度判定

村（土木建築・管理班）は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

なお、危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

また、本村において判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

さらに、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

4. 降雨等による水害・土砂災害の防止

村（土木建築・管理班）は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備えて二次災害防止施策を講じるとともに、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

また、上記の様な災害の発生に備えて、避難対策を実施する。

県と沖縄気象台は、沖縄県内で震度5強以上が観測された場合、又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、必要に応じて、大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

5. 空き家対策

村（土木建築・管理班）は、適切に管理がなされていない空き家等については、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うよう努める。

第26節 教育対策計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 応急教育対策	各学校長、村教育委員会
3. 学校給食対策	村教育委員会
4. 社会教育施設等の対策	各施設管理者、文化財所有者、村教育委員会
5. 罹災児童・生徒の保健管理	文化財所有者等、村教育委員会

教育施設又は児童生徒及び園児の被災により、通常の実施を行うことができない場合に、応急教育の確保を図る。

1. 実施責任者

災害時の教育に関する実施責任者を定める。

実施責任者	実 施 内 容
村 長	① 村立の小中学校、その他の文教施設の災害復旧 ② 救助法による教科書、教材及び学用品支給について知事の補助機関として行う。
村教育委員会	① 村立の小中学校、児童生徒に対する応急教育 なお、救助法が適用されたとき、又は実施が困難な場合、県知事又は県教育委員会が関係機関の協力を求めて適切な措置をとる。
県知事	① 救助法の適用事項
県教育委員会	① 県立学校、その他の文教施設の災害応急復旧 ② 県立学校の生徒に対する応急教育
各学校長	① 災害発生時の学校内の応急措置

2. 応急教育対策

(1) 小中学校

① 学校施設の確保

被害規模	利用施設等の対応策
校舎の一部が使用不能	特別教室、屋内体育館等の施設を利用する。 不足時には、二部授業等の方法を図る。
校舎の全部又は大部分	公民館等の公共的施設、又は隣接学校の校舎等を利用する。

被害規模	利用施設等の対応策
特定の地区が 全体的な被害	避難先の最寄りの学校、又は被害をまぬがれた公民館等の 公共的施設等を利用する。 利用すべき校舎がない場合、応急仮校舎の建設を実施する。
本村域内に適当な 施設がない場合	村教育委員会は、県教育事務所を通じ、県教育委員会に対 し、施設斡旋を要請する。

② 教職員の確保

県教育委員会が、県教育事務所及び村教育委員会との密接な連携を図り、教職員の確保に努め、応急教育実施に支障をきたさないよう適切な教育を行う。

③ 教科書、教材及び学用品の支給方法

実施区分	実 施 内 容
被害状況の調査報告 (被災児童生徒・教科書等)	村長は、被災した児童生徒、災害によって滅失した教科 書及び教材の状況を県教育委員会に報告する。 (「第4節 災害状況等の収集・報告計画」に準ずる。)
支 給 (斡旋された現品等)	ア) 救助法適用世帯の児童生徒 ・ 給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿につい て当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年 別に給与対象人員を正確に把握する。 ・ 教科書は、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分 する。 ・ 文房具、通学用品は、前期給与対象人員に基づいた学 用品購入(配分)計画表により購入配分する。 イ) 救助法適用世帯以外の児童生徒 ・ 村又は本人の負担とする。

④ 被災児童生徒の転校、編入

被災児童生徒の転校、編入については、教育長が定める。

(2) 県立学校

① 学校施設の確保

授業実施のための校舎等の施設確保は、小中学校における応急教育に準ずる。

〈他の施設利用のための応援要請等の手続き等〉

実施区分	実 施 内 容
応援の要請	各学校長は、管理外の施設を利用しようとする場合、県教育委員会に対しその旨を要請する。
応援の指示等	要請を受けた県教育委員会は、隣接の適当な県立学校に対して、施設を利用させるよう指示する。

② 教職員の確保

災害により教職員が不足した場合、学校長は、県教育委員会に対し教職員の派遣要請を行う。

③ 応急教育

被害により授業が不可能と判断された場合、休校とする。

ただし、正規の授業が困難であっても、応急教育の実施を速やかに行えるよう努める。

〈応急教育の留意点〉

- | |
|--|
| ア) 生徒の教科書等の滅失状況等
イ) 災害に伴う交通機関状況、あるいは学校外施設の利用時における通学の関係等 |
|--|

④ 教科書及びその他の学用品の支給

災害により教科書等が滅失したのに対し、当該地域でその入手が困難なときは、その学校において取りまとめて県への調達斡旋の要請を行う。

ただし、特別支援学校(高等部を除く。)にあつては、小中学校における支給方法(「(1)の③)」による。

⑤ 授業料等の減免措置

生徒の保護者等が被災した場合は、その被災の程度に応じて沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例等の規定に基づき、授業料等の減免等の措置をとる。

3. 学校給食対策

村教育委員会及び県立学校長は、応急給食について、県教育委員会、県学校給食会、保健所と協議の上、実施する。

4. 社会教育施設等の対策

(1) 公民館等の施設

公民館等の施設は、本村の災害応急対策のために利用されることから、管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設・設備等の応急修理等を速やかに実

施する。

(2) 文化財対策

文化財に被害が発生した場合には、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告することとし、村指定の文化財は、村教育委員会に、県及び国指定の文化財は県教育委員会に、それぞれ報告する。

また、村教育委員会は、被災文化財について、県文化財審議委員専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導する。

5. 罹災児童・生徒の保健管理

村教育委員会は、県と連携して、罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

第27節 危険物等災害応急対策計画

施策項目	実施担当
1. 石油類	総務班、施設責任者、消防機関、警察、第十一管区海上保安本部
2. 高圧ガス類	総務班、施設責任者、消防機関、警察、第十一管区海上保安本部

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

1. 石油類

責任者	実 施 内 容
危険物施設の責任者	消防法で定める危険物の貯蔵所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等の関係機関に通報する。 ア) 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。 イ) タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。 ウ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
村の措置	村（総務班、消防機関）は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。
警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
第十一管区海上保安本部の措置	災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

2. 高圧ガス類

責任者	措置内容
高圧ガス保管施設責任者	高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報する。 ア) 火気の使用を停止し、状況に応じ、保安関係以外の電源を切断する。 イ) 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外のものを退避させる。 ウ) 充てん容器等を安全な場所に移す。
村の措置	村は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。
県の保安措置	ア) 高圧ガス保管施設の全部又は一部の使用の停止を命ずる。 イ) 高圧ガスの製造、引き渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。
警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
第十一管区海上保安本部の措置	災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

第28節 労務供給計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 職員の派遣・幹旋（相互応援協力計画）	総務班
3. 一般労働者供給の方法	総務班、関係各部班
4. 従事命令、協力命令	総務班

災害時における応急対策実施のため、各実施機関における職員動員等では十分に対応できない困難な事態が発生した場合に、労務者及び職員等の確保について定める。

1. 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、それぞれ応急対策実施機関において行う。

ただし、確保が困難な場合の必要な労務者の雇用は、村長が行う。

2. 職員の派遣・幹旋（相互応援協力計画）

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、村長は、次の機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

（1）職員の派遣要請

- ① 指定地方行政機関の長（基本法第29条第2項）
- ② 他の市町村長（地方自治法第252条の17）

（2）職員の派遣幹旋

- ① 知事に対し、指定地方行政機関の職員派遣について幹旋要求
(基本法第30条第1項)
- ② 知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による職員派遣について幹旋要求
(基本法第30条第2項)

(3) 派遣要請・斡旋の手続き

職員の派遣・要請に関する文書は、必要事項を記載したものとする。

〈派遣・要請に必要な事項〉

- ① 派遣を必要とする理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を要請する期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

3. 一般労働者供給の方法

供給方法	実 施 内 容
供給手続	村長は、沖縄公共職業安定所長（ハローワーク沖縄）に対し、次の事項を明示して労務者の供給を依頼する。 ア) 作業内容（目的又は救助種目） イ) 必要労務者数 ウ) 労働期間・時間 エ) 就労場所 オ) 賃金 カ) その他必要な事項（人夫雇上げ理由等）
賃金の基準	賃金の基準は、今帰仁村臨時職員の賃金を基準とし、災害時の事情等を勘案して決定する。
賃金の支払い	賃金の支払い事務は、「今帰仁村臨時職員の任用、給与、服務及び勤務条件等に関する規則」に準じて、その担当班の所属課が行う。
労務者の輸送方法	労務者の輸送は、原則として村の車両によって行う。

4. 従事命令、協力命令

災害応急対策の実施に伴う人員不足に対し、村長及び知事（県）が必要があると認めた場合は、従事命令、協力命令を発する。

(1) 人的公用負担の要領

① 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	基本法第 65 条 1 項	村 長
		〃 第 65 条 2 項	警察官、海上保安官
		〃 第 65 条 3 項	自衛官 (村長の職権を行う 者がその場にな い場合)
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
		自衛隊法第 94 条	自衛官 (警察官がその場 にいない場合)
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	従事命令	救助法第 7 条第 1 項	知 事
	協力命令	〃 第 8 条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	基本法第 71 条 1 項	知 事
	協力命令	〃 第 71 条 2 項	村 長 (委任を受けた場合)
消防作業	従事命令	消防法第 29 条 5 項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、水防団 長、消防機関の長

※知事（知事が村長に権限を委任した場合の村長を含む。）の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

② 命令対象者

命 令 区 分 （作業対象）	対 象 者
基本法及び救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	ア) 医師、歯科医師又は薬剤師 イ) 保健師、助産師又は看護師、准看護師、 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工 学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ウ) 土木技術者又は建築技術者 エ) 土木、左官、とび職 オ) 土木業者、建築業者及びこれらの者の 従業者 カ) 地方鉄道業者及びその従業者

命 令 区 分（作業対象）	対 象 者
	キ) 軌道経営者及びその従業者 ク) 自動車運送業者及びその従業者 ケ) 船舶運送業者及びその従業者 コ) 港湾運送業者及びその従業者
基本法及び救助法による知事の協力命令 （災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
基本法による村長、警察官、海上保安官の 従事命令（災害応急対策全般）	村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の 従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の 従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、 消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

（２）物的公用負担

〈公用負担の種類と執行者〉

対象物	公用負担の種類	根拠法	執行者
消防対象・土地	使用、処分、 使用制限	消防法 第 29 条第 1 項	消防吏員 消防団員
土地	一時使用	水防法 第 21 条第 1 項	村 長
土石、竹材、その他の資材	使用、収用		
車両、その他の 運搬具・器具	使用		
必要物資の生産集荷配給、 保管、運送の業者	保管命令	救助法 第 23 条の 2 第 1 項 基本法 第 78 条第 1 項	・指定行政機関の長 ・指定地方行政機関 の長
必要な物資	収用		
病院、診療所、助産所、 旅館、飲食店	管理	救助法 第 26 条第 1 項 基本法 第 71 条第 2 項	知 事 (村 長)
土地、家屋、物資	使用		
必要物資の生産集荷配給、 保管、運送の業者	保管命令		
必要な物資	収用		

対象物	公用負担の種類	根拠法	執行者
他人の土地、建物、 その他の工作物	一時使用	基本法 第64条第1項	村 長 警察官 海上保安官
土石、竹材、その他の物件	使用、収用		
災害を受けた工作物又は 物件で応急措置の実施の 支障になるもの	除去、 その他の 必要な措置	基本法 第64条第2項	

(3) 補償等

① 傷害等に対する補償（基本法第84条第1項）

村（総務班）は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により、村長の職権を行った場合も含む。）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病となったときは、基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

② 損失等に対する補償（基本法第82条第1項）

村（総務班）又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行う。

※「資料編：3-4 公用令書等の様式」参照（p49）

第29節 民間団体協力計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 協力要請対象団体	—
3. 協力の要請	行政班

災害の規模が大きく、地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体と協定を締結し協力を図る。

なお、村で処理できない場合は、隣接市町村に協力を求めて行う。

1. 実施責任者

民間団体への活用要請は、村長（行政班）が行う。

なお、大規模な被害、若しくは広範囲にわたる災害の発生等により、本村において処理できない場合、被災をまぬがれた隣接市町村又は知事（県）に協力を要請して行う。

2. 協力要請対象団体

- ① 各自治会
- ② 自主防災組織
- ③ 女性団体、青年団体
- ④ 民間事業所
- ⑤ 各種団体

3. 協力の要請

区 分	実 施 内 容
要請の方法	行政班は、協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請を行う。 ① 協力を必要とする理由 ② 作業の内容 ③ 期間 ④ 従事場所 ⑤ 所要人数 ⑥ その他必要な事項

区 分	実 施 内 容
協力を要する 作業内容	① 災害現場における応急措置と患者等の搬出、危険個所の発見及び連絡等の奉仕 ② 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者等の世話等の奉仕 ③ 被災者に対する炊き出し、給水の奉仕 ④ 警察官等の指示に基づく被災者の誘導 ⑤ 関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕 ⑥ その他危険の伴わない災害応急処置の応援

第30節 ボランティア受入計画

施策項目	実施担当
1. ボランティア受入体制の整備	福祉・児童家庭班
2. ボランティア活動内容と協力要請	福祉・児童家庭班
3. ボランティアの活動支援	福祉・児童家庭班

大規模な災害時には、本村及び防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想され、関係諸団体との連携のもと民間ボランティアの参加を求めるとともに、受入れ体制を整備する。

ボランティアの受入れ先となる「村災害ボランティアセンター」は、被災地におけるボランティアの円滑な活動が図られるよう、県災害ボランティアセンターと連携協力を行う。

また、村災害ボランティアセンターの本部を中央公民館に設置し、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

1. ボランティア受入体制の整備

村災害ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンター、村（福祉・児童家庭班）、社会福祉協議会、県、日本赤十字社、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）、その他関係機関との連携を図りながら、ボランティア活動が円滑に実施できるように受入体制を整備する。

受入れに際しては、ボランティアの登録を行い、高齢者介護や外国語能力等、ボランティアの技能支援が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等の支援に努める。

なお、共助のボランティア活動と村の実施する救助の調整事務について、村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2. ボランティア活動内容と協力要請

ボランティアの活用に際しては、ボランティア活動の内容に即し、協力を求める。

〈ボランティア活動内容〉

種 別	活 動 内 容
専門ボランティア	ア) 医療救護（医師、看護師、助産師等） イ) 無線による情報の収集、伝達（アマチュア無線通信技術者） ウ) 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者） エ) 住宅の応急危険度判定（建築士等） オ) その他、災害救助活動において専門技能を要する業務
一般ボランティア	ア) 炊き出し イ) 清掃及び防疫 ウ) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 エ) 被災地外からの応援者に対する地理案内 オ) 軽易な事務補助 カ) 危険を伴わない軽易な作業 キ) 指定避難所における各種支援活動 ク) その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 ケ) 村災害ボランティアセンターの運営に関する支援 コ) その他必要なボランティア活動

3. ボランティアの活動支援

村（福祉・児童家庭班）は、社会福祉協議会等の協力を得て、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

（1）ボランティア活動場所の提供

〈村災害ボランティアセンター活動拠点の場所及び役割〉

区 分	活動拠点の場所	役 割
本 部	・ 村立中央公民館 （使用不可能な場合他の公共施設）	① ボランティアの活動方針の検討 ② 全体の活動状況の把握 ③ ボランティアニーズの全体的把握 ④ ボランティアコーディネーターの派遣調整 ⑤ 各組織間の調整 （特に行政との連絡調整） ⑥ ボランティア活動支援金の募集、分配

区 分	活動拠点の場所	役 割
地区活動	・ 総合運動公園 ・ 社会福祉施設 ・ その他公共施設	① 避難所等のボランティア活動の統括 ② 一般ボランティアの受付、登録 (登録者は本部へ連絡) ③ 一般ボランティアのオリエンテーション (ボランティアの心得、活動マニュアル) ④ ボランティアの派遣 ⑤ ボランティアニーズの受け皿、掘り起こしとコーディネート ⑥ ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

村(福祉・児童家庭班)は、電話、FAX、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等、村長が必要と認め、かつ本村において提供可能な資機材とする。

(3) 情報の提供

村(福祉・児童家庭班)は、災害の状況やボランティア活動状況等に関する最新の情報の提供及び収集により、行政による適切な情報の一元化と共有化を図る。

また、ボランティア組織の必要情報とともに、住民に対する災害関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティアの保険

村(福祉・児童家庭班)は、ボランティア保険の加入に際し、金銭面の支援を検討する。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

村(福祉・児童家庭班)は、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて報道するなど、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減することに努める。

第31節 公共土木施設応急対策計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 施設の防護	建設対策部各班
3. 応急措置	建設対策部各班
4. 応急工事	建設対策部各班

災害時における道路及び港湾・漁港施設等、公共土木施設の応急対策を定める。

なお、河川施設は「第3編 第1章 第11節 水防計画」、急傾斜地の危険予想区域等の法面施設は「第3編 第1章 第12節 土砂災害応急対策計画」の各応急対策による。

1. 実施責任者

災害時における道路、港湾・漁港施設等の応急対策は、地域を管轄する指定地方行政機関等と、それぞれの管轄機関及び管理者が行う。

村（建設対策部）は、各施設管理者等と調整を図る。

2. 施設の防護

（1）道路施設

- ① 村（土木建築・管理班）は、本村内の道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を県道路管理課及び所管長（北部土木事務所長）に報告する。

〈報告内容〉

- | |
|--|
| ア) 被害の発生した日時及び場所
イ) 被害の内容及び程度
ウ) 迂回道路の有無 |
|--|

- ② 自動車の運転者や地区の住民等が、決壊崩落土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに警察及び消防機関に通報し、村長に報告されるよう、常時指導・啓発しておく。

- ③ 国道（指定区間外）及び県道の管理者である県における措置は、以下のとおり。

ア) 北部土木事務所は、緊急時に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速かつ適切な措置がとれるように努める。

イ) 所管する道路についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、災害対策本部と共有を図り、道路災害の未然防止又は優先啓開ルートの適切な応急措置を行う。

(2) 港湾・漁港施設

村長（港務班）は、護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、地域を管轄する指定地方行政機関等との調整及び所管長（北部土木事務所）に報告する。

〈報告内容〉

- | |
|---|
| ア) 被害の発生した日時及び場所
イ) 被害の内容及び程度
ウ) 泊地内での沈没船舶の有無 |
|---|

なお、北部土木事務所等は、緊急時に所管の防波堤、護岸、岸壁等の破壊その他船舶、貯木場、民家に支障を及ぼすおそれのある箇所については検討を加え、災害時に沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、迅速、適切な措置がとれるよう努めるとともに、災害発生のおそれがある場合は、所管の岸壁、護岸の状況を把握するため所員を地区別に手分けして、地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、被害情報の収集、護岸・岸壁被害の未然防止又は適切な応急措置を行う。

3. 応急措置

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力を上げて復旧に努めるとともに、情報を共有し迂回道路等の有無を連携して十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して、交通の確保を図る。

※「資料編：4-5 災害危険箇所・区域」参照（p63）

(2) 港湾・漁港施設

港湾管理者及び漁港管理者は、災害が発生した場合は、全力を挙げて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家等を防護する。

4. 応急工事

(1) 応急工事体制

① 要員及び資材の確保

応急工事実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じておく。

〈応急工事実施責任者による必要な事前措置〉

- ア) 応急工事に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
- イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達方法

② 応援又は派遣の要請

応急工事実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策が必要な場合、他の地方公共団体に対し応援を求めて応急工事の緊急実施を図る。

(2) 応急工事の実施

① 道路施設

村（土木建築・管理班）は、被害の状況に応じた仮工事等により、応急の交通確保を図る。

また、被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急対策に必要な道路から重点的に実施する。

〈工事内容〉

- ア) 排土作業又は盛り土作業
- イ) 仮舗装作業
- ウ) 障害物の除去
- エ) 仮道、栈道、仮橋等の設備設置
- オ) 路面及び橋梁段差の修正

② 港湾・漁港施設

ア) 背後地に対する防護

村（港務班）は、津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は補強工作を行い、破堤又は決壊した場合、潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。

イ) 航路、泊地の防護

村（港務班）は、河川から土砂流入及び波浪による漂砂等によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

ウ) けい留施設

村（港務班）は、岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い破壊拡大の防止を図る。

第32節 ライフライン等施設応急対策計画

施策項目	実施担当
1. 電力施設災害応急対策計画	沖縄電力㈱
2. ガス施設災害応急対策計画（液化石油ガス施設）	液化石油ガス販売事業所
3. 水道施設災害応急対策計画	水道業務・工務班
4. 生活排水施設災害応急対策計画	水道業務・工務班
5. 電気通信施設災害応急対策計画	電気通信事業者

災害によるライフライン（電気、通信、ガス、上・下水道）の応急対策について、迅速、適切な対応を図る。

1. 電力施設災害応急対策計画

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力㈱が定める防災業務計画により実施する。

なお、同計画は電力施設に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るために定められており、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

また、被災地に対する電力供給を確保するため、電力施設復旧の処理に当たっては今帰仁村と十分連絡をとるとともに、必要に応じ、県災害対策本部と協議して措置する。

※「資料編：4-8（10）④電力機関の連絡先」参照（p77）

2. ガス施設災害応急対策計画（液化石油ガス施設）

ガス施設に関する災害応急対策は、今帰仁村管轄の各ガス関係事業者が定める保安規定により各業者が実施する。

なお、同規定は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して安全を確保し、かつ災害、その他非常時にとるべき措置等について定める。

（1）連絡体制

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に、LPガス協会の支部長、消防機関、警察に連絡する。

休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

(2) 出動体制

対応の種類	担 当	実 施 内 容
消費者等からのガス漏れの通報等	販売店	直ちに現場に急行し、応急措置を行う。
通報通知による対応ができない場合 (特別な事情等)、又は現場到着までに時間を要するとき	販売店	事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
事故の状況による消防機関の出動、さらなる応援の必要要請	供給販売店	所轄の消防機関に出動を要請し、さらに必要な応援は支部長に応援出動の要請及び適切な対応によりガス漏れを止める。
供給販売店等から要請を受けた場合	支部長	直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
他販売店から応援出動の依頼又は支部長から出動指示があった場合	販売店	何時でも出動できるよう、あらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

(3) 出動条件

- ① 出動者は、緊急措置を的確に行う能力を有する者（有資格者等）とする。
- ② 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- ③ 出動の際には、必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏（手おち等）のないようにする。

(4) 事故の処理

- ① 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。
- ② 整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

3. 水道施設災害応急対策計画

村（水道業務・工務班）は、水道施設の復旧に当たっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用など、速やかに緊急給水を実施する。

(1) 復旧の実施

施設別	実施内容
取水・導水施設の復旧	浄水活動に大きな支障を及ぼす取水・導水施設の被害は、最優先で復旧を行う。
浄水施設の復旧	浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
管路の復旧	管路の復旧に当たっては随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき被害の程度や復旧の難易度、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧を行う。
給水装置の復旧	ア) 公道内の給水装置 公道内の給水装置の復旧は、配水管復旧及び通水と並行して実施する。 イ) 一般住宅等の給水装置 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕の申し込みがあったものについて実施する。 その場合において、緊急度の高い医療施設、福祉施設を優先して実施する。

(2) 広域支援の要請

本村の簡易水道事業の現状と、災害の状況により必要な要請を県に行い、県は水道事業者等による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、村（水道業務・工務班）は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行う。

(3) 災害広報

村（水道業務・工務班）は、応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。

〈実施連絡機関〉

機関の名称	所在地	電話
今帰仁村建設課（水道担当）	字仲宗根 219	0980-56-2255

4. 生活排水施設災害応急対策計画

村（水道業務・工務班）は、生活排水施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図る。

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧を優先し、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

施設別	実 施 内 容
処理場・ポンプ場の復旧	処理場・ポンプ場において停電が発生した場合は、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。
管渠施設の復旧	管渠施設の破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努める。

〈実施連絡機関〉

機関の名称	所在地	電 話
今帰仁村 建設課	字仲宗根 219	0980-56-2255
今帰仁村 経済課	字仲宗根 219	0980-56-2256

5. 電気通信施設災害応急対策計画

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生又は発生のおそれがあると認めたとき、N T T西日本(株)沖縄支店の防災業務計画に基づき、沖縄支社に災害対策本部が設置される。

ただし、状況により情報連絡室の設置や、電気通信施設の復旧処理に当たる等、必要に応じ、村災害対策本部と協議の上実施する。

また、電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努める。

※「資料編：4-8（7）指定公共機関」参照（p 74）

第33節 交通機関応急対策計画

施策項目	実施担当
1. バス・タクシー	バス・タクシー事業者
2. フェリー等	フェリー事業者、港湾管理者・漁港管理者

1. バス・タクシー

バス・タクシー事業者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台等に旅客を誘導する。

2. フェリー等

旅客を扱う事業者及び港湾管理者・漁港管理者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、フェリーターミナル等の旅客の安全を確保し、安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台等に旅客を誘導する。

第34節 農林水産物応急対策計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 農林水産物の対策	農林水産振興班
3. 農産物応急対策	農林水産振興班
4. 家畜応急対策	農林水産振興班
5. 水産物等応急対策	農林水産振興班

災害時における農林水産物及び、家畜の災害応急対策を行い、これら農林水産経営の安定を図る。

1. 実施責任者

災害時における農林水産物の応急対策は、村長（農林水産振興班）が行う。

2. 農林水産物の対策

村（農林水産振興班）は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、関係団体等を通じて事後対策について指導を行う。

なお、津波等による遭難者が発生したときは、村（農林水産振興班）は、第十一管区海上保安本部へ通報するとともに、村においても消防機関を中心とした捜索隊を編成する。

3. 農産物応急対策

（1）種苗対策

村（農林水産振興班）は、災害により農作物が被害を受け、種苗供給の必要がある場合は、種苗確保の計画樹立と、農業協同組合への要請・協力とともに県へ報告し、供給措置を実施する。

村（農林水産振興班）の要請を受けた農業協同組合は、直ちに要請を取りまとめ、管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保する。

（2）病虫害防除対策

村（農林水産振興班）は、災害による病虫害の異常発生から農作物が被害を受けた場合、県の指示に従い、必要に応じて本村における「病虫害防除計画」を樹立し、農業協同組合と連携した緊急防除を実施し、農作物に対する管理指導を行う。

4. 家畜応急対策

対策種別	実 施 内 容
家畜の管理	地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させる。 この場合の避難場所の選定、避難の方法について、必要に応じ、村は事業者と事前調整を図っておく。
家畜の防疫	家畜伝染病に対処するため、村（農林水産振興班）は、県や獣医師会と協力の上、必要な防疫措置を実施する。 死亡家畜については、必要に応じて県に届けるとともに、死体処理の指示に従う。 特に、水害による予防注射又は畜舎消毒の必要が認められた場合、関係機関と連携し予防注射又は緊急消毒措置及び被災畜舎の消毒指導を行う。
飼料の確保	災害により飼料確保が困難となった場合、村（農林水産振興班）は農業協同組合を通じ、必要量の調査把握を行い、確保調整の上、県に要請する。

5. 水産物等応急対策

対策種別	実 施 内 容
水産養殖用の 種苗・飼料等の確保	災害により水産養殖種苗の供給、補給の必要を生じた場合、村長（農林水産振興班）は、県に要請を行い、確保する。
魚病等の防除指導	災害による水産養殖物に、魚病発生のおそれがある場合、又は発生まん延防止のため、村長（農林水産振興班）は、県に要請するとともに、水産試験研究機関の指導を受け、対策を図る。

第35節 離島支援計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 支援体制の確保	総務班、県、防災関係機関

1. 実施責任者

村（総務班）は、地震・津波により離島に甚大な被害が発生、又は発生が予測される場合、県及び防災関係機関、被災していない市町村と連携して、離島支援体制をとる。

2. 支援体制の確保

村（総務班）は、県、防災関係機関、他市町村、協定団体等と連携して、離島支援のための要員、資機材等の確保等の支援体制を確保する。

概ね、次の支援が考えられる。

- ① 被災者支援
 - ア) 捜索、救助（捜索要員、捜索資機材）
 - イ) 医療救護（医療班、医薬品）
 - ウ) 衛生（仮設トイレ）
 - エ) 食料、飲料水、生活必需品
 - オ) 遺体収容（検視・検案要員、柩・ドライアイス）
 - カ) 要配慮者対策（専門職）
- ② 傷病者、要配慮者の移送と受入れ
- ③ 帰宅困難者の移送
- ④ 重要施設の点検、応急復旧
 - ア) 道路、橋梁
 - イ) 港湾
 - ウ) 上下水道、電気、通信
- ⑤ 被災市町村の支援
 - ア) 応援職員、資機材
- ⑥ 被災者の広域一時滞在

第2章 災害復旧復興計画

村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

必要な場合には、これに基づき、復興計画を作成する。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

また、村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第1節 公共施設災害復旧計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 計画の種類	—
3. 施設災害復旧事業に関する国の財政措置	—
4. 村及び県における措置	総務班、財政班、県、警察

被災した施設は、本村がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、その被害程度に応じて復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧と併せて再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図る。

1. 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

2. 計画の種類

計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討してその都度作成実施するが、その主な計画は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ① 河川施設復旧事業計画
- ② 海岸施設復旧事業計画
- ③ 道路施設復旧事業計画
- ④ 砂防施設復旧事業計画
- ⑤ 地すべり防止施設復旧事業計画
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- ⑦ 下水道施設復旧事業計画
- ⑧ 港湾施設復旧事業計画
- ⑨ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- ⑩ 漁港施設復旧事業計画
- ⑪ 公園災害復旧事業計画

(2) 水道施設復旧事業計画

(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画

※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(4) 都市災害復旧事業計画

- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他、災害復旧事業計画

3. 施設災害復旧事業に関する国の財政措置

災害のために被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握して、これらの特別措置を勘案して迅速な復旧を図る。

4. 村及び県における措置

区 分	実 施 内 容
激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進	著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、村（総務班）及び県は連携・情報共有して被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう、迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。
緊急災害査定促進	災害が発生した場合、村（総務班）及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるように措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。
災害復旧資金の確保措置	村（財政班）及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。
暴力団の排除	警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
復旧工事の代行	村（総務班）は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受け、工事の実施体制等の村の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のために必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、村に代わって工事を行うよう、県又は国に要請する。

第2節 被災者生活への支援計画

施策項目	実施担当
1. 災害相談	戸籍住民証明班、総務班
2. 罹災証明書の発行	税務・評価班、福祉・児童家庭班
3. 住宅の復旧	税務・評価班、土木建築・管理班
4. 生業資金の貸付	福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班
5. 被災世帯に対する住宅融資	財政班、県
6. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班
7. 災害義援金品の募集及び配分	財政班
8. 村税の徴収猶予及び減免	税務・評価班
9. 職業の斡旋	行政班
10. 被災者生活再建支援	福祉・児童家庭班
11. 地震保険や共済制度の活用	総務班
12. 借地借家制度の特例適用	総務班
13. 住宅供給	総務班

村は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細やかな支援を講じる。

また、村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができるような環境の整備に努める。

1. 災害相談

被災者が抱える多種多様な相談や問い合わせに対しては、「住民サポートセンター（仮称）」を開設して、総合的な対応としての機能を発揮させる。

なお、県は、県本庁、県土木事務所及び被災地域の公共施設等に、県民サポートセンターを設置する。

（１）住民サポートセンター（仮称）の開設

本村における被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、村（戸籍住民証明班）では、国、県及びその他関係機関と連携した「住民サポートセンター（仮称）」を開設する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

（２）相談内容

「住民サポートセンター（仮称）」における相談内容（例）は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 倒壊家屋の解体・撤去、危険度判定② 各種資格証の再発行等手続（年金証書、健康保険証等）③ 罹災証明書の発行手続④ 仮設住宅の入居⑤ 災害援護資金⑥ 被災に伴う税金の減免措置⑦ 医療、保健⑧ その他 |
|---|

（３）設置場所

「住民サポートセンター（仮称）」は、村役場及び被災地域において、日頃から活用されている地区公民館等の施設に設置する。

（４）被災者への説明

村（福祉・児童家庭班）は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するよう努める。

2. 罹災証明書の発行

村（税務・評価班、福祉・児童家庭班）は、被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家被害の認定調査を行い、罹災証明書を交付する。

なお、住家被害の認定調査や罹災証明書交付の体制を確立するため、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努める。

さらに、村（税務・評価班、福祉・児童家庭班）は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

3. 住宅の復旧

災害時における住宅の復旧対策を図る。

（1）災害住宅融資

① 災害復興住宅資金

村（税務・評価班）は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図る。

なお、この場合資金融通が早急に行われるよう、村において罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

- ア) 災害復興住宅資金
- イ) 地すべり等関連住宅資金
- ウ) 宅地防災工事資金

② 個人住宅（特別貸付）建設資金

村長は、災害による住宅の被害が発生した場合においては、罹災者に沖縄振興開発金融公庫による個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を周知させる。

なお、罹災者が借入れを希望する際には「罹災証明書」を交付する。

（2）災害公営住宅の建設

① 災害による公営住宅の建設

村（土木建築・管理班）は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合、低所得被災世帯のため国庫補助を受けて、災害公営住宅を建設する。

災 害 種	適 用 基 準
地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害の場合	ア) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき。 イ) 区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。 ウ) 滅失戸数が村区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。
火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき。）	ア) 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき。 イ) 滅失戸数が村区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

② 災害公営住宅の管理

災害公営住宅は、原則として、村（土木建築・管理班）が建設し、管理する。

③ 災害公営住宅の入居者の条件及び建設戸数

基 準	基 準 内 容
入居者の条件	ア) 当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者であること。 イ) 当該災害発生後3年間は、月収158,000円以下の世帯であること。 ウ) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある場合であること。 エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。
建設戸数	ア) 市町村別建設戸数は、被災滅失住宅戸数の3割以内とする。 ただし、他市町村で余分があるときは、3割を超えることができる。 イ) 県においては、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の3割以下の場合、3割に達するまで建設することができる。

4. 生業資金の貸付

村（福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班）は、被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「弔慰金法」という。）による災害援護資金は次のとおりである。

実施主体	今帰仁村（条例の定めるところにより実施）
対象災害	自然災害であって、県内において救助法が適用される市町村が1以上ある場合の災害とする。
貸付対象	対象災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
貸付限度額	350万円 ○被害の種類、程度により区分（世帯主の1ヶ月以上の負傷150万円、家財の3分の1以上の損害150万円、住居の半壊170万円、全壊250万円、住居の全体が滅失若しくは流失350万円）
所得制限	前年の所得が村民税の課税標準で700万円（4人世帯の場合）未満

利 率	年 3 %（据置期間中は無利子）
据置期間	3 年（特別の場合 5 年）
償還期間	10 年（据置期間を含む。）
償還方法	年賦又は半年賦
貸付原資負担	国（3 分の 2）、県（3 分の 1）

（2）母子父子寡婦福祉資金

村（福祉・児童家庭班）は、災害により被災した母子・父子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講ずる。

（3）生活福祉資金制度による各種貸付

村（福祉・児童家庭班）は、社会福祉協議会と連携し、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者が居住する世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

5. 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子・父子・寡婦世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

- （1）災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- （2）生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- （3）母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

6. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

（1）災害弔慰金の支給

村（福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班）は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

実施主体	今帰仁村
対象災害	いわゆる自然災害（弔慰金法第 2 条）であって、住家の滅失した世帯が 5 世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 等
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	ア）生計維持者が死亡した場合 500 万円

	イ) その他の者が死亡した場合 250 万円
費用の負担	国（2分の1）、県（4分の1）、村（4分の1）

（2）災害障害見舞金の支給

村（福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班）は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

実施主体	今帰仁村
対象災害	いわゆる自然災害（法第2条）であって、住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。
支給対象	対象災害により、精神又は身体に次に掲げる障害を受けた者に対して支給する。 ア) 両眼が失明した者 イ) そしゃく及び言語の機能を廃した者 ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 オ) 両上肢をひじ関節以上で失った者 カ) 両上肢の用を全廃した者 キ) 両下肢をひざ関節以上で失った者 ク) 両下肢の用を全廃した者 ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者
見舞金の額	ア) 生計維持者が障害を受けた場合 250 万円 イ) その他の者が障害を受けた場合 125 万円
費用の負担	国（2分の1）、県（4分の1）、村（4分の1）

7. 災害義援金品の募集及び配分

村（財政班）、県、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

- ① 義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、県は、義援金配分委員会（以下本節において「委員会」という。）を設置する。

- ② 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄県女性連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。
- ③ 村（財政班）、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。
- ④ 村（財政班）は、義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。
- ⑤ 委員会は、受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。
村（財政班）は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

8. 村税の徴収猶予及び減免

村長（税務・評価班）は、地方税法、今帰仁村税条例に基づいて、被災者の状況により、村税の徴収猶予及び減免を行う。

減免を受けようとする者は、納期限前7日までに必要事項を記載し、その事実を証する書類を添付した申請書を村長（税務・評価班）に提出しなければならない。

なお、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2ヶ月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

9. 職業の斡旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県及び村（行政班）と連携して、以下の措置を講じる。

- ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ② 公共職業安定所に出向いて行くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

10. 被災者生活再建支援

（1）基本方針

村（福祉・児童家庭班）は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給手続きを行う。

対象は、村の認定する全壊、大規模半壊、中規模半壊と認定された世帯を原則とする。

村（福祉・児童家庭班）は、被災者からの申請を受け付け、取りまとめた上、県に提出する。

県は、委託先の法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

(2) 計画内容（支援法の適用基準等）

① 支援法の適用

区 分	基 準 内 容
対象となる 自然災害	① 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち 1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村 ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村 ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る。） ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る。） ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、 ・全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る。） ・全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る。）
支給対象世帯	上記の災害により ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、居住不可能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である地域（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

② 住宅の被害認定

被害認定については、認定基準「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日内閣府政策統括官〈防災担当〉通知）」により村が行い、県がその取りまとめを行う。

③ 支援金の支給限度額

ア) 複数世帯の場合 (単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借（公営住宅以外）	—	25	25

イ) 単数世帯の場合 (単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借（公営住宅以外）	—	18.75	18.75

④ 支援金の対象経費

- ① 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入又は修理費
- ② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
- ③ 住居の移転又は移転のための交通費
- ④ 住宅を賃貸する場合の礼金
- ⑤ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）
- ⑥ 住宅の解体（除去）・撤去・整地費
- ⑦ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
- ⑧ ローン保証料、その他住宅建替え等にかかる諸経費

（注1）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度。補修のための借入金等の利息含む。）

（注2）長期避難世帯の特例として更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給

（注3）他の都道府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2

⑤ 村の事務体制

村の事務体制は、次表のとおりとする。

また、県・被災者生活再建支援基金の事務体制は、県防災計画に基づく。

〈村の事務体制〉

事務分掌		
必要な事務	各団体で行う事務	委託を受けて行う事務
① 制度の周知 （広報） ② その他各事務に係る付帯事務	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書の受付・確認等 ⑤ 支給申請書等の取りまとめ ⑥ 使途実績報告書の受付・確認等	① 支援金の支給（被災者の口座振込による場合を除く。） ② 支援金の返還に係る請求書の交付 ③ 支援金の納付に係る請求書の交付 ④ 加算金の納付に係る請求書の交付 ⑤ 延滞金の納付に係る請求書の交付 ⑥ 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに基金への送金

⑥ 収入額の算定等

収入額の算定、支援金支給申請の手続き、その他については、県の指導に基づき被災者生活再建支援法・同施行令、同施行規則、内閣府政策統括官（防災担当）通知等により行う。

⑦ 補助金の交付

被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助する。

1 1. 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村（福祉・児童家庭班）は、それらの制度の普及促進に努める。

1 2. 借地借家制度の特例適用

村長は、必要と認めるときは「罹災都市借地借家臨時処理法」の適用手続きをとる。

1 3. 住宅供給

村長は、必要と認めるときは、全壊家屋被災者を村営住宅に入居させる等の住宅確保を図る。

第3節 農林漁業及び中小企業への支援計画

施策項目	実施担当
1. 農林業関係	農林水産振興班
2. 水産関係	農林水産振興班
3. 中小企業関係	商工観光班

災害時の被災農林漁業者及び中小企業者に対する融資対策は、次による。

1. 農林業関係

災害により農業者が被害を受け経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融資することによって、農業経営の安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

したがって、村（農林水産振興班）は、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

また、天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

なお、県は「沖縄県農業災害対策特別資金利子助成金等補助金交付要綱」に基づく利子助成を行い、被災農業者の負担軽減を図り、特に、台風時に被害が顕著な農作物の復旧を促進する。

被害林業者等に対しては、村（農林水産振興班）は、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金を活用するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め、早期復旧を推進する。

2. 水産関係

村（農林水産振興班）は、被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設、又は在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、漁業協同組合（同連合会）の系統金融の活用を図るよう指導・推進する。

〈農林漁業関係の融資〉

- ① 天災融資制度
- ② 沖縄振興開発金融公庫資金の制度金融
- ③ 農林漁業セーフティネット資金（災害資金）
- ④ 農業近代化資金等の制度資金
- ⑤ 沖縄県農業災害対策特別資金利子助成金 等

3. 中小企業関係

村（商工観光班）は、災害時の被災中小企業者に対する融資対策を以下により実施する。

（1）緊急連絡会の開催

村（商工観光班）は、県（経営金融課）と連携協力し、必要に応じて、関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化に努める。

（2）金融相談の実施

村（商工観光班）は、県（経営金融課）と連携協力し、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求め、金融相談を行い、融資の指導、斡旋に努める。

第4節 復興の基本方針等

施策項目	実施担当
1. 復興計画の作成	総務課
2. がれき処理	住民課、関係機関
3. 防災むらづくり	建設課
4. 特定大規模災害時の復興方針等	総務課、県

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものである。

1. 復興計画の作成

村（総務課）は、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を速やかに実施するため復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、村（総務課）は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

2. がれき処理

村（住民課）及び関係機関は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害によるがれきの処理方法を確認するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集・分別、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

3. 防災むらづくり

村（建設課）は、防災むらづくりに当たっては、避難路、避難場所、延焼遮断帯の他、防災活動上重要な拠点となる公園や広場、港湾等の基盤施設及び防災安全区の整備、ライフライン及び建築物や公共施設の耐震化・不燃化を図ることを基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向につ

いてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

4. 特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて次の措置を講じる。

（1）村の措置

村（総務課）は、必要に応じて、県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

（2）県の措置

県は、国の復興基本方針に即して県域の復興のための施策に関する方針（以下「県復興方針」という。）を定める場合、必要に応じて、関係行政機関の長、関係市町村長又は関係団体に対して資料提供等の協力を求める。

県復興方針を定めた場合は、関係市町村へ通知し、国への報告を行う。

また、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で都市計画の決定等を代行する。

第2編 地震・津波災害対策編
第2章 災害復旧復興計画 第4節 復興の基本方針等

第 3 編 風水害等災害対策編

風水害等災害対策編は、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、火災、危険物等災害、事故災害等に係る応急対策計画及び災害復旧復興計画である。

第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象情報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。

さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 組織動員計画

施策項目	実施担当
1. 今帰仁村災害準備体制・警戒本部	関係各部班
2. 今帰仁村災害対策本部	各部班
3. 災害対策の動員計画	各部班

1. 今帰仁村災害準備体制・警戒本部（災害対策本部の設置に至らない場合）

気象台から、大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部の設置に至らない場合における組織設置と所掌事務について定める。

（1）災害準備体制（第1配備）

災害警戒本部の設置前における初動体制、又は設置に至らない災害規模の発生及び発生が予想される場合に、総務課職員等による災害準備体制（第1配備）をとる。

〈動員対象職員〉

総務班、土木建築・管理班、港務班、水道業務・工務班

〈設置基準〉

- ① 沖縄気象台による各種注意報の発表とともに、災害の発生又はおそれがあると判断し、警戒を要する場合
- ② 災害の発生又はおそれがあると判断し、警戒を要する場合

（2）災害警戒本部（第2配備）

災害対策本部の設置に至らない災害規模の発生又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の要員は、「今帰仁村災害対策の所掌事務」における配備要員による。

〈動員対象職員〉

災害準備体制（第1配備）に加え、企画班、財政班、税務・評価班、福祉・児童家庭班、農林水産振興班、商工観光班

〈設置基準〉

- ① 県全域又は村域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水、その他の注意報が発表されたことに伴い、災害に関する情報の収集・伝達を特に強化して対処する必要がある場合
- ② 暴風、豪雨、その他の異常な自然現象により、県全域又は村域に災害の発生する

おそれがあり、警戒を要する場合

- ③ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要がある場合

2. 今帰仁村災害対策本部（第3配備）

村長を本部長として、基本法第23条第1項及び今帰仁村災害対策本部条例の規定に基づき組織され、防災会議と緊密な連携のもとに地域防災計画の定めるところにより、地域のかかる災害予防及び災害応急対策を、動員可能な全職員をもって実施する。

（1）組 織

- ① 本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は村長を、副本部長には副村長、教育長をもってあてる。
- ② 本部に本部会議をおき、本部長、副本部長、災害対策本部の各部長、その他本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。
- ③ 本部長（村長）が、出張、休暇等による不在又は連絡不能で特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者に報告し、その承認を得る。

1. 村 長 ⇒ 2. 副村長 ⇒ 3. 教育長 ⇒ 4. 総務課長

- ④ 本部会議において協議すべき事項は、災害応急対策の基本的事項とする。

ア) 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項 イ) その他本部長が必要と認める事項

- ⑤ 各部は、原則として、本部の設置と同時に設置される。
ただし、災害の種別等により、本部長が必要でないと認める部は、設置されない。

（2）本部の設置及び閉鎖

① 本部の設置事項

今帰仁村災害対策本部（以下「村災害対策本部」という。）は、基本法第23条第1項の規定により、次のような場合において、村長が設置する。

- ア) 村全域にわたり風水害等による大規模な災害の発生又は発生するおそれがあり、その対策を要すると認められる場合
イ) 重大災害の発生又はおそれ（救助法適用規模の災害）がある場合
ウ) 県全域にわたる被害が発生した場合
エ) 県本部が設置された場合において、村災害対策本部の設置の必要を認めた場合

② 本部の閉鎖

本部の閉鎖について、次の事項に従い閉鎖する。

- ア) 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。
イ) 災害発生における応急措置が概ね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき。

③ 本部の設置・閉鎖における通知及び公表

本部を設置又は閉鎖したときは、県、関係機関及び住民に対し、次のとおり通知及び公表する。（担当：総務班）

通知先又は公表先	通知又は公表方法
各部への通知・公表	庁内放送・電話、その他迅速な方法
地域住民への公表	テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、その他迅速な方法
報道機関への通知・公表	電話・FAX、その他迅速な方法
県への通知	〃
本部警察署	〃
その他関係機関	〃

④ 本部の設置場所

本部の設置場所は村役場庁舎とし、本庁舎が大規模な災害の影響を受け使用できない場合は、他の公共的施設の使用可能性を調査し、可能な場所に設置する。

3. 災害対策の動員計画

(1) 配備の指定及び区分

災害対策への体制を迅速に整えるため、災害対策配備基準を定めておき、その基準に伴い、本部長（村長）は直ちに配備の規模を指定する。

(2) 配備人員及び指名

- ① 各部の配備要員は、別表の「今帰仁村災害対策本部（準備・警戒体制）の所掌事務」による。
ただし、この配備要員は災害の実情により、所属の部長において増減することができる。
- ② 各部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておく。
- ③ 各部長は、配備要員名簿を作成し、組織機構改革においては、総務対策部長（総務課長）へ見直しを提出しておく。

(3) 動員方法

- ① 本部長は、気象予報・警報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定その他、応急対策に必要な事項を決定する。
- ② 本部会議の招集に関する事務は、【総務対策部 総務班】が行う。
- ③ 総務対策部長は、本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各部長に通知する。
- ④ 通知を受けた各部長は、各班長へ、その旨通知する。
- ⑤ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知する。
- ⑥ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備に就く。
- ⑦ 各部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておく。
なお、非常招集系統については、配備要員名簿に併記し、総務対策部長に提出しておく。

(4) 非常登庁

職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁する。

なお、自主参集の基準については、次表の災害対策体制配備基準に基づくものとする。

〈災害対策体制配備基準〉

体制区分	配備区分	気象情報・災害の種類		配備・体制内容
		災害全般	地震・津波	
災害準備体制	第1配備 (初動配置)	・沖縄気象台による各種注意報の発表とともに、災害の発生又はおそれがあると判断し、警戒を要する場合（発生まで時間的余裕あり）	・本村域において震度4の地震を観測した場合（津波の心配がない場合） ・津波注意報の発表及び警戒態勢を要する場合（情報収集・伝達強化の必要あり）	・防災情報の収集・連絡等における担当配置。 ・情報、連絡を担当する少数の人員をもって充てる。 ・その他職員は自宅待機。
災害警戒本部	第2配備 (警戒配置)	・気象条件に基づく警報が発表される等、重大な災害発生のおそれがあり、警戒を要するとともに情報収集・伝達の必要がある場合 ・局地的に重大な災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合	・本村域において震度5弱の地震による被害が生じる又は拡大のおそれがある場合 ・沖縄気象台が沖縄本島地方において津波警報の「津波」を発表した場合	・必要に応じて対策本部が即時設置可能な警戒体制 ・災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。
災害対策本部	第3配備 (非常配置)	・村全域にわたって風水害等などにより大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合	・本村域において震度5強以上及び隣接市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合 ・重大災害の発生又はおそれ（救助法適用規模の災害）がある場合 ・県全域にわたる被害が発生した場合 ・沖縄気象台が沖縄本島地方において津波警報の「大津波」を発表した場合	・動員可能な全職員をもって当てるもので、完全な非常体制とする。 ・原則全員 ※ただし、災害対策本部長が災害の発生（予想を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。

《今帰仁村災害対策本部組織図》



第3編 風水害等災害対策編

第1章 災害応急対策計画 第1節 組織動員計画

《今帰仁村災害対策本部(準備・警戒体制)の所掌事務》

組織機構			所掌事務	配備要員		
部	部長	班		第1 配備	第2 配備	第3 配備
総務 対策部	総務 課長	総務 班	1. 災害対策本部の設置及び解散等、事務運営に関すること 2. 村防災会議その他防災関係機関、各関係団体との連絡調整に関すること 3. 本部長との連絡、各部、各班との連絡及び分掌事務の調整に関すること 4. 上級官庁への報告、連絡に関すること 5. 各部の所掌事務の調整に関すること 6. 災害に関する情報収集及び伝達の総括に関すること 7. 災害調書の作成に関すること 8. 村庁舎（対策本部設置建物）等の防災及び保全に関すること 9. 非常通信の運用、県防災行政無線による通信確保に関すること 10. 職員の非常召集、動員・配置に関すること 11. 災害非常配備体制の指示、伝達に関すること 12. 消防団員の出動要請に関すること 13. 広域応援要請及び受援に関すること 14. 公用車両の集中管理に関すること 15. 防災知識の普及及び防災訓練の実施に関すること 16. 罹災職員の福利厚生に関すること 17. 災害見舞い及び視察者の応接に関すること 18. 被害者の救助に関すること 19. 行方不明者の捜索及び救助に関すること 20. 災害マネジメントに関すること 21. 災害に対する広報、公聴及び報道機関との連絡・記者発表に関すること 22. その他の班に属さないこと	全 職 員	全 職 員	全 職 員
		行政 班	1. 各公民館への自治会長待機等の指示に関すること 2. 民間団体協力要請に関すること	—	—	全 職 員
	各班共通		1. その他、部内各班の協力に関すること	—	—	—

第3編 風水害等災害対策編
第1章 災害応急対策計画 第1節 組織動員計画

組織機構			所掌事務	配備要員		
部	部長	班		第1 配備	第2 配備	第3 配備
企画 財政 対策部	企画 財政課長	企画 班	1. 災害情報、被害状況の収集及び総務班への報告調整に関すること 2. 災害視察及び災害写真、記録写真の撮影等、災害記録の収集に関すること 3. 避難指示等の伝達に関すること 4. 輸送車両の確保に関すること 5. 被害者の輸送に関すること 6. 救助活動の応援のための人員輸送に関すること 7. 災害時における交通輸送の連絡調整に関すること	—	1人	全職員
		財政 班	1. 災害対策に必要な物品資材の購入等、災害対策費の資金計画に関すること 2. 予算に関すること 3. 救援金品の受け入れ及び配分に関すること	—	—	全職員
	各班共通		1. その他、部内各班の協力に関すること	—	—	—
住民 対策部	住民 課長	税務・ 評価班	1. 公有財産の被害調査及び災害対策に関すること 2. 村有財産の被害状況の調査収集及び総務対策部への報告に関すること 3. 被害世帯に対する税の徴収猶予及び減免に関すること 4. 応急食料、その他生活必需品の調達及び管理に関すること 5. 器材及び物品の調達に関すること 6. 被災者台帳の作成に関すること	—	3人	全職員
		戸籍 住民証明班	1. 村民、外国人等被害状況、人口動態等の調査収集等に関すること 2. 応急仮設住宅への入居受付に関すること 3. 村民の相談（窓口）に関すること 4. 災害時における県外沖縄県人会及び県外移住者関係団体との連絡調整等に関すること	—	—	全職員
		環境 衛生班	1. 遺体、埋火葬、処置等に関すること 2. 災害廃棄物等の処理に関すること 3. 災害時の清掃、し尿処理に関すること	—	—	全職員
	各班共通		1. その他、部内各班の協力に関すること	—	—	—

第3編 風水害等災害対策編

第1章 災害応急対策計画 第1節 組織動員計画

組織機構			所掌事務	配備要員		
部	部長	班		第1 配備	第2 配備	第3 配備
健康づくり推進対策部	健康づくり推進課長	高齢者・介護福祉班	1. 部内の被害調査・収集及び報告、応急対策に関する事 2. 災害救助法の適用に関する事 3. 災害弔慰金及び災害援護資金の貸与に関する事 4. 緊急避難場所・避難所の設置及び管理に関する事 5. 炊き出し、食品の供与に関する事 6. 福祉施設の災害対策に関する事 7. 要配慮者に対する応急仮設住宅への入居及びその管理に関する事 8. 民間団体への活動依頼に関する事 9. 応急食料、その他生活必需品の配分に関する事 10. 機材及び物品の配分に関する事	—	—	全職員
		地域保健班	1. 災害時における防疫、医療・助産に関する事 2. 今帰仁診療所、その他医療機関の協力要請に関する事 3. 薬剤及び機材の確保に関する事 4. 医療機関及び衛生施設等の被害調査、並びにその対策に関する事 5. 地域組織（自治会等）における自主防疫の応急助成に関する事 6. 防疫に関する県関係機関（福祉保健所等）との連絡調整に関する事 7. 緊急避難場所・避難所施設の防疫に関する事 8. 病院関係の避難計画に関する事 9. 避難所及び被災者の健康づくり及び健康状態の悪化防止に関する事 10. 関係機関・班内の庶務及び連絡調整に関する事	—	—	全職員
		国民健康保険・後期高齢者班	1. 緊急避難場所・避難所の設置及び管理に関する事 2. 避難所における炊き出しに関する事 3. 避難所における被災者の介護に関する事 4. その他被害状況の情報収集及び報告に関する事	—	—	全職員
	各班共通		1. その他、部内各班の協力に関する事	—	—	—

第3編 風水害等災害対策編
第1章 災害応急対策計画 第1節 組織動員計画

組織機構			所掌事務	配備要員		
部	部長	班		第1 配備	第2 配備	第3 配備
福祉・こども対策部	福祉・こども課長	福祉・児童家庭班	1. 部内の被害調査・収集及び報告、応急対策に関すること 2. 災害救助法の適用に関すること 3. 災害弔慰金及び災害援護資金の貸与に関すること 4. 緊急避難場所・避難所の設置及び管理に関すること 5. 炊き出し、食品の供与に関すること 6. 福祉施設の災害対策に関すること 7. 民間団体への活動依頼に関すること 8. 応急食料、その他生活必需品の配分に関すること 9. 機材及び物品の配分に関すること 10. 罹災証明の発行に関すること 11. 住家被害の認定調査に関すること	—	2人	全職員
		こども未来班	1. 緊急避難場所・避難所の設置及び管理に関すること 2. 避難所における炊き出しに関すること 3. 避難所における被災者の介護に関すること 4. その他被害状況の情報収集及び報告に関すること	—	1人	全職員
		こども園・保育所班	1. 緊急避難場所・避難所の設置及び管理に関すること 2. 避難所における炊き出しに関すること 3. 避難所における乳幼児、こどもへの対応に関すること 4. その他被害状況の情報収集及び報告に関すること	—	—	全職員
	各班共通		1. その他、部内各班の協力に関すること	—	—	—

第3編 風水害等災害対策編

第1章 災害応急対策計画 第1節 組織動員計画

組織機構			所掌事務	配備要員		
部	部長	班		第1 配備	第2 配備	第3 配備
経済対策部	経済課長	農地利用推進班	1. 災害用主食品の確保に関する事 2. 災害農家に対する農林金融に関する事 3. 農地及び農業施設の災害対策復旧に関する事 4. 農産物の病害虫駆除に関する事 5. 応急措置用農産物の種苗の補給に関する事	—	—	全職員
		農林水産振興班	1. 部内の被害調査及び応急対策に関する事 2. 林道、農道、その他農業用施設の被害調査並びに対策に関する事 3. 農地及び用排水路等、農業施設の被害調査並びにその対策・復旧に関する事 4. 村有林野の林産物及び林業施設の災害対策及び被害調査に関する事 5. 森林の被害調査及び病虫害防除に関する事 6. 水産業用施設、その他水産関係の被害調査並びにその対策・復旧に関する事 7. 漁港施設の警戒及び応急対策に関する事 8. 家畜衛生・防疫に関する事 9. 畜産の被害調査並びにその対策に関する事 10. その他、被害状況の収集及び報告に関する事	—	2人	全職員
		商工観光班	1. 所管の被害状況調査及び情報収集並びに総務対策部への報告に関する事 2. 商工業関係団体・施設の災害対策に関する事 3. 被害商工業者、その他商工業関係の被害調査及びその対策・復旧に関する事 4. 観光客及び観光施設、観光関係の災害対策及び被害状況調査・復旧に関する事 5. 所轄の関係団体との連絡調整に関する事 6. 班内の庶務及び連絡調整に関する事 7. 観光客等への情報提供等に関する事	—	1人	全職員
	各班共通		1. その他、部内各班の協力に関する事	—	—	—

第3編 風水害等災害対策編
第1章 災害応急対策計画 第1節 組織動員計画

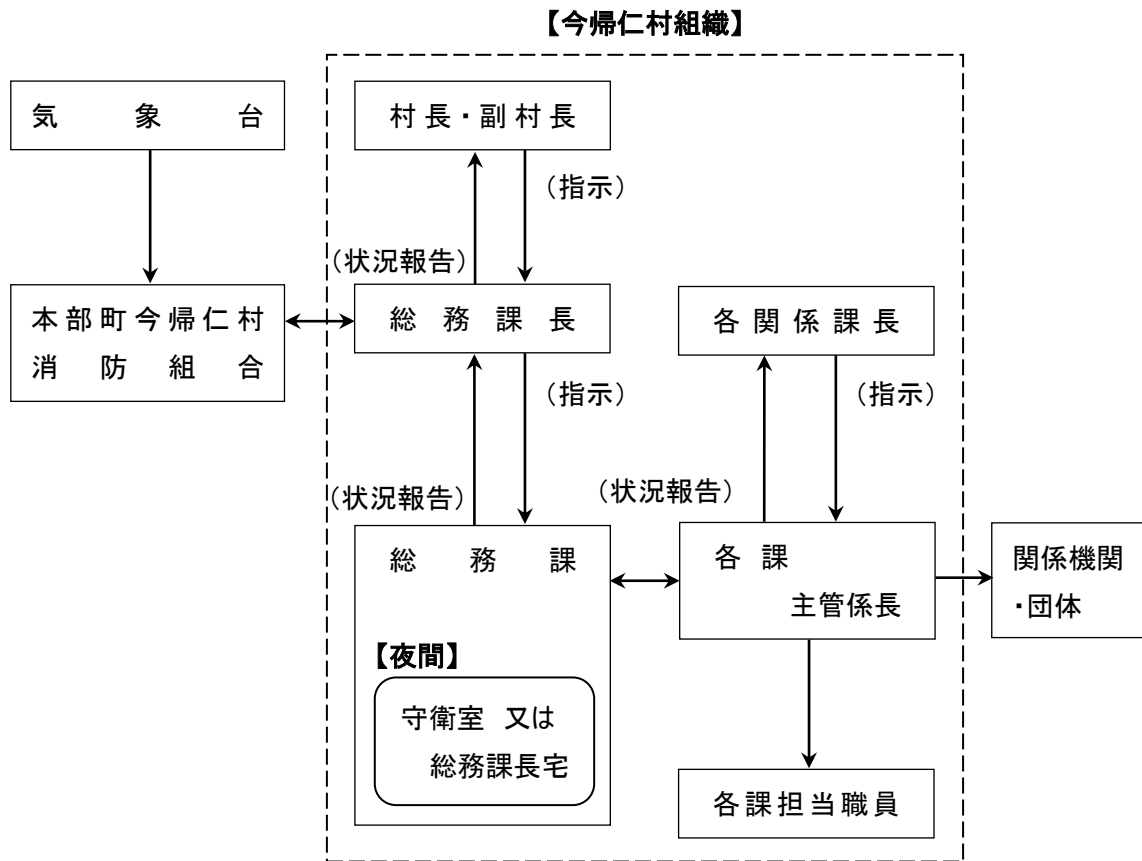
組織機構			所掌事務	配備要員		
部	部長	班		第1 配備	第2 配備	第3 配備
建設 対策部	建設課長	土木建築・管理班	1. 部内の被害調査及び応急対策に関すること 2. 道路、橋梁等の公共土木施設の警戒巡視と被害調査及び災害応急対策に関すること 3. 災害廃棄物等の障害物の除去（一時保管を含む。）に関すること 4. 土砂災害応急対策に関すること 5. 河川並びに河川域、水路の水位測定及び警戒巡視に関すること 6. 応急仮設住宅の建設及び応急修理に関すること 7. 建築物、公園、街路等所管の施設の災害対策及び被害調査に関すること 8. 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関すること 9. 土木施設災害復旧工事に関すること 10. 交通対策に関すること 11. 災害対策用資機材の運用に関すること 12. 関係機関・団体等との連絡調整及び被害状況の情報収集・報告に関すること	2人	2人	全職員
		港務班	1. 停泊繫留船舶の安全維持に関すること 2. 港湾施設の警戒、被害調査及び応急復旧対策措置に関すること 3. 高潮対策に関すること 4. 交通対策に関すること	1人	1人	全職員
		水道業務・工務班	1. 部内の被害状況等の調査、収集及びその対策に関すること 2. 災害対策等の資機材及び物品の確保に関すること 3. 災害時の給水及びその輸送に関すること 4. 水道施設に対する警戒巡視及び災害応急対策に関すること 5. 災害時における水質検査 6. 給水活動に協力する団体等との連絡調整 7. 給水、その他必要事項の住民への広報	3人	3人	全職員
	各班共通		1. その他、部内各班の協力に関すること	—	—	—

第3編 風水害等災害対策編

第1章 災害応急対策計画 第1節 組織動員計画

組織機構			所掌事務	配備要員		
部	部長	班		第1 配備	第2 配備	第3 配備
教育 対策部	教育 長	学校 教育 班	1. 被害児童、生徒に対する援護及び奨学対策に関すること 2. 児童、生徒の保健衛生に関すること 3. 被災児童、生徒への教科書、学用品の支給に関すること 4. 被災児童、生徒の学校給食に関すること 5. 学校教育施設の災害予防・応急対策、被害調査並びに復旧計画に関すること 6. 部内の被害調査及び応急対策に関すること 7. 防災知識の普及及び防災訓練の実施に関すること 8. 児童、生徒の避難に関すること 9. 災害時の教育指導に関すること 10. 物品調達手続き及び経理に関すること 11. 各学校、教育機関との連絡に関すること 12. 給食センター（調理場）との連絡に関すること 13. 災害時の学校における保健衛生に関すること 14. その他教育関係の被害状況調査及び情報収集・報告に関すること	—	—	全職員
		社会 教育 班	1. 社会教育施設の災害対策に関すること 2. 緊急避難場所・避難所（公民館等）の設置・運営の協力に関すること 3. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関すること 4. 災害救助活動に協力する婦人会、青年会等との連絡調整に関すること 5. 災害時における青少年対策に関すること 6. 被害状況の情報収集及び報告に関すること	—	—	全職員
		各班共通	1. その他、部内各班の協力に関すること	—	—	—
	その他 組織	支援 班	1. 他の班の支援に関すること	—	—	—

《非常時連絡系統図》



第2節 気象警報等の伝達計画

施策項目	実施担当
1. 気象注意報・警報等の種類及び基準	村長
2. 予報・警報等の伝達	総務班
3. 異常気象発見時の措置	総務班、本部警察署、 第十一管区海上保安本部、村民等

災害の発生あるいは拡大を未然に防御するため、気象注意報・警報・特別警報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達し、警報等の発表基準、伝達体制の村民に対する周知徹底及び異常現象発見時の措置等について定める。

1. 気象注意報・警報等の種類及び基準

(1) 気象注意報・警報・特別警報（名護地区）

注意報は、気象によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う。

警報は、気象によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う。

特別警報は、気象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報で、最大級の警戒を呼びかけて行う。

※「資料編：2-1 予報・警報等の発表基準」参照（p10）

(2) 火災警報

村長は、消防法の規定により、沖縄県知事火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたとき、警報を発令する。

※「資料編：2-1（5）火災予防上の火災警報発令基準」参照（p15）

(3) 水防警報等

① 代替警報等

水防活動に資するため、水防関係機関に対して行われる水防活動用の注意・警報は、注意報・警報・特別警報が発表されたとき、これによって代替される。

※「資料編：2-1（2）水防警報」参照（p10）

② 水防警報

国及び県が指定する河川、海岸等において、水防法に基づき、洪水又は高潮等による災害発生が予想される場合の発令されるものについて、本村における水防警報となす。

③ 氾濫警戒情報

河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

また、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、住民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定する。

（４）土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、県と気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村ごとに土砂災害警戒情報を発表する。

なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で確認できる。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等のさらなる措置を検討する必要がある。

村長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

また、土砂災害警戒区域ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定する。

（５）記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁が府県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で確認できる。

（６）顕著な大雨に関する気象情報

顕著な大雨に関する気象情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況

を「線状降水帯」というキーワードを使って提供される情報である。

この情報は、警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、気象庁が一次細分区域単位で発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

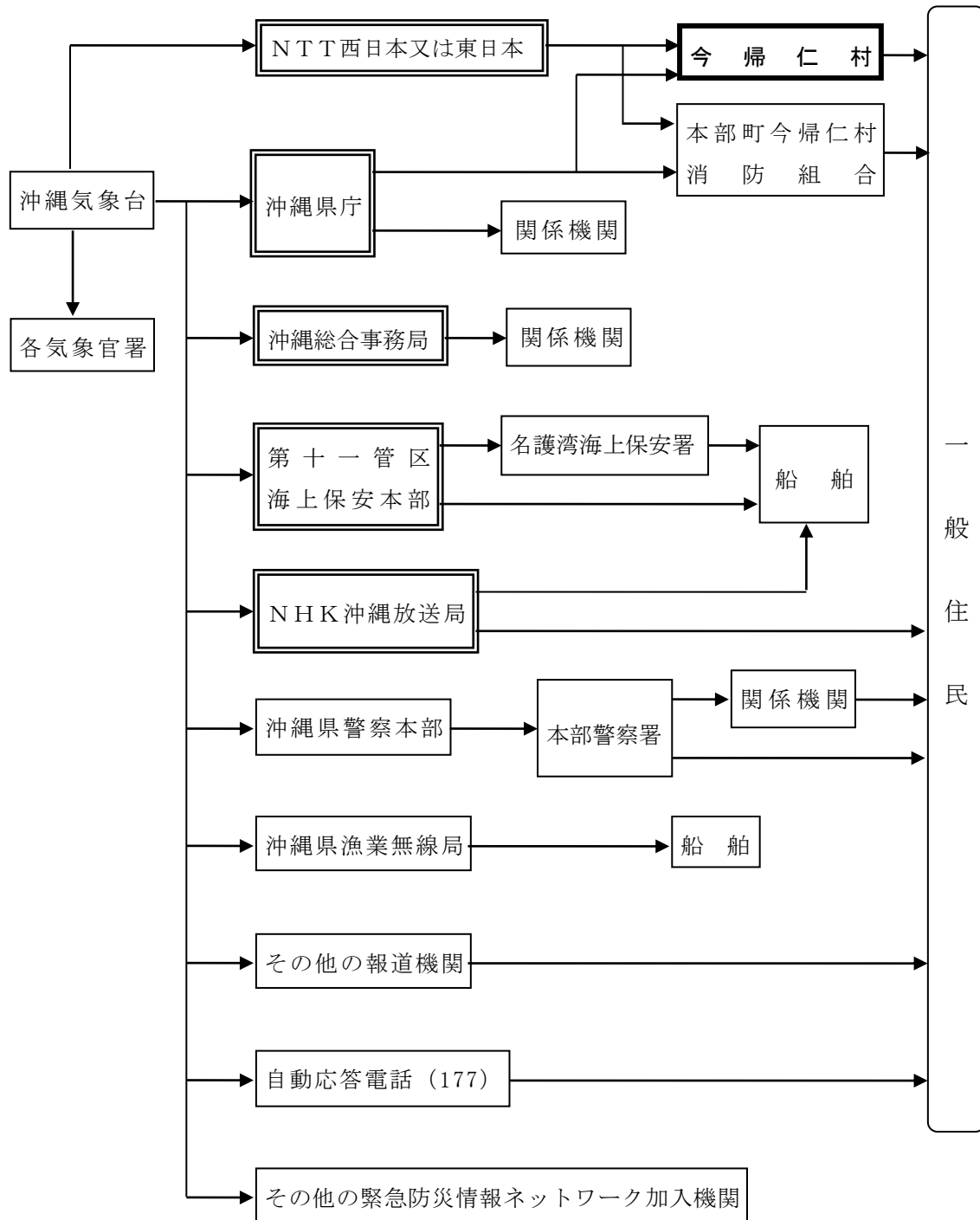
また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を記載した「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

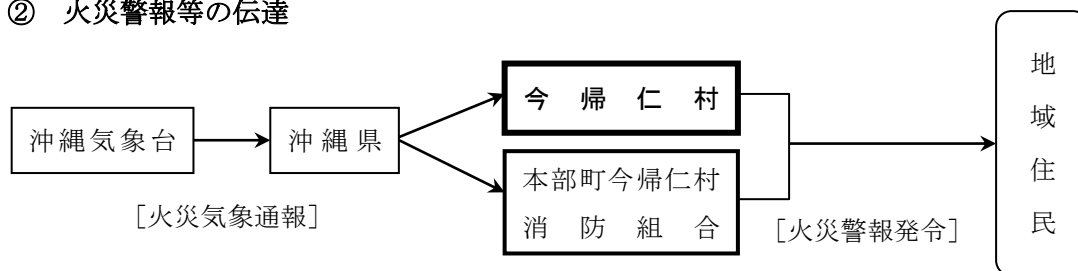
2. 予報・警報等の伝達

(1) 警報等の伝達

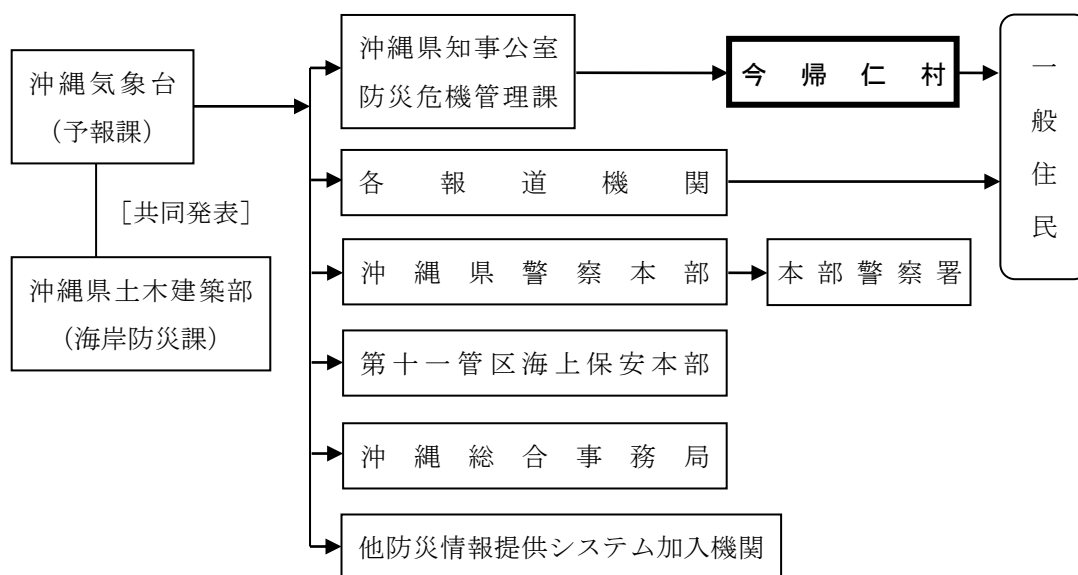
① 気象（水防含む。）警報等の伝達



② 火災警報等の伝達



③ 土砂災害警戒情報の伝達系統図



(2) 受領伝達要項

- ① 関係機関から通報される警報等は、本部町今帰仁村消防組合において受領し、迅速、確実な情報収集を行う。
- ② 関係機関から警報等を受領した消防本部は、直ちにその旨を総務班長に伝達する。
- ③ ②により通知を受けた総務班長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに村長（本部長）に報告する。
- ④ 消防本部から伝達される警報等の受領に当たっては、次の事項について記録（文書）する。

- ア) 警報等又は災害の種類
- イ) 発表文は発生の日時
- ウ) 警報等又は災害の内容
- エ) 送話者及び受話者の職・氏名
- オ) その他の必要な事項

- ⑤ 防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等について携帯電話、トランジスタラジオ等を常備して積極的に情報収集を行う。

3. 異常気象発見時の措置

気象、水象、地象において異常な現象を発見した者は、災害の拡大を防止するため、発見場所、状況、経過等の具体的な情報を、以下により速やかに通報しなくてはならない。

(1) 通報を要する異常現象

事 項	現 象	
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等
地象に関する事項	土砂災害 関係	土石流 山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり 地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	波浪、著しく異常な潮位

(2) 異常現象を発見した者及び関係機関の通報

① 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちに村（村長）又は警察官若しくは、海上保安官に通報する。

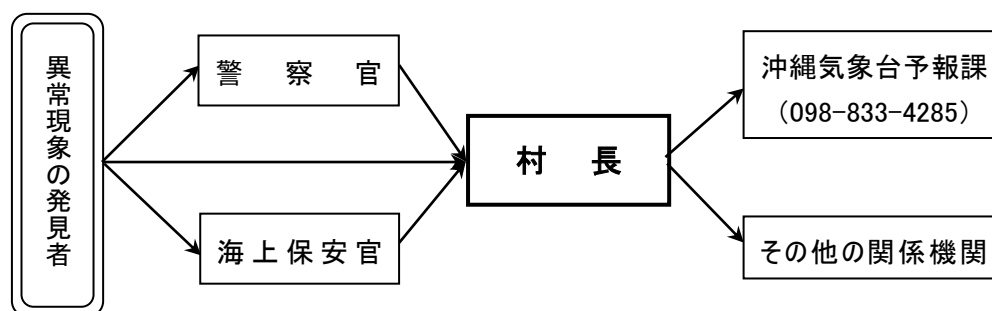
② 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに村長に通報する。

③ 村長の通報

①及び②により通報を受けた村長は、直ちに気象台及び関係機関に通報するとともに、その現象を確認するなど事態の把握に努め、住民に対する周知を図る。

《通報系統図》



第3節 災害通信計画

施策項目	実施担当
1. 通信の協力体制	通信施設の所有者又は管理者
2. 各種通信施設の利用	総務班

災害に関する予報・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して万全の通信体制を図る。

1. 通信の協力体制

通信施設の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力する。

2. 各種通信施設の利用

村（総務班）は、災害情報等の伝達、報告、災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況により異なるが、実情に即した方法で行うものとし、固有の通信施設を持っている機関についてはこれを利用する。

なお、他の機関における通信施設の利用については、事前に管理者と利用方法等必要な手続きを定めて災害時に利用する。

（1）電気通信業務用電気通信施設・設備の利用方法

利用設備	利 用 方 法
普通電話 による通信	一時的には加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、施設の被害、その他によりその利用が制限される場合は「非常電話」の取り扱いを受け、通話の優先利用を図る。 なお、臨時電話が設置できる状況にあつては、被害地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図る。
非常電話 (災害時優先 指定電話)	災害時において非常電話を優先利用するため、平常時からN T T等電話取扱局との調整により「災害時優先指定電話」の指定を受けておくものとする。 また、災害時等における非常通話を利用する場合、102番をダイヤルし「非常」をもって呼び出し、非常通話であることを表明する。

利用設備	利 用 方 法
電報 による通信	災害対策のため、特に緊急を要する電報は、「非常電報」と取り扱いを受け、電報の優先利用を図る。 電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センタ（115）に申告の上、申し込む。 非常電報を申し込むに当たっては、依頼信紙の余白に「非常」と朱書き、非常である旨を告げて依頼する。

（２）専用通信設備の利用

村（総務班）は、電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要がある場合には、専用通信設備の利用をあらかじめ協議して定めた手続きによる。

「沖縄地方非常通信協議会の主な構成機関」等、その他の機関における専用通信設備の利用については、事前協議を図っておく。

専用通信施設	通 信 方 法
各字別行政無線 （屋外放送）	各字別の行政無線（広報無線放送施設）による非常無線の利用は、各種災害で非常事態が発生、又は発生のおそれがある場合において各区長を通じて通信連絡を行う。
消防無線電話	消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じて通信連絡を行う。
警察電話	沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡する。
警察無線電話	沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、警察電話に準じて通信連絡する。
その他非常通信の利用	その他の非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で村の専用通信施設の利用ができな いか、又は利用することが著しく困難であるためその非常通報の 目的を達成することができない時に、非常通信設備を利用して通 信連絡する。

（３）通信設備優先利用の協定

村（総務班）は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、村が必要と認める機関とあらかじめ協議しておく。

（４）放送要請の依頼

村（総務班）が災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県（広報班）に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関するなどの特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県（広報班）にその旨を報告する。

※「資料編：4-8 防災関係機関等の連絡先（番号）」参照（p 72）

第4節 災害状況等の収集・報告計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 災害状況等の収集報告	各部班
3. 災害発生時の第1次情報の報告	総務班、消防本部
4. 災害状況等の報告要領	総務班
5. 報告の種類	総務班
6. 防災関係機関の災害情報等の通報	総務班、関係機関
7. 県及び国への報告	総務班
8. 被害状況の判定基準	—
9. 安否情報の提供	総務班

災害が発生し又は発生するおそれのある場合、関係機関等の協力を得て、本村の地域に係る災害の被害状況等を迅速かつ的確に情報収集及び報告伝達するため、必要な対策事項を定める。

1. 実施責任者

(1) 村の役割

- ① 村域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告する。
- ② 県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。
- ③ 被害が甚大で、被害調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行う。

(2) 消防機関の役割

本部町今帰仁村消防組合消防本部は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告する。

国（総務省消防庁）に対しては、県を経由することなく直接報告する。

(3) その他機関の役割

上記（1）（2）の機関のほか、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、必要に応じて、相互に被害情報の交換を行う。

また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

2. 災害状況等の収集報告

災害に伴う災害情報、被害状況の収集及び報告については、法令等に特別の定めがある場合のほか、この計画に定めるところによる。

各対策部長は、あらゆる手段を用いて状況情報を収集把握し、被害状況が確定するまで、災害対策本部に報告する。

これらの収集及び報告は、災害対策の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に実施することを要する。

- ① 人的被害・住家被害・火災に関する情報
- ② 避難指示等の状況、警戒区域の指定状況
- ③ 避難者数、避難所の場所等に関する情報
- ④ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報
- ⑤ 道路の被害、応急対策の状況及び道路交通状況に関する情報
- ⑥ ヘリポート予定施設の被害状況
- ⑦ 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ⑧ 港湾・漁港の被害及び応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ⑨ 大規模災害時における消防機関への 119 番通報の殺到状況

また、災害情報は、職員による調査、職員の参集途上の情報、住民等からの通報、ライフライン機関等からの入手、119 番通報の殺到状況等により把握するものとし、特に、情報の空白期間においては、119 番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し、県に報告する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとし、県が人的被害の数について広報を行う際には、村（総務班）は、適切に行われるよう県に協力する。

3. 災害発生時の第1次情報の報告

- ① 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告する。
- ② 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- ③ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

- ④ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

4. 災害状況等の報告要領

報告事項	報告内容
災害時の報告	災害発生時、短時間に正確な被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では災害状況の把握が遅れ支障をきたすため、まず災害が発生した場合は直ちに被害の態様を通報するとともに、災害に対してとられた措置を報告する。
被害程度の事項別の報告	緊急を要するものは電話、口頭等の方法によって行い、事後速やかに指定の報告書によって行う。
被害報告	被害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害者を優先させる。

5. 報告の種類

被害発生の時間的経過に伴い、3段階（災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告）に区分する。

村（総務班）は、報告は電話等により行うが、最終報告及び特に指示のあるものについては、村防災計画で定めた記入要領「資料編：3-1〔別表1〕《災害即報様式第1号及び第2号の記入要領》」（p43）に基づいた文書により報告する。（県の様式に基づく。）

報告段階	報告期間
災害概況即報 （発生報告）	災害が発生したとき、直ちにその概況を報告する。
被害状況即報 （中間報告）	被害状況が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間、逐次その状況を報告する。
災害確定報告 （最終報告）	災害応急対策の措置が終了し、その被害が確定したとき報告する。

6. 防災関係機関の災害情報等の通報

防災関係機関は、所管事項に関し、収集した災害情報（被害状況及び応急対策、救助対策を含む。）実施状況のうち、村の災害対策と密接に関係があると思われるものについては、今帰仁村災害対策本部に通報する。

村長は、各機関の長に対し、災害情報の調査・収集、報告を求める。

7. 県及び国への報告

村長は、今帰仁村災害対策本部を設置した場合、又は報告の必要があると認められる災害の場合、被害状況を県知事に報告する。

報告種別	報 告 要 領
災害概況即報	災害の初期的な報告で、災害の具体的な状況等を災害即報様式第1号に基づく内容により、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。
被害状況即報	被害状況が判明次第逐次、災害即報様式第2号に基づく内容を、県地方本部（県北部土木事務所）等を経て、県防災危機管理課へ報告する。なお、報告に当たっては、本部警察署と密接な連絡を保つものとする。
中間報告	県災害対策本部等から特に求められたときに行う。
災害確定報告	被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後、20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を、県地方本部（県北部土木事務所）等を経て、県防災危機管理課へ報告する。 なお、報告に当たっては、本部警察署と密接な連絡を保つものとする。
災害年報	毎年1月1日から12月31日までの災害の被害状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを、災害報告様式第2号に基づき、4月15日までに県に報告する。

※ 県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。
なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県に対して行う。
（総務省消防庁：TEL 03-5253-7777・FAX 03-5253-7553）

8. 被害状況の判定基準

災害により人的及び物的被害を受けた認定は、法令等に特に定めがあるもの以外、概ね「資料編：3-1 [別表2] 《被害状況判定基準》」（p44）による。

9. 安否情報の提供

村（総務班）は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警

第3編 風水害等災害対策編

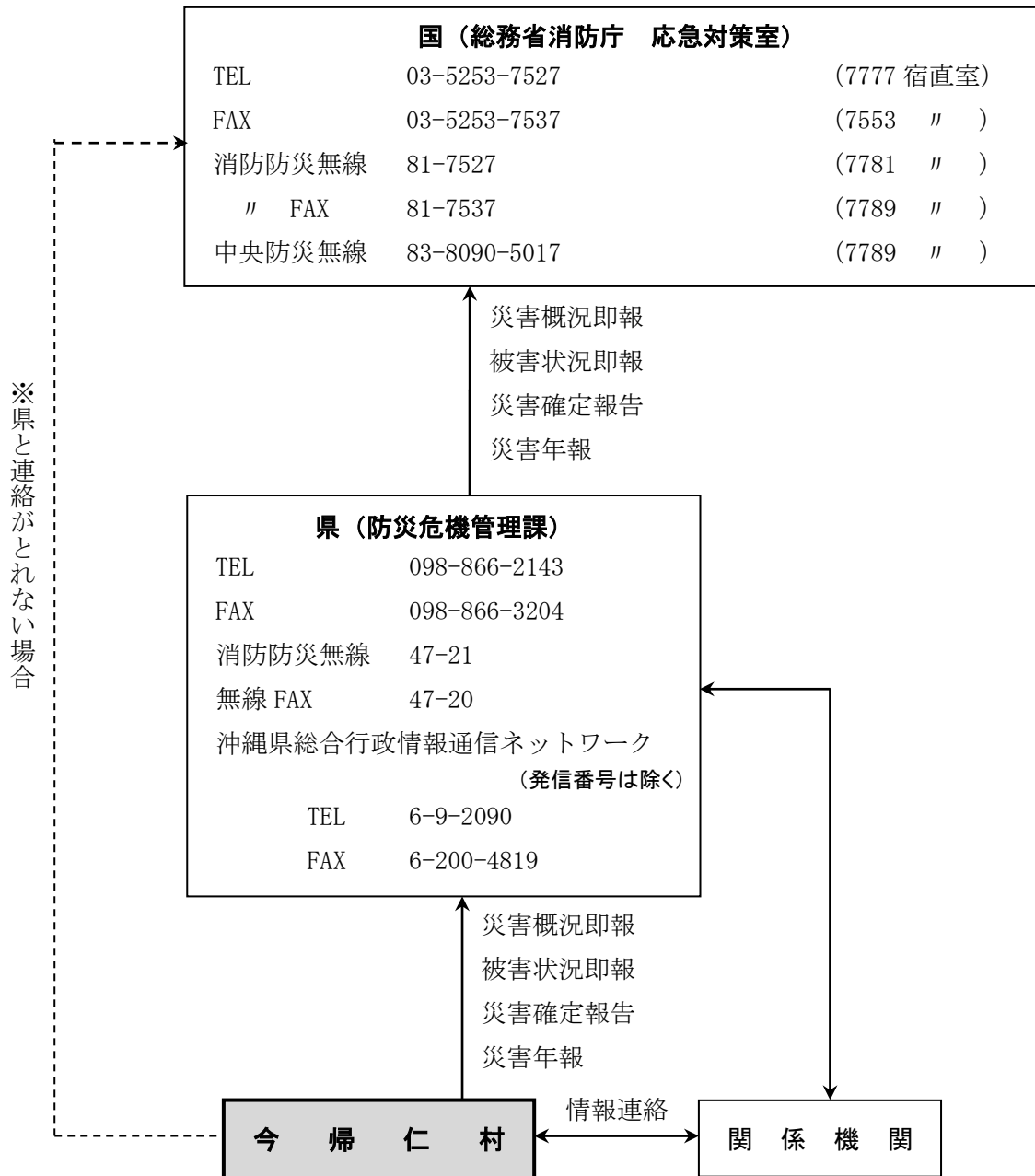
第1章 災害応急対策計画 第4節 災害状況等の収集・報告計画

察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

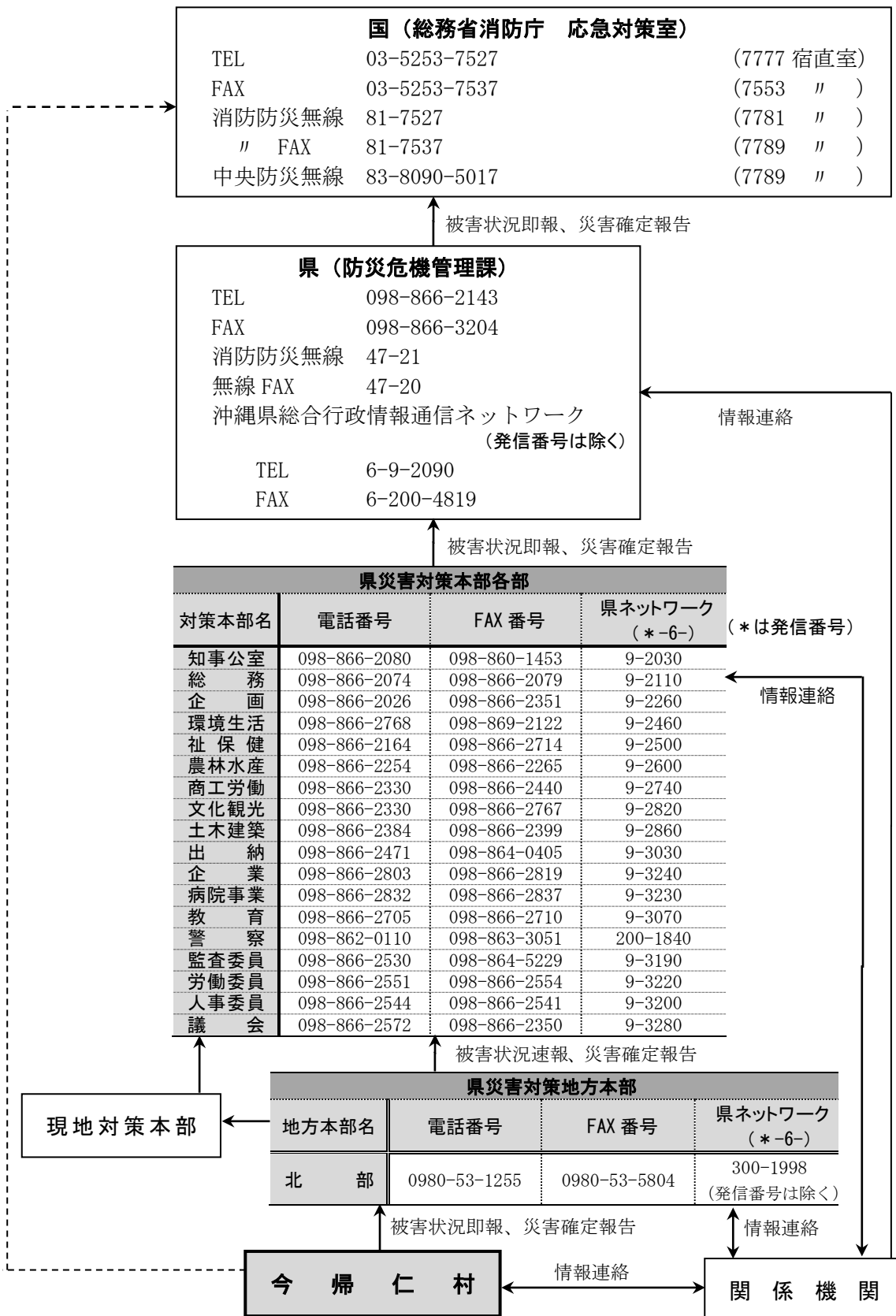
《災害情報連絡系統図》

〈県災害対策本部未設置時〉



〈県及び村災害対策本部設置時〉

※県と連絡がとれない場合



第5節 災害広報計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	総務班
2. 実施要領	総務班
3. 住民及び観光客等の来訪者（要配慮者）に対する広報の方法	総務班
4. 報道機関に対する情報等の発表の方法	総務班
5. 広報の内容	総務班

住民及び報道機関等に対する災害情報、被害状況等の広報活動について必要な事項を定め、もって災害広報の迅速な実施を図る。

なお、その際には、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

1. 実施責任者

村（総務班）は、村域における災害情報、被害状況、その他災害に関する広報を行う。

2. 実施要領

（1）各部の広報

各部において広報を必要とする事項が生じたときは、村災害対策本部事務局（総務班）に、原則として文書でもって通知する。

（2）広報係

広報係は、総務班との共同体制に基づき、各部が把握する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示により、速やかに村民及び報道機関へ広報する。

また、必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施する。

3. 住民及び観光客等の来訪者（要配慮者）に対する広報の方法

（1）広報の方法

- ① 今帰仁村防災行政無線による広報
- ② 報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等による広報
- ③ 広報車による広報
- ④ 写真、ポスター等の掲示による広報
- ⑤ 広報誌等の配布、その他による広報

(2) 住民等からの問い合わせ等への広報

- ① 来庁者に対する広報窓口の設置
- ② 広報車を現地へ派遣しての情報収集及び必要事項の広報活動
- ③ 住民専用電話の設置による広報活動

4. 報道機関に対する情報等の発表の方法

(1) 発表機関

報道機関に対する情報等の発表は、総務班（事務局担当）が情報を収集・総括した上、すべて広報班（担当）により実施する。

(2) 報道機関への要請

情報等の発表に際しては、広報内容（日時、場所、目的等）をあらかじめ報道機関と協議・周知させ、報道機関との連携を重視することから、災害時に報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

5. 広報の内容

- ① 気象予報・警報等の発表又は解除
- ② 災害対策本部の設置又は解散
- ③ 災害対策本部への不要で緊急以外の電話を遠慮してもらう旨の協力依頼
- ④ 二次災害防止の事前措置
- ⑤ 被災者の安否及び空き病院についての情報
- ⑥ 被害状況、災害応急対策状況（交通、食料、生活物資、ライフライン等）
- ⑦ その他、必要と認める事項

※「資料編：2-3 災害時における情報及び被害状況等の広報」参照（p19）

第6節 自衛隊派遣要請計画

施策項目	実施担当
1. 災害派遣を要請する場合の基準	—
2. 災害派遣の要領	総務班
3. 村長の派遣要請要求等	総務班
4. 村の準備すべき事項	総務班
5. ヘリポートの準備	総務班
6. 連絡員の派遣・撤収	総務班、自衛隊
7. 派遣部隊の活動内容	自衛隊
8. 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等	自衛隊
9. 自衛隊の自主派遣	自衛隊
10. 経費の負担区分等	総務班、県、自衛隊

大規模な災害の発生により、村長が自衛隊の救援を必要と認めた場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、災害に際して人命又は財産保護のため、村長が自衛隊の派遣要請を依頼する。

1. 災害派遣を要請する場合の基準

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づく自衛隊災害派遣の要請基準

- ① 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、地元警察、消防等では対処し得ないと認められるとき。
- ② 災害の発生が目前に迫り、これの予防のため自衛隊の派遣が必要であると認められるとき。

2. 災害派遣の要領

（1）実施責任者

- ① 災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」という。）

- ア) 知事 …………… 主として陸上災害
- イ) 第十一管区海上保安本部長 …………… 主として海上災害
- ウ) 那覇空港事務所長 …………… 主として航空機遭難

② 災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という。）

- ア) 陸上自衛隊 第15旅団長
- イ) 海上自衛隊 第5航空群司令
- ウ) 海上自衛隊 沖縄基地隊司令
- エ) 航空自衛隊 南西航空混成団司令

(2) 要請の内容（自衛隊法施行令第106条）

派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書をもって要請する。

ただし、緊急の場合で文書によるいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

要請事項	実 施 内 容
災害派遣 (緊急患者空輸を除く。) を要請する場合	ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由 イ) 派遣を希望する期間 ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容 エ) その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無）
緊急患者空輸を 要請する場合	ア) 患者の状況 ① 入院先病院、空輸区間 ② 患者の氏名、性別、生年月日、年令、職業、住所、病名、感染症・意識・要至急入院・手術の有無、感染症に対する担当医の処置・意見 イ) 付添者等 - 付添人の氏名、年令、患者との続柄、職業、住所 - 添乗医師等の氏名、年令、所属病院名、添乗場所 ウ) 特記事項等 ① 酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数 ② 搭載医療器材及びその大きさ、重量 ③ 現地の風向、風速、天候、視界 エ) その他参考となるべき事項（地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材） オ) 緊急患者空輸要請書
派遣を要請しないと決定した場合	派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

3. 村長の派遣要請要求等

(1) 知事への派遣要請要求

村長は、村域に係る災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を依頼し、以後、速やかに依頼文書を提出する。

(2) 防衛大臣等への通知

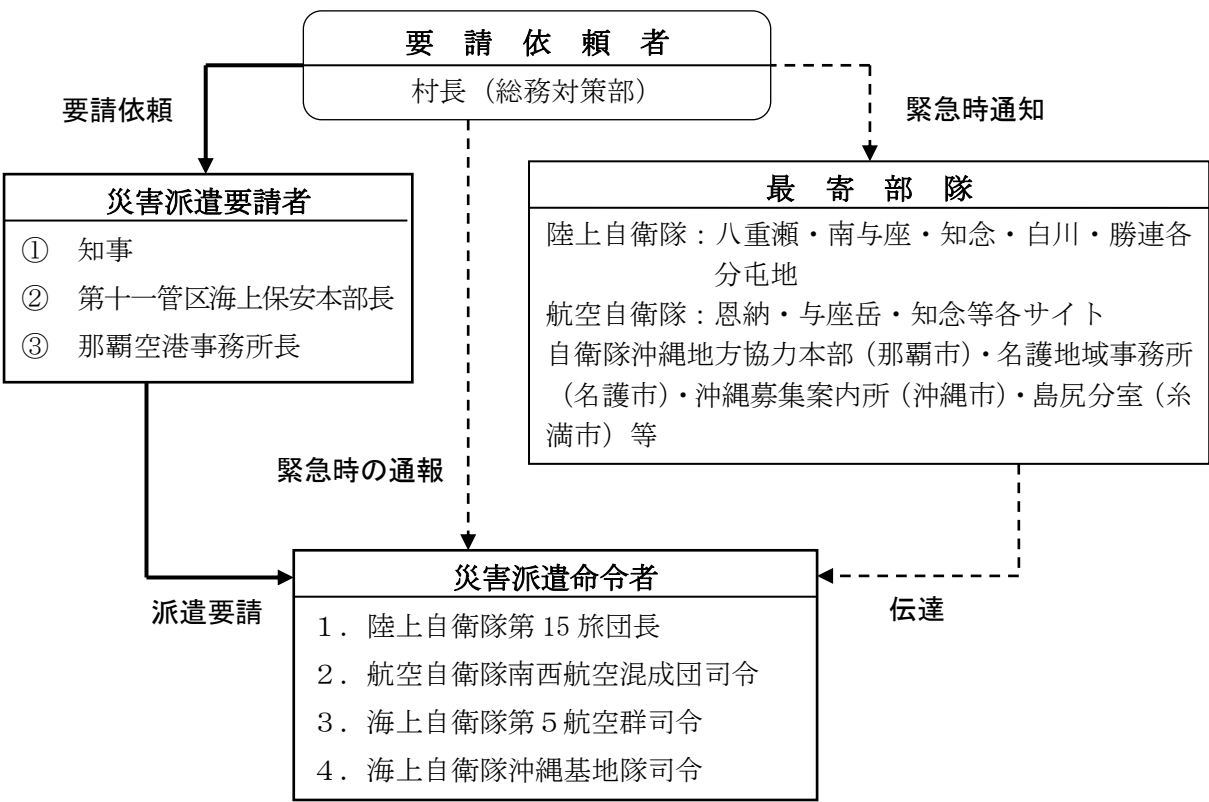
村長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び村域に係る災害の状況を、国（防衛大臣）又はその指定する者に通知することができる。

なお、村長は、通知を行った場合、速やかにその旨を知事（防災危機管理課）に報告しなければならない。

また、通知を受けた国（防衛大臣）又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

※防衛大臣の指定する者：派遣命令者

《自衛隊の災害派遣要請系統図》



注）緊急時における通報を実施した場合は、速やかに県に派遣依頼する。

〈自衛隊の連絡場所〉

	あて先	所在地	実務担当（昼間）		実務担当（夜間）	
			主 管	電 話	実 務	電 話
陸 上 自衛隊	第15 旅団長	那覇市鏡水 679	第15旅団 司令部 第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線 276～279 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政 情報通信ネット ワーク *6-552-0123	団本部 当 直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 308 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政 情報通信ネット ワーク *6-552-0123
海 上 自衛隊	第5航空 群司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	群司令部 当 直	857-1191 内線 5222
	沖縄基地 隊司令	中頭郡勝連 字平敷屋 1920	沖縄基地 隊本部 警備科	978-2342 3453・3454 内線 230	隊本部 当 直	978-2342 3453・3454 内線 244
航 空 自衛隊	南西航空 混成団司令	那覇市当間 301	司令部 運用課	857-1191 内線 2236	SOC 当直幕僚	857-1191 内線 2204・2304

〈緊急患者空輸等の要請先(電話:自衛隊の連絡場所に同じ)〉

実 施 事 項	連 絡 先
離島の緊急患者及び物資空輸	陸上自衛隊第15旅団
船舶緊急患者空輸及び海難救助	航空自衛隊南西航空混成団
海上捜索	海上自衛隊第5航空群、沖縄基地隊

4. 村の準備すべき事項

村(総務班)は、自衛隊派遣に際しては、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするように協力する。

また、自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し、必要な情報の提供に努める。

- ① 災害地における作業等に関しては、県(防災危機管理課他関係部署)及び村当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定する。
- ② 村は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておく。
- ③ 派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設を提供する。
- ④ 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り村において準備する。
- ⑤ 離島のある本村は、県と連携して、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図る。

5. ヘリポートの準備

(1) ヘリポートの設置

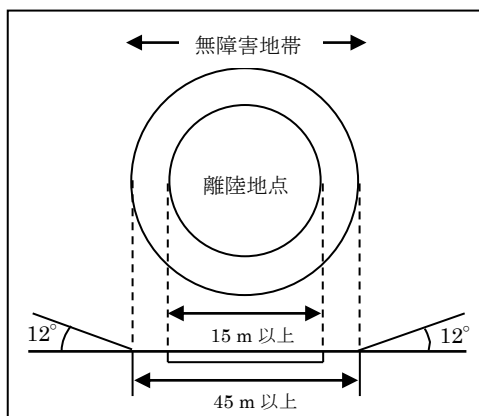
村(総務班)は、人命の救出(緊急患者空輸を含む。)、又は救助物資の空輸(血液、血清リレー含む。)を円滑に実施するため、村において次を考慮して地域ごとに適地を選定しておく。

また、災害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

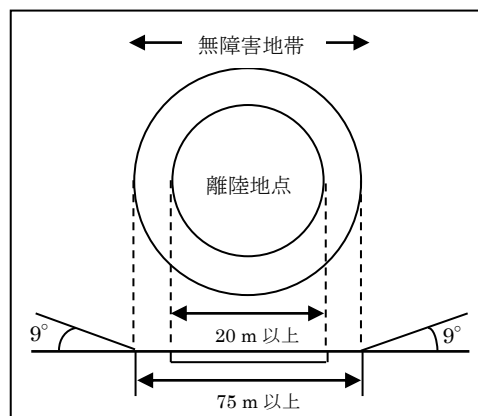
① ヘリポートの設置基準

《離陸地点及び無障害地帯の基準》

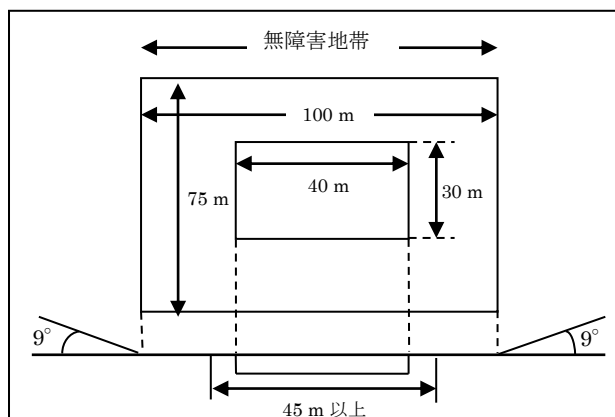
(a) 小型機（OH-6）の場合



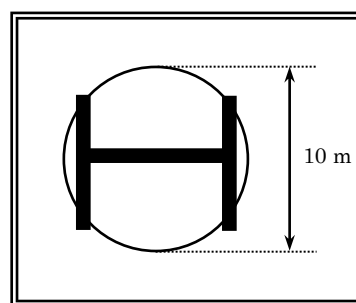
(b) 中型機（UH-1）の場合



(c) 大型機（V-107、CH-47）の場合



〈ヘリポート〉



※着陸地点の地盤は堅固で平坦であること。

② ヘリポート点検

ヘリポートの管理者である本村は、年1回以上ヘリポートの離着陸のための点検を実施する。

③ 夜間照明

本村は、ヘリポート管理者として古宇利区における環境を考慮し、夜間における緊急患者空輸等に備え、夜間照明設備等を整備する。

(2) 受入れ時の準備

- ① 離着陸地点には、㊦記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向き、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- ② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6. 連絡員の派遣・撤収

(1) 連絡員の派遣

① 自衛隊

自衛隊は、災害発生時に県又は村に連絡幹部を派遣し、県又は村との連絡・調整に当たる。

② 村の対応

村（総務班）は、県と連携して、自衛隊の連絡員の派遣に当たり、自衛隊本隊との連絡・調整に必要な施設等の提供を準備する。

また、救援活動が適切かつ効率的に行われるため、知事（防災危機管理課）及び本村と派遣部隊長等との密接な連絡・調整を図る。

(2) 派遣部隊の撤収

① 派遣要請者

派遣要請者は、派遣目的を達成した場合、又はその必要がなくなった場合には、派遣要請の要領に準じて撤収要請を行う。

② 派遣命令者

派遣命令者は、派遣の目的を達した場合、又はその必要がなくなった場合は、撤収することができる。

この際、撤収において村長、警察、消防機関等と密接に調整するとともに、その旨を県に連絡する。

7. 派遣部隊の活動内容（自衛隊）

自衛隊は、次の内容について災害の態様に応じた活動を行う。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。

また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

- ① 被災状況の把握（偵察行動）
- ② 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- ③ 避難者等の捜索、救助
- ④ 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み）
- ⑤ 消防活動（消防）
- ⑥ 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送、孤立地区に対する人員の吊り上げ、救出又は降下）
- ⑨ 炊飯及び給水支援
- ⑩ 救援物資の無償貸付け又は譲与（総理府令第1号（昭和33年1月1日付け）による。）
- ⑪ 能力上、可能なものについては、危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- ⑫ その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

8. 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

（1）自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

措置事項	措置内容
警察官がその場 いない場合	ア) 避難命令等 イ) 土地、建物等への立入り ウ) 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令 (本部警察署長への通知)
村長、その他 市町村長の職権を 行うことができる者が その場にはいない場合	ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去 命令(村長へ通知) イ) 他人の土地等の一時使用等(村長へ通知) ウ) 現場の被災工作物等の除去等(村長への通知) エ) 住民等を応急措置の業務に従事させること(村長へ通知)

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、村が補償を行う。

- ① 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分(法第64条第8項において準用する同条第1項)により通常生ずる損失
 - ② 自衛官の従事命令(法第65条第3項において準用する同条第1項)により応急措置の業務に従事した者に対する損害

9. 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は派遣要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣する。

この場合、指定部隊等の長はできるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

〈部隊等の長が要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準〉

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
災害に際し、救援の措置が必要と認められる例は次のとおり。

- ア) 通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合、村長又は警察署長、その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（基本法第 68 条の 2 第 2 項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受けたとき。
- イ) 通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合、部隊等による情報、その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

- ③ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- ④ その他、上記①～③に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

10. 経費の負担区分等

(1) 要請者の負担

村（総務班）は、災害派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは、県及び村の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定する。

- ① 派遣部隊が、連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
- ② 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
- ③ 岸壁の使用料

(2) その他の経費負担

村（総務班）は、その他上記（1）に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上、協定を行う。

第7節 相互応援協力計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 派遣要請方法	総務班
3. 広域応援要請	総務班
4. 海外からの支援受入れ	総務班
5. 応援受入れ体制	総務班

災害時において、隣接市町村、県又は指定地方行政機関の職員等の応援により、災害応急活動、応急復旧活動に万全を図る。

1. 実施責任者

この計画による要請は、村長が行う。

2. 派遣要請方法

機 関 別	実 施 内 容
隣接市町村等 相互間の応援	村長は、本村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長に対して職員等の応援を求める。
指定地方行政機関 への応援の要求	村長は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行う。 この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。 ア) 派遣を要請する理由 イ) 派遣を要請する職種別人数 ウ) 派遣を要請する期間 エ) 派遣される職員の給与、その他勤務条件 オ) その他職員等の派遣について必要な事項
県への職員派遣 斡旋要請	村長は、県に対し、県、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について、上記ア)～オ)の事項を明示して斡旋を求める。

機 関 別	実 施 内 容
知事への応援の要求	村長は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、基本法第 68 条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

3. 広域応援要請

実施区分	実 施 内 容
災害相互応援協定の締結	村（総務班）は、県外における姉妹都市等と積極的に災害時相互応援協定の締結を推進していく。
九州・山口 9 県 災害時応援協定に基づく要請	村長が県に応援を求め、大規模な災害のため県単独では十分な応急措置が実施できないと知事が認めるときに、知事が応援協定の関係県に直接又は幹事県を通して応援要請を求める。

4. 海外からの支援受入れ

実施事項	実 施 内 容
海外からの支援受入体制	県は、国の非常災害対策本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合、県が支援の受入れの可否を判断し、支援の受入れを決定した場合、村（総務班）は、県と連携して、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を決定する。
撤収要請	本部長は、県知事、警察、消防機関、派遣部隊長との協議の上、災害派遣部隊等の撤収要請を行う。

5. 応援受入れ体制

村長は、村以外への応援を要請する場合には、県及び関係機関と連絡調整を図り、その受入れ体制を準備する。

第8節 避難計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 避難指示等の発令及び伝達	総務班、高齢者・介護福祉班、福祉・児童家庭班
3. 避難指示者等の措置	総務班、避難指示者
4. 避難の誘導	総務班、高齢者・介護福祉班、福祉・児童家庭班、消防団
5. 指定緊急避難場所（屋内施設）の開設	総務班、自主防災組織
6. 指定避難所等の開設及び避難者の収容保護	福祉・児童家庭班、こども園・保育所班、国民健康保険・後期高齢者班、高齢者・介護福祉班、地域保健班、社会教育班
7. 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策	村教育委員会、社会福祉施設及び医療施設管理者
8. 広域一時滞在	村長、総務班、県

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、危険区域内の住民等に対して避難のための立退きを指示し、人命の安全を確保する。

1. 実施責任者

避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘導等の実施責任者を定めるものとし、避難誘導後は、避難指示者と村長が協力して避難誘導を行い、指定避難所等（指定緊急避難場所又は指定避難所。以下同じ。）の開設及び収容、保護は、村長が実施する。

なお、これらの責任者は、相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努める。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

（1）高齢者等避難＝避難に時間を要する避難行動要支援者等の迅速な避難を促すときに発令

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村 長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、災害対策基本法第56条により実施可能

(2) 避難指示＝危険が目前に迫っているときに発令

実施責任者	災害の種類	根拠法	備 考
村 長	災害全般	基本法第 60 条	村長の委任を受けた消防職員を含む。
知 事	災害全般	基本法第 60 条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法第 61 条	村長から要請がある場合又は村長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第 4 条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第 94 条	警察官がその場にいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、高潮、地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第 29 条	

(3) 警戒区域の設定＝人命を守るため必要と認めるときに設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備 考
村 長	災害全般	基本法第 63 条	
知 事	災害全般	基本法第 73 条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法第 63 条	村長から要請がある場合又は村長（委任を受けた職員含む。）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	基本法第 63 条	村長（委任を受けた職員含む。）、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、高潮	水防法第 21 条	
警察官	洪水、高潮	水防法第 21 条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

※人命を守るため必要と認めるときに設定するが、強制力があり従わない場合には罰則もあるため、不必要な範囲まで設定しないよう留意する必要がある。

〈警戒区域設定の考慮事項〉

- ① 災害危険の範囲が広範囲で、長期にわたる場合
- ② 応急対策上、やむを得ない場合

(4) 知事による避難指示等の代行（基本法第60条）

災害発生により、村が全部及び大部分の応急対策事務の実施が不可能になった場合、知事（総括及び県対策本部情報対策班、県出先機関等）は、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を、村長に代わり実施する。

2. 避難指示等の発令及び伝達

村（総務班）は、本部長（村長）による避難指示等の発令を各部班に連絡する。また、村民及び関係機関等へ伝達を行うとともに、高齢者・介護福祉班及び福祉・児童家庭班と連携して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の村民及び要配慮者利用施設の管理者・運営者等に対し、避難指示等の伝達を行う。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、村民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第60条に基づき、居住者等に対して「緊急安全確保」を指示することができる。

※「資料編：4-6 津波災害警戒区域内等の要配慮者利用施設一覧」参照（p65）

また、次の点に留意する。

- ① 村（総務班）は、全国瞬時警報システム（Jアラート）等により伝達を受けた大雨・洪水（特別）警報、土砂災害警戒情報等を、地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により、村民等への伝達に努める。
- ② 村（総務班）は、避難指示等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。
また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、気象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等を参考にするなど、総合的かつ迅速に行う。
- ③ 村長は、県、気象台、沖縄総合事務局開発建設部に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。
また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。
- ④ 村長は、住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- ⑤ 村（総務班）は、警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、

テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話・スマートフォン及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

- ⑥ 村（総務班）は、避難情報の伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベル（土砂災害・高潮）に対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、村民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- ⑦ 村長は、災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が避難指示等を行えるように権限を委譲しておく。
- ⑧ 避難先は、土砂災害警戒区域等以外の安全な場所とする。

避難情報等と指示等を行う具体的状況

区 分	発令時の状況	村民が取るべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (村が発令)	災害が発生又は切迫している状況	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (村が発令)	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (村が発令)	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	ア 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 イ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

避難情報の発令基準【洪水等】

区 分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：洪水警報の発表に加え、①又は②を参考に判断する。 ① 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ② 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	1：①又は②を参考に、消防団からの報告等に基づき判断する。 ① 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ② 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。） 4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）

避難情報の発令基準【土砂災害】

区 分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2：土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 3：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2：土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 （災害発生を確認） 3：土砂災害の発生が確認された場合

避難情報の発令基準【高潮災害】

区 分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本村にかかると予想されている、又は台風が本村に接近することが見込まれる場合 3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
【警戒レベル4】 避難指示	1：高潮警報（警戒レベル4 相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4 相当情報[高潮]）が発表された場合 2：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1：水門、陸閘等の異常が確認された場合 2：高潮による浸水が発生したと推測される場合 （災害発生を確認） 3：海岸堤防等が倒壊した場合 4：異常な越波・越流が発生した場合

（１）高齢者等避難の発令基準

- | |
|---|
| ① 警報等が発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき
[大雨警報、暴風警報、洪水警報、波浪警報、高潮警報]
② 河川の水位が増し、氾濫のおそれがあるとき
③ その他、諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき |
|---|

〈村の高齢者等避難の発令基準〉

災害の種類	基 準
台 風	○台風の来襲により、強風注意報又は暴風警報が発せられた等、短時間の後に危険が予想される場合 （風速 15m/s（強風）～25m/s（暴風）程度で勢力が強まっていくと予想される場合）
大 雨	○相当な大雨で、短時間の後に危険が予想される場合 （総雨量が 100 mm、時間雨量で 35 mmを超えた場合） ○大雨警報の危険度分布（浸水キキクル）で「警戒（赤）」（警戒レベル 3 相当）が発表された場合
洪水及び高潮	○河川及び海岸の水位が高くなり、洪水・氾濫及び高潮の起こるおそれが予想される場合 ○洪水の危険度分布（洪水キキクル）で「警戒（赤）」（警戒レベル 3 相当）が発表された場合 ○護岸に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
土砂災害	○大雨警報（土砂災害）が発表され、危険度分布（土砂キキクル）で土砂災害警戒区域が「警戒（赤）」（警戒レベル 3 相当）となった場合
その他	○警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される場合

（２）避難指示、警戒区域の設定

高齢者等避難の発令後、さらに暴風、大雨、洪水、高潮、その他の災害発生事象が悪化し、災害発生の危険が高くなる又は確実視される場合に、避難指示の発令及び警戒区域を設定する。

- | |
|--|
| ① 河川の水位が護岸を突破し、洪水のおそれがあるとき
② 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が迫ったとき
③ 地すべりにより著しい危険が切迫しているとき
④ その他、人命保護上避難を要すると認められるとき
⑤ 応急対策上、やむを得ないとき |
|--|

〈村の避難指示、警戒区域設定基準〉

災害の種類	基 準
台 風	○引き続き風速が強まり災害の発生が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合 (風速 25m (暴風) 以上で、さらに強まっていくことが予想される場合)
大 雨	○大雨が続き、災害の発生が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合 (連続総雨量が 200 mm以上、1 時間雨量が 50 mmを超えたような場合) ○大雨警報の危険度分布 (浸水キキクル) で「危険 (紫)」(警戒レベル 4 相当) が発表された場合 注) 記録的短時間大雨情報は、1 時間雨量が 110mm に達した場合に発表される。
洪水及び高潮	○さらに増水が予想され、洪水及び高潮の災害が相当差し迫った場合、又は洪水及び高潮の起こるおそれが予想される段階に至った場合 ○洪水の危険度分布 (洪水キキクル) で「危険 (紫)」(警戒レベル 4 相当) が発表された場合 ○護岸の小規模な異常 (損壊等) や異常な漏水等を確認した場合
土砂災害	○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○危険度分布 (土砂キキクル) で土砂災害警戒区域が「危険 (紫)」(警戒レベル 4 相当) となった場合 ○土砂災害に関わる前兆現象 (土石流、がけ崩れ、地すべり) が見受けられる場合
その他	○警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当危険が差し迫ってきた場合

3. 避難指示者等の措置

(1) 避難指示等及び警戒区域の設定事項

① 発令者 ② 発令区域 ③ 避難指示等及び警戒区域の設定理由 ④ 避難日時、避難先及び避難経路 ⑤ その他必要事項

(2) 避難指示等及び警戒区域の通知・伝達・周知

① 関係機関への通知

避難指示等及び警戒区域の設定を行った者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

〈機関別通知の種類〉

避難指示等発令者 警戒区域の設定者	必要措置（関係機関への通知）	備 考
村長の措置	村長 → 知事（防災危機管理課）	基本法に 基づく措置
知事の措置	知事（防災危機管理課） → 村長	基本法に 基づく措置
	知事（海岸防災課） → 所轄警察署長	地すべり防止法に 基づく措置
警察官の措置	警察官 → 所轄警察署長 → 村長 → 知事（防災危機管理課）	基本法に 基づく措置
	警察官 → 所轄警察署長 → 県警察本部長 → 知事（防災危機管理課） → 村長	警察官職務 執行法（職権）に 基づく措置
自衛官の措置	自衛官 → 村長 → 知事（防災危機管理課）	
水防管理者の措置	水防管理者 → 所轄警察署長	
消防吏員・ 消防団員の措置	消防吏員・消防団員 → 村長	

② 住民への周知

村（総務班）は、村長が避難指示等を発令した際には、必要な伝達事項及び伝達方法により、迅速に住民や本村の滞在者等に周知徹底する。

伝 達 事 項	伝 達 方 法
① 発表者 ② 避難指示、警戒区域の設定の理由 ③ 避難日時、避難先及び避難経路 ④ 避難に当たっての注意事項 ア) 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行うこと イ) 会社、工場にあっては、浸水その他の災害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の保安措置を講ずること ウ) 避難者は1人当たり3日分程度の食料、水、日用品及び衣類等を携行すること エ) 避難者は、必要に応じ防寒用雨具を携行すること	① 村防災行政無線による伝達 ② 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達 ③ 広報車等の呼びかけによる伝達 ④ 報道機関を通じて行うテレビ及びラジオ等による伝達 ⑤ 各自治会の広報マイク及び広報車両による伝達

4. 避難の誘導

避難の誘導は、消防団員を中心に、関係各班の避難誘導員により行う。

なお、避難誘導に当たっては、消防団員及び避難誘導員のほか、消防職員、警察官など、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内のすべての者を対象とする。

また、予想される氾濫到達時間や交通規制を考慮する。

実施事項	実 施 内 容
避難の優先順位	避難の順位は、高齢者、幼児、病人、障がい者、妊産婦等で、特に避難行動要支援者を優先し、一般（防災に従事する以外の者）を次の順位とする。
避難者の誘導	避難指示後の避難者誘導は、消防団員が中心となって、迅速かつ的確に行う。 ア) 避難誘導員は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要最小限に制限し、円滑な立ち退きについて適宜指導を行う。 イ) 避難に当たり避難誘導員を配置し、避難時の事故防止並びに避難の安全・迅速を図る。 ウ) 避難の経路は災害時の状況に応じて適宜定めておき、避難場所の位

実施事項	実 施 内 容
避難者の誘導	置及び経路等を必要な場所に掲示する。 エ) 高齢者・介護福祉班及び福祉・児童家庭班は、地域で把握した避難行動要支援者の名簿や個別避難計画を活用し、社会福祉協議会や民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各戸を訪問し、安否確認等による円滑な避難誘導を行う。 オ) 社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行うが、村は可能な限り支援を行う。
避難誘導後の措置 (避難完了の確認)	総務班は、消防団及び避難誘導員等の協力を得て、避難した地域において、事後速やかに避難もれや要救出者の有無を確認する。

5. 指定緊急避難場所（屋内施設）の開設

村（福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班）は、災害の種別に応じて、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所（屋内施設）を開設するとともに、避難情報に併せて住民に伝達する。

緊急を要する場合は、指定緊急避難場所（屋内施設）ごとに、あらかじめ定めた開設方法により、自主防災組織等の地域組織の代表者等により開設する。

6. 指定避難所等の開設及び避難者の収容保護

指定避難所等の開設及び避難者の収容保護は、村長（関係各班）が行い、村長が避難所を開設したときは、直ちに、指定避難所の開設状況（開設日時、場所、収容人員、開設期間の見込み等）を知事に報告する。

なお、村は、災害の規模に鑑み、必要な指定避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、宿泊施設等の活用も含め、可能な限り多くの指定避難所を開設するとともに、一部の指定避難所に避難者が集中し収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS等により、速やかに村民等に、開設状況及び混雑状況等を周知する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置する。

（1）指定避難所等の設置

避難所の設置事項	実 施 内 容
指定避難所等の開設	指定避難所の設置は、集団的に収容でき、炊き出し可能な既存の施設を利用し、その他被害状況等の条件を考慮して、総務対策部（総務班）が適切と認めるものを避難所として開設する。

避難所の設置事項	実 施 内 容
収容の対象者	指定避難所に収容し得る者は、高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定を受けた者及び災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
費 用	村が指定避難所の設置のために支出できる費用は、指定避難所の設置、維持及び管理のための人夫費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設トイレ等の設置費とする。
開設の期間	指定避難所を開設できる期間は、災害発生から7日以内（救助法適用）とする。
避難場所	村における避難予定場所を、あらかじめ指定しておく。 なお、災害の種類及び被害状況等により、避難所を変更又は新たに設置した場合は、その旨住民に周知を図る。
指定避難所が不足する場合	指定避難所としての施設が不足する場合、次の措置を行う。 ア) 隣接市町村への収容委託、建物・土地の借り上げ等 イ) 県施設の一時使用要請 ウ) 県を通し、一時的に避難施設としての船舶の調達を要請
福祉避難所の設置	村は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。 不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

（２）避難所の運営管理

管理事項	実 施 内 容
指定避難所の運営	指定避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。 指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者住民、自主防災組織等の協力が得られるように努める。 要配慮者（高齢者、障がい者等）に対し、避難生活について特に配慮する。
避難者に係る情報の把握	指定避難所ごとに収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。 また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。
指定避難所の環境	指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるため、次の事項について整備を図っておく。 ア) 運営担当者、運営の手順、運営上の留意事項、居住区域の代表者（班

管理事項	実 施 内 容
	長) の役割、要配慮者のニーズ把握と支援等について記載したマニュアルを作成し活用する。 イ) 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 ウ) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びゴミ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。 エ) 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 オ) 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 カ) テレビ、ラジオ等、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 キ) 家庭動物の同行避難を考慮して、避難場所敷地内に家庭動物専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 ク) 被災地において新型インフルエンザ等感染症の発生、拡大がみられる場合は、地域保健班が感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、地域保健班は、避難所運営に係る担当班に対し、指定避難所の運営に必要な情報を共有する。

管理事項	実 施 内 容
長期化への対応	災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、指定避難所の早期解消に努める。
県有施設の利用	村は、指定避難所が不足する場合、県に対し、県有施設の活用を要請することができる。 県は、村から県有施設の一時的利用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。
船舶の利用	村は、大規模な災害により指定避難所が不足する場合、県に対し、一時的な避難施設として、船舶の調達を要請することができる。 県は、村から要請があった場合、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請、及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請する。
在宅避難者の支援	村は、やむを得ず指定避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。
指定避難所の統合・廃止	総務対策部（総務班）は、被災地区の状況に応じ、指定避難所の統合及び廃止を行う。

（３）広域避難

村（総務班）は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、村外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対して当該他の都道府県との協議を求める。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、村が直接、他の都道府県内の市町村に協議することができる。

村（総務班）は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

村（総務班）及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

村（総務班）及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

7. 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

(1) 学校

村教育委員会又は学校長は、避難指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童生徒の避難が速やかに実施できるように、あらかじめ次の事項について定めておくものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難実施責任者② 避難の順位③ 避難先④ 避難誘導者及び補助者⑤ 避難誘導の要領⑥ 避難後の処置⑦ 事故発生に対する処置⑧ その他必要とする事項 |
|---|

(2) 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は、避難指示権者の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるようあらかじめ学校の場合に準じて定めておくものとする。

8. 広域一時滞在

(1) 広域一時滞在の協議等

① 被災市町村の協議

村が被災した場合、村長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。

② 県知事への報告

村長は、広域一時滞在の協議を行う場合は、その旨を県知事に報告する。

③ 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受け入れ

村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。

また、受け入れを決定した場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

④ 公示及び報告

村長は、受け入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関

への通知、知事への報告を行う。

⑤ 広域一時滞在の終了

村長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

(2) 県外広域一時滞在の協議等

① 協議の要求

村長は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

② 知事の協議

知事は、村長から要求があつたときは、被災住民の受入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

③ 内閣総理大臣への報告

知事は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

④ 公示、報告

知事は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

村長は、通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

⑤ 広域一時滞在の終了

村長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

知事は、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

(3) 県外広域一時滞在の受入れ

知事は、他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、関係市町村と協議する。

村は、協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

知事は、その内容を協議元都道府県知事に通知する。

(4) 知事による代行及び特例

知事は、災害の発生により、村が事務を行うことができなくなった場合で、広域一時滞在の必要があると認めた場合は、村の実施する措置を代わって実施する。

また、同様に県内広域一時避難の必要がある場合、村から要求がない場合においても、他の都道府県知事との協議を実施する。

(5) 知事等の助言

村長は、知事に対し、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項についての助言を求めることができる。

第9節 観光客等対策計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 避難情報の伝達及び避難誘導	商工観光班、観光施設等の管理者、 交通機関の管理者
3. 避難収容	商工観光班
4. 帰宅支援	商工観光班

1. 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第2編 第1章 第8節 避難計画」のとおりである。

2. 避難情報の伝達及び避難誘導

(1) 村の役割

村（商工観光班）は、気象情報や避難指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、村職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台等への避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

気象情報や村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台等の安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、気象情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施する。

(3) 交通機関の役割

運天港旅客ターミナルの管理者は、気象情報や村の避難情報を把握した際は、旅客に対して避難を呼びかけ、高台等の安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両、バス停及び旅客ターミナルの観光客や利用者等は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、気象情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3. 避難収容

(1) 収容場所の確保

村（商工観光班）は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

県は、村から県有施設の一時使用の要請があった場合、支障のない範囲において提供する。また、国、関係団体等に施設の利用を要請する。

(2) 安否確認

村（商工観光班）は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、村（総務班）を通じて、県に報告する。

県は、村からの報告のほか、観光関係団体、交通機関及び警察等から安否情報を収集し、情報の集約と一元管理を行う。

(3) 飲料水・食料等の供給

村（商工観光班）及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4. 帰宅支援

(1) 情報の提供

村（商工観光班）は、県と連携して、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅支援

村（商工観光班）は、県と連携して、交通機関の運休・欠航が長期にわたる場合は、観光客等の帰宅のために、バス、船舶での輸送について、国及び沖縄県バス協会等と調整を図り、帰宅支援対策を計画する。

第10節 要配慮者対策計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 避難行動要支援者の避難支援	高齢者・介護福祉班、福祉・児童家庭班
3. 避難生活への支援	福祉・児童家庭班、こども園・保育所班、 国民健康保険・後期高齢者班、社会教育班、 土木建築・管理班
4. 外国人への支援	福祉・児童家庭班

1. 実施責任者

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」のとおりである。

2. 避難行動要支援者の避難支援

村（高齢者・介護福祉班、福祉・児童家庭班）は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、村要配慮者支援計画等の策定を行い、当該計画に基づいて、避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

3. 避難生活への支援

(1) 避難時の支援

村（福祉・児童家庭班、こども園・保育所班、国民健康保険・後期高齢者班、社会教育班）は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

（２）応急仮設住宅への入居

村（土木建築・管理班）は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅（建設型応急住宅）を設置し、又は民間賃貸住宅等の借上げ（賃貸型応急住宅）により応急仮設住宅を確保する。入居は原則として集落単位とし、入居者は避難生活に支障が生じないよう互いに協力し合うとともに、支援が必要な際には村に連絡を行う。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅の設置に努める。

（３）福祉サービスの持続的支援

村（福祉・児童家庭班）は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

（４）沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）の派遣

村（福祉・児童家庭班）は村社会福祉協議会、県は県社会福祉協議会と連携して、大規模災害時に指定避難所等において高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の支援を行う福祉専門職等からなる沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）の派遣を要請する。

4. 外国人への支援

村（福祉・児童家庭班）及び県は、（財）沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等に努める。

第11節 水防計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 水防従事の責任	—
3. 水防組織	関係各班
4. 水防非常配備と出動	関係各班
5. 水防対策巡視	建設対策部各班
6. 避難のための立ち退き	総務班、関係各班

水防法及び、基本法の主旨に基づき、今帰仁村地域における河川等の洪水等の水害から村民の生命、身体及び財産の保護を図る。

1. 実施責任者

この計画による実施は、村長が行う。

2. 水防従事の責任

水防管理者である本村は、管轄する区域の河川、海岸等で水防を必要とするところを警戒、防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関と連携し、水防団やその他必要な機関を組織しておく。

3. 水防組織

(1) 水防本部の設置

沖縄気象台より、洪水、豪雨、高潮の発生のおそれがある予報・警報（暴風警報を除く。）を受けたとき、又は村長が必要と認めたときからその危険が解消するまでは、今帰仁村水防本部（水害対策本部）を設置する。

ただし、今帰仁村災害対策本部が設置された場合、水防本部は同時に災害対策本部組織に統合する。

(2) 水防本部連絡会議

水防本部に連絡会議をおき、本部長、副本部長、本部員、その他本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。

水防本部連絡会議においての協議は、水害対策の全般に関する事項とする。

（３）水防本部の組織構成

①	本部長……………	村長
②	副本部長……………	副村長
③	本部員……………	村災害対策本部要員の関連する配備に準ずる。

（４）水防本部の事務分掌

水防本部の事務分掌は、村災害対策本部の所掌事務に準ずる。

ただし、建設対策部において、次の事務分掌を行う。

〈建設対策部の事務分掌〉

①	水防連絡会議に関すること
②	水害に関する気象予報・警報の受理、伝達に関すること
③	災害情報の受理、伝達に関すること
④	河川、土木等に関する水害調査及び総務対策部長への報告に関すること
⑤	水防に関する応急対策に関すること
⑥	その他、関係機関との連絡調整に関すること

4. 水防非常配備と出動

通常勤務から水防非常配備体制への切替を確実にを行うため、本部長は次の要領により配備を指示する。

（１）水防非常配備体制の種類

体 制 別	配 備 内 容
第1 配備体制	気象情報により警戒を必要とする場合、情報連絡に必要な配備を行う。
第2 配備体制	水防対策を要する事態の発生が予想されるに至った場合、所属人員の半数を配備する。
第3 配備体制	情報を統合して事態が切迫し、第2 配備体制では処理困難な状態が認められるとき、完全水防体制のため所属人員全員を配備する。

（２）非常登庁

水防対策に係る本部員は、常に気象の変化に注意し、非常配備体制の発表が予想されるときは進んで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁する。

5. 水防対策巡視

建設対策部所管の各班は、県からの通報又はその他の方法により、気象予報・警報等を知ったときは、危険が解消するまで絶えず、河川、海岸堤防等を巡視しなければならない。

通報の種類	通 報 の 方 法
水位の通報	河川及びため池等の水位を逐次、土木建築・管理班、消防本部に報告し、それぞれの管理者との情報交換に努める。
潮位の通報	海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位より2 m以上）に達したときは、直ちに関係対策班、関係機関及び団体等に通報する。

6. 避難のための立ち退き

洪水又は高潮等により著しい危険があると認めるときは、村（総務班）は、水防法第22条に基づき、第2編 第1章における「第5節 災害広報計画」を併用し、「第8節 避難計画」に基づいて実施する。

第12節 土砂災害応急対策計画

施策項目	実施担当
1. 危険区域の概要	—
2. 組織及び所掌事務	土木建築・管理班、農林水産振興班
3. 情報の収集及び伝達	総務班
4. 区域における警戒体制	土木建築・管理班、農林水産振興班
5. 災害応急対策の実施	総務班

土砂災害には、がけ崩れ、山崩れ、地すべり、土石流などの種類があり、これらの危険予想地域には台風や集中豪雨等によって大きな被害を受けることが考えられ、地域ぐるみの十分な注意が必要となる。

本村には、土石流や地すべりによる危険、又は急傾斜地による崩壊危険予想及び指定区域があり、今後その他の危険が予想される区域調査と現況把握に努め、対策事業の指定を推進するとともに、警戒避難体制を定めて被害を軽減し、住民等の安全を図る。

1. 危険区域の概要

本村の土砂災害に関する危険予想及び指定区域は、「資料編：4-4 土砂災害警戒区域等の指定状況、4-5 災害危険箇所・区域」（p61、p63）による。

2. 組織及び所掌事務

土砂災害防止体制は、本章の「第1節 組織動員計画」に基づき、各対策部・班が緊密な連携のもとに、危険区域の総合的な応急対策を実施する。

3. 情報の収集及び伝達

実施項目	実施内容
情報伝達の方法	気象予警報及び危険区域の状況等、災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、本章の「第2節 気象警報等の伝達計画」、「第4節 災害状況等の収集・報告計画」及び「第5節 災害広報計画」により、迅速・確実に行う。 なお、危険区域の情報の内容は、急傾斜地の地表水、わき水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊、住民及び滞在者の数等を報告する。
危険区域の情報連絡員	危険区域の異常現象及び災害情報を迅速に把握するため、地元自治会の連絡員と密接な連絡をとる。

4. 区域における警戒体制

(1) 危険区域の警戒及び巡視

危険区域の警戒及び巡視は、土木建築・管理班及び農林水産振興班により行う。

(2) 警戒体制の活動内容

警戒体制別	活 動 内 容
第1警戒体制	危険区域の警戒、巡視及び必要に応じて避難準備を行うように広報するものとする。
第2警戒体制	住民等に対し、警告及び事前措置の伝達（基本法第56条）、避難指示（同法第60条）等の処置を行うものとする。

5. 災害応急対策の実施

(1) 避難及び救助

村（総務班）は、災害から住民を保護するため、避難の必要が生じた場合は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」により、避難指示等の処置を行う。

また、避難場所においては、危険区域がある本村指定区域の避難予定場所・避難所とする。

(2) その他

その他、危険区域の災害応急対策に当たっては、本章の各節に定める計画を総合的に運用し、対策に万全を期す。

第13節 消防計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 消防組織	—
3. 消防施設の整備	—
4. 消防業務の内容	今帰仁分団・消防団
5. 相互応援要請	消防組合消防長、総務班
6. 林野火災対策	総務班、今帰仁分団・消防団

火災、風水害等の災害から村民生命・身体及び財産を保護するため、保有消防力の全機能をあげて目的達成に努めるものとする。

また、村防災計画の他に本部町今帰仁村消防組合が定める「消防計画」に準ずるものとする。

1. 実施責任者

村防災計画による実施は、村長が行う。

2. 消防組織

※「資料編：4-7（1）①本部町今帰仁村消防組合組織図」参照（p66）

3. 消防施設の整備

消防署所の適正配置及び消防機械の効率的な運用を図るため、年次計画により更新整備を行い、恒久的な整備保全を図る。

※「資料編：4-7（1）消防自動車等現有状況 ほか」参照（p67）

4. 消防業務の内容

（1）消防出動

- ① 火災又はその他の災害が予想される警報が発せられた場合、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御に当たる。また、必要に応じて、非番員は、直ちに現場又は消防署に出動し、勤務に就かなければならない。
- ② 消防団員の出動は、サイレン及び電話連絡等をもって行う。
- ③ 火災又は諸災害発生時に対処するため、消防隊の出動は、別に定める命令による。

（２）救助・救急活動

指揮者は、まず要救助者の有無を確認し、必要があれば検索を実施し、要救助者があれば各隊は協力して、救急隊との連携のもと、救助活動に全力を投入する。

なお、火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動に優先する。

負傷者の搬送及び収容は、原則として救急隊が行うものとし、状況により消防車又は現場付近の車両をもって行う。

（３）火災警報

火災に関する警報は、気象台が発表する火災予防の気象状況において、必要と認めるとき発する。

※「資料編：2-1（５）火災予防上の火災警報発令基準」参照（p15）

（５）火災原因及び被害調査

火災原因及び被害調査の結果は、村長へ消防長からの報告を確認する。

５．相互応援要請

消防組合消防長及び村長は、火災が延焼拡大し、大規模火災に進展の様相を呈したときは、「沖縄県消防相互応援協定」及び「全国消防長会応援計画・受援計画」等に基づき、近隣市町村に応援を要請する。

６．林野火災対策

村（総務班、農林水産振興班）及び本部町今帰仁村消防組合今帰仁分団・消防団は、林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

（１）異常気象時の警戒態勢

村（総務班）は、異常乾燥及び強風時に、火災警報の発令とともに警戒態勢を強化する。

〈警戒態勢の内容〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 消防車、広報車等により巡回広報を実施する。② 林野参入者に対する火気注意を徹底する。③ 消防職員による巡回警戒を強化する。④ 消防職員、団員の自宅待機、又は一部招集を指令する。 |
|---|

(2) 村の活動

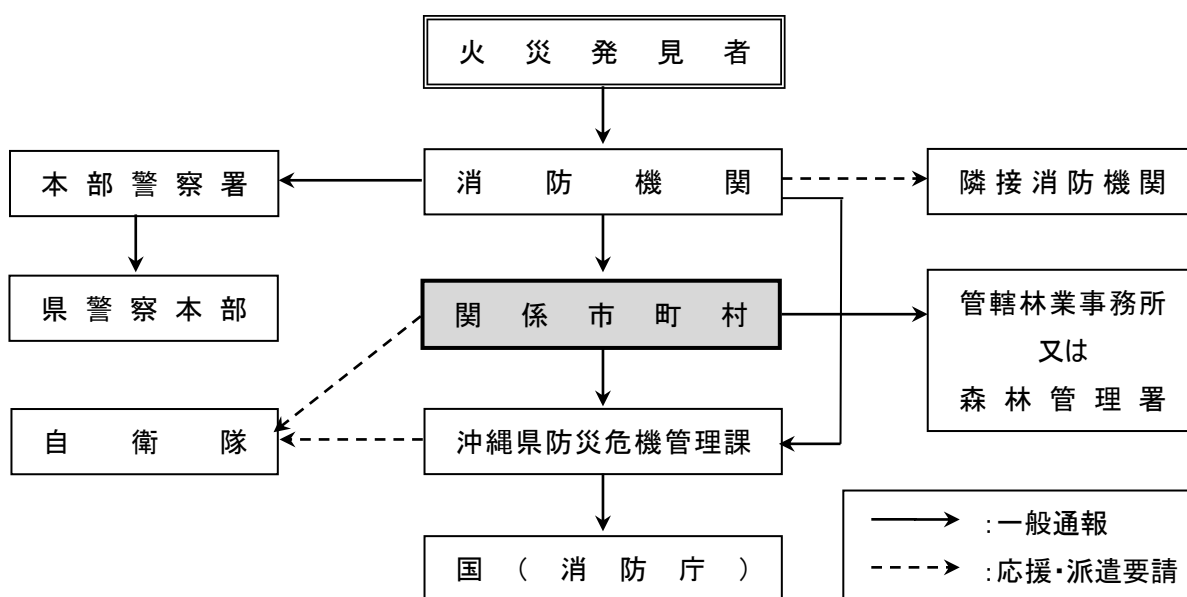
- ① 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- ② 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- ③ 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- ④ 火災の規模が大きく、村で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- ⑤ 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- ⑥ 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- ⑦ 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

(3) 林野火災の発生（発見時）、拡大についての通報連絡系統

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡等は、次のとおりとする。

通報連絡内容：火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、対応措置の概況等

《通報連絡系統図》



(4) 林野火災の消火体制

〈消火体制〉

実施事項	実 施 内 容
現場指揮本部 の設置	林野火災時に応援消防隊及びその他消火に協力する者が、統一的な指揮のもとに円滑な消火活動ができる態勢を確立するため、火災の状況に応じ現場指揮本部を設置する。
関係者の協力	林野火災が発生したときは、山林、原野の所有者及び付近の住民等は、消防機関に協力する。
消火活動	林野火災の消火活動においては、火勢の状況及び気象状況並びに地理、地勢等に応じた消火活動を行う。

〈消火活動内容〉

消火活動別	実 施 内 容
直接攻撃	火たたき、覆土、撤土、除去による消火、ポンプによる注水消火等。
間接攻撃	直接攻撃によって防御できない場合、林野の一部を犠牲にして防御線、防火線を築き、火災の延焼を遅らせる。
迎火攻撃	迎火攻撃は指揮者の指示により、人員を十分に配置し、防火線の幅員を充分とり燃焼方向に対して一斉に点火する。 その際には、飛火に注意する。
残火処理	残火処理は、焼失線（周囲）から徐々に内面に入り飛火点に向かって処理し、特に老木、根株、空洞木等の着火後を見回り完全に消火する。
飛火警戒	飛火による第2、第3火災の発生を防止するもので、防御に当たっては、多くの人員を必要とするため、地域住民の協力により飛火警戒を行う。
空中消火	ヘリコプターによる消火方法であり、消火基地を設け、現場指揮本部と密接に情報を交換し、空中消火隊の指揮運用を行う。 また、地上消火隊と相互に連携をとり、消火に当たる。 なお、ヘリコプターによる消火基地設置等に当たっては、「第6節 自衛隊派遣要請計画」に基づいて実施する。

第14節 救出計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 救出の方法	今帰仁分団・消防団、総務班、本部警察署、県
3. 救出用資機材の調達	今帰仁分団
4. 惨事ストレス対策	今帰仁分団

1. 実施責任者

本村をはじめとした救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

2. 救出の方法

被災者の救出は、村においては、消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相互に協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施する。

(1) 村の役割

- ① 村（総務班）及び本部町今帰仁村消防組合今帰仁分団・消防団は、救助機関として救出活動を実施する。
- ② 村（総務班）は、村のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求める。

(2) 本部警察署の役割

本部警察署は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。救出に大量の人員を必要とする場合は、県警察（警察災害派遣隊）の出動により救出を実施する。

(3) 県の役割

県は、村への応援を必要と認めた場合、又は村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊、他の都道府県等に対し応援を要請する。

また、海域での捜索を、第十一管区海上保安本部、自衛隊等に要請する。

(4) 住民

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3. 救出用資機材の調達

本部町今帰仁村消防組合今帰仁分団等の救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。

資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

4. 惨事ストレス対策

本部町今帰仁村消防組合今帰仁分団等の救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

〈救出・救助活動の成功のポイント〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 要救出・救助現場の早期把握② 要救出・救助現場に対する人員の投入③ 要救出・救助現場に対する資機材の投入④ 救出・救助従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担 |
|--|

※救助法が適用された場合

1. 対象者

災害によって早急に救出しなければ生命若しくは身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出を要する者

なお、救出を必要とする状態にある場合を例示すると、概ね次のとおりである。

- (1) 火災の際に火中に取り残されたような場合
- (2) 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- (3) 水害に際し、流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残されたような場合
- (4) 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合
- (5) 山津波により生埋めとなったような場合（山津波：斜面崩壊により湖ができ、その後一気に下流へ放たれること。）
- (6) 多数の登山者が遭難した場合

2. 救出の費用及び期間

(1) 費用

- ア 借上費（救出に直接必要な機械器具の借上費で実際に使用したものの実費）
- イ 修繕費（救出に使用した機械器具の修繕費）
- ウ 燃料費（機械器具を使用するために必要な燃料費及び照明用の灯油代）

(2) 期間

災害発生の日から3日以内

（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）

第15節 医療救護計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 医療及び助産救護の実施	地域保健班
3. 医薬品等の調達	地域保健班
4. こころのケア	地域保健班
5. 継続的治療への支援	地域保健班
6. 医療施設の現況	—

災害時における医療、助産の救護活動等について定める。

なお、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、沖縄県災害医療マニュアルに基づいて、県、村及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

1. 実施責任者

災害により、医療及び助産、乳幼児の救護等のみちを失った者に対しては、応急的に医療関係機関の協力を得て、村長が実施する。

救助法が適用された場合の医療救護は、知事が実施し、村長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、村長が実施する。

2. 医療及び助産救護の実施

（1）救護班の実施

① 救護班の体制

医療及び助産等の実施は、救護班による。

村（地域保健班）は、医療機関及び地区医師会への連絡調整を行い、医療救護所の設置及び運営を要請し、必要に応じて、県（地域医療本部）に支援を要請する。

また、県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

〈救護班の編成〉

班 名	機 関 名	構 成 員	備 考
医療・助産救護班	村（地域保健班） 北部地区医師会 村内医療関係機関	医師 助産師又は看護師 保健師 事務職員	・必要により運転手 等助手1人

② 県の活動

県は、必要に応じて、以下の機関にDMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）及び医療救護班の派遣を要請する。また、必要な情報を収集し、DMAT、DPAT及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

- ア) 沖縄県DMAT指定病院
- イ) 沖縄県DPATとして登録された機関
- ウ) 日本赤十字社沖縄県支部
- エ) 沖縄県医師会
- オ) 沖縄県歯科医師会
- カ) 沖縄県薬剤師会
- キ) 沖縄県看護協会
- ク) 国、他都道府県

なお、沖縄県DPATは、発災当日から遅くとも72時間以内に被災地域に派遣されるDPAT先遣隊と沖縄県DPATに登録された機関により編成され、沖縄県DPAT活動マニュアルに基づき活動を行う。

③ 救護班以外の協力

村（地域保健班）は、救護班による医療及び助産救護が十分でない場合、又は災害規模及び患者の発生状況により、日赤沖縄県支部救護班、沖縄県医師会、その他医療関係機関の協力を得て行う。

また、緊急な出産を要する場合、最寄りの助産師によって行う等の措置を図る。

(2) 医療、助産の費用及び期間

区 分	費 用	実施期間
医 療	① 救護班による場合 薬剤、治療材及び破損した医療器具の修繕費用の実費 ② 一般の病院又は診療所の場合 社会保険の報酬額以内 ③ 施術者による場合 協定料の額以内	災害発生の日から 14 日以内
助 産	① 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 ② 助産師による場合 慣行料金の 80%以内	分娩した日から 7 日以内

(3) 救護所の設置

設置区分	設置基準
救護所	診療所、その他医療機関を事前協議の上、救護所として利用設置する。
臨時救護所	地域被災者の応急救護の拠点として、本部長の指示により避難場所・避難所（学校、公民館等）の罹災者の収容施設、罹災者の通行の多い地点及び、その他適当と認める場所を臨時に設置する。

(4) その他の救護

① 委託医療機関等による医療

救護班による医療措置ができない者や救護措置が適切でない者は、委託医療機関（県及び国立の公立病院、助産所、近隣市町村の委託医療機関）において救護を行う。

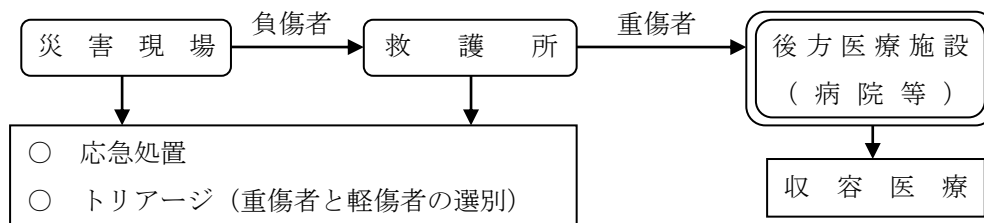
- ア) 救助法適用市町村区域内の病院・診療所における入院治療施設
 イ) 近隣市町村区域内における病院・診療所における入院治療施設

② 船舶の利用

村（地域保健班）は、大規模な災害により、被災地の医療施設が不足する場合を想定し、県（総括情報班）を通し、第十一管区海上保安本部や海上自衛隊等に対し、所有船舶の供用を要請する。

(5) 医療救護の流れと体制確立

① 医療救護の流れ



※ 後方医療施設：救護所では困難な重病・重症患者等の処置、治療を行う。

(常設の公立、救急指定病院)

② 救急医療体制の確立

各関係機関及び団体は、相互間の連絡・協力に万全を期すことで、災害時の救急医療を迅速かつ的確に実施する。

〈本村の業務内容〉

- ア) 現地における応急的医療施設の設置並びに管理
- イ) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ウ) 日本赤十字地区長、分区長に対する出動要請
- オ) 地区医師会に対する出動要請

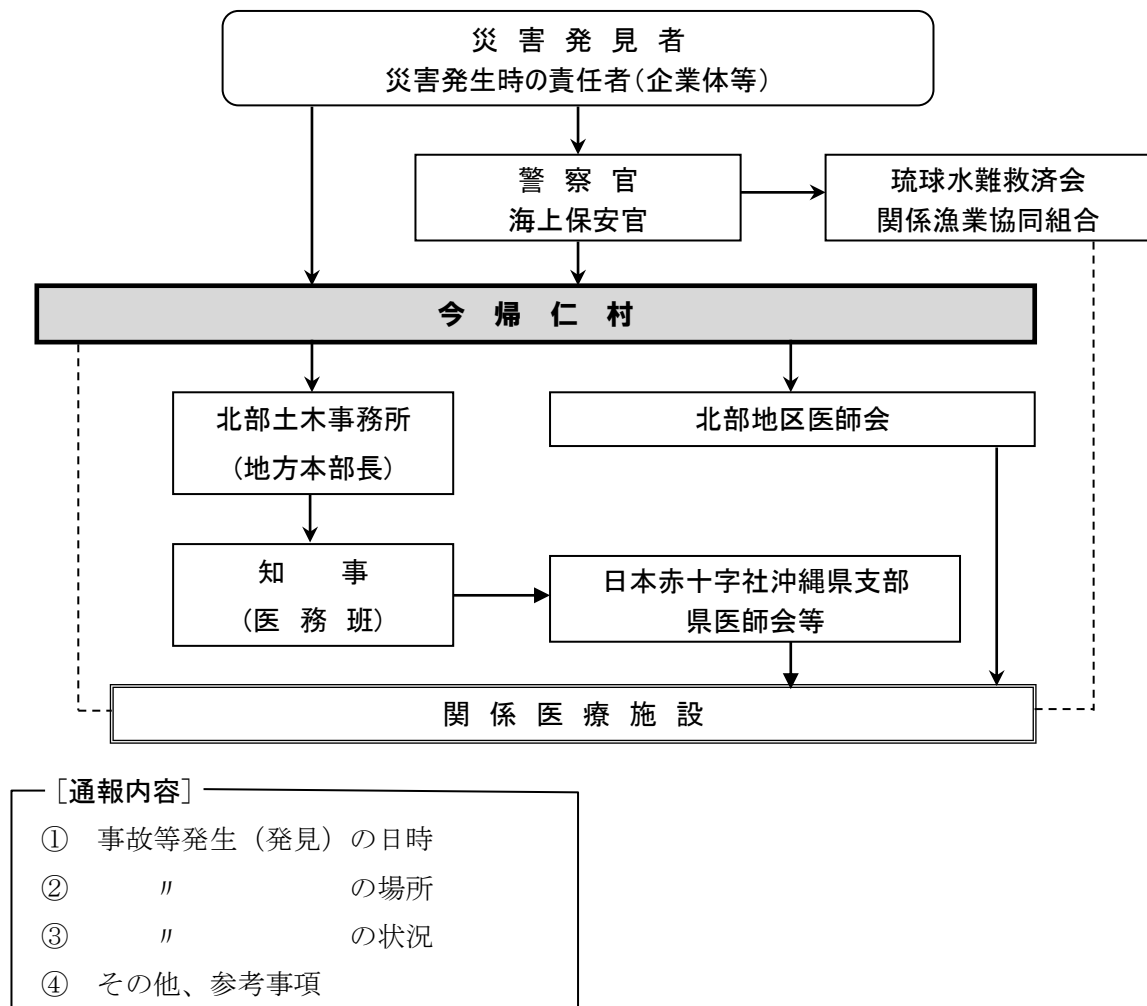
(6) 救急搬送

傷病者の搬送は、原則として、本村及び消防機関の救急車両等により行う。

村(地域保健班)及び医療機関等からの要請に基づき、県は、搬送先を決め、消防機関等へ通知するとともに、県本部と搬送のための輸送手段(車両、ヘリ等航空機及び船舶)等について調整する。

なお、村内及び県内の医療機関だけでは治療、収容することができない重傷者及び在宅人工透析患者、在宅酸素患者、在宅人工呼吸装置患者等、継続的な治療を必要とする者等の搬送が必要となった場合、県は、国と協議して広域医療搬送を決定する。

《災害発生の通報連絡系統》



3. 医薬品等の調達

（1）医療、助産活動に必要な携行資材の補給方法

村（地域保健班）は、救護所において医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、各編成施設の当該班の所持品、資材を携行し繰替使用するが、携行不能又は不足の場合は、北部地区医師会検診センターにおいて補給する。

また、当該地域での調達確保が困難な場合、県（薬務衛生班）において確保・輸送の要請を行う。

（2）血液製剤の確保

村（地域保健班）は、災害時における本村で、輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、必要に応じて、県（薬務衛生班）に依頼し、県は、赤十字血液センターへの輸血用血液製剤の確保・要請を行う。

4. こころのケア

村（地域保健班）は、大規模な災害において大多数の被災者が精神的ダメージを受け、本村における“こころのケア”が必要となることが予測されることから、県と連携を図りながら、保健所やその他施設に相談窓口を設け、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談所職員等による救護活動を実施する。

5. 継続的治療への支援

県は、人工透析等、継続的な治療を実施する医療機関の稼働状況を把握し、市町村からの要請に基づいて、広域的な搬送及び受入れ体制を構築する。

よって、村（地域保健班）は、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて、医療機関や県に対応を要請する。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

6. 医療施設の現況

※「資料編：4-8（10）②村内の医療施設・福祉施設」参照（p 76）

第16節 交通輸送計画

施策項目	実施担当
1. 交通規制	企画班
2. 緊急輸送	総務班、企画班
3. 広域輸送拠点の確保	企画班

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送について、交通の危険及び混乱を防止するとともに、安全確保と輸送等を確実に行う。

なお、台風・大雨等の際、道路管理者及び警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、村及び県に連絡する。

1. 交通規制

(1) 実施責任者・規制の種別

災害時における交通の規制、緊急輸送等は各範囲の責任者とし、相互協力を図りながら被災者、応急対策要員及び応急対策物資との緊急輸送が円滑に行われるよう努める。

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は、村長（企画班）が行う。

また、災害地における交通規制の種別は、次表のとおりである。

実施責任者		規制種別	根拠法
陸上	道路管理者	危険箇所	道路法に基づく規制〔道路法第46条〕 ○災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限する。
	県公安委員会	危険箇所	道路交通法に基づく規制〔道路交通法第4条〕 ○災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。
	県公安委員会	災害緊急輸送	基本法に基づく規制〔基本法第76条〕 ○県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
海上	海上保安本部	特定港内及び危険箇所 災害緊急輸送	港則法・海上保安庁法に基づく範囲 〔港則法第37条、海上保安庁法第18条〕 1 船舶交通安全のため必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において、船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき、又は混雑緩和に必要なとき 3 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき

(2) 規制措置の内容

① 危険箇所における規制

村（企画班）、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障がないよう措置する。

② 緊急輸送のための規制

災害が発生した場合において、村長（企画班）及び警察、消防等防災関係機関が、災害応急対策に従事する者又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、輸送機関及び県公安委員会は、次により適切な措置をとる。

実 施 機 関	措 置 内 容
緊急輸送機関の措置	災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を、県公安委員会に連絡する。
県公安委員会の措置 (制限の必要を認めたとき)	ア) 緊急車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した様式（「資料編：3-5（1）車両通行止め及び緊急車両標章・証明書〔様式1〕」（p52））による標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置する。 イ) 上記の通行禁止、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。 ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知する。 ウ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(3) 規制に係わる措置

① 交通規制等の禁止・制限の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間、その他必要事項を周知する。

② 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、規制期間及び理由を相互に通知する。

③ 発見者等の通報

災害時に道路及び橋梁等の交通施設の危険な状況、又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに村長又は警察官に通報する。

通報を受けたとき（者）は、警察官にあっては村長へ、村長にあってはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知する。

④ 車両運転者の責務

基本法（第76条）の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

規 制 区 分	措 置 内 容
道路区間及び区域に係る通行禁止等が行われた場合	道路区間や区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間や道路以外の場所に移動させる。 移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
警察官の指示を受けた場合	その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

⑤ 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等

ア) 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらない時、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ) 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官・消防職員による措置命令等

災害による危険発生又は発生するおそれがあると認められるとき、警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

⑥ 交通施設の応急対策

交通施設の災害応急対策は、「本章 第34節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところとする。

⑦ 道路管理者等の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。

また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

2. 緊急輸送

(1) 緊急輸送の実施責任

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は、村長（企画班）が行う。

ただし、次の場合は、県が緊急輸送に必要な措置をとる。

- | |
|-----------------------------------|
| ① 災害範囲が広域で、車両等の確保配分について調整を必要とする場合 |
| ② 輸送実施機関において、輸送不可能の状態と認められる場合 |

(2) 緊急輸送の対象

優先段階	対 象 内 容
第1段階	ア) 救助・救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ) 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資 ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員、その他初動及び応急対策に必要な要員、物資等 エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

優先段階	対 象 内 容
第2段階	ア) “第1段階”の続行 イ) 生命維持に必要な物資（食料・水等） ウ) 傷病者、被災者の被災地外への輸送 エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階	ア) “第2段階”の続行 イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ) 生活必需品

（３）緊急輸送道路

緊急輸送道路ネットワーク計画（平成31年2月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）における緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路）は、「資料編：2-7 緊急輸送道路」（p27～28）のとおりである。

（４）緊急輸送港湾・漁港

緊急輸送上、重要な港湾・漁港は、「資料編：2-8 緊急輸送港湾・漁港」（p29）のとおりである。

（５）輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案し、適当な方法による。

輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずる。

① 道路輸送

ア) 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及び運転者の確保の順位は、以下のとおりとする。

- a. 応急対策を実施する機関に属する車両等
- b. 公共的団体に属する車両
- c. 営業用の車両等
- d. 自家用の車両

イ) 緊急通行車両の届出

a. 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、本村において緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出し、届出済証の交付を受ける。

県公安委員会は、緊急通行車両に係わる業務実施の責任を有し、緊急通行車両事前届出受理簿の登載を行う。

b. 緊急通行車両の標章及び証明書

緊急通行車両の使用者は、知事又は県公安委員会より標章及び証明書の交付を受け、被災地における交通の混乱の防止を図る。

c. 標章の掲示

緊急車両の交付を受けた車両は、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示する。

※「資料編：3-5（1）車両通行止め及び緊急車両標章・証明書」参照（p52）

ウ) 村有車両の確保

村有車両の確保は、総務班において行い、各班長は、車両を必要とするときに必要な事項を明示して配車を要請する。

村（総務班）は、各班長から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度を考慮の上、使用車両を決定し、要請した班へ通知する。

〈必要事項〉

- | |
|---|
| a. 輸送日時及び輸送区間
b. 輸送対象の人数、品名及び数量
c. その他必要な事項 |
|---|

※「資料編：3-5（2）村有車両の状況」参照（p54）

エ) 民間車両（村有車両以外）による輸送

本村において必要な車両確保が困難な場合、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

オ) 費用の基準

- | |
|---|
| a. 輸送業者による輸送又は車両の賃借料は、通常の料金とする。
b. 官公署、その他公共機関等の所有車両の使用については、燃料費程度を負担する。 |
|---|

カ) 燃料の確保

車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

② 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ輸送を実施する。

特に緊急の場合又は離島における災害救助のため、船舶による輸送が必要な場合は、県有船舶又は第十一管区海上保安本部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努める。

ア) 県有船舶による輸送

県有船舶による輸送を必要とするときは、県（総括及び情報対策班）に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出する。

- ア．災害の状況及び応援を必要とする理由
- イ．応援を必要とする期間
- ウ．応援を必要とする船舶数
- エ．応急措置事項
- オ．その他参考となるべき事項

イ) 第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等

村長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事（総括情報班）に対し、要請及び要請後の措置を行う。

※「本章 第6節 自衛隊派遣要請計画」による要領に準ずる。

ウ) 民間船舶による輸送

村長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

③ 空中輸送

実施項目	実施内容
空中輸送の実施	災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤収要請を実施する。 ※「本章 第6節 自衛隊派遣要請計画」により実施する。

実施項目	実 施 内 容
ヘリポートの整備	空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑を図る。 ※「本章 第6節 自衛隊派遣要請計画」によるヘリポート設置基準に準ずる。

④ 人力等による輸送

災害時の人力等による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討し、地域住民の協力のもと迅速適切な措置がとれるよう努める。

3. 広域輸送拠点の確保

村（企画班）は、県が確保した広域輸送拠点から輸送される救援物資の受入れのため、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

第17節 公安・治安警備計画

施策項目	実施担当
1. 災害時における警察の任務	本部警察署
2. 災害時における警備体制	総務班、本部警察署、第十一管区海上保安本部

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を目的に対策を図る。

1. 災害時における警察の任務

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害被害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止する住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、本村における社会秩序の維持に当たる。

また、被災地及びその周辺の安全を確保するため、警察が独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるとともに、必要に応じて、避難所等に臨時派出所を設置して防犯活動を行う。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める。

2. 災害時における警備体制

災害時における治安警備活動は、次による。

(1) 警 察

本村において、警察が行う公安警備活動は「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県警察災害警備実施要綱」、「本部警察署災害警備実施要綱」による。

(2) 村 長

村長の措置	措 置 内 容
災害応急措置	村長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力する。
協 力 要 請	村長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行う。
出 動 要 請	村長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。
海 上 警 備	村長は、第十一管区海上保安本部と連絡を密にし、被災地付近の海上における安全確保に努める。

第18節 災害救助法の適用計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 災害救助法の適用基準	—
3. 被害世帯の算定基準	—
4. 救助法の適用手続	総務班、福祉・児童家庭班、県

災害に際して救助法を適用し、応急的及び一般的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

1. 実施責任者（村と県が行う救助事項の区分）

救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施する。この場合、村は、県（知事）が行う救助の補助を行う。

ただし、知事が必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととすることができる。

（災害救助法第30条）

〈救助の種類〉

- ① 指定避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 遺体の搜索及び処置
- ⑪ 日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

※救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、今帰仁村地域防災計画に定めるところにより村長が実施する。

2. 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生するおそれがある場合の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、村の区域を単位に実施する。

(2) 災害が発生した場合の適用基準

本村における救助法に基づく救助は、次に掲げる事項に該当するものである。

- ① 本村の被害世帯数が 40 世帯以上
(総人口：5,000 人以上 150,000 人未満に基づく。)
- ② 県内全域の被害世帯数が 1,500 世帯以上で、うち本村内 20 世帯 (①の 1/2 世帯) 以上
- ③ 県内全域の被害世帯数が 7,000 世帯以上で、本村の被害状況が特に救助を要する状態
- ④ 以下の事項により、知事が特に救助の必要を認めたとき
 - ア) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情 (災害が隔絶した地域に発生したものである等) がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき
 - イ) 多数の生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じた場合

3. 被害世帯の算定基準

被害世帯とは、住家が全壊 (焼) 流失等により滅失した世帯の数である。

その他の損壊に対しては、次の表による換算基準とする。

なお、被害世帯に対する算出適用の人口基準は、災害直前の国勢調査人口によるものとする。

〈被害世帯の算定基準表〉

住家損壊内容	被害世帯数 1 (滅失世帯) の算定
① 全壊 (焼) ・流失等による滅失	1 世帯
② 半壊・半焼等の著しい損壊	2 世帯
③ 床上浸水、土砂堆積等による一時的居住不可能な状態	3 世帯

4. 救助法の適用手続

区 分	実 施 内 容
救助法の 適用要請	村長（総務班）は、救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合、直ちに知事へ報告する。
救助法の 適用特例	災害の実態が急迫（知事による救助の実施を待ついとまのない等）な場合、村長（福祉・児童家庭班）は救助法に定める救助を行い、直ちに知事に報告する。 その後の処置については、知事の指揮を受ける。

※「資料編：2-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）」参照（p 20）

第19節 給水計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 給水対象者	—
3. 給水方法	水道業務・工務班
4. 給水量	水道業務・工務班
5. 水道施設の応急復旧	水道業務・工務班

災害により飲料水を得ることができない者に対し、最小限必要な飲料水を供給し、被災者を保護するとともに、水道施設等の応急復旧を行う。

1. 実施責任者

被災者に対する応急飲料水の供給は、村長（水道業務・工務班）が行う。

救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2. 給水対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者とする。

救助法が適用された場合、本地域で自力による飲料水確保が不可能であれば、家屋・家財の被害世帯に係わらず給水実施ができる。

ただし、罹災者であっても自力で近隣より飲料水が確保できれば供給の必要はない。

3. 給水方法

実施事項	実 施 内 容
優 先 供 給	必要最小限の生活ができる用水の供給に限る。 また、医療施設、社会福祉施設、避難場所等の施設に対しては、優先的に給水を行う。
取 水	給水のための取水は水源地为基本とし、他に応急用水として消火栓、配水池、補給水源等から行う。
消 毒 等	取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、ろ水器によるろ過及び浄水剤の投入等により、消毒を行う。
供 給	被災地への供給は、給水車及び容器による搬送給水等、現地の実情に応じて適当な方法によって行う。

実施事項	実 施 内 容
広 報	給水に際し、広報車又は報道機関等の協力を得て、給水日時、場所、その他必要な事項を村民に広報する。

4. 給水量

被災者に対する給水量は、1人1日3リットルとするが、補給水源の水量、給水能力及び、施設復旧状況等に応じて給水量を増減する。

給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保して供給する。

5. 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を配慮して応急復旧を行い、必要に応じて村水道工事指定店の応援を求める。

※「資料編：4-8（10）③今帰仁村水道工事指定店」参照（p 76）

第20節 食料供給計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 食料の調達方法	税務・評価班
3. 応急配給及び炊き出し方法	福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班
4. 炊き出し等食料の給与費用及び期間等	—
5. 要配慮者に配慮した食料の給与	福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班

被災者及び災害応急対策員に対する食料の給与・供給のための調達、炊き出し及び配給等を、迅速かつ確実を図るための対策を定める。

1. 実施責任者

災害時における被災者及び、災害応急対策員等に対する食料の調達及び供給は、村長（税務・評価班）が行う。

救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長が実施する。

2. 食料の調達方法

区 分	調 達 方 法
主 食	米穀については、村長（税務・評価班）が知事（流通政策班）に米穀の応急買受申請を行い、知事発行の応急買受許可書により指定業者手持ちの米穀を調達する。 災害用乾パンについては、村長（税務・評価班）が知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄総合事務局長に売却申請を行い調達する。
その他の主食、副食 及び副食調味料等	村内の販売業者から、事前調整に努め調達する。

3. 応急配給及び炊き出し方法

(1) 応急配給を行う場合

災害が発生又は発生のおそれがある場合における応急配給は、村長が必要と認めたときに行い、福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班は、次の基準により行う。

応急配給の実施基準	応急配給数量（1人当たり）
① 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1日当たり 精米 300g
② 被災により、卸売・小売業者の通常販売を行うことができないため、その機関を通さずに配給を行う必要がある場合	1日当たり 精米 300g
③ 災害時における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 200g

(2) 応急配給品目

配給品目は、原則として米穀とするが、状況により乾パン又は麦製品（乾うどん等）とする。

(3) 炊き出しの実施

炊き出しは、各避難所（補助施設として給食センター：学校給食優先）において行い、必要に応じ、自治会や婦人会等の地域組織の協力を得て実施する。

なお、炊き出し（乳幼児のミルクを含む。）の実施に当たっては、常に食料品の衛生に留意する。

4. 炊き出し等食料の給与費用及び期間等

炊き出し、その他の食品給与のための基準を定める。

区 分	実 施 内 容
対象者	ア) 避難所に収容された者 イ) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等のため、炊事のできない者 ウ) 一時縁故地等へ避難する必要がある者 エ) 旅行者、一般家庭の来訪者等で食料品の持ち合わせがなく、調達できない者

区 分	実 施 内 容
費 用	炊き出し、その他による食品の給与のため支出できる費用は、主食費、副食費及び炊出し等の燃料費とする。（具体的費用は救助法に基づく。）
期 間	実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。 ただし、住家の被害により、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分の食品等を現物支給する。

5. 要配慮者に配慮した食料の給与

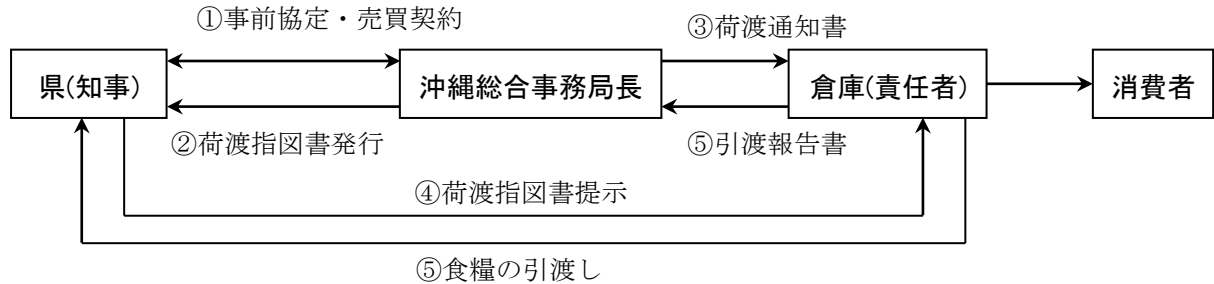
村（福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班）は、要配慮者に配慮した食料の給与に努める。

また、指定避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントを実施し、食物アレルギーに配慮した食料を給与するよう努める。

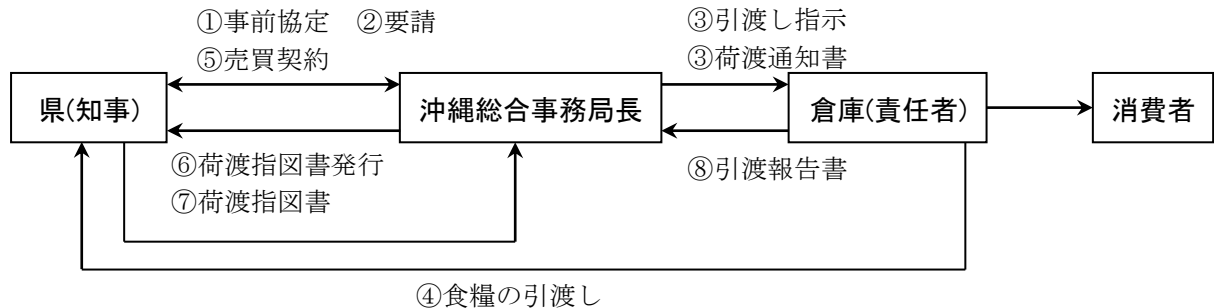
《災害救助用米穀(緊急食糧)の引渡し系統図》

① 県(知事)に対する緊急食糧の売却

a. 荷渡指示書を発行・交付して引渡しを行う場合

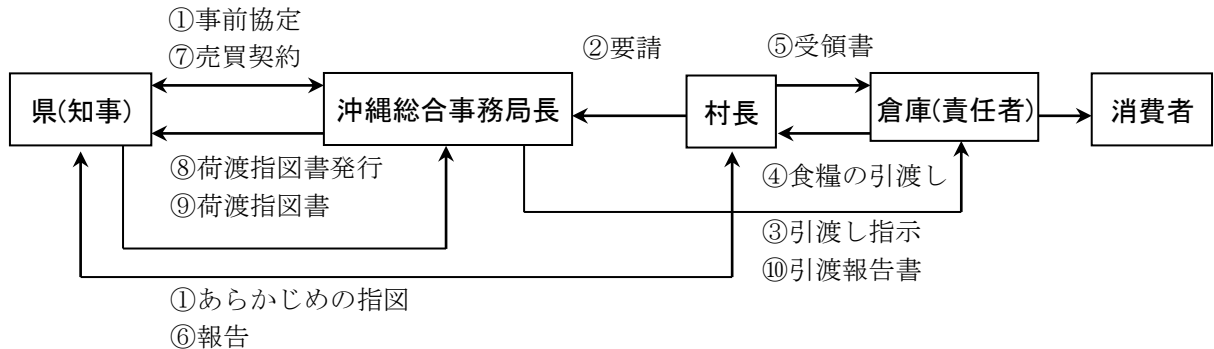


b. 荷渡指示書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合



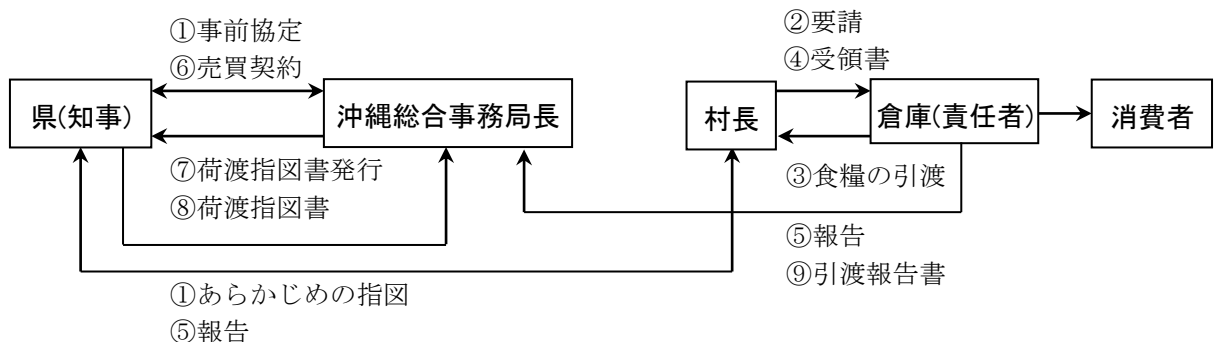
② 村からの緊急食糧引渡しの要請

a. 村長から局長に対して緊急の引渡しを要請する場合



b. 村長から倉庫の責任者に対して緊急の引渡しを直接要請する場合

(沖縄総合事務局と倉庫との連絡がつかない場合)



第21節 生活必需品供給計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 物資の調達	税務・評価班
3. 物資の給与又は貸与	福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班
4. 救援物資の受入れ	福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班
5. 物資の配給方法	福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班
6. 義援物資及び金品の保管、配分	財政班

被災者に対する衣料及び寝具等、生活必需品物資の調達及び給与、貸与の配給に関するものを定める。

1. 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の調達、給与及び貸与は村長（税務・評価班）が行う。

救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長が実施する。

2. 物資の調達

村（福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班）は、物資の調達について、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により、物資を調達する。

必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

3. 物資の給与又は貸与

村（福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班）は、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、指定避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

（１）給与・貸与の基準（救助法を基本とする。）

区 分	給与・貸与の範囲
対象者	ア) 災害により住家に被害を受けた者 （住家の被害程度は全・半（焼）、流失、床上浸水等で、直ちに日常生活を営むことが困難な者） イ) 船舶の遭難等により被害を受けた者 ウ) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者 エ) 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者
品 目	給与又は貸与する衣料・物資は、次に掲げる範囲内において現物をもって行う。 ア) 被服、寝具及び身のまわり品 イ) 炊事用具及び食器 ウ) 日用品、携帯トイレ及び光熱材料
費 用	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たりの費用を算出する。 （救助法に基づく。）
期 間	災害発生の日から、10 日以内とする。 （ただし、村長が認めた場合期間延長あり。）

（２）住家の被害による対象基準

住家の被害世帯における対象基準は、救助法に基づくものとする。

（「第 18 節 災害救助法の適用計画」参照）

- ① 住家の全壊（焼）又は流失による被害世帯
- ② 住家の半壊（焼）、床上浸水による被害世帯 等

4. 救援物資の受入れ

（１）救援物資の受入れ

村（福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班）は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。

村で救援物資の受入れができない場合は、県が市町村のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

(2) 受け入ルールの作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にするよう努める。

5. 物資の配給方法

村（福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班）は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画を立て、被災者のための生活必需品等の確保及び迅速確実な配給に努める。

6. 義援物資及び金品の保管、配分

村（財政班）は、本村に送られた義援物資及び金品については、受け入れた後、保管・管理し、配分計画に基づき被災者に支給する。

第22節 防疫計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 感染症対策班の編成	地域保健班
3. 感染症対策の指示等	地域保健班
4. 感染症対策の実施	地域保健班、水道業務・工務班
5. 消毒薬剤の調達	地域保健班
6. 食品衛生監視	地域保健班
7. 保健衛生	地域保健班
8. 動物保護・収容計画	総務班、環境衛生班
9. 家庭動物への対応	環境衛生班

1. 実施責任者

災害時における感染症対策は、県（北部保健所）の指示を受け、村長（地域保健班）が必要な措置を行う。

知事（県）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下本節において「法」という。）に基づき、感染症対策上必要な措置を行う。

2. 感染症対策班の編成

地域保健班は、感染症対策班を編成する。

災害地域が広域にわたるときは、その都度、即応体制をとる。

担 当	実 施 内 容
調査係	実施責任機関となる県（北部保健所）の疫学調査班に協力し、情報収集とともに地域の衛生に努める。
防疫係	保健所等の指導のもと、清潔方法及び消毒方法の施行、ねずみ族、昆虫の駆除等、地域防疫の実施を図る。

3. 感染症対策の指示等

村長（地域保健班）は、知事が感染症対策上必要と認め、その範囲及び期間等を定めて指示を発し、それを受けた場合、速やかに指示事項を実施する。

実施措置については、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、必要最小限なものでなければならない。

〈知事の指示事項〉

- ① 消毒に関する指示（法第27条第2項及び法第29条第2項の規定）
- ② ねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示（法第28条第2項の規定）
- ③ 生活の用に供する水の供給に関する指示（法第31条第2項の規定）
- ④ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項の規定）

4. 感染症対策の実施

実施事項	実 施 内 容
清潔方法	感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し清潔を保つよう指導する。 また、本村が管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つよう努める。
消毒方法	法施行規則第14条による。
ねずみ族及び昆虫等の駆除	法施行規則第15条による。
生活の用に供される水の供給	知事（北部保健所）の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始する。
臨時予防接種	知事（北部保健所）の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施する。 実施に当たっては、特別の事情のない限り、通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。 ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施する。
避難所の感染症対策措置	避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。 このため、避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期する。 〈感染症対策指導の重点事項〉 ア) 疫学調査 イ) 清潔の保持及び消毒の実施 ウ) 集団給食 エ) 飲料水の管理 オ) 健康診断

5. 消毒薬剤の調達

消毒薬剤は、地域保健班において緊急に調達するが、それが不可能な場合は、県（北部保健所）に調達斡旋の要請を行う。

6. 食品衛生監視

村（地域保健班）は、本村の被災状況から、県が災害時に食品衛生の監視が必要と認めたとき、県の食品衛生監視班の指導のもと、食品衛生監視活動を実施する。

7. 保健衛生

村（地域保健班）は、被災者の健康管理について、次の事項を実施する。

実施事項	実 施 内 容
良好な衛生状態 の保持	災害による生活環境の激変は、被災者の健康を心身双方に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努める。 また、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて、救護所等を設ける。
要配慮者への配慮	高齢者、障がい者等の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、計画的に実施する。
保健師等による 健康管理	保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

8. 動物保護・収容計画

(1) 実施責任者・対策内容

実施区分	責任者	実 施 内 容
犬等及び 負傷動物 対策	県 (北部保健所) 村	災害時の状況に応じ、犬等の動物収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の家庭動物）の保護及び収容を行う。 収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求める。
特定動物 (危険動物) 対策	県 (北部保健所) 協力機関： 村、関係機関	県は、動物の保護及び愛護に関する条例に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班の設置に伴い、情報収集、関係機関との連絡調整を行う。 また、県は、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導する。(条例に基づく。) 村は、所有者不明の場合、県の活動とともに、本村における警察及び民間団体に対し、特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求める。

(2) 保護・収容動物の公示

村（環境衛生班）は、県と連携して、保護収容された動物について、台帳を作成・公示する。

(3) 動物の処分

区 分	実 施 内 容
所有者不明動物	村は、県と連携して、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は、災害時の状況に応じて検討する。
特定動物 (危険動物)	人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討する。 その実施については、警察、民間団体に必要な協力を求める。

9. 家庭動物への対応

災害時には、多くの避難者が家庭動物を同伴して避難することが予想されるため、村（環境衛生班）は、避難場所での混乱を防止し、これら家庭動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

村（環境衛生班）は、家庭動物の状況を把握するとともに、避難場所の敷地内に専用スペースを設置し、避難者の生活場所と区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第23節 清掃計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 清掃の方法	環境衛生班、地域保健班、本部町今帰仁村清掃施設組合

被災地におけるゴミ及びし尿の収集処分等、清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図る。

1. 実施責任者

本村の被災地における清掃計画・実施については、清掃班を組織し、村長（環境衛生班）が行う。

ただし、被害が甚大のため実施できないときは、他市町村又は県の応援を求める。

2. 清掃の方法

（1）ゴミの収集処理の方法

実施区分	実 施 内 容
収集方法	① ゴミの収集は、被災地及び避難所に委任業者の車両を配車して速やかに行う。 ② ゴミの集積地は、環境衛生班が地域自治会長と協議して定める。
処理方法	ゴミ処理は、原則として、村の処理施設において処理する。 必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行う。
清掃用薬剤の調達	清掃用薬剤の調達が必要な場合、本村（環境衛生班、地域保健班）において調達する。

（2）し尿の収集処理方法

実施区分	実 施 内 容
収集方法	し尿の収集は、被害の規模に応じ、許可業者に指示して、集中汲み取りを実施する。
処理方法	し尿の処理は、原則として、本部町今帰仁村清掃施設組合の処理施設（環境美化センター）において処理する。 必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行う。

第24節 行方不明者の搜索、遺体の処置及び埋葬計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 行方不明者の搜索	総務班、警察署、第十一管区海上保安本部
3. 行方不明者の発見後の収容及び処置	環境衛生班、警察署、第十一管区海上保安本部
4. 遺体の処置	環境衛生班
5. 遺体の埋（火）葬	環境衛生班
6. 行方不明者の搜索等の費用及び期間	—
7. 広域火葬	環境衛生班

災害により行方不明者になっている者（生存推定者、生死不明者）の搜索を行い、遺体の収容、処置及び埋葬を円滑に実施する。

1. 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索及び遺体の収容、処置、埋葬等の措置は、村長（環境衛生班）が行う。

救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長（総務班、環境衛生班）が実施する。

〈担当区分〉

措 置 別	担 当	協力機関等
行方不明者の搜索	総務班	警察署、第十一管区海上保安本部
遺体の収容、処置及び埋葬等	環境衛生班	住民、事業所等

2. 行方不明者の搜索

実施事項	実 施 内 容
搜索隊の設置	行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ、消防本部に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防吏員を中心に各班員をもって編成する。
搜索の方法	総務班は、搜索に当たっては、災害の規模、地域、その他の状況を勘案し、警察署、第十一管区海上保安本部等関係機関と事前に打ち合わせを行う。

3. 行方不明者の発見後の収容及び処置

実施事項	実 施 内 容
負傷者の収容	搜索隊が負傷者及び病人等、救護を要する者を発見したとき、又は警察及び第十一管区海上保安本部から救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。
遺体の収容	ア) 本村の一時遺体安置所は今帰仁村営葬斎場とする。また、遺体の身元識別のため相当の時間を要する場合や死者多数等の理由から、今帰仁村営葬斎場が使用できない場合に備え、(環境衛生班は) 村内の医療機関や寺院等と事前調整を行う。 イ) 発見された遺体は、速やかに医師の検視、及び環境衛生班又は医師の検案を受けた後、又は警察等から遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに、避難所以外の公民館及び学校等、適当な施設に搬送・収容する。 ウ) 身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、村が遺体を一時安置所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理を行う。
医療機関との連携	搜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、環境衛生班及び医療機関等との連絡をあらかじめとっておく。

4. 遺体の処置

実施事項	実 施 内 容
遺体の処置手続き	発見された遺体については、死体取扱規則（平成二十五年三月八日国家公安委員会規則第四号）、海上保安庁死体取扱規則（昭和 45 年）の規程により、警察官又は海上保安官は、所要の死体検分調書を作成した後、遺族又は村長に引き渡すものとし、村長はその後必要に応じて遺体の処置を行う。
遺体の処置	ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 調査及び医学的検査を終了した遺体について、遺体識別のための処置を行う。 イ) 遺体の一時保存 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（寺院等の施設利用又は寺院、学校等の施設に仮設）に集め

実施事項	実 施 内 容
	て埋葬の処理をとるまで保存する。 ウ) 検案 遺体について、死因、その他の医学的検査を行う。

※遺体の処置は、埋葬の実施と一致することを原則とする。

5. 遺体の埋（火）葬

身元の判明しない遺体、遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないとき、及び災害時の混乱の際死亡した者等は、埋（火）葬にふす。

埋葬又は火葬は、村長（環境衛生班）が実施し、それに要する経費は、県が負担する。
納骨は遺族が行うが、遺族のない者については、村長が実施する。

6. 行方不明者の搜索等の費用及び期間

被災者の搜索や遺体の処理等についての費用及び期間は、次のとおりである。

ただし、救助法が適用された場合は、「本章 第18節 災害救助法の適用計画」に基づく。

（1）災害に遭った者の救出

条件別	基 準 内 容
対象者	災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を搜索し、救出する。
費 用	船艇、その他救出のための機械、器具等の賃借料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常のコ費用とする。
期 間	災害発生の日から3日以内とする。

（2）遺体の搜索

条件別	基 準 内 容
対象者	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
費 用	搜索における船艇、その他搜索のための機械、器具等の賃借料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常のコ費用とする。
期 間	災害発生の日から10日以内とする。

7. 広域火葬

村（環境衛生班）は、本村において火葬が困難な場合は、県に対して広域火葬を要請する。

第25節 障害物の除去計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 障害物の除去	土木建築・管理班、道路管理者、河川管理者、 港湾管理者、第十一管区海上保安本部
3. 除去の方法	—
4. 障害物の集積場所	土木建築・管理班
5. 災害廃棄物の処理	土木建築・管理班、県

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物が日常生活に著しく支障を及ぼしている場合に備え、除去についての対策を図る。

1. 実施責任者

区 分	除 去 責 任 者
住居又は その周辺の 障害物除去	住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、村長（土木建築・管理班）が行う。 救助法が適用された場合は、知事が実施する。 ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長が実施する。
公共的施設・ 場所における 障害物除去	障害物が公共的な施設や場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が除去を行う。

2. 障害物の除去

（1）住居又はその周辺に運ばれた障害物

村（土木建築・管理班）は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで、日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。

（2）倒壊住宅

村（土木建築・管理班）は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

（３）道路関係障害物

道路管理者は、自動車・遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。
特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

（４）河川・港湾関係障害物

河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。
第十一管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

３．除去の方法

条件別	内 容
除去の 対象者	居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分、又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 ア）当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。 イ）住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。 ウ）自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。
除去の 方法	人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。 ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。
費 用	ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の賃借料、輸送費及び人夫費とする。
期 間	災害の日から 10 日以内とする。

４．障害物の集積場所

村（土木建築・管理班）は、障害物の集積場所として、遊休地、公園、広場及び清掃工場（本部町今帰仁村清掃施設組合等）を利用する。

５．災害廃棄物の処理

（１）災害廃棄物処理体制の確保

村（土木建築・管理班）は、災害発生時に排出する多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平

成 26 年 3 月)」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）」、又はこれを踏まえてあらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制を速やかに確保する。

なお、水害廃棄物については、国の「水害廃棄物対策指針（平成 17 年 7 月）」に基づいて、円滑に処理する。

県は、廃棄物処理が本村のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、村（総務班、土木建築・管理班）、国及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

また、ボランティアやNPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合は、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施区域や作業内容を調整・分担する等により、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

（２）仮置場、最終処分地の確保

被災した村内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して本村を支援する。

また、仮置場では、可能な範囲で分別を図るものとし、村は、住民等にその旨の広報・周知に努める。

（３）リサイクルの徹底

村（土木建築・管理班）は、がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努める。

（４）環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

村（土木建築・管理班）は、障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

また、県は、環境省その他関係機関と連携して、上記に係る技術面の指導や監視等を行うことになっており、村（土木建築・管理班）は、必要に応じて、県より助言、指導等を受ける。

第26節 住宅応急対策計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 応急仮設住宅の建設	土木建築・管理班
3. 住宅の応急修理	土木建築・管理班
4. 公営・民間住宅の確保	土木建築・管理班
5. 建物の解体、撤去	土木建築・管理班
6. 住家の被災調査	税務・評価班、福祉・児童家庭班、土木建築・管理班
7. 被災者台帳の作成	税務・評価班、総務班

災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理、その他を実施する。

1. 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、村長（土木建築・管理班）が行う。

ただし、救助法が適用されたときは知事が行うものとする。

また、住宅の応急修理において、救助法が適用されない場合で、村が修理の必要を認めるときは、村（土木建築・管理班）が実施する。

2. 応急仮設住宅の建設

（1）対象者

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅等を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与する。

（2）建設型応急住宅

- ① 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、村有地を利用する。ただし、これら適当な村有地を利用することが困難な場合は、私有地を借り上げる。
- ② 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。

- ③ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- ④ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。
- ⑤ 建設型応急住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- ⑥ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとする。
- ⑦ 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

（３）賃貸型応急住宅

- ① 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(2)②に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- ② 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
- ③ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(2)⑥と同様の期間とする。

（４）要配慮者に配慮した仮設住宅

県及び村（土木建築・管理班）は、高齢者等の要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

（５）入居者の選定

入居者の選定に当たっては、原則として集落単位とし、特に被害の甚大な集落を優先する。

（６）賃貸住宅借り上げによる収容

県及び村（土木建築・管理班）は、応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

（7）運営管理

村（土木建築・管理班）は、県と協定を締結し、その協定に基づき、応急仮設住宅の入居者の状況に応じて、適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。

また、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

3. 住宅の応急修理

区 分	実 施 内 容
対象者	災害のため住家が半壊（焼）し、そのまま当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住家の応急修理をすることができないと、村長が認めた者。
規模及び費用	居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない必要最小限の部分に対して行う。 本村における修理費用の限度額は、救助法に基づく。
期 間	住宅の応急修理は、災害発生の日から3ヶ月以内に完了させる。

4. 公営・民間住宅の確保

住宅別	実 施 内 容
公営住宅 の確保	ア）村（土木建築・管理班）は、村営住宅の応急仮設住宅としての利用・確保に努める。 イ）村営住宅の利用は、災害発生の日から3年間（公営住宅法第24条）に限る。 ウ）一時入居住宅として、正規の入居資格要件の有無を問わない。 エ）県は、指定管理者と連携を図り、県営住宅の空き家状況の把握に努め、被災市町村に配分する。また、県営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。
民間住宅 の確保	民間の空き家等の賃貸住宅を借り上げ、賃貸型応急住宅としての利用確保に努める。

5. 建物の解体、撤去

村（土木建築・管理班）は、被災した建物について応急危険度を判定し、「危険」と判

断された建築物を優先して住民に解体、撤去の措置を促す。

また、自力で撤去できないものについては、村長が必要と認めた場合において実施する。

6. 住家の被災調査

村（税務・評価班、福祉・児童家庭班、土木建築・管理班）は、罹災証明書発行のために、住家の被災状況の調査を行い、国の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月）等に基づき、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分で判定を行う。

また、必要に応じて、県に調査要員の要請を行う。

7. 被災者台帳の作成

村（税務・評価班、総務班）は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されるように努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう努める。

第27節 二次災害の防止計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 被災宅地の危険度判定	土木建築・管理班
3. 降雨等による水害・土砂災害の防止	土木建築・管理班、県
4. 高潮、波浪等の対策	土木建築・管理班、県
5. 空き家対策	土木建築・管理班

1. 実施責任者

被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、村（土木建築・管理班）が実施する。

県は、村に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2. 被災宅地の危険度判定

村（土木建築・管理班）は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

なお、危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

また、本村において判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

さらに、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

3. 降雨等による水害・土砂災害の防止

村（土木建築・管理班）は、降雨等による水害や土砂災害発生に備えて二次災害防止施策を講じるとともに、海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

また、上記の様な災害の発生に備えて、避難対策を実施する。

県と沖縄気象台は、沖縄県内で通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、必要に応じて、大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

4. 高潮、波浪等の対策

村（土木建築・管理班）は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事及び村と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

5. 空き家対策

村（土木建築・管理班）は、適切に管理がなされていない空き家等については、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うよう努める。

第28節 教育対策計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 応急教育対策	各学校長、村教育委員会
3. 学校給食対策	村教育委員会
4. 社会教育施設等の対策	各施設管理者、文化財所有者、村教育委員会
5. 罹災児童・生徒の保健管理	文化財所有者等、村教育委員会

教育施設又は児童生徒及び園児の被災により、通常の実施を行うことができない場合に、応急教育の確保を図る。

1. 実施責任者

災害時の教育に関する実施責任者を定める。

実施責任者	実 施 内 容
村 長	① 村立の小中学校、その他の文教施設の災害復旧 ② 救助法による教科書、教材及び学用品支給について知事の補助機関として行う。
村教育委員会	① 村立の小中学校、児童生徒に対する応急教育 なお、救助法が適用されたとき、又は実施が困難な場合、県知事又は県教育委員会が関係機関の協力を求めて適切な措置をとる。
県知事	① 救助法の適用事項
県教育委員会	① 県立学校、その他の文教施設の災害応急復旧 ② 県立学校の生徒に対する応急教育
各学校長	① 災害発生時の学校内の応急措置

2. 応急教育対策

(1) 小中学校

① 学校施設の確保

被害規模	利用施設等の対応策
校舎の一部が使用不能	特別教室、屋内体育館等の施設を利用する。 不足時には、二部授業等の方法を図る。
校舎の全部又は大部分	公民館等の公共的施設、又は隣接学校の校舎等を利用する。

被害規模	利用施設等の対応策
特定の地区が 全体的な被害	避難先の最寄りの学校、又は被害をまぬがれた公民館等の 公共的施設等を利用する。 利用すべき校舎がない場合、応急仮校舎の建設を実施する。
本村域内に適当な 施設がない場合	村教育委員会は、県教育事務所を通じ、県教育委員会に対 し、施設斡旋を要請する。

② 教職員の確保

県教育委員会が、県教育事務所及び村教育委員会との密接な連携を図り、教職員の確保に努め、応急教育実施に支障をきたさないよう適切な教育を行う。

③ 教科書、教材及び学用品の支給方法

実施区分	実 施 内 容
被害状況の調査報告 (被災児童生徒・教科書等)	村長は、被災した児童生徒、災害によって滅失した教科書及び教材の状況を県教育委員会に報告する。 (「第4節 災害状況等の収集・報告計画」に準ずる。)
支 給 (斡旋された現品等)	ア) 救助法適用世帯の児童生徒 ・ 給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。 ・ 教科書は、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。 ・ 文房具、通学用品は、前期給与対象人員に基づいた学用品購入(配分)計画表により購入配分する。 イ) 救助法適用世帯以外の児童生徒 ・ 村又は本人の負担とする。

④ 被災児童生徒の転校、編入

被災児童生徒の転校、編入については、教育長が定める。

(2) 県立学校

① 学校施設の確保

授業実施のための校舎等の施設確保は、小中学校における応急教育に準ずる。

〈他の施設利用のための応援要請等の手続き等〉

実施区分	実 施 内 容
応援の要請	各学校長は、管理外の施設を利用しようとする場合、県教育委員会に対しその旨を要請する。
応援の指示等	要請を受けた県教育委員会は、隣接の適当な県立学校に対して、施設を利用させるよう指示する。

② 教職員の確保

災害により教職員が不足した場合、学校長は、県教育委員会に対し教職員の派遣要請を行う。

③ 応急教育

被害により授業が不可能と判断された場合、休校とする。

ただし、正規の授業が困難であっても、応急教育の実施を速やかに行えるよう努める。

〈応急教育の留意点〉

- | |
|--|
| ア) 生徒の教科書等の滅失状況等
イ) 災害に伴う交通機関状況、あるいは学校外施設の利用時における通学の関係等 |
|--|

④ 教科書及びその他の学用品の支給

災害により教科書等が滅失したのに対し、当該地域でその入手が困難なときは、その学校において取りまとめて県への調達斡旋の要請を行う。

ただし、特別支援学校(高等部を除く。)にあつては、小中学校における支給方法(「(1)の③)」による。

⑤ 授業料等の減免措置

生徒の保護者等が被災した場合は、その被災の程度に応じて沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例等の規定に基づき、授業料等の減免等の措置をとる。

3. 学校給食対策

村教育委員会及び県立学校長は、応急給食について、県教育委員会、県学校給食会、保健所と協議の上、実施する。

4. 社会教育施設等の対策

(1) 公民館等の施設

公民館等の施設は、本村の災害応急対策のために利用されることから、管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設・設備等の応急修理等を速やかに実

施する。

(2) 文化財対策

文化財に被害が発生した場合には、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告することとし、村指定の文化財は、村教育委員会に、県及び国指定の文化財は県教育委員会に、それぞれ報告する。

また、村教育委員会は、被災文化財について、県文化財審議委員専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導する。

5. 罹災児童・生徒の保健管理

村教育委員会は、県と連携して、罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

第29節 危険物等災害応急対策計画

施策項目	実施担当
1. 石油類	総務班、施設責任者、消防機関、警察、第十一管区海上保安本部
2. 高圧ガス類	総務班、施設責任者、消防機関、警察、第十一管区海上保安本部

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

1. 石油類

責任者	実 施 内 容
危険物施設の責任者	消防法で定める危険物の貯蔵所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等の関係機関に通報する。 ア) 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。 イ) タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。 ウ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
村の措置	村（総務班、消防機関）は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。
警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
第十一管区海上保安本部の措置	災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

2. 高圧ガス類

責任者	措置内容
高圧ガス保管 施設責任者	高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報する。 ア) 火気の使用を停止し、状況に応じ、保安関係以外の電源を切断する。 イ) 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外のものを退避させる。 ウ) 充てん容器等を安全な場所に移す。
村の措置	村は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。
県の保安措置	ア) 高圧ガス保管施設の全部又は一部の使用の停止を命ずる。 イ) 高圧ガスの製造、引き渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。
警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
第十一管区海上 保安本部の措置	災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

第30節 海上災害応急対策計画

施策項目	実施担当
1. 応急対策	総務班、港務班、国、県、第十一管区海上保安本部、関係機関
2. 第十一管区海上保安本部の実施事項	第十一管区海上保安本部
3. 村の対応	総務班、港務班、消防機関
4. 災害復旧・復興対策	総務班、港務班

この計画は、基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設若しくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、その他の海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関が緊密な連携を保ち、相互協力体制のもとに、人命及び財産の保護、海上安全の確保、流出油の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じて住民に及ぼす被害の局限及び拡大防止を図るためのものである。

1. 応急対策

(1) 災害対策連絡調整本部の設置

海上事故により油等の危険物等が大量流出し、事故の規模や予想される被害の広域性等から応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは、国に海上保安庁長官を本部長とする警戒本部が設置される。また、警戒本部が設置された場合は、現地に連絡調整本部が設置される。連絡調整本部は、被害防止のためにとられた措置の概要、応急対策の状況把握及びこれらに関する関係機関と警戒本部との連絡調整等を行う。なお、連絡調整本部及びその事務局は、第十一管区海上保安本部内に設置される。

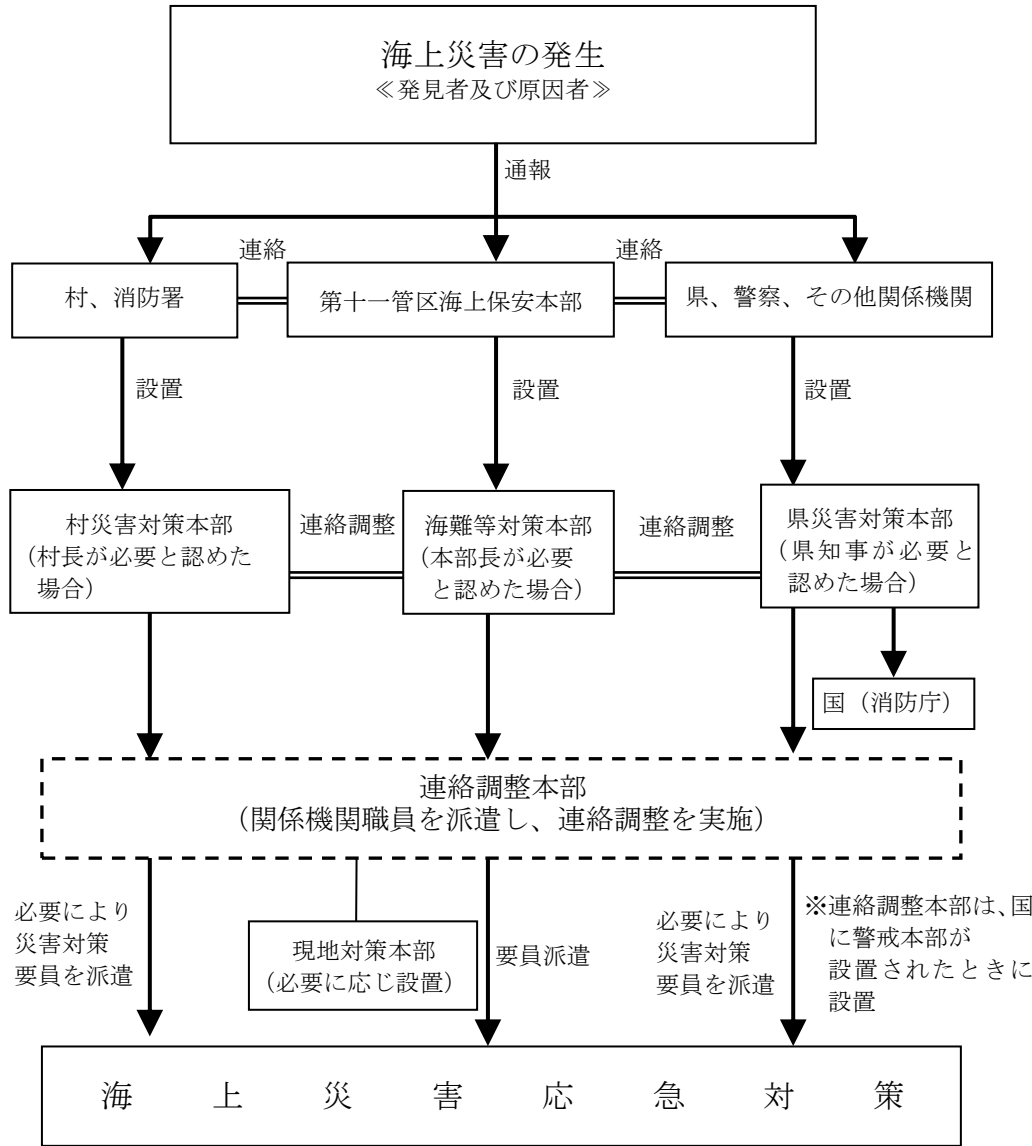
村（総務班）は、連絡調整本部が設置された場合、調整本部と緊密な連絡を保ちながら災害対策を隊行する。

また、関係機関は、調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図る。

(2) 実施機関

① 第十一管区海上保安本部	⑧ 本部警察署
② 内閣府沖縄総合事務局	⑨ 本部町今帰仁村消防組合消防本部
③ 沖縄气象台	⑩ 今帰仁村
④ 陸上自衛隊第15旅団	⑪ 日本赤十字社沖縄県支部
⑤ 海上自衛隊沖縄基地隊	⑫ 事故関係企業等
⑥ 沖縄県	⑬ 指定海上防災機関
⑦ 沖縄県警察本部	⑭ その他関係機関及び団体

(3) 海上災害発生時の通報系統



2. 第十一管区海上保安本部の実施事項

第十一管区海上保安本部が実施する災害応急対策は、次のとおりである。

(1) 非常体制の確立

- ① 管内を非常配備とする。
- ② 大規模海難等対策本部を設置する。
- ③ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力及び通信の確保に努める。
- ④ 巡視船艇・航空機等により被害状況調査を実施する。
- ⑤ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行う。

伝 達 状 況	措 置 内 容
気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき	航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ、関係事業者にも周知する。
航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、若しくは船舶交通の制限又は禁止に関する措置を講じたとき	速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ、水路通報により周知する。
大量の油の流出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき	航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

次に掲げる事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

災害が予想されるとき	発 災 後
① 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等） ② 船舶交通の輻輳状況 ③ 船だまり等の対応状況 ④ 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況 ⑤ 港湾等における避難者の状況 ⑥ 関係機関等の対応状況 ⑦ その他災害応急対策の実施上必要な事項	ア) 海上及び沿岸部における被害状況 イ) 被災地周辺海域における船舶交通の状況 ウ) 被災地周辺海域における漂流物等の状況 エ) 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況 オ) 水路、航路標識の異常の有無 カ) 港湾等における避難者の状況 キ) 関係機関等の対応状況 ク) その他災害応急対策の実施上必要な事項

（４）海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずる。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

事故、火災別	活 動 内 容
船舶の海難、人身事故等が発生したとき	速やかに巡視船艇・航空機等によりその捜索救助を行う。
船舶火災又は海上火災が発生したとき	ア) 速やかに巡視船艇等によりその消火を行う。 イ) 必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。
危険物が排出されたとき	その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ、火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

（５）緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇等の活用について配慮するものとし、輸送対象の想定は次のとおりに行う。

段階別	時 期	輸 送 対 象
第1段階	避難期	ア) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 イ) 消防、水防活動等、災害拡大防止のための人員及び物資 ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 エ) 負傷者等の後方医療機関への搬送 オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	輸送機能確保期	ア) 上記（第1段階）の続行 イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資 ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	応急復旧期	ア) 上記（第2段階）の続行 イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ) 生活必需品

（6）物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号、最終改正：平成16年9月30日国土交通省令第90号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付、又は譲与する。

（7）関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、沿岸部の陸上における救助・救急活動等について支援する。

（8）流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずる。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるため、防除活動に関しては、流出油の拡散及び性状の変化の状況についての的確な把握に努めて状況に応じた防除方

針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施できるよう留意する。

措 置 別	措 置 内 容
防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとする。	ア) 巡視船艇等により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。 イ) 必要に応じ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（第41条の2）に基づき、関係行政機関の長又は地方公共団体の長、その他の執行機関長及び関係機関等に出動を要請し、防除措置を講ずる。
防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるとき	防除措置を講ずべきことを命ずる。
緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるとき	ア) 巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。 イ) 必要に応じ機動防除隊又は海上災害防止センターに防除措置を依頼する。

（９）海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

安全確保の必要状況	措置内容
船舶交通の輻輳が予想される海域	必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。 （この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。）
海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるとき	必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるとき	速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

安全確保の必要状況	措置内容
船舶交通の混乱を避ける。	災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線機等を通じ船舶への情報提供を行う。
水路の水深に異状を生じたと認められるとき	ア) 必要に応じ検測を行う。 イ) 応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
航路標識が損壊し、又は流出したとき	速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、基本法第63条第1項及び同条第2項の定めるところによる警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知する。

(11) 治安の維持

上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等により次に掲げる措置を講ずる。

- ① 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
 - ② 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 危険物積載船については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
 - ② 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
 - ③ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとる。

3. 村の対応**(1) 災害予防**

区 分	実 施 内 容
防災訓練	防災業務を迅速かつ的確に実施するため、被害想定を明らかにした様々な条件を設定した実践的な訓練を関係機関を含め実施していく。
啓発活動	職員及び海上で業務に従事する関係者を対象に、第十一管区海上保安本部及び関係機関等と協力して災害に対応するための基礎知識や災害が発生したときに具体的にとるべき行動等、防災思想の普及高揚を図る。
調査研究	防災業務を総合的かつ効果的に実施するため、関係機関と常に資料、情報等を共有し、被害を未然に防止する。

(2) 災害防止対策

港内又は港の境界付近の船舶及び漁港施設等の災害防止のため、災害発生のおそれがある場合、港務班は港内を巡視し、船舶及び関係者に対する関連情報の迅速な伝達、早期避難勧告や荒天準備の指導等、必要な措置を講じる。

また、応急対策の必要がある場合は、村長（総務班）が第十一管区海上保安本部に要請し、同本部の行う応急対策に協力して活動する。

〈被害防止措置事項〉

- ① 港内停泊船は、安全な泊地に移動させる。
- ② 岸壁けい留船舶は、離岸して錨泊させるか離岸できないときは、けい留方法について指導する。
- ③ 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
- ④ 航行中の船舶は、早めに安全な港に避難するよう勧告する。
- ⑤ 災害により港内又は港内の境界付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。
- ⑥ 港内において必要と認めるときは、船舶の交通制限、危険物荷役の制限及び禁止の措置をとる。

（３）災害時の対応

消防機関は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救護について、第十一管区海上保安本部と協力して実施する。また、第十一管区海上保安本部に協力し、密接な連携をとりながら流出危険物の防除について応急措置を講ずる。

消防団は、災害に伴う海上における治安維持のため、第十一管区海上保安本部及び警察機関と協力し、緊密な連絡を保ちながら各種犯罪の情報収集、犯罪の防止、捜査、犯人の検挙あるいは暴動・騒乱の予防、鎮圧その他治安維持に必要な措置をとる。

（４）油汚染事故等対策

対策別	実 施 内 容
油防除	ア) 油汚染事故等に際して、海上保安庁長官（第十一管区海上保安本部長）から「排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の除去その他の海洋汚染を防止するため必要な措置」の要請があった場合は、村（総務班）が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応する。 イ) 油汚染事故等の緊急措置については、村における「油濁防止緊急措置手引書」を作成し、油防除資材等を設置する。
漂着油除去	ア) 漂着油の除去作業は、原因者等の防除活動のみでは十分な対応ができない場合、村（総務班）が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応するものとし、原因者不明の漂着油に関しても同様とする。 イ) 応急対策用資機材については、村で確保するほか、不足するもの

対策別	実 施 内 容
	については、協力者に持参するよう求めるとともに、国や県と密接に連携し、適切な技術指導・協力を求め、迅速な除去に努める。

4. 災害復旧・復興対策

村（総務班、港務班）は、災害による地域の社会経済活動が低下する状況を踏まえ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、国、県等と連携を図りつつ被災の復旧・復興に当たり、次に掲げる対策を講ずる。

区 分	実 施 内 容
海洋環境 の汚染防止	がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずる。
海上交通安全 の確保	災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。 ア）船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理指導を行う。 イ）広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施行される場合は、工事関係者に対し、工事施行区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

第31節 労務供給計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 職員の派遣・幹旋（相互応援協力計画）	総務班
3. 一般労働者供給の方法	総務班、関係各部班
4. 従事命令、協力命令	総務班

災害時における応急対策実施のため、各実施機関における職員動員等では十分に対応できない困難な事態が発生した場合に、労務者及び職員等の確保について定める。

1. 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、それぞれ応急対策実施機関において行う。

ただし、確保が困難な場合の必要な労務者の雇用は、村長が行う。

2. 職員の派遣・幹旋（相互応援協力計画）

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、村長は、次の機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

（1）職員の派遣要請

- ① 指定地方行政機関の長（基本法第29条第2項）
- ② 他の市町村長（地方自治法第252条の17）

（2）職員の派遣幹旋

- ① 知事に対し、指定地方行政機関の職員派遣について幹旋要求
(基本法第30条第1項)
- ② 知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による職員派遣について幹旋要求
(基本法第30条第2項)

(3) 派遣要請・斡旋の手続き

職員の派遣・要請に関する文書は、必要事項を記載したものとする。

〈派遣・要請に必要な事項〉

- ① 派遣を必要とする理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を要請する期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

3. 一般労働者供給の方法

供給方法	実 施 内 容
供給手続	村長は、沖縄公共職業安定所長（ハローワーク沖縄）に対し、次の事項を明示して労務者の供給を依頼する。 ア) 作業内容（目的又は救助種目） イ) 必要労務者数 ウ) 労働期間・時間 エ) 就労場所 オ) 賃金 カ) その他必要な事項（人夫雇上げ理由等）
賃金の基準	賃金の基準は、今帰仁村臨時職員の賃金を基準とし、災害時の事情等を勘案して決定する。
賃金の支払い	賃金の支払い事務は、「今帰仁村臨時職員の任用、給与、服務及び勤務条件等に関する規則」に準じて、その担当班の所属課が行う。
労務者の輸送方法	労務者の輸送は、原則として村の車両によって行う。

4. 従事命令、協力命令

災害応急対策の実施に伴う人員不足に対し、村長及び知事（県）が必要があると認めた場合は、従事命令、協力命令を発する。

(1) 人的公用負担の要領

① 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	基本法第 65 条 1 項	村 長
		〃 第 65 条 2 項	警察官、海上保安官
		〃 第 65 条 3 項	自衛官 (村長の職権を行う 者がその場にな い場合)
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
		自衛隊法第 94 条	自衛官 (警察官がその場 にいない場合)
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	従事命令	救助法第 7 条第 1 項	知 事
	協力命令	〃 第 8 条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	基本法第 71 条 1 項	知 事
	協力命令	〃 第 71 条 2 項	村 長 (委任を受けた場合)
消防作業	従事命令	消防法第 29 条 5 項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、水防団 長、消防機関の長

※知事（知事が村長に権限を委任した場合の村長を含む。）の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

② 命令対象者

命 令 区 分 （作業対象）	対 象 者
基本法及び救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	ア) 医師、歯科医師又は薬剤師 イ) 保健師、助産師又は看護師、准看護師、 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工 学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ウ) 土木技術者又は建築技術者 エ) 土木、左官、とび職 オ) 土木業者、建築業者及びこれらの者の 従業者 カ) 地方鉄道業者及びその従業者

命 令 区 分 (作業対象)	対 象 者
	キ) 軌道経営者及びその従業者 ク) 自動車運送業者及びその従業者 ケ) 船舶運送業者及びその従業者 コ) 港湾運送業者及びその従業者
基本法及び救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
基本法による村長、警察官、海上保安官の 従事命令 (災害応急対策全般)	村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の 従事命令 (災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の 従事命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、 消防機関の長の従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(2) 物的公用負担

〈公用負担の種類と執行者〉

対象物	公用負担の種類	根拠法	執行者
消防対象・土地	使用、処分、 使用制限	消防法 第29条第1項	消防吏員 消防団員
土地	一時使用	水防法 第21条第1項	村 長
土石、竹材、その他の資材	使用、収用		
車両、その他の 運搬具・器具	使用		
必要物資の生産集荷配給、 保管、運送の業者	保管命令	救助法 第23条の2第1項 基本法 第78条第1項	・指定行政機関の長 ・指定地方行政機関 の長
必要な物資	収用		
病院、診療所、助産所、 旅館、飲食店	管理	救助法 第26条第1項 基本法 第71条第2項	知 事 (村 長)
土地、家屋、物資	使用		
必要物資の生産集荷配給、 保管、運送の業者	保管命令		
必要な物資	収用		

対象物	公用負担の種類	根拠法	執行者
他人の土地、建物、 その他の工作物	一時使用	基本法 第64条第1項	村 長 警察官 海上保安官
土石、竹材、その他の物件	使用、収用		
災害を受けた工作物又は 物件で応急措置の実施の 支障になるもの	除去、 その他の 必要な措置	基本法 第64条第2項	

(3) 補償等

① 傷害等に対する補償（基本法第84条第1項）

村（総務班）は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により、村長の職権を行なった場合も含む。）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病となったときは、基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

② 損失等に対する補償（基本法第82条第1項）

村（総務班）又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行う。

※「資料編：3-4 公用令書等の様式」参照（p49）

第32節 民間団体協力計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 協力要請対象団体	—
3. 協力の要請	行政班

災害の規模が大きく、地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体と協定を締結し協力を図る。

なお、村で処理できない場合は、隣接市町村に協力を求めて行う。

1. 実施責任者

民間団体への活用要請は、村長（行政班）が行う。

なお、大規模な被害、若しくは広範囲にわたる災害の発生等により、本村において処理できない場合、被災をまぬがれた隣接市町村又は知事（県）に協力を要請して行う。

2. 協力要請対象団体

- ① 各自治会
- ② 自主防災組織
- ③ 女性団体、青年団体
- ④ 民間事業所
- ⑤ 各種団体

3. 協力の要請

区 分	実 施 内 容
要請の方法	行政班は、協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請を行う。 ① 協力を必要とする理由 ② 作業の内容 ③ 期間 ④ 従事場所 ⑤ 所要人数 ⑥ その他必要な事項

区 分	実 施 内 容
協力を要する 作業内容	① 災害現場における応急措置と患者等の搬出、危険個所の発見及び連絡等の奉仕 ② 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者等の世話等の奉仕 ③ 被災者に対する炊き出し、給水の奉仕 ④ 警察官等の指示に基づく被災者の誘導 ⑤ 関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕 ⑥ その他危険の伴わない災害応急処置の応援

第33節 ボランティア受入計画

施策項目	実施担当
1. ボランティア受入体制の整備	福祉・児童家庭班
2. ボランティア活動内容と協力要請	福祉・児童家庭班
3. ボランティアの活動支援	福祉・児童家庭班

大規模な災害時には、本村及び防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想され、関係諸団体との連携のもと民間ボランティアの参加を求めるとともに、受入れ体制を整備する。

ボランティアの受入れ先となる「村災害ボランティアセンター」は、被災地におけるボランティアの円滑な活動が図られるよう、県災害ボランティアセンターと連携協力を行う。

また、村災害ボランティアセンターの本部を中央公民館に設置し、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

1. ボランティア受入体制の整備

村災害ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンター、村（福祉・児童家庭班）、社会福祉協議会、県、日本赤十字社、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）、その他関係機関との連携を図りながら、ボランティア活動が円滑に実施できるように受入体制を整備する。

受入れに際しては、ボランティアの登録を行い、高齢者介護や外国語能力等、ボランティアの技能支援が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等の支援に努める。

なお、共助のボランティア活動と村の実施する救助の調整事務について、村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2. ボランティア活動内容と協力要請

ボランティアの活用に際しては、ボランティア活動の内容に即し、協力を求める。

〈ボランティア活動内容〉

種 別	活 動 内 容
専門ボランティア	ア) 医療救護（医師、看護師、助産師等） イ) 無線による情報の収集、伝達（アマチュア無線通信技術者） ウ) 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者） エ) 住宅の応急危険度判定（建築士等） オ) その他、災害救助活動において専門技能を要する業務
一般ボランティア	ア) 炊き出し イ) 清掃及び防疫 ウ) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 エ) 被災地外からの応援者に対する地理案内 オ) 軽易な事務補助 カ) 危険を伴わない軽易な作業 キ) 指定避難所における各種支援活動 ク) その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 ケ) 村災害ボランティアセンターの運営に関する支援 コ) その他必要なボランティア活動

3. ボランティアの活動支援

村（福祉・児童家庭班）は、社会福祉協議会等の協力を得て、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

（1）ボランティア活動場所の提供

〈村災害ボランティアセンター活動拠点の場所及び役割〉

区 分	活動拠点の場所	役 割
本 部	・ 村立中央公民館 （使用不可能な場合 他の公共施設）	① ボランティアの活動方針の検討 ② 全体の活動状況の把握 ③ ボランティアニーズの全体的把握 ④ ボランティアコーディネーターの派遣調整 ⑤ 各組織間の調整 （特に行政との連絡調整） ⑥ ボランティア活動支援金の募集、分配

区 分	活動拠点の場所	役 割
地区活動	・ 総合運動公園 ・ 社会福祉施設 ・ その他公共施設	① 避難所等のボランティア活動の統括 ② 一般ボランティアの受付、登録 (登録者は本部へ連絡) ③ 一般ボランティアのオリエンテーション (ボランティアの心得、活動マニュアル) ④ ボランティアの派遣 ⑤ ボランティアニーズの受け皿、掘り起こしとコーディネート ⑥ ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

村(福祉・児童家庭班)は、電話、FAX、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等、村長が必要と認め、かつ本村において提供可能な資機材とする。

(3) 情報の提供

村(福祉・児童家庭班)は、災害の状況やボランティア活動状況等に関する最新の情報の提供及び収集により、行政による適切な情報の一元化と共有化を図る。

また、ボランティア組織の必要情報とともに、住民に対する災害関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティアの保険

村(福祉・児童家庭班)は、ボランティア保険の加入に際し、金銭面の支援を検討する。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

村(福祉・児童家庭班)は、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて報道するなど、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減することに努める。

第34節 公共土木施設応急対策計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 施設の防護	建設対策部各班
3. 応急措置	建設対策部各班
4. 応急工事	建設対策部各班

災害時における道路及び港湾・漁港施設等、公共土木施設の応急対策を定める。

なお、河川施設は「第11節 水防計画」、急傾斜地の危険予想区域等の法面施設は「第12節 土砂災害応急対策計画」の各応急対策による。

1. 実施責任者

災害時における道路、港湾・漁港施設等の応急対策は、地域を管轄する指定地方行政機関等と、それぞれの管轄機関及び管理者が行う。

村（建設対策部）は、各施設管理者等と調整を図る。

2. 施設の防護

（1）道路施設

- ① 村（土木建築・管理班）は、本村内の道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を県道路管理課及び所管長（北部土木事務所長）に報告する。

〈報告内容〉

- | |
|--|
| ア) 被害の発生した日時及び場所
イ) 被害の内容及び程度
ウ) 迂回道路の有無 |
|--|

- ② 自動車の運転者や地区の住民等が、決壊崩落土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに警察及び消防機関に通報し、村長に報告されるよう、常時指導・啓発しておく。

- ③ 国道（指定区間外）及び県道の管理者である県における措置は、以下のとおり。

ア) 北部土木事務所は、緊急時に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速かつ適切な措置がとれるように努める。

イ) 所管する道路についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、災害対策本部と共有を図り、道路災害の未然防止又は優先啓開ルートの適切な応急措置を行う。

(2) 港湾・漁港施設

村長（港務班）は、護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、地域を管轄する指定地方行政機関等との調整及び所管長（北部土木事務所）に報告する。

〈報告内容〉

- | |
|---|
| ア) 被害の発生した日時及び場所
イ) 被害の内容及び程度
ウ) 泊地内での沈没船舶の有無 |
|---|

なお、北部土木事務所等は、緊急時に所管の防波堤、護岸、岸壁等の破壊その他船舶、貯木場、民家に支障を及ぼすおそれのある箇所については検討を加え、災害時に沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、迅速、適切な措置がとれるよう努めるとともに、災害発生のおそれがある場合は、所管の岸壁、護岸の状況を把握するため所員を地区別に手分けして、地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、被害情報の収集、護岸・岸壁被害の未然防止又は適切な応急措置を行う。

3. 応急措置

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力を上げて復旧に努めるとともに、情報を共有し迂回道路等の有無を連携して十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して、交通の確保を図る。

※「資料編：4-5 災害危険箇所・区域」参照（p63）

(2) 港湾・漁港施設

港湾管理者及び漁港管理者は、災害が発生した場合は、全力を挙げて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家等を防護する。

4. 応急工事

(1) 応急工事体制

① 要員及び資材の確保

応急工事実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じておく。

〈応急工事実施責任者による必要な事前措置〉

- ア) 応急工事に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
- イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達方法

② 応援又は派遣の要請

応急工事実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策が必要な場合、他の地方公共団体に対し応援を求めて応急工事の緊急実施を図る。

(2) 応急工事の実施

① 道路施設

村（土木建築・管理班）は、被害の状況に応じた仮工事等により、応急の交通確保を図る。

また、被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急対策に必要な道路から重点的に実施する。

〈工事内容〉

- ア) 排土作業又は盛り土作業
- イ) 仮舗装作業
- ウ) 障害物の除去
- エ) 仮道、栈道、仮橋等の設備設置
- オ) 路面及び橋梁段差の修正

② 港湾・漁港施設

ア) 背後地に対する防護

村（港務班）は、防波堤の破壊のおそれがある場合は補強工作を行い、破堤又は決壊した場合、潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。

イ) 航路、泊地の防護

村（港務班）は、河川から土砂流入及び波浪による漂砂等によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

ウ) けい留施設

村（港務班）は、岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い破壊拡大の防止を図る。

第35節 航空機事故災害応急対策計画

施策項目	実施担当
1. 村の活動	総務班

村（総務班）は、村域内及び周辺域において、航空機の墜落事故等が発生した場合には、県、周辺市町村、防災関係機関、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

1. 村の活動

- ① 航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。
- ② 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。
- ③ 死傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。
また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び遺体収容所の設置又は手配を行う。
- ④ 災害の規模が大きく、村等に対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町に応援を要請する。
また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

第36節 ライフライン等施設応急対策計画

施策項目	実施担当
1. 電力施設災害応急対策計画	沖縄電力(株)
2. ガス施設災害応急対策計画（液化石油ガス施設）	液化石油ガス販売事業所
3. 水道施設災害応急対策計画	水道業務・工務班
4. 生活排水施設災害応急対策計画	水道業務・工務班
5. 電気通信施設災害応急対策計画	電気通信事業者

災害によるライフライン（電気、通信、ガス、上・下水道）の応急対策について、迅速、適切な対応を図る。

1. 電力施設災害応急対策計画

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力(株)が定める防災業務計画により実施する。

なお、同計画は電力施設に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るために定められており、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

また、被災地に対する電力供給を確保するため、電力施設復旧の処理に当たっては今帰仁村と十分連絡をとるとともに、必要に応じ、県災害対策本部と協議して措置する。

※「資料編：4-8（10）④電力機関の連絡先」参照（p77）

2. ガス施設災害応急対策計画（液化石油ガス施設）

ガス施設に関する災害応急対策は、今帰仁村管轄の各ガス関係事業者が定める保安規定により各業者が実施する。

なお、同規定は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して安全を確保し、かつ災害、その他非常時にとるべき措置等について定める。

（1）連絡体制

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に、LPガス協会の支部長、消防機関、警察に連絡する。

休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

(2) 出動体制

対応の種類	担 当	実 施 内 容
消費者等からのガス漏れの通報等	販売店	直ちに現場に急行し、応急措置を行う。
通報通知による対応ができない場合 (特別な事情等)、又は現場到着までに時間を要するとき	販売店	事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
事故の状況による消防機関の出動、さらなる応援の必要要請	供給販売店	所轄の消防機関に出動を要請し、さらに必要な応援は支部長に応援出動の要請及び適切な対応によりガス漏れを止める。
供給販売店等から要請を受けた場合	支部長	直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
他販売店から応援出動の依頼又は支部長から出動指示があった場合	販売店	何時でも出動できるよう、あらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

(3) 出動条件

- ① 出動者は、緊急措置を的確に行う能力を有する者（有資格者等）とする。
- ② 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- ③ 出動の際には、必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏（手おち等）のないようにする。

(4) 事故の処理

- ① 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。
- ② 整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

3. 水道施設災害応急対策計画

村（水道業務・工務班）は、水道施設の復旧に当たっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用など、速やかに緊急給水を実施する。

(1) 復旧の実施

施設別	実施内容
取水・導水施設の復旧	浄水活動に大きな支障を及ぼす取水・導水施設の被害は、最優先で復旧を行う。
浄水施設の復旧	浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
管路の復旧	管路の復旧に当たっては随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき被害の程度や復旧の難易度、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧を行う。
給水装置の復旧	ア) 公道内の給水装置 公道内の給水装置の復旧は、配水管復旧及び通水と並行して実施する。 イ) 一般住宅等の給水装置 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕の申し込みがあったものについて実施する。 その場合において、緊急度の高い医療施設、福祉施設を優先して実施する。

(2) 広域支援の要請

本村の簡易水道事業の現状と、災害の状況により必要な要請を県に行い、県は水道事業者等による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、村（水道業務・工務班）は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行う。

(3) 災害広報

村（水道業務・工務班）は、応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。

〈実施連絡機関〉

機関の名称	所在地	電話
今帰仁村建設課（水道担当）	字仲宗根 219	0980-56-2255

4. 生活排水施設災害応急対策計画

村（水道業務・工務班）は、生活排水施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図る。

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧を優先し、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

施設別	実 施 内 容
処理場・ポンプ場の復旧	処理場・ポンプ場において停電が発生した場合は、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。
管渠施設の復旧	管渠施設の破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努める。

〈実施連絡機関〉

機関の名称	所在地	電 話
今帰仁村 建設課	字仲宗根 219	0980-56-2255
今帰仁村 経済課	字仲宗根 219	0980-56-2256

5. 電気通信施設災害応急対策計画

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生又は発生のおそれがあると認めたとき、NTT西日本㈱沖縄支店の防災業務計画に基づき、沖縄支社に災害対策本部が設置される。

ただし、状況により情報連絡室の設置や、電気通信施設の復旧処理に当たる等、必要に応じ、村災害対策本部と協議の上実施する。

また、電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努める。

※「資料編：4-8（7）指定公共機関」参照（p74）

第37節 農林水産物応急対策計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 農林水産物の対策	農林水産振興班
3. 農産物応急対策	農林水産振興班
4. 家畜応急対策	農林水産振興班
5. 水産物等応急対策	農林水産振興班

災害時における農林水産物及び、家畜の災害応急対策を行い、これら農林水産経営の安定を図る。

1. 実施責任者

災害時における農林水産物の応急対策は、村長（農林水産振興班）が行う。

2. 農林水産物の対策

村（農林水産振興班）は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、関係団体等を通じて事後対策について指導を行う。

なお、高潮や波浪等による遭難者が発生したときは、村（農林水産振興班）は、第十一管区海上保安本部へ通報するとともに、村においても消防機関を中心とした捜索隊を編成する。

3. 農産物応急対策

（1）種苗対策

村（農林水産振興班）は、災害により農作物が被害を受け、種苗供給の必要がある場合は、種苗確保の計画樹立と、農業協同組合への要請・協力とともに県へ報告し、供給措置を実施する。

村（農林水産振興班）の要請を受けた農業協同組合は、直ちに要請を取りまとめ、管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保する。

（2）病虫害防除対策

村（農林水産振興班）は、災害による病虫害の異常発生から農作物が被害を受けた場合、県の指示に従い、必要に応じて本村における「病虫害防除計画」を樹立し、農業協同組合と連携した緊急防除を実施し、農作物に対する管理指導を行う。

4. 家畜応急対策

対策種別	実 施 内 容
家畜の管理	降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させる。 この場合の避難場所の選定、避難の方法について、必要に応じ、村は事業者と事前調整を図っておく。
家畜の防疫	家畜伝染病に対処するため、村（農林水産振興班）は、県や獣医師会と協力の上、必要な防疫措置を実施する。 死亡家畜については、必要に応じて県に届けるとともに、死体処理の指示に従う。 特に、水害による予防注射又は畜舎消毒の必要が認められた場合、関係機関と連携し予防注射又は緊急消毒措置及び被災畜舎の消毒指導を行う。
飼料の確保	災害により飼料確保が困難となった場合、村（農林水産振興班）は農業協同組合を通じ、必要量の調査把握を行い、確保調整の上、県に要請する。

5. 水産物等応急対策

対策種別	実 施 内 容
水産養殖用の 種苗・飼料等の確保	災害により水産養殖種苗の供給、補給の必要を生じた場合、村長（農林水産振興班）は、県に要請を行い、確保する。
魚病等の防除指導	災害による水産養殖物に、魚病発生のおそれがある場合、又は発生まん延防止のため、村長（農林水産振興班）は、県に要請するとともに、水産試験研究機関の指導を受け、対策を図る。

第38節 交通機関応急対策計画

施策項目	実施担当
1. バス・タクシー	バス・タクシー事業者
2. フェリー等	フェリー事業者、港湾管理者・漁港管理者

1. バス・タクシー

バス・タクシー事業者は、台風等が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

2. フェリー等

旅客を扱う事業者及び港湾管理者・漁港管理者は、台風等が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、フェリーターミナル等の旅客の安全を確保し、安全な避難場所に避難誘導を行う。

第39節 道路事故災害応急対策計画

施策項目	実施担当
1. 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	総務班
2. 応急活動及び活動体制の確立	道路管理者、関係機関
3. 救助・応急、医療及び消火活動	総務班、消防機関、道路管理者
4. 道路、橋梁等の応急措置	道路管理者、ライフライン施設事業者
5. その他	道路管理者

1. 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- ① 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- ② 村（総務班）は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

2. 応急活動及び活動体制の確立

道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

関係機関は、本章「第1節 組織動員計画」に基づき、事故発生後、速やかに必要な体制をとる。

3. 救助・応急、医療及び消火活動

- ① 道路管理者は、村（総務班）等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- ② 消防機関は、救助・救急活動を行うほか、村（総務班）は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
- ③ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとするが、村（総務班）は、必要に応じて、民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

4. 道路、橋梁等の応急措置

- ① 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

- ② 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等の道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。
- ③ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

5. その他

- ① 道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。
- ② 道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第40節 離島支援計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 支援体制の確保	総務班、県、防災関係機関

1. 実施責任者

村（総務班）は、大型台風等により離島に甚大な被害が発生、又は発生が予測される場合、県及び防災関係機関、被災していない市町村と連携して、離島支援体制をとる。

2. 支援体制の確保

村（総務班）は、県、防災関係機関、他市町村、協定団体等と連携して、離島支援のための要員、資機材等の確保等の支援体制を確保する。

概ね、次の支援が考えられる。

- ① 被災者支援
 - ア) 捜索、救助（捜索要員、捜索資機材）
 - イ) 医療救護（医療班、医薬品）
 - ウ) 衛生（仮設トイレ）
 - エ) 食料、飲料水、生活必需品
 - オ) 遺体収容（検視・検案要員、柩・ドライアイス）
 - カ) 要配慮者対策（専門職）
- ② 傷病者、要配慮者の移送と受入れ
- ③ 帰宅困難者の移送
- ④ 重要施設の点検、応急復旧
 - ア) 道路、橋梁
 - イ) 港湾
 - ウ) 上下水道、電気、通信
- ⑤ 被災市町村の支援
 - ア) 応援職員、資機材
- ⑥ 被災者の広域一時滞在

第2章 災害復旧復興計画

村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

必要な場合には、これに基づき、復興計画を作成する。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

また、村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第1節 公共施設災害復旧計画

施策項目	実施担当
1. 実施責任者	—
2. 計画の種類	—
3. 施設災害復旧事業に関する国の財政措置	—
4. 村及び県における措置	総務班、財政班、県、警察

被災した施設は、本村がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、その被害程度に応じて復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧と併せて再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図る。

1. 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

2. 計画の種類

計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討してその都度作成実施するが、その主な計画は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ① 河川施設復旧事業計画
- ② 海岸施設復旧事業計画
- ③ 道路施設復旧事業計画
- ④ 砂防施設復旧事業計画
- ⑤ 地すべり防止施設復旧事業計画
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- ⑦ 下水道施設復旧事業計画
- ⑧ 港湾施設復旧事業計画
- ⑨ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- ⑩ 漁港施設復旧事業計画
- ⑪ 公園災害復旧事業計画

(2) 水道施設復旧事業計画

(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画

※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(4) 都市災害復旧事業計画

- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他、災害復旧事業計画

3. 施設災害復旧事業に関する国の財政措置

災害のために被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握して、これらの特別措置を勘案して迅速な復旧を図る。

4. 村及び県における措置

区 分	実 施 内 容
激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進	著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、村（総務班）及び県は連携・情報共有して被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう、迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。
緊急災害査定促進	災害が発生した場合、村（総務班）及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるように措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。
災害復旧資金の確保措置	村（財政班）及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。
暴力団の排除	警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
復旧工事の代行	村（総務班）は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受け、工事の実施体制等の村の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のために必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、村に代わって工事を行うよう、県又は国に要請する。

第2節 被災者生活への支援計画

施策項目	実施担当
1. 災害相談	戸籍住民証明班、総務班
2. 罹災証明書の発行	税務・評価班、福祉・児童家庭班
3. 住宅の復旧	税務・評価班、土木建築・管理班
4. 生業資金の貸付	福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班
5. 被災世帯に対する住宅融資	財政班、県
6. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班
7. 災害義援金品の募集及び配分	財政班
8. 村税の徴収猶予及び減免	税務・評価班
9. 職業の斡旋	行政班
10. 被災者生活再建支援	福祉・児童家庭班
11. 災害保険や共済制度の活用	総務班
12. 借地借家制度の特例適用	総務班
13. 住宅供給	総務班

村は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細やかな支援を講じる。

また、村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができるような環境の整備に努める。

1. 災害相談

被災者が抱える多種多様な相談や問い合わせに対しては、「住民サポートセンター（仮称）」を開設して、総合的な対応としての機能を発揮させる。

なお、県は、県本庁、県土木事務所及び被災地域の公共施設等に、県民サポートセンターを設置する。

（1）住民サポートセンター（仮称）の開設

本村における被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、村（戸籍住民証明

班)では、国、県及びその他関係機関と連携した「住民サポートセンター(仮称)」を開設する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

(2) 相談内容

「住民サポートセンター(仮称)」における相談内容(例)は、次のとおりである。

- ① 倒壊家屋の解体・撤去、危険度判定
- ② 各種資格証の再発行等手続(年金証書、健康保険証等)
- ③ 罹災証明書の発行手続
- ④ 仮設住宅の入居
- ⑤ 災害援護資金
- ⑥ 被災に伴う税金の減免措置
- ⑦ 医療、保健
- ⑧ その他

(3) 設置場所

「住民サポートセンター(仮称)」は、村役場及び被災地域において、日頃から活用されている地区公民館等の施設に設置する。

(4) 被災者への説明

村(福祉・児童家庭班)は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するよう努める。

2. 罹災証明書の発行

村(税務・評価班、福祉・児童家庭班)は、被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家被害の認定調査を行い、罹災証明書を交付する。

なお、住家被害の認定調査や罹災証明書交付の体制を確立するため、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努める。

さらに、村(税務・評価班、福祉・児童家庭班)は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

3. 住宅の復旧

災害時における住宅の復旧対策を図る。

(1) 災害住宅融資

① 災害復興住宅資金

村（税務・評価班）は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図る。

なお、この場合資金融通が早急に行われるよう、村において罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

- ア) 災害復興住宅資金
- イ) 地すべり等関連住宅資金
- ウ) 宅地防災工事資金

② 個人住宅（特別貸付）建設資金

村長は、災害による住宅の被害が発生した場合においては、罹災者に沖縄振興開発金融公庫による個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を周知させる。

なお、罹災者が借入れを希望する際には「罹災証明書」を交付する。

(2) 災害公営住宅の建設

① 災害による公営住宅の建設

村（土木建築・管理班）は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合、低所得被災世帯のため国庫補助を受けて、災害公営住宅を建設する。

災 害 種	適 用 基 準
暴風雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害の場合	ア) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき。 イ) 区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。 ウ) 滅失戸数が村区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。
火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき。）	ア) 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき。 イ) 滅失戸数が村区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

② 災害公営住宅の管理

災害公営住宅は、原則として、村（土木建築・管理班）が建設し、管理する。

③ 災害公営住宅の入居者の条件及び建設戸数

基 準	基 準 内 容
入居者の条件	ア) 当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者であること。 イ) 当該災害発生後3年間は、月収158,000円以下の世帯であること。 ウ) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある場合であること。 エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。
建設戸数	ア) 市町村別建設戸数は、被災滅失住宅戸数の3割以内とする。 ただし、他市町村で余分があるときは、3割を超えることができる。 イ) 県においては、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の3割以下の場合、3割に達するまで建設することができる。

4. 生業資金の貸付

村（福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班）は、被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

（1）災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「弔慰金法」という。）による災害援護資金は次のとおりである。

実施主体	今帰仁村（条例の定めるところにより実施）
対象災害	自然災害であって、県内において救助法が適用される市町村が1以上ある場合の災害とする。
貸付対象	対象災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
貸付限度額	350万円 ○被害の種類、程度により区分（世帯主の1ヶ月以上の負傷150万円、家財の3分の1以上の損害150万円、住居の半壊170万円、全壊250万円、住居の全体が滅失若しくは流失350万円）
所得制限	前年の所得が村民税の課税標準で700万円（4人世帯の場合）未満
利 率	年3%（据置期間中は無利子）
据置期間	3年（特別の場合5年）

償還期間	10年（据置期間を含む。）
償還方法	年賦又は半年賦
貸付原資負担	国（3分の2）、県（3分の1）

（2）母子父子寡婦福祉資金

村（福祉・児童家庭班）は、災害により被災した母子・父子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講ずる。

（3）生活福祉資金制度による各種貸付

村（福祉・児童家庭班）は、社会福祉協議会と連携し、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者が居住する世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

5. 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子・父子・寡婦世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

- （1）災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- （2）生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- （3）母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

6. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

（1）災害弔慰金の支給

村（福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班）は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

実施主体	今帰仁村
対象災害	いわゆる自然災害（弔慰金法第2条）であって、住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 等
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	ア）生計維持者が死亡した場合 500万円 イ）その他の者が死亡した場合 250万円
費用の負担	国（2分の1）、県（4分の1）、村（4分の1）

（２）災害障害見舞金の支給

村（福祉・児童家庭班、高齢者・介護福祉班）は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

実施主体	今帰仁村
対象災害	いわゆる自然災害（法第2条）であって、住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。
支給対象	対象災害により、精神又は身体に次に掲げる障害を受けた者に対して支給する。 ア）両眼が失明した者 イ）そしゃく及び言語の機能を廃した者 ウ）神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 エ）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 オ）両上肢をひじ関節以上で失った者 カ）両上肢の用を全廃した者 キ）両下肢をひざ関節以上で失った者 ク）両下肢の用を全廃した者 ケ）精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者
見舞金の額	ア）生計維持者が障害を受けた場合 250 万円 イ）その他の者が障害を受けた場合 125 万円
費用の負担	国（2分の1）、県（4分の1）、村（4分の1）

7. 災害義援金品の募集及び配分

村（財政班）、県、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

- ① 義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、県は、義援金配分委員会（以下本節において「委員会」という。）を設置する。
- ② 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄県女性連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。
- ③ 村（財政班）、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。

- ④ 村（財政班）は、義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。
- ⑤ 委員会は、受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。
村（財政班）は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

8. 村税の徴収猶予及び減免

村長（税務・評価班）は、地方税法、今帰仁村税条例に基づいて、被災者の状況により、村税の徴収猶予及び減免を行う。

減免を受けようとする者は、納期限前7日までに必要事項を記載し、その事実を証する書類を添付した申請書を村長（税務・評価班）に提出しなければならない。

なお、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2ヶ月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

9. 職業の斡旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県及び村（行政班）と連携して、以下の措置を講じる。

- ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ② 公共職業安定所に出向いて行くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

10. 被災者生活再建支援

（1）基本方針

村（福祉・児童家庭班）は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給手続きを行う。対象は、村の認定する全壊、大規模半壊、中規模半壊と認定された世帯を原則とする。

村（福祉・児童家庭班）は、被災者からの申請を受け付け、取りまとめた上、県に提出する。

県は、委託先の法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

(2) 計画内容（支援法の適用基準等）

① 支援法の適用

区 分	基 準 内 容
対象となる 自然災害	① 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村 ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村 ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る。） ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る。） ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、 ・全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る。） ・全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る。）
支給対象世帯	上記の災害により ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、居住不可能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である地域（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

② 住宅の被害認定

被害認定については、認定基準「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日内閣府政策統括官〈防災担当〉通知）」により村が行い、県がその取りまとめを行う。

③ 支援金の支給限度額

ア) 複数世帯の場合 (単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借（公営住宅以外）	—	25	25

イ) 単数世帯の場合 (単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借（公営住宅以外）	—	18.75	18.75

④ 支援金の対象経費

- | |
|--|
| ① 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入又は修理費
② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
③ 住居の移転又は移転のための交通費
④ 住宅を賃貸する場合の礼金
⑤ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）
⑥ 住宅の解体（除去）・撤去・整地費
⑦ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
⑧ ローン保証料、その他住宅建替え等にかかる諸経費 |
|--|

（注1）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度。補修のための借入金等の利息含む。）

（注2）長期避難世帯の特例として更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給

（注3）他の都道府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2

⑤ 村の事務体制

村の事務体制は、次表のとおりとする。

また、県・被災者生活再建支援基金の事務体制は、県防災計画に基づく。

〈村の事務体制〉

事 務 分 掌		
必要な事務	各団体で行う事務	委託を受けて行う事務
① 制度の周知（広報） ② その他各事務に係る付帯事務	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書の受付・確認等 ⑤ 支給申請書等の取りまとめ ⑥ 使途実績報告書の受付・確認等	① 支援金の支給（被災者の口座振込による場合を除く。） ② 支援金の返還に係る請求書の交付 ③ 支援金の納付に係る請求書の交付 ④ 加算金の納付に係る請求書の交付 ⑤ 延滞金の納付に係る請求書の交付 ⑥ 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに基金への送金

⑥ 収入額の算定等

収入額の算定、支援金支給申請の手続き、その他については、県の指導に基づき被災者生活再建支援法・同施行令、同施行規則、内閣府政策統括官（防災担当）通知等により行う。

⑦ 補助金の交付

被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助する。

1 1. 災害保険や共済制度の活用

災害保険や共済制度は、災害による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村（福祉・児童家庭班）は、それらの制度の普及促進に努める。

1 2. 借地借家制度の特例適用

村長は、必要と認めるときは「罹災都市借地借家臨時処理法」の適用手続きをとる。

1 3. 住宅供給

村長は、必要と認めるときは、全壊家屋被災者を村営住宅に入居させる等の住宅確保を図る。

第3節 農林漁業及び中小企業への支援計画

施策項目	実施担当
1. 農林業関係	農林水産振興班
2. 水産関係	農林水産振興班
3. 中小企業関係	商工観光班

災害時の被災農林漁業者及び中小企業者に対する融資対策は、次による。

1. 農林業関係

災害により農業者が被害を受け経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融資することによって、農業経営の安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

したがって、村（農林水産振興班）は、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

また、天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

なお、県は「沖縄県農業災害対策特別資金利子助成金等補助金交付要綱」に基づく利子助成を行い、被災農業者の負担軽減を図り、特に、台風時に被害が顕著な農作物の復旧を促進する。

被害林業者等に対しては、村（農林水産振興班）は、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金を活用するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め、早期復旧を推進する。

2. 水産関係

村（農林水産振興班）は、被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設、又は在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、漁業協同組合（同連合会）の系統金融の活用を図るよう指導・推進する。

〈農林漁業関係の融資〉

- ① 天災融資制度
- ② 沖縄振興開発金融公庫資金の制度金融
- ③ 農林漁業セーフティネット資金（災害資金）
- ④ 農業近代化資金等の制度資金
- ⑤ 沖縄県農業災害対策特別資金利子助成金 等

3. 中小企業関係

村（商工観光班）は、災害時の被災中小企業者に対する融資対策を以下により実施する。

（1）緊急連絡会の開催

村（商工観光班）は、県（経営金融課）と連携協力し、必要に応じて、関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化に努める。

（2）金融相談の実施

村（商工観光班）は、県（経営金融課）と連携協力し、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求め、金融相談を行い、融資の指導、斡旋に努める。

第4節 復興の基本方針等

施策項目	実施担当
1. 復興計画の作成	総務課
2. がれき処理	住民課、関係機関
3. 防災むらづくり	建設課
4. 特定大規模災害時の復興方針等	総務課、県

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものである。

1. 復興計画の作成

村（総務課）は、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を速やかに実施するため復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、村（総務課）は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

2. がれき処理

村（住民課）及び関係機関は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害によるがれきの処理方法を確認するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集・分別、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

3. 防災むらづくり

村（建設課）は、防災むらづくりに当たっては、避難路、避難場所、延焼遮断帯の他、防災活動上重要な拠点となる公園や広場、港湾等の基盤施設及び防災安全区の整備、ライフライン及び建築物や公共施設の耐震化・不燃化を図ることを基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向につ

いてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

4. 特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて次の措置を講じる。

（1）村の措置

村（総務課）は、必要に応じて、県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

（2）県の措置

県は、国の復興基本方針に即して県域の復興のための施策に関する方針（以下「県復興方針」という。）を定める場合、必要に応じて、関係行政機関の長、関係市町村長又は関係団体に対して資料提供等の協力を求める。

県復興方針を定めた場合は、関係市町村へ通知し、国への報告を行う。

また、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で都市計画の決定等を代行する。